

津波被災者の再定住地への移住と
生活再建における社会関係の再編に関する研究

—スリランカのインド洋津波からの復興を事例に—

前田 昌弘

目次

第1章 序論	1		
第1節 研究の背景	1		
第1項 社会関係からみた居住地計画	1		
1 個人の生活・仕事を支える環境	2		
2 社会関係と権利関係	3		
3 社会関係からみた居住地計画	4		
第2項 津波災害と再定住地	4		
1 津波災害の特性と対策	2		
2 津波被災地と再定住地	3		
3 居住地移転の「失敗」論	10		
第3項 社会関係からみた津波災害後の居住地計画	13		
第2節 研究の目的と課題	16		
第3節 研究の対象と方法	24		
1 研究の対象 - スリランカの津波被災地と再定住地	24		
2 調査の体制 - スリランカおよび日本の NGO/NPO との協働	24		
3 研究の方法 - 一事例のフィールド実験	24		
第4節 既往研究と本研究の位置づけ	24		
第1項 社会関係からみた居住地計画に関連する既往研究 - 社会諸科学を含めた整理	24		
1 コミュニティ論—社会的アプローチ	2		
2 社会関係資本論—経済学的アプローチ	3		
3 社会構造論—社会人類学的アプローチ	4		
4 人間 - 建築関係論—建築計画的アプローチ	40		
第2項 平時 - 非常時の関係からみた居住地計画に関連する既往研究 - 建築学を中心とした整理	51		
第3項 本研究の位置づけ	53		
第5節 論文の構成	56		
第6節 用語の定義	61		
1 社会関係	2 生活再建	3 再定住地	
第2章 津波被災者の再定住地への移住と生活再建の実態	63		
第1節 はじめに	63		
第2節 調査について	63		
1 再定住地の計画資料の収集	2 再定住地への移住記録の閲覧	3 再定住地の実地調査	
第3節 スリランカにおける津波被害と住宅復興事業の概要	64		
1 インド洋津波被害の概要	2 住宅復興事業の概要		
第4節 津波被災者に対する居住支援施策の内容とその評価	68		
第1項 居住支援施策の内容	68		
1 被災地での住宅再建の支援	2 再定住地への移住の支援	3 その他の支援	
第2項 居住支援施策に対する評価	71		
第5節 再定住地の計画内容の分析	72		
1 住宅立地	2 住宅地規模	3 住宅形式	4 生活施設の配置

第6節 再定住地への移住状況の分析	78			
第1項 再定住地への人口移動	78			
1 移動の距離	2 移動の規模			
第2項 再定住地の実態と課題	83			
1 モラトゥワ郡 - 都市部の被災と復興事業の停滞	2 ヒッカドウワ郡 - 再定住地における生活と仕事			
3 ハンバントータ郡 - 再定住地における空家問題	4 ウェリガマ郡 - 再定住地の計画と定住率の関係			
第7節 小結	88			
第3章 社会関係および権利関係からみた生活再建の分析枠組み	91			
第1節 はじめに	93			
第2節 スリランカ海村社会における社会関係の諸相	95			
第1項 地縁（ガマ、ワッタ）	95			
第2項 血縁（ゲー、ゲダラ、パウラ、ワーサガマ）	95			
第3項 地縁・血縁以外	99			
1 行政区分	2 民族・宗教	3 カースト	4 職業	5 金融
第3節 3つの社会関係の抽出	101			
1 地縁	2 血縁	3 マイクロクレジットの関係		
第4節 権利関係としての住宅敷地所有・利用関係	103			
第5節 結合原理に関する検討	104			
1 「空間を介した関係」と「人を介した関係」	2 「非選択的關係」と「選択的關係」			
第6節 生活再建の分析枠組みの検討	106			
1 社会関係および権利関係の継続・再編実態の解明				
2 社会関係および権利関係の重層性の解明				
3 生活再建を支える社会関係の役割の解明				
第7節 小結	107			
第4章 津波被災地における既存の社会関係および権利関係とその再編可能性	111			
第1節 はじめに	113			
第2節 調査と分析について	113			
1 調査対象—スリランカ南部ウェリガマ郡				
2 調査内容—社会関係および権利関係の継続・再編				
3 分析方法—社会関係および権利関係の再編パタンの検討				
第3節 社会関係と権利関係の実態	114			
1 津波被災地・ペラナ村モーダラワッタの概要				
2 社会関係および住宅敷地所有・利用関係の実態				
3 住宅敷地所有・利用関係の事例				
第4節 社会関係および権利関係の再編可能性の検討	121			
1 従前居住地完結型	2 再定住地完結型	3 従前居住地—再定住地補完型		
第5節 小結	123			

第5章 再定住地における社会関係および権利関係の継続・再編とその重層性	125
第1節 はじめに	127
第2節 調査と分析について	129
第1項 前提条件 - シンハラ人社会の家族構造と社会関係	129
第2項 調査対象の概要	129
1 スリランカ南部・ウェリガマ郡の津波被災地と再定住地	
2 2つの従前居住地 - ペラナ村とミリッサ村	
3 調査対象再定住地 - バッタコナウィラワッタ再定住地	
第3項 調査内容と分析方法	134
1 調査内容—社会関係および権利関係の継続・再編	2 分析方法—社会関係に対する規定性
第3節 社会関係および権利関係の継続・再編の実態	135
第4節 社会関係相互の規定性の分析	135
第1項 社会関係の組み合わせの分類	135
第2項 社会関係の組み合わせパターンとその変化	138
1 組み合わせⅠ—「マイクロクレジットの関係」と「血縁」ともにあり	
2 組み合わせⅡ—「マイクロクレジットの関係」のみあり	
3 組み合わせⅢ—「血縁」のみあり	
4 組み合わせⅣ—「マイクロクレジットの関係」と「血縁」ともになし	
第3項 マイクロクレジットの関係と世帯の経済状況および従前の地縁の関連性	140
1 世帯の経済状況との関連性	2 従前の地縁との関連性
第4項 マイクロクレジットの関係と権利関係の関連性	141
1 住宅敷地所有・利用関係の変化	2 住宅敷地利用関係との関連性
第5節 小結	142
第6章 再定住地における津波被災者の生活再建を支える社会関係とその役割	145
第1節 はじめに	147
第2節 調査と分析について	150
第1項 調査再定住地の現況と課題	150
1 生活・仕事の継続	2 コミュニティ形成
第2項 調査内容—マイクロクレジットの調査	153
1 マイクロクレジット提供機関 -GMSL	2 調査内容 - 貯蓄・融資記録の閲覧とヒアリング
第3節 再定住地におけるマイクロクレジットの活動経緯とその特色	153
1 マイクロクレジットの活動経緯	2 マイクロクレジットの特色
第4節 融資・貯蓄の利用と生活・仕事の継続の関連性	155
第1項 貯蓄グループごとの融資の借入・返済と貯蓄の実績	155
第2項 GMSL 融資の仕組みとその利用の実態	156
1 GMSL 融資の仕組み	2 GMSL 融資の利用の実態
第3項 貯蓄グループ融資の仕組みとその利用の実態	160
1 貯蓄グループ融資の仕組み	2 貯蓄グループ融資の利用の実態

第4項	メンバーごとにみた融資利用の事例分析	・・・	161
1	本人の仕事への利用を含む事例	2	本人と本人以外の仕事への利用を含む事例
3	本人以外の仕事への利用を含む事例		
第5節	貯蓄グループへの参加と社会関係の継続・再編の関連性	・・・	164
1	貯蓄グループへの参加の動機と負担	2	貯蓄グループへの参加と社会関係の継続・再編
第6節	小結	・・・	165
補章	津波被災地における住宅再建の実態と居住地移転を前提とした復興計画の問題	・・・	169
第1節	はじめに	・・・	171
第2節	調査と分析について	・・・	172
第1項	調査対象地—スリランカ南西岸の二つの被災居住地	・・・	172
1	ヒッカドゥワ郡—大都市近郊村落の居住地	2	モラトゥワ郡—大都市周縁の不法占拠居住地
第2項	分析の視点—平時の居住環境との連続性	・・・	172
第3節	ヒッカドゥワにおける住宅再建の実態	・・・	173
第1項	津波被害と住宅復興の概要	・・・	173
1	津波被害	2	バッファージョンの設定
3	住宅復興の進捗		
第2項	住宅再建の実態	・・・	175
1	居住地構成と被害状況	2	バッファージョン内の住宅再建
3	バッファージョン外の住宅再建		
第3項	バッファージョン内外の復興格差の問題	・・・	180
第4節	モラトゥワにおける住宅再建の実態	・・・	181
第1項	津波被害と住宅復興の概要	・・・	181
1	津波被害	2	住宅復興事業の停滞
3	自力建設の発生		
第2項	住宅再建の実態	・・・	183
1	居住地構成と被害状況	2	相互扶助による住宅再建
3	既存の建物・空間による住宅再建		
第3項	不法占拠および脆弱性の問題	・・・	190
第5節	小結	・・・	191
第7章	結論	・・・	195
第1節	各章で得られた知見	・・・	197
第2節	結論	・・・	203
第3節	提言および研究成果の応用	・・・	205
既報論文・著作一覧		・・・	209
謝辞		・・・	217

論文の要旨

本論文は、津波災害からの復興の選択肢として重要であるが、特に漁業従事者など海との関わりの深い人々の生活・仕事の継続が難しく、「失敗」する傾向が強いとされる居住地移転の問題に着目したものである。

スリランカにおける 2004 年インド洋津波災害後の居住地移転の「成功」事例を通じて、再定住地へと移住した津波被災者の生活・仕事が成り立つための要件を、個人を取り巻く社会的環境および物的環境との関連に着目して明らかにすることで、災害後の居住地移転計画において考慮すべき条件を明確化することを試みている。

本論文は以下に示す 7 つの章から成る。

第 1 章は序論であり、津波災害の特性と対策、および津波災害における居住地移転の事例を整理し、①「平常時」と「非常時」の関係、および「従前居住地」と「再定住地」の関係を踏まえた居住地計画、②「個人の生活・仕事」と、社会関係や権利関係といった「社会的環境」、および土地・自然や建物・空間といった「物的環境」の関係を踏まえた居住地計画という本研究の視座を構築している。その上で研究の目的とそれを達成するための課題の設定、既往研究における研究の位置づけを行っている。

第 2 章では、スリランカにおける津波被災者の再定住地への移住と生活再建の実態を通じて、再定住地における生活・仕事の継続と関係性が強い物的環境の要素を明らかにしている。

まず、復興開発庁や地方自治体といった公的機関での調査を通じて、津波被害の全容、居住支援施策の内訳、再定住地の計画内容、再定住地への世帯移動を量的に把握した。

次に、漁業従事者が被災者の大半を占めることから仕事の継続という課題が顕著である南西岸を対象として、津波被災地および再定住地の実態を把握した。

さらに、これらを踏まえ、再定住地の「立地」（海岸からの距離）、「規模」（戸数）、「住宅形式」（戸建と共同、接地型と積層型、など）が被災者の生活・仕事の継続と関係する要素であることを明らかにしている。特に、漁業従事者にとって「立地」が強い制約となっており、絶対的な数値ではないが、海岸から約 2km が適応限界であることを明らかにしている。

第 3 章では、個人の生活・仕事、社会的環境、物的環境の相互の関係を捉える枠組みを構築している。

まず、研究対象であるスリランカ南西岸の社会構造を踏まえ、被災者の生活・仕事に関わる社会関係として「地縁」、「血縁」、および地縁・血縁以外の関係としての「マイクロクレジット（Micro Credit:MC）の関係」（低所得者に対する無担保での小規模融資の貸付対象となるグループ）を抽出した。

また、権利関係として「住宅敷地の所有・利用関係」を抽出した。次に、「平常時」と「非常時」の関係、および「従前居住地」と「再定住地」の関係を踏まえ、居住地移転における社会関係および権利関係の変化を体系的に捉える枠組みを構築した。

さらに、この枠組みをもとに、「人を介した関係」かつ「選択的關係」である MC の関係に対する、「空間を介した関係」かつ「非選択的關係」である地縁、および「人を介した関係」かつ「非選択的關係」である血縁の規定性を検証する方法を考案した。

第4章では、津波被災地における既存の社会関係および権利関係の実態を明らかにするとともに、それらの再編可能性を検討している。

まず、第2章の分析をもとに「成功」事例と位置付けた再定住地・事例Gの従前居住地である集落・事例Cの分析を通じて、従前居住地には血縁やMCの関係、共同的な住宅敷地所有・利用関係といった居住者間の関係が豊富に蓄積されていたこと、それらが居住地移転実施後も従前居住地において継続していることを明らかにしている。

その上で、居住地移転において既存の関係を維持することが重要であること、その実現には再定住地だけでなく従前居住地を含む範囲で関係を維持・形成する必要があることを指摘している。

第5章では、再定住地における社会関係および権利関係の継続・再編の実態を明らかにするとともに、それら社会的環境と物的環境の重層性を明らかにしている。

「成功」事例・再定住地Gの分析を通じて、MCの関係が、再定住地だけでなく従前居住地を含む範囲で維持・形成されていることを明らかにするとともに、第3章で考案した検証方法を用いて、再定住地GにおいてMCの関係は地縁・血縁に必ずしも規定されない関係であったことを明らかにしている。

第6章では、再定住地Gにおける被災者の生活再建に対するMCの効果の把握を通じて、再定住地における被災者の生活再建を支える社会的環境とその役割を明らかにしている。

まず、MCを提供するNGOの職員に対する調査を通じて再定住地GにおけるMCには、①貯蓄・融資といった金銭的支援だけでなく、家庭菜園など住宅敷地周辺で行える仕事の指導・奨励といった技術的支援が行われていること、②グループ関係者間の相互の認識によって融資の自発的な返済を促す仕組みを備えていること、といった特色があることを明らかにしている。

その上で、融資の用途の分析を通じて、MCには仕事の継続を支える効果があったこと、特に家庭管理者である女性の仕事を支えたという点で効果的であったことを明らかにしている。

また、MCメンバー間の関係の分析を通じて、MCには既存の社会関係の継続・再編を促す効果があったこと、特にMCを通じて従前の地縁や血縁を超えて関係が形成されていることを明らかにしている。

第7章は結論であり、前章までで得られた知見を踏まえ、居住地移転の「成功」と「失敗」の意味について考察し、その実施には慎重な判断が必要であることを指摘している。

その上で、今後の計画技術論の成熟に資する基礎的な知見として、再定住地Gにおいて津波被災者の生活・仕事が成り立つための要件として、(1)従前の居住地や仕事場に通うことができる「立地」(海岸から約1.2km)、(2)漁業以外の仕事や生活も含めて支える、「地縁・血縁以外の関係」(MCの関係)の維持・形成、(3)住宅敷地内での仕事が可能な「住宅形式」(庭を備えた接地型の住宅)、(4)居住者が相互の関係を認識しやすい「住宅地規模」(約50戸)を挙げている。

また、ここから災害後の居住地移転において考慮すべき条件として、(1)個人の生活・仕事とそれを支える社会的・物的環境の継続・回復、(2)地縁・血縁によらない関係の維持・形成、(3)「平常時」と「非常時」、および「従前居住地」と「再定住地」の関係性を断ち切らない建物・空間の設計を抽出し、結論としている。

第 1 章
序論

第1節 研究の背景

本研究は、津波災害後に建設された再定住地における被災者の生活再建の実態を明らかにし、それにもとづいて、再定住地への移住の「失敗」と「成功」の意味について探究するとともに、自然災害後の居住地移転計画において考慮すべき条件を明確化することを試みるものである。

本研究の主題は、“社会関係からみた居住地計画”である。巨大なエネルギーを持つ津波は、堤防や道路、建物といった、物的な資産を徹底的に破壊する。津波被災者は、しばしば、物的な資産が何も残されておらず、生活再建の手がかりを見つけることさえ困難な状況に置かれる。しかし、地域に蓄積されてきた慣習、規範、ルールといった社会関係を、唯一残された非物的な資産と捉え、生活再建の手がかりとするという見方は可能である。

一方、津波災害後に建設される再定住地は確かに、地域の復旧・復興に向けた一つの拠点である。しかし、元の生活を取り戻したいと望む多くの被災者にとって、再定住地への移住に必然的にもなう変化を受け入れることは困難であると考えられる。このように考えると、津波災害後の居住地移転は極力避けられるべきであるが、一方で、人々は環境からただ制約される存在ではなく、環境に対して自ら働きかける存在でもある。

本研究は、上記のような見方にもとづいて、被災者の「生活再建」を、「生活・仕事が成り立っている状態」と捉え、その実態を、「社会的環境」（生活・仕事を支える社会関係および権利関係）、および「物的環境」（生活・仕事を支える土地・空間）との関連から理解しようとするものである。

本研究の独自性は、個人の生活・仕事を支える慣習や規範、ルールが「社会関係」に沿って現れるという仮定を前提として、環境に対する個人の働きかけを支える社会関係の理解にもとづいて居住地の計画のあり方を探るという点にある。こういった本研究の視点は、津波被災地に限らず、衰退地域や開発途上地域といった、物的な資産に乏しく、不安定性を抱える地域における居住問題に対しても示唆を与えると考えられる。

本節ではまず、“社会関係からみた居住地計画”の基本概念を解説し、また、従来の建築計画学の理論における立場を述べる（第1項）。また、津波災害後の居住地移転をめぐる問題を、過去の事例のレビューを通じて整理する（第2項）。そして、第1項と第2項の議論を重ね、津波災害後の居住地移転の問題に対して、被災者の生活再建および社会関係の再編という観点からアプローチする上での研究課題を提示する（第3項）。

第1項 社会関係からみた居住地計画

1 個人の生活・仕事を支える環境

図1-1は、個人の生活・仕事とそれを支える環境に対する本研究の認識を示したものである。

ある個人の生活・仕事（Person's Life & Work；P）を支える環境には、社会的環境（Social Environment；S）と物的環境（Physical Environment；E）がある^{注1)}。

「生活」という言葉には一般的に、人が「生きていること（Life）」と、人が生きるために営む「仕事（Work）」の両方の意味が含まれる。しかし、本研究では両者を意識的に区別して、「生活・仕事」という表現を用いている。

注1) 生活・仕事を支える環境の概念については以下の文献を参考にして整理した。

角田 修一：概説 生活経済論，文理閣，2010、角田修一：生活様式の経済学，青木書店，1992、伊藤セツ，川島美保：3訂 消費生活経済学，光生館，2008、西垣一郎：家庭経済概論 3訂版，明文書房，1989

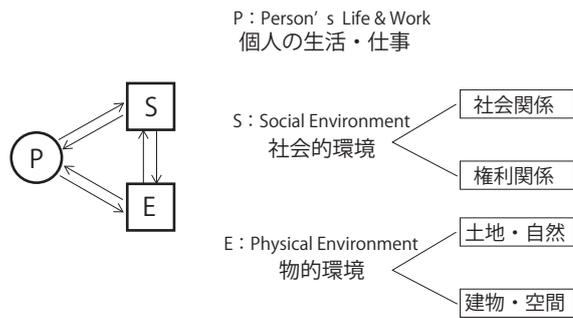


図 1-1 個人の生活・仕事を支える環境

社会的環境

個人の生活・仕事は、個人的な行為というよりは、集会的な行為である。その根拠として、第一に、個人の生活・仕事は、慣習や規範、ルールによって規定されているという事実がある ($P \leftarrow S$)。確かに、慣習や規範、ルールは人々の集会的な行為の結果として形成されたものである ($P \rightarrow S$)。しかし、個々人にとっては、それらは社会関係の中に埋め込まれており、所与のものとして受け止められていることが多い。第二に、個人の生活・仕事は、土地や建物といった共同的手段を介した関係によって支えられているという事実がある ($P \leftarrow S \leftarrow E$)。共同的手段を介した関係もまた人々の集会的な行為の産物であるが ($P \rightarrow S \rightarrow E$)、個々人にとってはやはり、所与のものとして受け止められている。本研究では、このような、個人の生活・仕事を支える「慣習、規範、ルール」、および「共同的手段を介した関係」を「社会的環境」と呼ぶことにする。

物的環境

ある個人が生活するためには、まず何よりも仕事が必要であるが、それだけでなく、土地・自然や建物・空間が必要である。個人の生活・仕事は、土地・自然や建物・空間によって支えられている ($P \leftarrow E$)。確かに、土地や自然そのものとは異なり、建物や空間は、土地や自然に対して働きかけた結果として人間が作り出したものである ($P \rightarrow E$)。しかし、個々人にとっては建物や空間は所与のものとして受け止められている場合も多い。本研究では、このような、ある個人の生活・仕事を支える「土地・自然」そのもの、および土地・自然への働きかけを支える「建物・空間」を「物的環境」と呼ぶことにする。

2 社会関係と権利関係

図 1-2 は、本研究における社会関係の概念を示したものである。社会関係とは、家族、友人、同僚など、一つ以上の関係によって結びつけられた個人間の関係を指すものとする。本研究では、ある個人の生活・仕事を支える慣習や規範、ルールは社会関係に沿って現れるという仮定を前提として、社会関係の分析を通じて、社会的環

関係の名称	地縁	血縁	地縁・血縁以外の関係
記号			
定義	ある土地を介して生活を共にする個人のまとまり	血縁・親戚の関係にある個人のまとまり	何らかの役割期待にもとづく個人のまとまり
結合原理にもとづく分類	空間を介した関係	人を介した関係	
	非選択的關係		選択的關係

図 1-2 社会関係としての地縁、血縁、地縁・血縁以外の関係

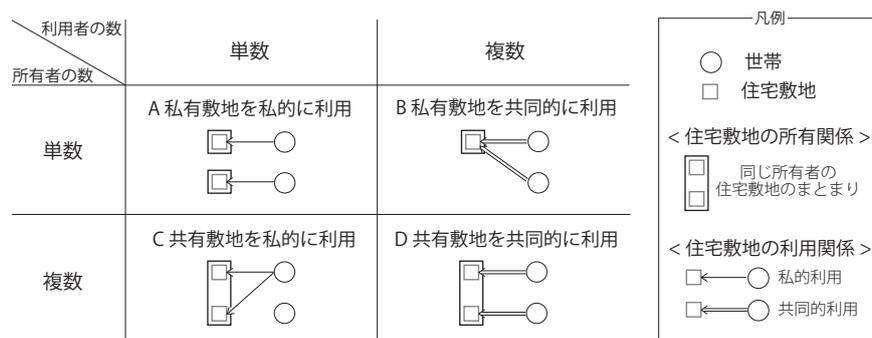


図 1-3 権利関係としての土地・住宅の所有・利用関係

境の理解を試みる^{注2)}。特に、人間社会において普遍的な社会関係である、「地縁」、「血縁」、および「地縁・血縁以外の関係」を考察対象とする。

なお、本研究では、親密度や共属感といった当事者の主観に左右される関係ではなく、「空間を介した関係」か「人を介した関係」か、「非選択的關係」か「選択的關係」かといった結合原理に着目することで、第三者が客観的に把握できる関係を考察対象としている。これについては第3章においてより厳密に検討している。

図 1-3 は、本研究における権利関係としての土地・建物の所有・利用関係の概念を表したものである。先述したように、生活・仕事は、共同的手段を介した関係によっても支えられている。住宅とその土地は生活・仕事的手段であり、図 1-3 に示したように、しばしば共同的に所有・利用される(図 1-3 の B, C, D)。本研究では、共同的手段を介した関係として、土地・建物の権利関係、特に、土地・住宅の所有・利用関係を考察対象とする。

3 社会関係からみた居住地計画

建築計画学において「人間と建築のかかわり」は伝統的に主要な研究領域の一つである。人間と建築、生活と空間、行動と環境など、これまでに様々な概念が論じられてきた^{注3)}。この研究領域における本研究の位置づけは本章第4節で詳しく述べるとして、ここでは本研究の基本的な立場を述べておく。

本研究の基本的な立場は、環境に対する個人の働きかけを支える居住地計画のあり方を、物的・空間的条件だけではなく、社会的・経済的条件に対する理解にも即して探究するというものである。

建築計画学において、人間と環境の相互の関係に留意して、人間側の理解にもとづいて環境や空間のあり方を問い、さらに人々が環境や空間を作り変えるといった問題を扱った研究はこれまでも行われてきた。人間と環境の「相互作用論」という考え方がそれであり、本研究も「相互作用論」的な考え方にもとづいている。

ただし、本研究は、環境行動研究において問題関心となるような、環境や空間に対するイメージや認識といった、個人の行動を支える心理的条件に対する理解を試みるものではない。本研究では、環境に対する個人の働きかけを支える慣習や規範、ルールが社会関係に沿って現れるという仮定を前提として、個人の生活・仕事を支え

注2) イギリスの人類学者であるラドクリフ=ブラウンによると、社会関係は、二人の個人のみを含む関係ではなく、三人以上の個人を含むより広い関係の網の目の中に位置する。人々の行為を規定する慣習や規範、ルールは、社会関係に沿って現れるものであり、社会関係の連続的な網の目の総体が社会構造である。社会人類学の分野では、特に 1950 年代から 1960 年代にかけて、様々な社会を対象として社会構造の研究が行われたが、社会関係は異なる社会の社会構造を比較研究するための分析概念として用いられた。

A.R. Radcliffe-Brown: Structure and function in primitive society, Cohen & West, 1952 (青柳まちこ訳: 未開社会における構造と機能, 新泉社, 1975 年)、中根千枝: 社会人類学 - アジア諸社会の考察, 東京大学出版会, 1987

注3) 住田昌二: 生活科学の立論と課題, 西山卯三編: 住居学ノート - 新しい生活科学のために, 勁草書房, pp.35-87, 1977, 高田光雄: 都市住宅供給システムの再編に関する計画論的研究, 京都大学学位論文, 1991, 高橋鷹志: 環境移行からみた人間・環境系研究の枠組み, 日本建築学会学術講演梗概集, pp.603-604, 1991, 舟橋國男: トランザクショナリズムと建築計画学, 舟橋國男編: 建築計画読本, 大阪大学出版会, pp.29-54, 2004 など

る社会的条件に対する理解を試みるものである。また、環境行動研究は、その理論背景や研究方法の特徴もあり、研究対象とする事象の予測・制御よりも、記述・理解に重点を置いている。本研究も、まず、社会関係の再編という事象の記述・理解を試みるものであるが、同時に、個人が社会関係をいかに選択し作り変えるかといった問題を扱っており、研究対象に対する制御可能性や研究方法・成果の実践性を重視している。

第2項 津波災害と再定住地

1 津波災害の特性と対策

表 1-1 は 18 世紀以降における国外を発生源とする主な津波災害を時系列で整理したものである。表 1-2 は同じく、18 世紀以降における国内を発生源とする主な津波災害を時系列で整理したものである。

津波災害には、①高い再発率、②高い全壊率・死亡率という特性がある。

①高い再発率とは、津波は一般的に、数十年から数百年の周期で同じ地域に繰り返し襲来するという性質を指す。表 1-1、表 1-2 から、津波災害が頻発してきた地域は、国外ではチリ、ペルーなど太平洋沿岸、アメリカ合衆国アラスカ州、ハワイ諸島、インドネシア、パプアニューギニアなど東南アジア島嶼部などであること、国内では三陸沿岸、土佐湾沿岸、熊野灘・紀伊水道沿岸、道東沿岸などであることが確認される。

また、②高い全壊率・死亡率とは、津波に飲み込まれた建物は高い確率で倒壊し、また津波に飲み込まれた人々は高い確率で死亡するという性質を指す^{注4)}。巨大なエネルギーをもつ津波の外力に耐え得る建物を設計することは、木造や木質系プレハブなどの一般の住宅の場合、ほぼ不可能である。また、防波堤・防潮堤は津波の被害をなくす有効な手段ではあるが、莫大な費用を必要とする上、想定以上の津波が到来することはある。

上記のような津波災害の特性を踏まえると、津波災害への対策として、とにかく「逃げる」ための準備をしておくことが有効である。具体的な対策としては、①避難、②居住地移転がある。

①避難とは、津波に襲われたとしてもすぐに避難できるような経路や構造物を市街地・集落に整備するという防災計画的な対応や、市民の防災意識や避難知識の水準を高めるという防災教育的な対応である。また、②居住地移転とは、居住地そのものを津波被害に遭いにくい高台などに移転するという居住地計画的な対応である。

本研究は、②居住地移転に関する研究である。居住地移転は確かに、津波災害に対する安全性の確保という点においては有効な対策である。しかし、後述するように既往研究によると、安全性の観点のみから計画された居住地移転はほとんどの場合、「失敗」するという定説がある。

2 津波被災地と再定住地

図 1-4 は、居住地移転に対する本研究の認識を示したものである。空間（現地か移転地か）と時間（平時か非常時か）の観点から居住地を分類している。本研究では、居住地移転元の居住地を「従前居住地」、居住地移転先の居住地を「再定住地」と呼ぶ^{注5)}。居住地移転は「非常時」（災害後）に行われるものだけでなく、「平時」（災害前）に行われるものもある。

注 4) 水深 50cm の波打ち際に立っていて、そこに秒速 2m で高さ 50cm の津波が来た場合、身体には 0.3 トン強の圧力がかかる。人は立っておれずに転倒して、津波と一緒に流される。また、浸水深が 2 m になり、そのときの流速がおよそ毎秒 4m を超えると、木造住宅や木質系のプレハブ住宅は浮上し、流され始めるという結果が理論的にも実証的にも示されている。さらに、過去の国内外における津波災害における集落単位の死亡率と津波の高さに関するデータから、高さが 2m を超える津波が襲来すると犠牲者が発生することがわかっている。死亡率は 2m で 4.5%、5m で 9%、8m で 18%、12m で 46% となり、津波の高さに応じて上昇することがわかっている。ちなみに近年に発生した都市震災における被災者数と死者数の関係に関するデータからは、地震の人的被害では、被災地人口の 0.1% が亡くなっていることがわかっている（河田恵昭：津波災害 - 減災社会を築く，岩波書店，2010）。

注 5) 再定住地という言葉は日本ではあまり馴染みがないが、発展途上国の開発事業の文脈などにおいてよく使われている（M.Cernea and C.McDowell Ed. : Risks and Reconstruction-Experiences of Resettlers and Refugees, World Bank, 2000, A.Oliver-Smith : Development & dispossession-the crisis of forced displacement and resettlement, School for Advanced Research Press, 2009 など）。

表 1-1 18 世紀以降の主な津波災害（国外を発生源とする）
（国立天文台編：理科年表をもとに筆者作成）

年	名称	被災国・地域名	特徴	死者・不明
1755	リスボン地震	ポルトガル、スペイン、モロッコなど	最大 15m の津波。リスボンが壊滅。	約 62,000 人
1868	チリ・ペルー国境付近地震	チリ、ペルー、太平洋沿岸	大津波が発生	約 40,000 人
1877	チリ北部地震	チリ、太平洋沿岸	大津波が発生。日本に 2m 以上の遠地津波。	多数
1883	クラカタウ火山噴火	インドネシア	火砕流と津波が発生	約 36,000 人
1908	メッシーナ地震	イタリア南部	津波が発生	約 60,000 人
1946	アリューシャン地震	アメリカ合衆国ハワイ州	ウニマク島で最大 35m の津波	165 人
1952	カムチャッカ半島沖地震	ロシア、ハワイ、アラスカ	最大 18m の津波。ハワイで 3.6m の津波	6 人
1960	チリ地震	チリ、太平洋沿岸の各国、日本各地（北海道、三陸、志摩半島）	最大 24m の津波。 日本では三陸沿岸で 5～6m の津波	約 5,700 人 (日本 142 人)
1964	アラスカ地震	アメリカ合衆国アラスカ州	20m 以上の津波	131 人
1992	フローレス島地震津波	インドネシア東部	最大 25m の津波。	約 2,500 人
1996	ニューギニア島地震	インドネシア	—	166 人
1998	パプワニューギニア地震	パプワニューギニア	最大約 15m の津波	約 2,700 人
2004	スマトラ島沖地震	インド洋、アフリカ東海岸まで 12 カ国	平均高さ 10m の津波が数回、インド洋沿岸に達した。インドネシアで最大 34m の津波。	283,100 人以上
2005	スマトラ島沖地震	インドネシア・ニース島周辺	最大 3m の津波	1,303 人以上
2006	ジャワ島沖地震	インドネシアジャワ島	最大 7m の津波	約 700 人
2007	ソロモン諸島沖地震	ソロモン諸島	最大 10m の津波	52 人
2009	サモア沖地震	サモア、トンガなど	4.5m～6m の津波	192 人以上
2010	チリ地震	チリ	最大 35m の津波	521 人以上

表 1-2 18 世紀以降の主な津波災害（国内を発生源とする）
（国立天文台編：理科年表をもとに筆者作成）

年	名称	被災地域名	特徴	死者・不明
1771	八重山地震津波	八重山諸島	最大 30～80m の津波	約 12,000 人
1792	島原大変肥後迷惑	長崎（有明海沿岸）	雲仙普賢岳の噴火およびその後の眉山の崩壊に起因する津波災害。10m 以上の津波。	約 15,000 人
1854	安政地震	東南海	最大 16m の津波。	約 4,300 人
1896	明治三陸地震	岩手、宮城、青森、北海道	最大 38.2m の津波	21,959 人
1923	関東大震災	関東地方	熱海で最大 12m の津波	不明
1933	昭和三陸地震	宮城、岩手	最大 28.7m の津波	3,064 人
1940	積丹半島沖地震	北海道北西部	最大 2m の津波	10 人
1944	東南海地震	静岡、愛知、三重、和歌山など	熊野灘などで最大 6～8m の津波	1,223 人
1946	南海地震	中部以西の日本各地	静岡県から九州で最大 6m の津波	1,330 人
1952	十勝沖地震	北海道南部、東北地方の北部	最大 3m の津波	33 人
1964	新潟地震	新潟、秋田、山形	新潟県沿岸で 4m 以上の津波	26 人
1968	十勝沖地震	北海道南部、東北地方の北部	三陸沿岸で 3～5m の津波	52 人
1983	日本海中部地震	秋田、青森など日本全国、韓国	—	100 人
1993	北海道南西沖地震	北海道南西部、ロシア	北海道奥尻島で最大 10m の津波	230 人
1994	北海道東方沖地震	北海道東部	173cm の津波	10 人
2003	十勝沖地震	北海道、本州の太平洋岸	北海道・本州で最大 4m の津波。死者・不明	2 人
2011	東日本大震災	北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉	岩手県で最大 38.9m の津波	20,525 人 (11 年 5 月現在)

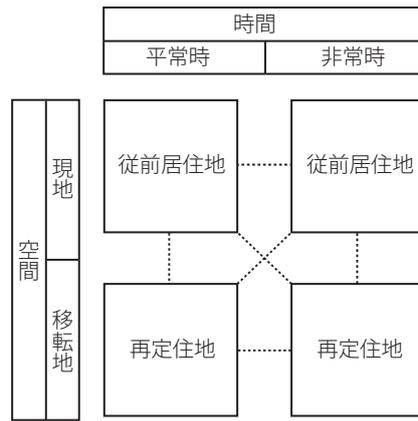


図 1-4 居住地移転に対する構成的認識

3 居住地移転の「失敗」論

ここでは、津波災害後の居住地移転に関する既往研究の知見を踏まえて、居住地移転の一般的な問題を整理する。また、居住地移転の「失敗」と「成功」の意味について考察する。

昭和三陸地震津波（1933 年）および明治三陸地震津波（1896 年）

津波被災後の居住地移転に関する代表的な研究として、地理学者・山口弥一郎による研究がある^{注6)}。山口は昭和三陸地震津波（1933 年）後の三陸地方の集落を 8 年にわたって踏査し、その際に明治三陸津波（1896 年）後の被災についても詳細な聞き取り調査を行った。それにより、三陸地方における明治 - 昭和間の 40 年間に及ぶ津波災害復興と再度被災の実態を明らかにした。

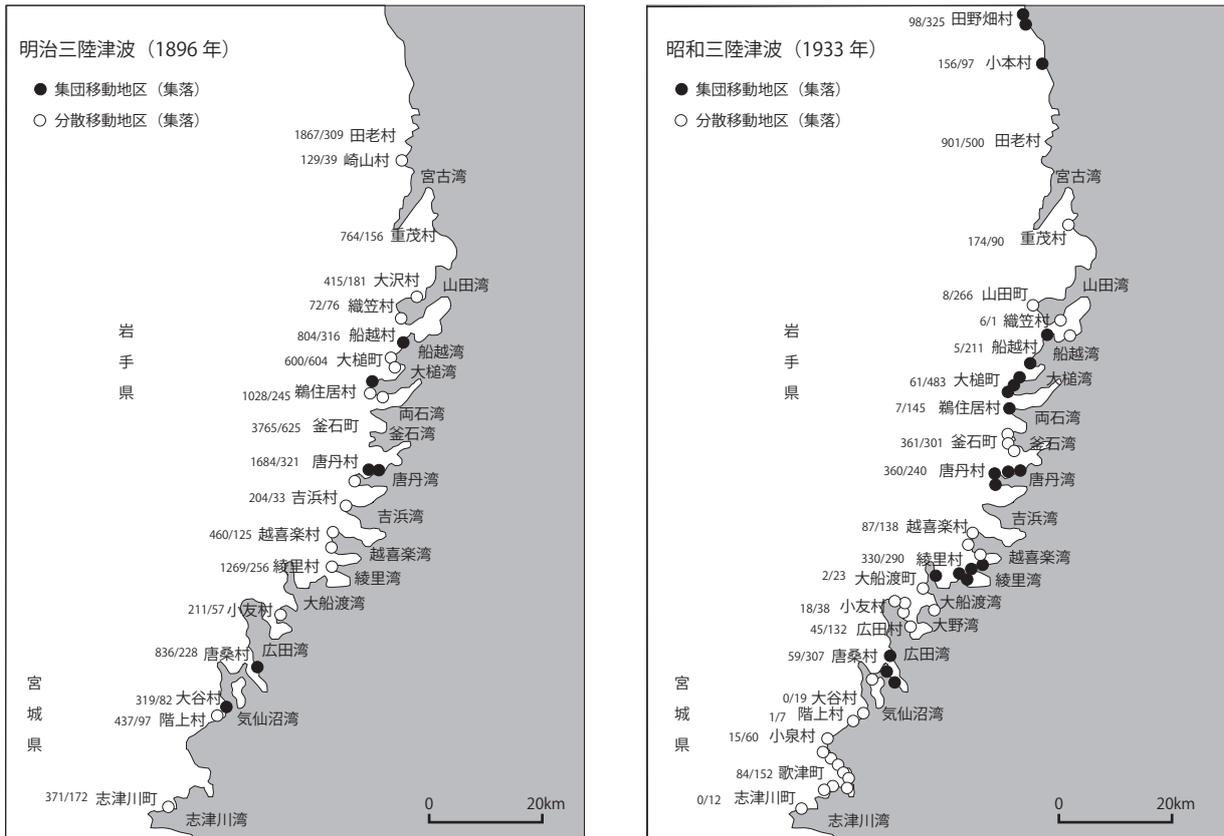
図 1-5 は山口の調査をもとに作成された三陸海岸集落の高地移動を表したものである。図 1-6 も、山口の調査をもとに作成された集落移動と津波浸水線の関係を表した地形図である。

山口は居住地移転の「距離」、「高度」の測定に加え、移動様式の分類（①集団移動、②分散移動、③地盤のかさ上げだけの非移動）を行った。山口によると、1896 年に相当数の集落移動（43 集落）が行われたが、その殆どが原地に復帰して、1933 年に再度被害に遭っている。また、1933 年には被災集落の殆どに対して集落移動（109 集落）が行われたが、津波から 10 年足らずで既に原地復帰がみられた。集落の原地復帰は立地条件の制約に起因することが多く、集落の「高度」、「海岸からの距離」は、漁業を生業とする集落の強い制約となっており、防災の観点のみからは集落移動はさせられないことを指摘している。ちなみに、絶対的なものではないが、原地復帰の例からみて、平均すると、海岸から 400 メートル以内、高度は 15 メートル以内が適応限界であると述べている。

上記のような、原地復帰の要因を立地条件の制約に求めるのは、地理学的アプローチである。山口はさらに、原地復帰の要因を社会的・文化的条件の制約にも着目して探究している^{注7)}。これはいわば民俗学的アプローチである。イエ・ムラ意識（立派に家業を再興して海沿いに家・集落を再建する）、集落の産業—権力構造（漁協等地元権力の中核が生活＝漁の便を優先して低地居住を結果的に促すことになる）、防災漁業—開発行政の問題（高台移転と海岸部の津波防災、沿岸道路等の公共事業が別個に行われ、高台には恩恵がなく、したがって皆、低地に復帰する）など、実に多くの知見が含まれている。

注6) 山口弥一郎：津波常習地三陸海岸地域の集落移動，山口弥一郎選集第六巻，pp.323-430，世界文庫，1972

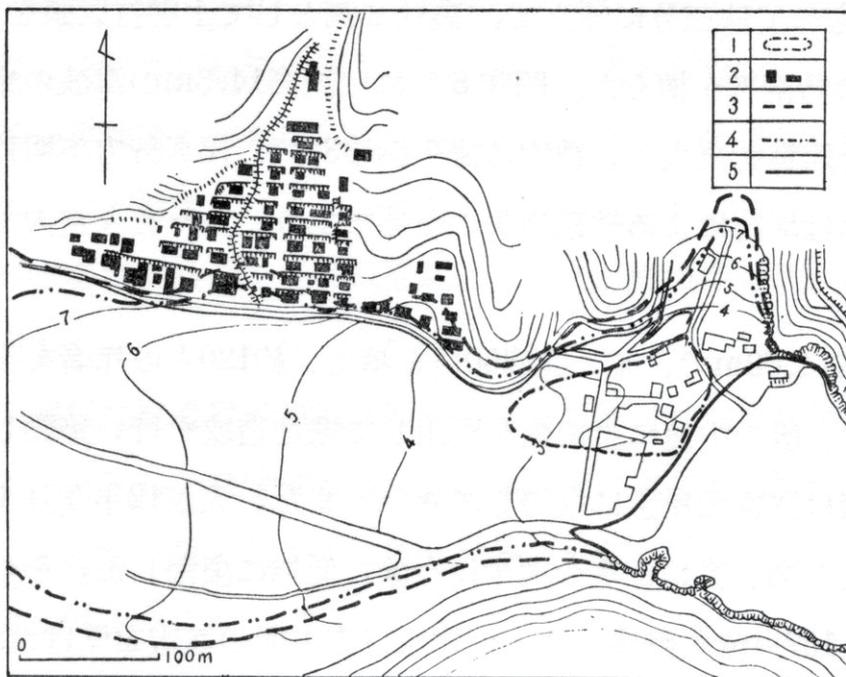
注7) 山口弥一郎：津浪と村，山口弥一郎選集第六巻，pp.133-321，世界文庫，1972



* 町村名の左側の数字は左から死者数と流失・全壊数を表す。大被害を受けても高地移動しなかった町村もいくつか示している。

図 1-5 三陸海岸集落の高地移動

(出典：独立行政法人 防災科学技術研究所：防災基礎講座 HP)



1. 昭和8年津波前の集落位置
2. 昭和8年津波後の移動集落
3. 明治29年津波浸水線
4. 昭和8年津波浸水線
5. チリ地震津波浸水線

図 1-6 三陸海岸の移動集落の例 - 岩手県釜石市唐丹町本郷地区

(出典：建設省国土地理院：チリ地震津波調査報告書 - 海岸地形とチリ地震津波, 1961)

インドネシア・フローレス島地震津波（1992年）

牧紀男は、1992年12月に発生したインドネシア・フローレス島地震津波後の再定住地を事例として、移住直後（1993年8月）と8年後（2001年9月）の調査結果の比較から、人々が再定住地に住み続けているか、再定住地に留まり続けた理由は何かを明らかにしている^{注8)}。その結果、多くの人々が居住禁止であるウリン（従前居住地である漁業集落）に戻っていることが明らかになっている。ウリンから移住してきた人々の基本的なスタンスは、戻れる場所があれば海に面した元の場所に戻るというものである。これはバジャウ（東インドネシア一帯で浅瀬の高床住宅や小船で海上生活を営む人々）の生活文化を反映したものである。一方、再定住地に住み続けている人々は、津波からの安全性を求めて再定住地に住み続けているのではなく、再定住地以外に住む場所がないため仕方なく住み続けている。再定住地では多くの住宅が被災者以外に転売され、郊外住宅地の性格を持ち始めている。こういった潜在的な住宅需要が地域に存在しない場合、安全性の観点からのみ再定住地を建設すると、しばらくすると再定住地には誰も住まなくなる可能性があることを牧は指摘している。

インド洋スマトラ島沖地震津波（2004年）

筆者らは、2004年12月26日に発生したインド洋スマトラ島沖地震津波（インド洋津波）後のスリランカにおける住宅復興の調査を約6年間、継続的に行ってきた（詳しくは本章第3節で述べる）。

表1-3はインド洋津波によって被災した各国の被害状況である。また、図1-7はインド洋津波被災国の分布である。インド洋津波はインド洋沿岸の16ヶ国に死者・行方不明者235,768人以上という未曾有の被害をもたらした。本研究が対象とするスリランカでは震源国であるインドネシアに次ぐ規模の被害が生じた。

スリランカでは、津波被害そのものに加え、居住地移転を前提とした復興が沿岸の人々に混乱を招いた^{注9)}。図1-8に、居住地移転の例として、調査対象地でもあるスリランカ南部ウェリガマ郡の再定住地の分布と世帯移動状況を示した。また、図1-9には再定住地、従前居住地、津波浸水域、バッファークーゾンの関係を示した。

スリランカでは、海岸線から100m以内をバッファークーゾーンに指定し、バッファークーゾーン内の被災住宅の修復・再建を全面的に禁止することで、居住者を再定住地へと移住させるという計画が実施された。詳細は第2章で述べるが、被災者の多くを占める漁業従事者にとって、海から離れた再定住地での生活は困難である。そのため、再定住地への入居を拒む者や、入居から1年足らずで従前居住地に復帰する者が多数みられた。また、再定住地への入居者の選定方法はスリランカ海村の社会構造を無視したものであり、再定住地における居住者間の関係に混乱を招いた。結果として、再定住地には大量の空家が発生している。

また、居住地移転を前提とした復興計画の弊害は再定住地だけでなく、従前居住地にも現れている。筆者らは、津波から約半年後（2005年8月）の被災居住地2ヶ所における住宅再建の実態を明らかにした^{注10)}。詳細は補章で述べるが、まず、ある被災地では、バッファークーゾンの内と外で著しい復興格差が生じ、コミュニティの分断・弱体化が起きていた。一方、ある被災地では、バッファークーゾーンを無視して、居住者が自力で住宅を修復・再建し、結果的に、津波に対して脆弱な住宅地が何の改善もされずに再建されるという事態が起きていた。従前居住地での生活を継続しつつ避難経路の整備などによって津波被害のリスクを軽減するという再建方法もあり得た筈である。しかし、復興計画は居住地移転を前提としており、そのような選択肢は用意されなかった。

注8) 牧紀男, 三浦研, 小林正美, 林春男:1992年インドネシア・フローレス島地震・津波災害後の再定住地の変容プロセス, 日本建築学会計画系論文集, 第566号, pp.1-8, 2003年4月

注9) 前田昌弘:スリランカにおける居住地移転をとまなう住宅再建事業の現状と課題-南西沿岸を事例に, 林勲男編:自然災害と復興支援, 明石書店, pp.87-108, 2010

注10) 前田昌弘, 中川雄輔, 山田協太, 布野修司:インド洋スマトラ島沖地震津波後のスリランカ南西沿岸居住地における復興の実態と問題点に関する考察:平常時の居住環境との連続性に着目して, 日本建築学会計画系論文集, 第614号, pp.183-190, 2007

表 1-3 スマトラ島沖地震津波の被害状況
(アメリカ合衆国地質研究所資料をもとに作成)

国名	死者	行方不明者	避難者
インドネシア	131,029	37,063	500,000 以上
スリランカ	35,322	5,637	516,150
インド	12,407	5,640	647,599
タイ	5,305	2,817	7,000
ソマリア	78	n/a	5,000
モルディブ	82	26	15,000 以上
マレーシア	68	6	n/a
ミャンマー	61	200	3,200
タンザニア	10	n/a	n/a
セيشェル	3	n/a	200
バングラデシュ	2	n/a	n/a
イエメン	2	n/a	n/a
南アフリカ	2	n/a	n/a
ケニア	1	n/a	n/a
マダガスカル	不明	n/a	1000 以上
合計	184,372	51,389	1,694,149

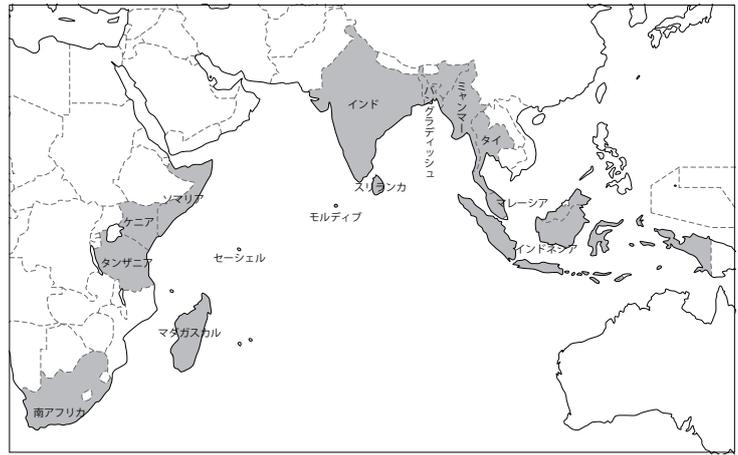


図 1-7 スマトラ島沖地震津波被災国の分布
(■ : 津波被災国)

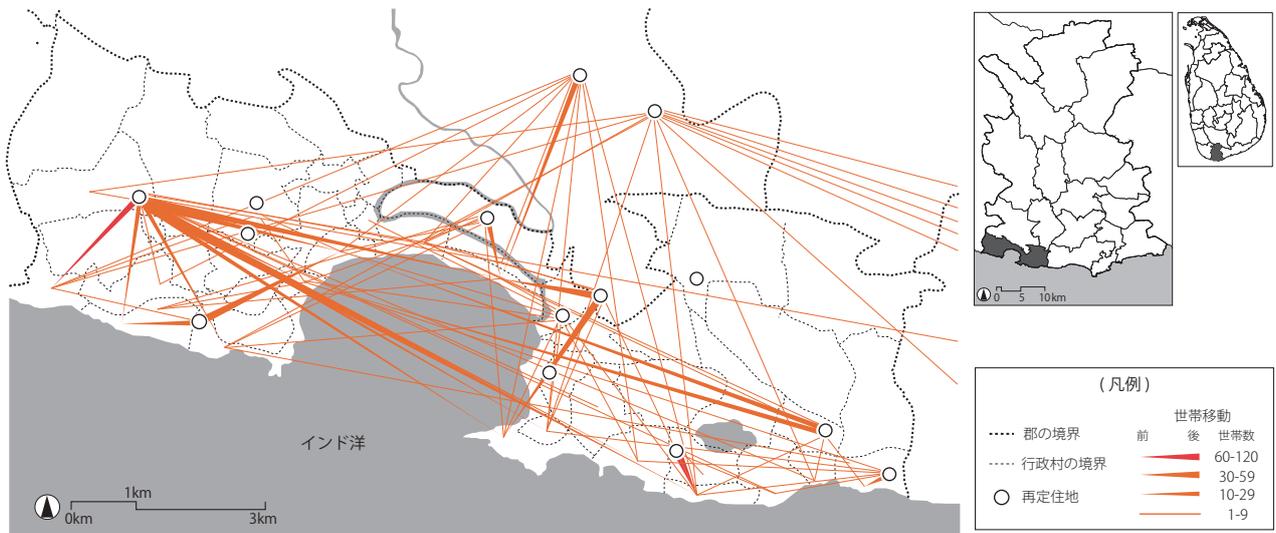


図 1-8 スリランカにおける再定住地分布と世帯移動の例—マータラ県ウェリガマ郡
(ウェリガマ郡役所から提供された資料をもとに筆者作成)



図 1-9 スリランカにおける再定住地と従前居住地の例—マータラ県ウェリガマ郡
(ウェリガマ郡役所などから提供された資料をもとに筆者作成。津波浸水線は住民の証言をもとにして筆者が推定した。)

居住地移転の問題

以上のような、過去の事例における「失敗」の実態を踏まえ、津波災害後の居住地移転の問題を整理する。

まず、居住地移転には、三陸地方、フローレス島、スリランカの例にみられたように、再定住地において被災者の生活・仕事が成り立たないという問題がある。特に、再定住地は津波からの安全性を考慮して内陸や高台に建設される傾向があり、漁業従事者のような、海との関わりが深い人々の生活・仕事の継続が問題となる。

また、居住地移転は、再定住地だけでなく、従前居住地にも問題を招くことがある。スリランカの例にみられたように、居住地移転を前提とした計画によって、被災地での住宅再建に対する支援の機会が奪われ、既存のコミュニティの分断・弱体化や、津波に対して脆弱な住宅地の再生、といった問題が起きることがある。

既往研究の成果を振り返り、改めて抱いた問題意識を述べる。まず、ほとんどの場合「失敗」と言われているにも関わらず、居住地移転は本当に実施する必要があるのか、ということである。また、そもそも何をもちて居住地移転の「失敗」あるいは「成功」とみるのか、に関してもより深く考察する必要がある。また、居住地移転を実施する必要があるとすれば、それはどのような場合か、さらに、居住地移転を実施する場合、被災者の生活と仕事を成り立たせるためにはどのような事に留意すべきかを明確にする必要があるということである。

第3項 社会関係からみた津波災害後の居住地計画

本項では、本節第1項、第2項の議論を踏まえ、津波災害後の居住地移転の問題に対して、被災者の生活・仕事の継続および社会関係の再編という観点からアプローチする上での研究課題を整理する。

図1-10は、自然災害および居住地移転に起因する居住地の再構成のパターンを示したものである。

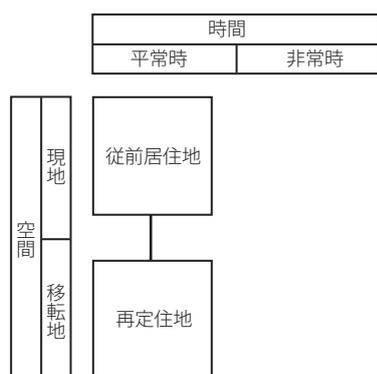
本研究が対象とするのは、パターン3「災害後の居住地移転」である。このパターンは、災害後に居住地移転が実施され、かつ、現地での住宅再建も部分的に実施されるケースである。したがって、このパターンにおける被災者の生活・仕事の継続を理解する上では、「再定住地」だけではなく「従前居住地」も含む空間の視点、および「非常時」(災害後)だけでなく「平常時」(災害前)も含む時間の視点が必要である。

なお、パターン1「災害前の居住地移転」は、災害の予防策等として居住地移転が実施されるケースであり、再定住地だけでなく従前居住地も含む空間の視点が必要である。また、パターン2「現地再建」は、現地での住宅再建のみ実施されるケースであり、非常時だけでなく平常時を含む時間の視点が必要である。すなわち、パターン3では結果的に、パターン1、パターン2それぞれで必要とされる視点を複合する必要がある。

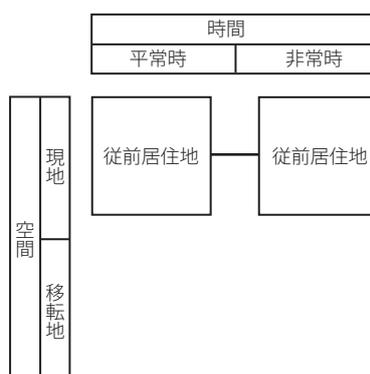
個人の生活・仕事の継続

図1-11は、本節第1項、第2項を踏まえ、被災者の生活・仕事とそれを取り巻く社会的環境および物的環境を分析する上での、具体的な項目を示したものである。

パターン1 居住地移転 (災害前)



パターン2 現地再建



パターン3 居住地移転 (災害後)

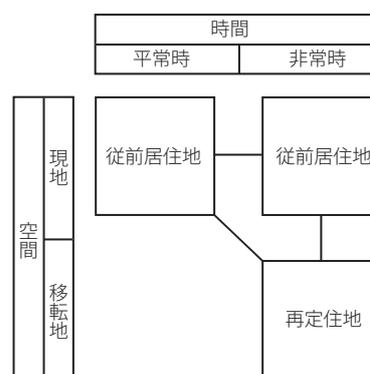


図1-10 居住地の再構成のパターン

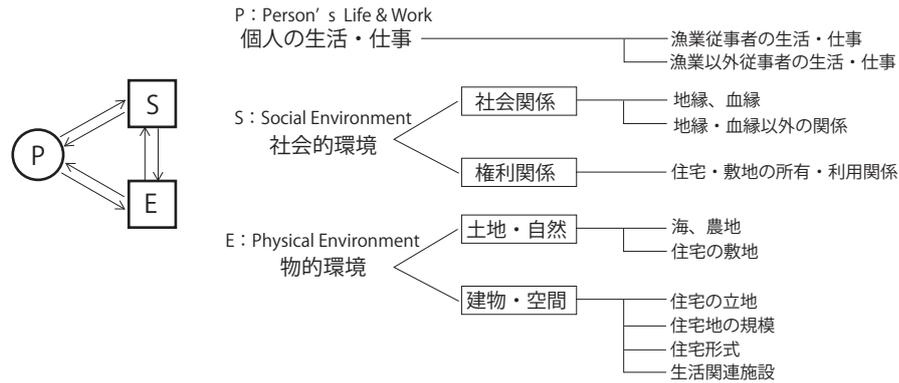


図 1-11 個人の生活・仕事を支える環境の分析項目

まず、津波災害後の居住地移転にともなう被災者の生活再建の問題を正確に理解する必要がある。本研究では、被災者の「生活再建」とは、「生活と仕事が成り立っている状態」を指すものとする。

先述したように、過去の津波災害後の居住地移転をみると、被災者の生活・仕事の継続が困難になる傾向がある。そのため、まずは、被災者の生活・仕事が継続しているかどうかを、特に漁業従事者など海との関わりが強い人々の生活・仕事の継続に留意して把握する必要がある。

また、被災者の生活・仕事を取り巻く社会的環境および物的環境が、津波災害前後および居住地移転前後でどのように変化し、また、それが被災者の生活・仕事の継続にどのように影響しているかを把握する必要がある。

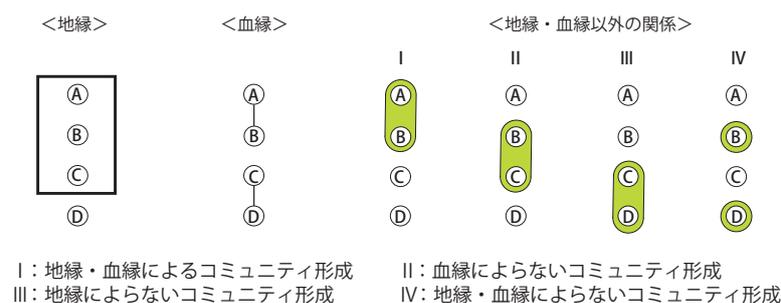
さらに、以上を踏まえ、津波災害後の居住地移転の問題を緩和するための方法を探るためには、居住地移転における津波被災者の生活・仕事の継続を支える社会的環境および物的環境の条件を明確化する必要がある。以下、社会的環境、物的環境それぞれについての検証課題を示す。

個人の生活・仕事を取り巻く社会的環境（社会関係および権利関係）の継続・回復

ここでいう社会的環境とは、個人の生活・仕事を支える社会関係（地縁、血縁、地縁・血縁以外の関係）および権利関係（住宅・敷地の所有・利用関係）を指している。

まず、津波災害および居住地移転の前後において、社会関係や権利関係がどのように変化しているのかを明らかにする必要がある。特に、再定住地だけでなく従前居住地を含めて空間をみるという点に留意して、居住地移転前に形成されていた社会関係および権利関係が、従前居住地において継続しているか、また、再定住地において再現されているか、といったことを検証する必要がある。

図 1-12 は、社会関係の重なるのパターンを表したものである。先述したように、社会関係とは一つ以上の関係によって結びつけられた個人間の関係であるが、どのような社会関係が優勢であるか、あるいは、どのような重



I：地縁・血縁によるコミュニティ形成
II：血縁によらないコミュニティ形成
III：地縁によらないコミュニティ形成
IV：地縁・血縁によらないコミュニティ形成

図 1-12 社会関係の重なるのパターン

なり方が安定的であるかは、社会や文化によって異なる^{注11)}。そのため、居住地移転における社会的環境の変化を正確に把握するためには、それぞれの関係の継続・再編を検証するだけでなく、関係相互の関連性も併せて検証する必要がある。

ところで、個人間の関係である社会関係には、物的環境（土地・自然や建物・空間）が介在するものが含まれる。先述したように、本研究では「人を介した関係」と「空間を介した関係」を区別している。前者は、人に関する何らかの関係性によってつながる個人間の関係であり（ $P \leftarrow S$ ）、それに対して後者は、物的環境が介在することによって初めて実体化する個人間の関係である（ $P \leftarrow S \leftarrow E$ ）。

先述したように居住地移転が必然的に地理的・空間的な変化をともなう事象であることを考慮すると、個人の生活・仕事を支える社会関係として、土地・空間に規定されない関係である「人を介した関係」の継続が重要であると考えられる。しかし、原理上は、「人を介した関係」（ $P \leftarrow S$ ）であっても、実際上は、「空間を介した関係」（ $P \leftarrow S \leftarrow E$ ）によって規定される関係である場合がある^{注12)}。そのため、どのような社会関係が継続可能であるかを探るためには社会関係相互の関係を検証する必要がある^{注13)}。

さらに、土地・自然に対して個人が働きかけを行う際に、どのような社会関係および権利関係がそれを支えているかを検証する必要がある（ $P \rightarrow S \rightarrow E$ ）。津波災害による物的環境の破壊や、居住地移転に必然的にともなう物的環境の変化を考慮すると、個人の生活・仕事の継続にとって既存の社会的環境が果たす役割は大きいと考えられるが、どのような社会関係ないし権利関係が役に立っているかを具体的に把握する必要がある。

個人の生活・仕事を取り巻く物的環境（土地・自然および建物・空間）の継続・回復

ここでいう物的環境とは、個人の生活・仕事を支える土地・自然（海、農地、住宅の敷地）および建物・空間（住宅の立地、住宅地の規模、住宅形式、居住関連施設）を指している。

まず、津波災害および居住地移転の前後において建物・空間がどのように変化し、それが個人の生活・仕事に対してどのように影響しているかを明らかにする必要がある（ $P \leftarrow E$ ）。

過去の津波災害における居住地移転の事例からも分かるように、津波被災者の生活・仕事の継続にとって、まずは住宅の立地が問題となる。特に、海岸からの距離は、漁業従事者のように、海と関わりの深い生活・仕事を営む人々にとって強い制約となる。そのため、まず、漁業従事者が、再定住地から海辺やもとの仕事場に通り、仕事を続けられているかどうかを検証する必要がある。また、住宅形式や居住関連施設についても、どのように変化し、それが被災者の生活・仕事にどのように影響しているかを把握する必要がある。

また、建物・空間の変化が社会関係や権利関係に対して与える影響についても明らかにする必要がある（ $S \leftarrow E$ ）。例えば、住宅地の規模は社会関係に対して影響し、住宅形式（戸建住宅か共同住宅か）は社会関係および権利関係に対して影響すると考えられ、これらについても検証する必要がある。

さらに、個人が生活・仕事を継続する上で土地・自然に対してどのように働きかけ、建物・空間がそれをどのように支えているか、あるいは建物・空間そのものを個人がどのように作り変えているかを明らかにする必要がある（ $P \rightarrow E$ ）。先述したように、物的環境に対する働きかけは個人的な行為であるとは限らず、社会関係を通じて集合的な行為として行われる場合もある（ $P \rightarrow S \rightarrow E$ ）。両者の関係についても検討する必要がある。

注 11) 例えば、日本における、「遠くの親戚より近くの他人」という諺は、地縁優勢的な社会を表している。また、「金の切れ目が縁の切れ目」は、金銭のみで繋がる人間関係は弱いという価値観を表している。

注 12) 日本の伝統地域では、町内会のような地縁組織が支配的であり、本来は個々の興味関心によって結成された各種クラブ、サークルが町内会の下部組織化する傾向が強いと言われる（奥田道大：地域集団，見田宗介，栗原彬，田中義久編：社会学事典，弘文堂，1994,p.599）。

注 13) 本研究が対象とするスリランカの海村社会には、地縁のまとまりがあまり重視されず、家族・親族の広範なネットワークが形成されていると言われている（高桑史子：スリランカ海村社会の女性たち - 文化人類学的考察，八千代出版，2004）。

第2節 研究の目的と課題

第1項 研究の目的

研究の背景を踏まえ、本研究は、津波災害後に建設された再定住地における被災者の生活再建の要件を、被災者の生活・仕事とそれを取り巻く社会関係や権利関係といった社会的環境、および土地・自然や建物・空間といった物的環境との関連に着目して明らかにすることを目的とする。

それにもとづいて、本研究は、津波被災者の再定住地への移住の「失敗」と「成功」の意味を探究するとともに、再定住地への移住は本当に必要であるか、必要であるのはどのような場合か、移住する必要がある場合にどのような社会的・物的環境があればよいかといった、居住地移転計画の条件を明確化することを試みる。

なお、既往研究において、津波災害後に建設される再定住地では、特に漁業従事者など海との関わりの深い人々の生活と仕事の継続が困難となり、被災後しばらく経つと被災者は従前居住地に戻っていき、その後再び被災する傾向が強いことが指摘されている。このことから、再定住地は「失敗」することが定説とされている。

本研究の対象であるスリランカのインド洋津波からの復興において計画された再定住地には、被災者の生活と仕事の継続に対する配慮が欠如している。そのため、過去の津波災害における居住地移転の事例と同じく「失敗」することが危惧される。ただ、本研究が対象とする再定住地の事例は、そのような状況下において、入居後一定期間が経過しても被災者の生活と仕事が継続していることから、「成功」とみなせる事例である。

以上を踏まえると、本研究の独自性は、一事例であるが、再定住地の「成功」事例を見つけ出し、それがどのような条件を備えているかを明らかにする点にあると言える。このようにして得られた本研究の成果は、スリランカに限らず、他の津波被災地域における居住地移転の問題に対しても示唆を与えるものと考えられる。

第2項 研究の課題

図1-13に各課題における主な研究対象を、前述した個人の生活・仕事、社会的環境、物的環境を捉える枠組みを用いて示した。本研究の目的を達成するためには、①津波災害および居住地移転に伴う物的環境の変化が被災者の生活・仕事に与える影響 ($P \leftarrow E$) の解明、②津波被災者の生活・仕事、社会的環境、物的環境の相互の関係 ($P \leftrightarrow S \leftrightarrow E$) を捉える枠組みの構築、③津波被災者の生活・仕事を支える社会的環境に対する物的環境の影響 ($P \leftarrow S$ あるいは $P \leftarrow S \leftarrow E$) の解明、④津波被災者の生活・仕事および物的環境への働きかけを支える社会的環境の条件 ($P \rightarrow E$ あるいは $P \rightarrow S \rightarrow E$) の解明という、4つの研究課題に応える必要がある。

第一課題 津波被災者の生活・仕事の継続と関係の強い物的環境の要素の解明 (第2章、補章に対応)

漁業従事者など海との関わりの深い人々を多く含む津波被災者の生活・仕事の継続にとっては、住宅の「立地」(海からの距離)の制約が強いという既往研究の知見はあるが、まずは、研究対象であるスリランカにおいて被災者の生活・仕事の継続と関係の強い物的環境の要素 ($P \leftarrow E$) を明らかにする。

ここでいう物的環境とは被災者の生活・仕事に関わる建物・空間を指し、「住宅立地」だけでなく、「住宅地規模」や「住宅形式」、「居住関連施設」などを含むものとする。研究対象であるスリランカの各地に建設された再定住地には様々なタイプがあり、被災者の生活・仕事への影響をみる上で、そういった再定住地の物的環境の違いを等閑視することはできない。また、津波被災者の属性や生活再建までの経緯も様々であり、被災者の生活・仕事への影響をみる上で、そういった被災者の特徴の違いを無視することはできない。

以上を踏まえると、まず、インド洋津波後のスリランカにおいて建設された再定住地の計画内容（住宅立地、住宅地規模、住宅形式、付属する生活関連施設）を明らかにし、それを踏まえて物的環境の変化を明らかにする必要がある。さらに、津波被災者がどのような属性（従前の居住地、仕事）であり、どのような経緯で再定住地へ移住したのか、移住後も生活・仕事を継続できているのかどうかを明らかにする。そして、上記を踏まえて、物的環境の変化が津波被災者の生活・仕事に与える影響を明らかにする必要がある。

このようにして得られる第一課題の研究結果は、第二課題、第三課題、第四課題において、社会的環境を手がかりとした個人の生活・仕事の継続、および物的環境への働きかけの可能性を探る上での前提条件となる。

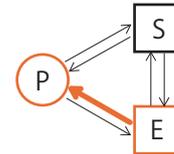
第二課題 津波被災者の生活・仕事、社会的環境、物的環境の関係を捉える枠組みの構築（第3章に対応）

個人の生活・仕事、社会的環境（社会関係と権利関係）、物的環境（土地・自然と建物・空間）の相互の関係（ $P \Leftrightarrow S \Leftrightarrow E$ ）を分析する枠組みを明確化する。

個人の生活・仕事にとって、どのような社会関係が重要であるか、また、社会関係が他の社会関係や権利関係、土地・空間によってどのように規定されるかは、ある社会の社会構造や状況によって異なる。

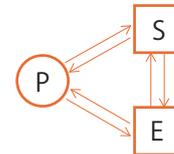
第一課題 個人の生活・仕事に関する物的環境の要素の解明

- (1) 津波災害および居住地移転に伴う物的環境の変化（E）の把握
- (2) 被災者の再定住地における生活・仕事の継続状況（P）の把握
- (3) 上を踏まえた、生活・仕事と物的環境の関係（ $P \leftarrow E$ ）の考察



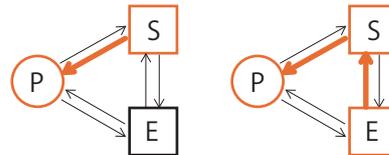
第二課題 個人、社会的環境、物的環境の関係を捉える枠組みの構築

- (1) 津波被災者の生活・仕事の継続に関わる社会関係（ $P \Leftrightarrow S$ ）の抽出
- (2) 社会的環境と物的環境の関係（ $S \Leftrightarrow E$ ）を検証する方法の構築
- (3) 上を踏まえた、生活・仕事と物的環境の関係（ $P \Leftrightarrow S \Leftrightarrow E$ ）の考察



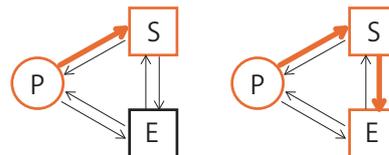
第三課題 個人を取り巻く社会的環境に対する物的環境の規定性の解明

- (1) 既存の社会関係および権利関係の継続・再編実態（S）の把握
- (2) 社会的環境に対する物的環境の影響（ $P \leftarrow S$ or $P \leftarrow S \leftarrow E$ ）の検証



第四課題 個人の生活・仕事を支える社会的環境とその役割の解明

- (1) 再定住地における社会関係および権利関係の特色（S）の把握
- (2) 物的環境への働きかけと社会的環境の関係（ $P \rightarrow S$ or $P \rightarrow S \rightarrow E$ ）の検証



P: Person's Life & Work (個人の生活・仕事)
 S: Social Environment (社会的環境)
 E: Physical Environment (物的環境)

図 1-13 各課題における主な研究対象

したがって、まず、研究対象であるスリランカ海村社会の社会構造と津波前後の状況を整理し、それを踏まえて、津波被災者の生活再建の問題を扱う上で考察対象とすべき社会関係を抽出する必要がある。

また、社会関係、権利関係、土地・空間の相互の規定性を検証するための枠組みを明らかにする必要がある。そのためには、まず、結合原理（「空間を介した関係」か「人を介した関係」、「選択的關係」か「非選択的關係」）にもとづいて社会関係を整理する必要がある。その上で、社会関係、権利関係、土地・空間といった変数間の影響関係を検証する何らかの枠組みと方法を考案する必要がある。

第三課題 津波被災者を取り巻く社会的環境に対する物的環境の規定性の解明（第4章、第5章に対応）

居住地移転前後において、津波被災者の生活・仕事を取り巻く社会的環境が継続しているかどうか、また、社会的環境に対して物的環境がどのように影響しているかを明らかにする（ $P \leftarrow S$ あるいは $P \leftarrow S \leftarrow E$ ）。

まず、居住地移転前にどのような社会関係および権利関係が形成されていたか、それが居住地移転後も従前居住地において継続しているか、また、再定住地において継続しているかを検証する必要がある。

さらに、社会関係と権利関係の継続・再編の実態を踏まえ、第二課題でも検討した検証の枠組みを用いて、社会関係の継続にとって、物的環境（土地および空間）が必要であったか（ $P \leftarrow S \leftarrow E$ ）、あるいは不必要であったか（ $P \leftarrow S$ ）を検証する必要がある。

第四課題 津波被災者の生活・仕事を支える社会的環境とその役割の解明（第6章に対応）

再定住地において津波被災者が生活・仕事を継続する上で、物的環境に対してどのように働きかけたか、その際に社会的環境が役に立ったのか、役に立ったとすれば、どのような社会関係および権利関係が役に立ったのかを明らかにする（ $P \rightarrow E$ あるいは $P \rightarrow S \rightarrow E$ ）。

津波災害後の居住地移転には、物的環境の変化が必然的にもなうことを考慮すると、再定住地における被災者の生活・仕事の継続に対して従前の社会的環境が果たす役割は大きいと推測される。したがって、まずは、個人が物的環境に対してどのように働きかけているか、社会的環境がそれをどのように支えているか（ $P \rightarrow S \rightarrow E$ ）、あるいは社会的環境そのものを個人がどのように作り変えているか明らかにする必要がある（ $P \rightarrow S$ ）。

そのうえで、物的環境に対する個人の働きかけ（ $P \rightarrow E$ ）、物的環境に対する社会的環境を通じた個人の働きかけ（ $P \rightarrow S \rightarrow E$ ）、両者の関係について検討する必要がある。

第3節 研究の対象と方法

1 研究の対象 - スリランカの津波被災地と再定住地

本項では研究対象であるスリランカのインド洋津波被災地と再定住地の特徴と位置づけを述べる。なお、スリランカにおける津波被害と住宅復興については第2章でより詳しく述べる。

インド洋津波被災国におけるスリランカの特徴

まず、インド洋津波被災国におけるスリランカの特徴を、スリランカと同じく特に大きな被害が生じた他の3ヶ国（インドネシア、インド、タイ）との比較を通じて述べる。

①津波被害の特徴：他の3ヶ国と同じく、被災者は主に零細な漁業従事者や観光業従事者といった、沿岸に生活基盤を持つ人々である。他の3ヶ国における被災地域は沿岸の一部であり、特に大きな被害を受けた地域は地理的にほぼ集中している。それに対して、沿岸に人口の大半が集中する島嶼国・スリランカでは、沿岸のほぼ全域で被害が生じたという特徴がある。また、沿岸には、長年の紛争で疲弊した東部・北部や、零細な漁村が多い南部、大都市周縁の沿岸に貧困層が不法居住する西部などが含まれており、被災者・被災地域の多様性もスリランカにおける津波被害の特徴である^{注14)}。

②復旧・復興体制：インドやタイでは海外からの支援の受け入れを制限したのに対して、スリランカでは、インドネシアと同じく、海外政府、国際機関、NGO、企業、個人など国際社会からの支援を受け入れた。スリランカへの援助の総額は約22億ドル（約2000億円、当時）と言われ、これはスリランカの国家年間予算（約45億ドル、2006年）の約半分に相当する。住宅復興において、インドネシアやインドでは土地取得や建設計画に対する住民参加を促すことが指針とされたが、スリランカでは、政府主導による住宅復興であるタイと同じく、政府とNGOが主導し、住民は再定住地の建設に基本的に関与しないことが特徴である^{注15)}。

③バッファゾーン：インドネシア（海岸線から2km、のちに撤廃）、インド（海岸線から200m）、タイ（海岸線から40m）と同じく、スリランカにおいてもバッファゾーン（西岸：海岸線から100m、東岸：200m、のちに縮小）が設定された。インドネシアでは元の場所での住宅再建が原則とされたが、他の3ヶ国では居住地移転が誘導された。インドではバッファゾーン内での住宅再建を公的支援の対象としないことが示され、また、タイでは土地所有権者以外のバッファゾーン内での住宅再建を公的支援の対象としないことが示された。スリランカではバッファゾーン内での住宅再建を一切禁止することが示されており、より厳しい規制を行うことによって居住地移転が誘導されたことが特徴である。

注14) スリランカの津波被害の特徴については下記の文献を参考にした。中川雄輔：インド洋スマトラ沖地震津波被災地における住宅復興過程に関する研究 - スリランカ・南西沿岸被災者の居住環境変容を事例として、滋賀県立大学修士論文、2007年

注15) 各国における復旧・復興体制およびバッファゾーンは下記の資料を参考にして整理した。その内容の一部は、国立民族学博物館研究フォーラム「2004年インド洋地震津波災害被災地復興の現状と課題」（2008年1月27日）において発表した。

インドネシア Policies and Administration of Housing and Settlement Assistance for Victims in the Post-Disaster Area, 2006,

BRR: Policy Guidelines for the Provision of Resettlement Assistance to Victims of the NAD/Nias Tsunami and Earthquake, 2006

タイ Federation of Southern Fisherfolk, Others: One Year After- A Report on Post-Tsunami Rehabilitation in the Fisheries Sector in Thailand, 2006.1

インド Government of Tamil Nadu: Natural Calamities - Tsunami 2004 - Housing Reconstruction Policy announced- Orders issued., 2005.3

スリランカ RADA: Analysis of Tsunami Housing Sector & Review of 2006 Tsunami Housing Policy, 2006.3, TAFREN, Ministry of Urban Development and Water Supply: Implementation Guidelines- Donor Assisted Housing & Township Reconstruction, 2005.2

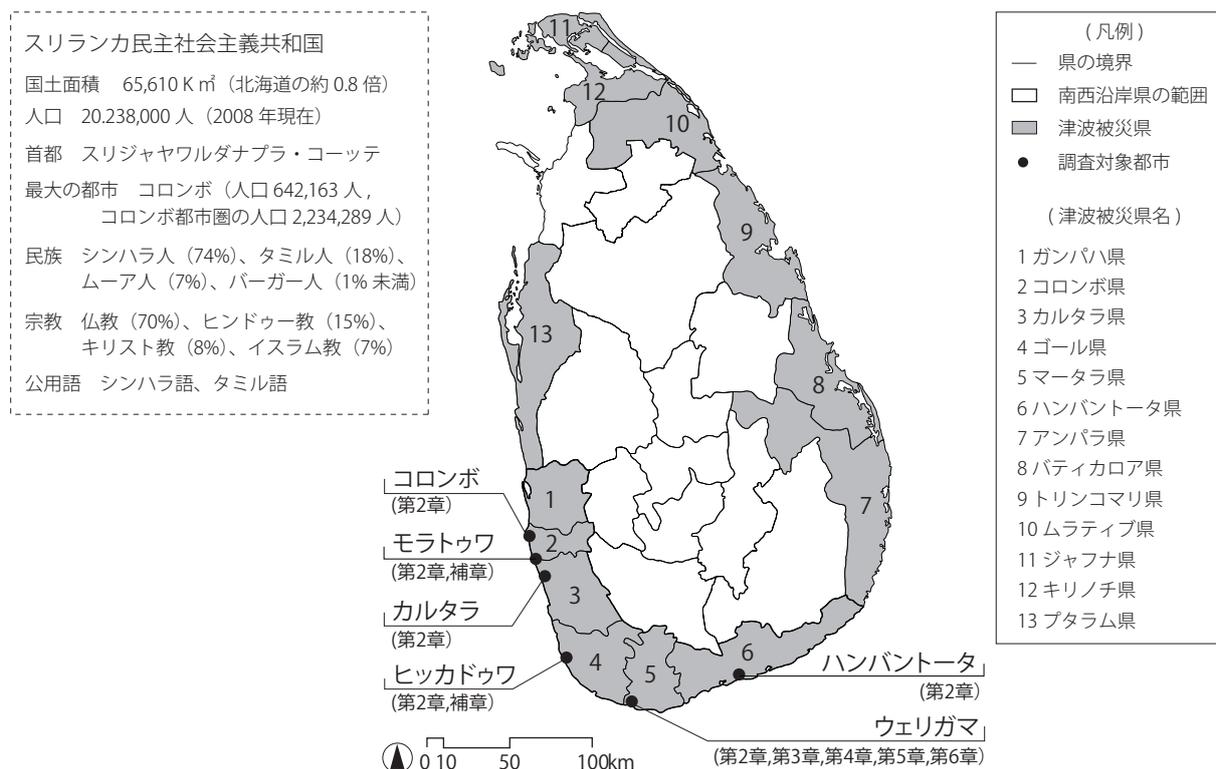


図 1-14 スリランカのインド洋津波被災県と調査対象の分布

表 1-4 スリランカのインド洋津波被災県の概要
(スリランカ統計局資料をもとに作成)

州	県	人口と住宅				住宅被害と住宅復興					
		人口 (人)	人口密度 (人/km ²)	住宅数 (戸)		全半壊住宅数 (戸)		必要住宅数 (戸) *3	供給予定数 (戸) *4		
					沿岸部 *1	被害率 *2		現地再建	再定住地		
西部	1 ガンパハ	2,066,096	1,490	511,621	71,644	854	1.2 %	511	240	294	
	2 コロンボ	2,234,289	3,401	507,678	210,768	6,345	3.0 %	4,953	60	1,248	
	3 カルタラ	1,060,800	668	270,147	103,312	5,741	5.6 %	6,697	5,291	2,188	
南部	4 ゴール	990,539	605	253,697	103,683	11,626	11.2 %	14,713	11,928	3,564	
	5 マータラ	761,236	594	197,552	64,764	6,238	9.6 %	7,235	5,623	1,779	
	6 ハンバントータ	525,370	204	148,516	65,259	2,445	3.7 %	3,193	1,486	3,875	
東部	7 アンパラ	589,344	136	145,184	65,952	18,810	28.5 %	27,816	21,298	2,732	
	8 パティカロア	486,447	181	112,778	70,684	17,405	24.6 %	22,523	19,838	2,144	
	9 トリンコマリ	340,158	129	81,379	63,781	7,531	11.8 %	9,927	6,261	1,961	
北部	10 ムラティブ	121,667	62	不明	19,168	5,691	29.7 %	5,457	5,457	0	
	11 ジャフナ	490,621	499	不明	103,765	5,515	5.3 %	9,140	5,307	1,729	
	12 キリノチ	127,263	103	不明	24,691	288	1.2 %	1,836	596	393	
北西部	13 プタラム	705,342	234	192,295	130,852	55	0.0 %	74	0	33	
合計 (平均)		10,499,172	(639)	不明	1,098,323	88,544	(10.4 %)	114,075	83,385	21,940	

* 1 各県における沿岸の郡 (D.S.division) の住宅戸数を表す。 * 2 沿岸部の住宅数に占める全半壊住宅数の割合を表す。
 * 3 2005年6月1日時点での国家再建対策本部 (のちの復興開発庁) の推計を表す。 * 4 2005年6月1日時点での国家再建対策本部 (のちの復興開発庁) による発表。(出所 人口・住宅: Department of Census and Statistics: Census of Population and Housing 2001,2001、住宅被害: Department of Census and Statistics: Final Report - Census on the buildings and people affected by the Tsunami disaster 2004,2005、住宅復興: 復興開発庁資料)

スリランカ南西部の津波被害と住宅復興の特徴

図 1-14 にスリランカのインド洋津波被災県と調査対象の分布を示した。本研究では、スリランカ南西部（西部州と南部州）を主な対象として実地調査を行っている。

表 1-4 にスリランカの津波被災県の概要（人口と住宅、住宅被害と住宅復興）を示した。スリランカ南西部（西部州と南部州）はスリランカ最大の都市・コロンボを中心として国内で最も人口稠密な地域である。特に、コロンボの北・約 75km にあるチラウからスリランカ南端の都市・マータラまでの沿岸には人口が集中しており、海岸線に沿ってほぼ途切れなく市街地が形成されている。

津波による住宅被害の特徴をみると、南西部は住宅被害率（沿岸部の住宅に占める全半壊住宅の割合）が 1.2% から 11.2% であり、住宅被害率が 11.8% から 28.5% の東部や、29.7% のムラティブ県が含まれる北部に比べると、住宅被害率は低い。一方、南西部の全半壊住宅数は 33,249 戸であり、スリランカ全体の全半壊住宅数 88,544 戸の 37.6% を占め、住宅被害の絶対数は大きい。

住宅復興の特徴をみると、2005 年 6 月時点で南西部では 24,628 戸が被災地で再建され、12,948 戸が再定住地において供給される予定である。南西部では、供給予定戸数の約 34.5% が再定住地の住宅であり、東部の 10.2% や北部の 15.7% に比べると復興住宅に占める再定住地の住宅の割合が高い。

このように、スリランカ南西部には、東部や北部と比べて住宅被害率は低いが、住宅被害の絶対数は大きく、また、復興住宅に占める再定住地の住宅の割合が大きいという特徴がある。

スリランカ南西部を調査対象として選定したのは、住宅復興の進捗が早く、再定住地の建設も進んでいたため、居住地移転の影響を検証することが可能であると予想されたからである。また、南西部は人口に占める漁業従事世帯の割合が高く、海との関わりの深い人々の仕事の継続という、津波災害後の居住地移転の問題が顕著に表れる地域であると考えられるからである。また、当時、反政府組織・LTTE の支配下にあった北部・東部に比べると南西部には民族紛争の影響が少なく、津波の影響だけをみる事が可能であったからである^{注 16)}。

調査再定住地の特徴

被災者の生活再建および社会関係の再編などに関する調査はスリランカ南部州マータラ県ウェリガマ郡の被災地と再定住地を対象としている。調査再定住地の詳細は第 2 章以降で述べる。本研究では再定住地の特徴を示す指標として大きく、「立地」（海岸線からの距離）と「規模」（住宅戸数）を用いる。

再定住地の「立地」（海岸線からの距離）は、被災者の多くを占める漁業従事者の生活・仕事に対する強い制約となる。また、スリランカでは沿岸に交通網や施設が整備されていることから、海岸からの距離は、漁業に限らず、生活・仕事全般に対する制約となる。再定住地の「規模」（住宅戸数）は、スリランカ沿岸の集落は通常 50～60 世帯程度のまとまりであると言われることを踏まえると、コミュニティの成立に関わると考えられる。

スリランカ全土の再定住地（351 ケ所）の立地（海岸線からの距離）の平均は 1.8km、規模（住宅戸数）の平均は 105 戸である。そのうち、南西部（南部州と西部州）の再定住地（210 ケ所）の立地の平均は 2.0km、規模の平均は 93 戸である。調査再定住地（スリランカ南部州マータラ県ウェリガマ郡の再定住地・事例 G）の立地は 1.2km であり、規模は 101 戸である。調査再定住地は海岸から離れ、生活・仕事を継続しづらい立地であり、かつ居住者が相互の関係を認識しづらい規模であるが、入居から約 2 年が経過した 2009 年 1 月時点で 90% という高い定住率を保っており、「成功」しているとみなせる再定住地の事例である。

注 16) スリランカでは、人口の約 7 割を占める多数派のシンハラ人と約 2 割の少数派のタミル人のあいだで、北部・東部を中心に居住していたタミル人が 1970 年代に分離独立運動を始めたことが発端となり、対立が深まった。1980 年代に入り、タミル人武装組織「タミル・イーラム解放の虎 (LTTE)」とスリランカ政府の対立が激化し、タミル人の起源であるタミルナドゥ州（インド）も巻き込んだ紛争に発展した。2002 年 2 月、ノルウェー政府の仲介で停戦に合意したが、2004 年 12 月のインド洋津波後に再燃した。2005 年 11 月に就任したマヒンダ・ラージャパクセ大統領（現職）はそれまでの和平路線を転換して反政府勢力に対する攻勢を強めた。2009 年 5 月、LTTE の指導者プラバカランの死亡によって 30 年近くにわたる紛争の終結を宣言した。



図 1-15 調査期間、調査員、調査協力

2 調査の実施体制 - スリランカおよび日本の NGO/NPO との協働

本研究の分析のもとになる資料の大部分は、スリランカの現地調査によって得られたものである。図 1-15 に調査期間、調査員、調査協力者を示した。インド洋津波災害発生から約 4 カ月後の 2005 年 5 月に調査を開始し、約 6 年間に渡って計 9 回の調査を行った。資料の収集は、政府機関、国際機関、大学、NGO、そして居住者といった、実に多くの関係者の支援と協力を得ることではじめて可能になった。

調査を実現する上で、特に高いハードルであったのは、再定住地の中からいかにして数少ない「成功」事例を見つけ出すか、ということであった。さらに、居住者の社会関係やマイクロクレジットの貯蓄・融資記録といったプライベートな情報にいかにしてアクセスするか、ということも高いハードルであった。

筆者は、津波被災者に対する継続的な支援を行ってきたスリランカの NGO であるグリーン・ムーブメント・オブ・スリランカ (Green Movement of Sri Lanka ; GMSL)、およびコロombo に事務所を構え、GMSL とパートナーとして活動する日本の NPO 法人であるアプカスの支援と協力を得ることで上記のハードルをクリアした。筆者はまず国連地域開発センター (United Nations Centre for Regional Development ; UNCRD) 防災計画兵庫事務所の知人を通じてアプカスの紹介を受け、さらにアプカスを通じて GMSL の紹介を受けるという経路で調査への支援と協力を依頼した。スリランカ滞在期間中、筆者は GMSL およびアプカスの業務 (建築関連プロジェクトの調査、図面・資料作成など) をサポートしながら調査を行い、また、現地語であるシンハラ語の習得に努めた。

3 研究の方法 - 一事例のフィールド実験

表 1-5 に各研究課題に対する研究方法と調査内容を整理した。本研究の方法上の特徴の一つには「一事例実験研究」である点、また一つには「フィールド実験」的な分析枠組みを採用している点である。これらの特徴をあわせ持つ本研究の方法を「一事例のフィールド実験」と呼ぶことにする^{注17)}。

「一事例実験研究法」は、「単一被験体法」、「 $n=1$ の実験計画」、「被験者内比較法」など、呼び方は様々であるが、それらに共通するのは、少数の被験者のデータからでも独立変数と従属変数の因果関係を検証することができる実験計画法であるということである。一方、多数の標本を必要とし、かつ、様々な前提条件を必要とする実験計画法は「多標本実験研究法」と呼ばれる。

「一事例実験研究法」であれ「多標本実験研究」であれ、ある研究によって得られた知見が一般化し得るためには、その研究が「内的妥当性」と「外的妥当性」を備えている必要がある。「内的妥当性」とは、その研究自体の論理性が保証されていることであり、その研究内部における一貫性が保たれていることである。「外的妥当性」とは、その研究が他の研究と状況が異なっているにもかかわらず持っている一般的共通性のことである。

ある研究が「内的妥当性」を備える上で問題となる変数は、測定や観測の対象である「従属変数」と、その因果論的な先行事象である「独立変数」と、この二種類の変数を除いた全ての変数である「2 次的変数」(外的な刺激や個体側の内部要因など)の三種類である。「2 次的変数」には、実験にあたって観察されている「従属変数」に対して何らかの影響を与える変数も含まれる。この「2 次的変数」による実験結果に対するバイアスをなくし、「独立変数」だけが「従属変数」の変動を説明することが可能であるような実験計画を「内的妥当性が高い」という。

従属変数を測定し、その結果を分析する上で、「多標本実験研究法」が同一被験体について「1 回のみ」測定し、結果の「群間比較」を行うのに対して、「一事例研究法」は同一被験体について「繰り返し」測定し、結果に「個体内比較」、「個体内比較」、「体系的反復」、「研究間確認」といったいくつかの比較法を用いる。また、2 次的変数を統制する上で、「多標本実験研究法」が標本の母集団からの「無作為抽出」を行うことが多いのに対して、「一事例実験研究法」は、「除去」、「保存」、「独立変数化」などを行うことが多い。

注 17) 研究の方法については、下記の文献を参照した。岩本隆茂、川俣甲子夫：シングルケース研究法，勁草書房，1990、D.H. バーロー・M. ハーセン著、高木俊一郎、佐久間徹訳：一事例の実験デザイン—ケーススタディの基本と応用，二瓶社，1993、杉山尚子、島宗理、佐藤方哉、リチャード・W. マロット・マリア・E. マロット：行動分析学入門，産業図書，1998、高野久紀：フィールド実験の歩き方，西條辰義編：実験経済学への招待，NTT 出版，pp.183-218，2007 年

表 1-5 各課題に対する研究方法

研究課題	研究方法	調査内容	調査対象	サンプル数	調査時期	該当章
課題1	住宅再建ガイドラインの分析	・政府資料の収集 ・担当者に対するヒアリング	復興開発庁、都市計画庁本部 (所在地：ともにコロンボ)	-	① 2005年8月 ② 2006年8月	第2章
	再定住地の計画内容の分析	・再定住地計画資料の収集 ・担当者へのヒアリング	復興開発庁、都市計画庁本部 (所在地：ともにコロンボ)	351ヶ所 33,760戸	① 2006年8月	
	再定住地への移住状況の分析	・住民台帳の閲覧と転記 ・担当者へのヒアリング	モラトゥワ郡、カルタラ郡、ヒッカドゥワ郡、ウェリガマ郡、ハンバントータ郡の郡役所	4,606世帯	① 2007年9月 ② 2008年5月	
	再定住地の実態の把握	・再定住地の踏査 ・居住者および居住支援関係者へのヒアリング	モラトゥワ郡、ヒッカドゥワ郡、ハンバントータ郡、ウェリガマ郡の再定住地	5ヶ所	① 2006年8月 ② 2007年9月 ③ 2008年5月	
			ウェリガマ郡の全再定住地	14ヶ所	① 2008年11月 -2009年1月	
	被災地における住宅再建実態の把握	・住宅被害・再建状況の調査 ・居住者への対面式アンケート	モラトゥワ郡の被災居住地	34世帯	① 2005年5月 ② 2005年8月	補章
ヒッカドゥワ郡の被災居住地			33世帯	① 2005年8月		
課題2	社会関係の基本構成の抽出	・文献資料の収集 ・有識者へのヒアリング	ウェリガマ郡沿岸の居住地	-	① 2008年5月 ② 2008年11月 -2009年1月	第3章
課題3	被災地における社会関係の分析	・居住者への対面式アンケート	ウェリガマ郡の被災居住地	66世帯	① 2009年9月 -2009年11月	第4章
	再定住地における社会関係の分析	・居住者への対面式アンケート	ウェリガマ郡の再定住地	86世帯	① 2008年11月 -2009年1月	第5章
課題4	マイクロクレジットの制度の分析	・NGO職員およびグループ・リーダーへのヒアリング	・グリーン・ムーブメント・オブ・スリランカ ウェリガマ事務所 ・ウェリガマ郡の再定住地	-	① 2008年5月 ② 2008年11月 ③ 2009年10月 ④ 2010年10月	第6章
	マイクロクレジットの効果の分析	・貯蓄・融資記録の参照 ・メンバーへの対面式アンケートとヒアリング	・グリーン・ムーブメント・オブ・スリランカ ウェリガマ事務所 ・ウェリガマ郡の再定住地	46人	① 2009年9月 ② 2010年9月 -2010年10月	

パターン1 居住地移転 (災害前)

パターン2 現地再建

パターン3 居住地移転 (災害後)

第2章

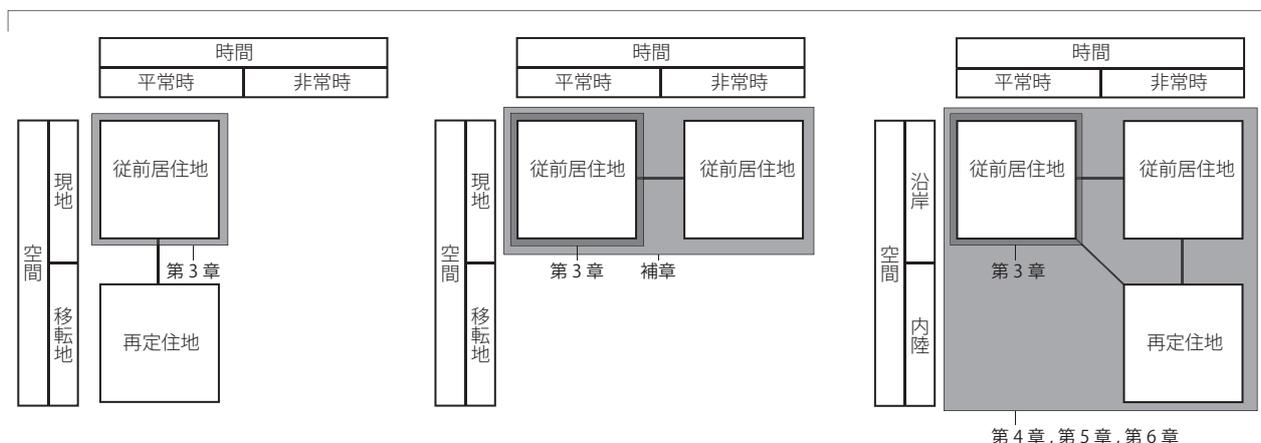


図 1-16 各章における研究対象

本研究において、この「一事例実験研究法」の方法論を特に参考にしているのは、第三課題「社会的環境の継続に対する物的環境の影響の解明」（第4章、第5章に対応）である。コミュニティ研究で長らく議論されてきたように、コミュニティの成立にとって物的・空間的基盤が必要であるかどうかは自明ではない（本章第4節第1項を参照）。本研究では、コミュニティ形成の指標となるマイクロクレジットの関係を「従属変数」、地縁（ある地理的範囲で生活を共にする者のまとまり）を「独立変数」として、「2次的変数」（血縁、権利関係、被験者の職業、世帯の経済状況など）の影響を考慮しつつ、マイクロクレジットの関係の継続に対する地縁の影響を明らかにする。詳細は第3章で述べるが、普段は見えにくい地縁の影響を測定するために、図1-16に示したように、「平時（移転前）の従前居住地」（地縁あり）、「非常時（移転後）の従前居住地」（地縁なし）、「再定住地」（地縁あり）という3段階を設定し、「従属変数」と「独立変数」の関係を繰り返し測定している。

得られた研究結果を一般化するためには、まず第一に研究結果が「内的妥当性」を備えている必要がある。その上で、研究結果が「外的妥当性」を備えるための努力が必要である。無作為に抽出された多標本を必要とする「多標本実験研究法」では、この一般化という問題の大部分は、その研究方法そのものによって解決されている。一方、無作為抽出を行えない少数の被験者を前提とする「一事例研究方法」では、過去から現在までに多くの研究者によって獲得された膨大な経験や知識の蓄積を充分に利用することによって、一般化の問題の一部は解決される。つまり、一般化を遂行するためには、これまでの多くの研究成果から、被験体の一般的な性質について十分な知識を持ち、また、それらについての現実的な母集団や真の母集団を予測し得ることが必要である。

本研究においても、研究成果が「外的妥当性」を備えるために、研究の背景で挙げた既往研究の成果を踏まえ、津波災害後の居住地移転をめぐる問題の性質を理解した上で、分析枠組みを設定することに努めた。また、第2章では再定住地の計画内容（立地、規模、住宅形式など）と被災者の移住状況の量的な分析を行うことで、問題を正確に理解することに努めるとともに、調査対象とする再定住地の母集団における位置づけを明確にしている。

なお、本研究において「一事例実験研究」が行われるのは、普通この種の研究が行われる実験室においてではなく、日常生活においてである。このような、実際の「現場」において、被験者に実験に参加していることを気づかせないで行う実験は近年、実験経済学や社会心理学の分野において、「フィールド実験」と呼ばれている。

第一課題に対する研究方法

第一課題は、津波被災者の生活・仕事の継続に関係する物的環境の要素を明らかにすることである。

第2章では、津波被災者の再定住地への移住と生活再建の実態を通じて、津波被災者の生活・仕事の継続と関係の強い物的環境の要素を明らかにしている。まず、津波被災統計の分析により人的被害・住宅被害の概況を明らかにする。また、住宅再建ガイドライン、再定住地の計画資料、および被災者の移住記録の分析により、居住地移転による物的環境（住宅立地、住宅地規模、住宅形式、居住関連施設）の変化を明らかにする。さらに再定住地の実地調査により被災者（特に漁業従事者）の生活・仕事の継続の実態と課題を明らかにする。そして、上記を踏まえて津波被災者の生活・仕事の継続と関係の強い物的環境の要素について考察する（P←E）。

なお、再定住地の計画内容の分析は全351ヶ所33,760戸を対象として行った。また、津波被災者の移住状況の分析は南西部5県・5郡の4,606世帯を対象として行った。また、再定住地の実態を把握するために、南西部4県・4郡における計5か所の再定住地を対象として調査を行った。さらに、再定住地の定住率と計画内容の関係を探るために、マータラ県・ウェリガマ郡の再定住地全14ヶ所を対象として調査を行った。

また、補章では、被災地における住宅再建の実態を明らかにし、それを通じて居住地移転を前提とした復興計画の問題について考察している。そのために、津波から約半年が経った津波被災地の実地調査を行った。調査対象は、スリランカ南西岸の津波被害と住宅復興の特徴が表れていると考えられる、モラトゥワ郡の被災居住地の34世帯とヒッカドウワ郡の被災居住地の33世帯である。

第二課題に対する研究方法

第二課題は、津波被災者の生活・仕事、社会的環境、物的環境の相互の関係を分析するための枠組みを明確化することである。第3章において、まず、研究対象であるスリランカ海村社会の社会構造に関する既往研究や文献資料を参考にして、津波被災者の生活・仕事の継続を支えられと考えられる社会関係として、地縁、血縁、地縁・血縁以外の関係（マイクロクレジットの関係）を抽出している。また、個人の生活と仕事は、社会関係だけでなく権利関係にも規定されと考えられ、権利関係として住宅とその敷地の所有・利用関係に着目している。そのうえで、社会関係、権利関係、土地・空間の相互の規定性を検証するために、まず、社会関係の結合原理（「空間を介した関係」か「人を介した関係」、「選択的關係」か「非選択的關係」）を整理している。さらに、津波災害後の居住地移転をある種の社会実験的な事象と見立てて、一事例実験研究、フィールド実験的研究といった研究方法を参考として、マイクロクレジットの関係に対する地縁の影響を、それ以外の変数（血縁、権利関係、被災者の職業、経済状況など）の影響も考慮して検証する方法を検討している。

第三課題に対する研究方法

第三課題は、津波被災者を取り巻く社会的環境に対する物的環境の影響を明らかにすることである。

まず、第4章において、居住地移転前の被災居住地においてどのような社会関係および権利関係が形成されていたか、また、居住地移転後の被災居住地においてそれらがどのように継続・再編されているかを明らかにする。そして、社会関係および権利関係の再編パターンを抽出し、それぞれの再編パターンの特徴と課題の検討を通じて、社会関係の再編可能性を検討する。調査対象は、第5章、第6章で調査対象とする再定住地（ウェリガマ郡の再定住地・事例G）の従前居住地・ワッタCであり、居住者66世帯に対して対面式アンケート調査を行った。

さらに、第5章において、居住地移転前の従前居住地における社会関係および権利関係が、居住地移転後の従前居住地、および再定住地においてどのように継続・再編されているかを明らかにする。さらに、第二課題で考察した検証の枠組みを用いて、マイクロクレジットの関係の継続と他の社会関係（地縁、血縁）および住宅敷地所有・利用関係の関連性を分析し、社会関係の継続にとって、物的環境（土地および空間）が必要であったか（ $P \leftarrow S \leftarrow E$ ）、あるいは不必要であったか（ $P \leftarrow S$ ）を検証する。

調査対象は、入居後約2年経過時点で高い定住率を維持しており、「成功」事例とみなせる再定住地（ウェリガマ郡の再定住地・事例G）であり、居住者86世帯に対して対面式アンケート調査を行った。

第四課題に対する研究方法

第四課題は、再定住地における津波被災者の生活・仕事の継続を支える社会的環境とその役割を明らかにすることである。

第6章において、再定住地において津波被災者が生活・仕事を継続し、また物的環境に働きかける上で、社会的環境が役に立ったのか、役に立ったとすれば、どのような社会関係および権利関係が役に立ったのかを明らかにしている。具体的には、第5章に引き続きマイクロクレジットの関係に着目し、再定住地における被災者の生活再建に対するマイクロクレジットの効果の有無とその内容を明らかにしている。

まず、貯蓄・融資の仕組みや、貯蓄・融資以外の技術的なサポートに着目して、調査対象とする再定住地におけるマイクロクレジットの特徴を明らかにしている。次に、貯蓄・融資記録の分析をもとに、被災者が物的環境に対して働きかける上で、マイクロクレジットの関係がそれをどのように支えているかを明らかにしている（ $P \rightarrow S \rightarrow E$ ）。また、マイクロクレジットのメンバー間の関係の分析を通じて、メンバーがマイクロクレジットを通じて社会関係そのものをどのように作り変えているかを明らかにしている（ $P \rightarrow S$ ）。

なお、調査対象は、第5章でも取り上げた再定住地・事例Gにおいて活動するマイクロクレジットのメンバー46人である。

第4節 既往研究と本研究の位置づけ

第1項 社会関係からみた居住地計画に関連する既往研究

本研究はまず、社会関係からみた居住地計画の研究に位置づけられる。本項ではまず、本研究が参照すべき、コミュニティ論（社会学的アプローチ）、社会関係資本論（経済学的アプローチ）、社会構造論（社会人類学的アプローチ）といった、社会科学分野における人間社会や社会関係に関する領域の既往研究を整理する。そのうえで、建築計画学における「人間と建築のかかわり」に関する領域の既往研究を整理する。

1 コミュニティ論—社会学的アプローチ

ほとんどのコミュニティ研究の冒頭で述べられているように、コミュニティという言葉はきわめて多義的であり、その概念規定や研究の方向性は著しく拡散している。

ディランティ（G.Delanty）は著書「コミュニティ」においてコミュニティに関わる学説とその歴史を詳細に整理している^{注18}。同書において紹介されているコミュニティに関わる研究領域には、都市社会学、政治哲学、文化理論、ポストモダニズム論、グローバリズム論、メディア論などであり、本書によってコミュニティに関する学説にはきわめて多様な分岐があることが理解される。

また、「コミュニティの定義」という論文を書いたヒラリー（George.A.Hillary）が「コミュニティについての94の定義を検討した結果、これらの定義の全てに一致することは、”人々に関連している”ということだけであった」と結論付けたことは、コミュニティという概念の多義性の証拠として、しばしば引用されてきた^{注19}。

このように、すべてのコミュニティに完全に一致する定義を見いだすことは難しい。しかし、一方で、コミュニティに共通する要件として「地域性」と「共同性」があることが多くの社会学者たちに了解されてきた。問題は、今日においてそれらが具体的に何を志向し意味するのか、相互にどのように関連するのか、ということである。

コミュニティという概念を初めて学術的に用いたマッキーバー（R.M.McIver）はコミュニティをアソシエーションの対概念としている^{注20}。アソシエーション（association）が、何らかの「利害関心」のもとに特定の目的を追求する組織体であるのに対して、コミュニティ（community）は不特定の「生活関心」を充足する場である。コミュニティは、生活の全局面における人間的接触が作り上げるものであり、単なる特定の集団とは異なる。マッキーバーによると、地域社会こそが人間の全生活を包摂する場であり、そこには社会関係の全てが見いだされ、このことにより生活に共同性が生じ、その共同生活の上に共同関心が生じる可能性があるという。

マッキーバーによるコミュニティの定義は「共同生活が営まれているあらゆる地域、または地域的基盤をもったあらゆる共同生活」ときわめて曖昧である。それは要するに、「ある地域と一緒に住んで生活の種々の面で相互に接触していると、共通の特徴が発達してくるものであり、それがコミュニティの境界輪郭を形づくる」といった程度の意味である。しかし、それでいてコミュニティが人間の本質的意思にもとづいて「生活関心」と「利害

注18) G.Delanty : Community, Routledge, 2002（山之内靖訳、伊藤茂訳：コミュニティ - グローバル化と社会理論の変容, NTT 出版, 2006)

注19) G.A.Hillary : Definition of Community-Areas of agreement, Rural Sociology, Vol.20, 1955（山口弘光訳：コミュニティの定義, 鈴木広編：都市化の社会学, 誠信書房, 1978)

注20) R.M. Maciver: Community - a sociological study, being an attempt to set out the nature and fundamental laws of social life, 4th ed., Cass, 1970（中久郎訳、松本通晴訳：コミュニティ - 社会学的研究 社会生活の性質と基本法則に関する一試論, ミネルヴァ書房, 1975)

関心」を追求するきわめて基礎的な社会であることが強調されている。マッキーバーがコミュニティを概念付けた時代には上記のような「地域性」と「共同性」を包摂した地域社会が既に消失の方向に向かっており、地域社会のあるべき姿、あって欲しい姿として、すなわち「期待概念」としてコミュニティを構築したのである。

20世紀初頭までは地域社会としての焦点は生活がその内部ではほぼ充足される農村社会に集中していたことから、マッキーバーなどによる「地域性」と「共同性」の包摂を前提としたコミュニティ概念は比較的馴染みやすかったと考えられる。しかし、マッキーバー自身が指摘しているように、特に20世紀に入り四半世紀が過ぎた頃から、都市化、産業化が急速に進展するにともない、人口の流動化と地域社会感情の希薄化が進み、マッキーバーが想定していたような「共同性」は急速に衰退し、「地域性」と「共同性」の乖離がみられるようになる。

このような社会状況もあり、マッキーバー以降のコミュニティ研究は、コミュニティにとっての「地域性」、「共同性」それぞれの意味や相互の関係の探究を軸として展開されており、大別すると、a. 地域性を中心とする立場、b. 共同性を中心とする立場、c. 地域性と共同性の多元化を示す立場、d. コミュニティ論批判がある。

a. 地域性を中心とする立場

「地域性」をコミュニティの基盤と捉える研究は、主に1920年代からアメリカ都市社会学において進められた。パークとバージェス(R.E.Park & E.W.Burgess)は「コミュニティとは、成員や制度といった構成要素が地理的配分という観点から考えられるような社会あるいは集団に対して適用される用語である」としている^{注21)}。

また、ワース(L.Wirth)は「コミュニティとは、地域の基盤と、人々の空間的分布と、施設や活動によって性格づけられる。そしてそれは、血縁や有機体的相互依存と密接に結びつき、共同生活は利害の相互対応によって基礎づけられる」としている^{注22)}。

これらに共通するのは、コミュニティを「施設」、「制度」、「地理的範囲」を介した社会関係から定義した点である。

当時のアメリカは社会的分業の展開とそれにもとづく商品経済の展開の時代にあり、このような社会構造の変化の過程で地域社会の持つ共同性は著しく後退したといわれる。そのような状況から発展してきた上記の研究は「人間生態学」とも呼ばれ、コミュニティを、動植物の世界と同じように、限られた資源環境の中で生活欲求をぶつけて競争しあう人間どうしの関係の中で自然発生的に生じた組織として捉えている。

たとえばパークらは、コミュニティを「ある地域に分布している個人、家族、集団や制度」と捉えた上で、「ある地域と一緒に住むことは、どのようにして、どの程度まで、居住者に共同の行為を取らせるのか」を問うている。

上記の研究に表れている基本的な考え方は、コミュニティの共同性は特に大都市において衰退しており、コミュニティが一定の地理的範囲を意味するものに過ぎないということである。

その後のアメリカ都市社会学の研究もやはり「地域性」を中心としてコミュニティを捉えており、大都市の脅威にさらされたコミュニティの危機と衰退^{注23)}、それでも地域で保持される小規模で凝集性のあるコミュニティ^{注24)}、あるいは外部からの脅威に対する防衛手段としての私的なコミュニティ^{注25)}といったコミュニティ観に引き継がれていった。

注21) R.E.Park and E.W.Burgess: Introduction to Sociology, 1921

注22) L.Wirth: The Scope and Problems of Community, Publication of the American Sociological Society, 27, 1933

注23) R.Lynd and H.Lynd: Middle Town, Harcourt-Brace, 1929 (中村八郎訳: ミドルタウン, 青木書店, 1990)、R.Lynd and H.Lynd: Middletown in Transition: A Study in Cultural Conflicts, Harcourt-Brace, 1937

注24) W.F.Whyte: street corner society: the social structure of an Italian slum, University of Chicago Press, 1943 (奥田道大訳, 有里典三訳: ストリート・コーナーソサエティ, 有斐閣, 2000)、H.J. Gans: the urban villagers -group and class in the life of Italian-Americans, Free Press of Glencoe, 1962(松本康訳: 都市の村人たち - イタリア系アメリカ人の階級文化と都市再開発, ハーベスト社, 2006)

注25) M.Davis: City of Quartz-Excavating the Future in Los Angeles, Verso, 1990 (村山敏勝訳, 日比野啓訳: 要塞都市LA, 青土社, 2001)

b. 共同性を中心とする立場

「共同性」をコミュニティの基盤と捉える研究にはさらに、「共同性」を b-1. 「精神的・心理的要因」に求める立場と b-2. 「機能的要因」に求める立場がある。

b-1. 共同性を精神的・心理的要因に求める立場

この立場の代表的な論者はマッキーバーである。先述したマッキーバーによるコミュニティの定義にあった、共同生活から生まれる共通の特徴としてマッキーバーが挙げているのは、「社会的類似性」、「共同の社会観念」、「共同の慣習」、「共同の伝統」、「共属感情」などである。

コミュニティの共同性を精神的・心理的要因に求める立場では、他にも、ロス^{注26)} (M.G.Ross) やニコルソン^{注27)} (J.H.Nicholson) が「共属感」を、エリオットとメリル^{注28)} (M.A.Eliot & F.E.Merrill) は「共通理解」をコミュニティの要件として挙げている。こういった、精神や心理の次元からコミュニティを捉えようとする立場からは、地域性をコミュニティの要件としないという解釈が示されている。ラッド^{注29)} (J.Ladd) は、「地理的条件や範囲というものは、コミュニティの本質的なものとは考えない」とまで述べている。

このような立場からはその後、コーエン(A.Cohen)による「象徴的な構造」としてのコミュニティ^{注30)}、アンダーソン(B.Anderson)による「想像されるもの」としてコミュニティ^{注31)}など、コミュニティを地域性にもとづく相互作用の具体的な形態としてではなく、「意味」や「アイデンティティ」として捉える研究が展開されている。

b-2. 共同性を機能的要因に求める立場

この立場から、機能的コミュニティの概念を初めて体系化したのはケーニッヒ (R.König) である^{注32)}。ケーニッヒはコミュニティに対応するゲマインデ (Gemeinde) の概念について、狭義には、「教区」、「近隣」、「住宅地」などの下位ゲマインデの意味に用いられるが、それだけでなく、一定の目的を追求するアソシエーション、例えば「学校」、「企業」、「各種団体や組合」などにも適用されていると述べ、都市生活における種々の機能的連関によるアソシエーションもコミュニティの概念に含められることを示している。

また、プラント (R.Plant) は「機能的コミュニティは、共同の関心を持つ人々のあいだの、空間的接近を意味する必要がない特定関心についての何からのアイデンティティの意識にもとづいたコミュニティを指している。このような機能的コミュニティは、分業により生み出された関心の特殊的領域に対応している。その関心は、・・・コミュニティ論者の多くがコミュニティにとって“破壊的な”ものと考えた要因である。ところが、いまでは、機能の分化—産業化を都市化の結果—により発達した部分的諸関心との関連で、それをコミュニティの見地から議論する社会理論家があらわれている」と述べている^{注33)}。

機能的コミュニティという概念は、特に現代の都市生活では地域における共同性は希薄であり、むしろ機能的連関が緊密な社会関係の契機となっているという状況に馴染みやすく、理解されやすいものであった。

この立場からはその後、地理的・空間的に制約されない個人を中心として広がる社会関係に着目した、いわゆ

注 26) M.G. Ross : Community organization -theory and principles, Harper & Brothers, 1955

注 27) J.H.Nicholson : New Communities -achievements and problems, National Council of Social Service, 1961

注 28) M.A.Eliot and F.E.Merrill : social disorganization, Harper, 1961

注 29) J.Ladd : The Concept of Community, C.J. Friedrich ed. : Community, Liberal Arts. Press, pp.269-293, 1959

注 30) A.P. Cohen : the symbolic construction of community, Horwood, 1985 (吉瀬雄一訳：コミュニティは創られる, 八千代出版, 2005)

注 31) B.Anderson:Imagined communities : reflections on the origin and spread of nationalism, Verso, 1983(白石さや訳, 白石隆訳: 想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行, NTT 出版, 1997)

注 32) R.König : Grundformen der Gesellschaft- die Gemeinde, Rowohlt, 1958 (河村雷雨：都市コミュニティ論 - 機能的コミュニティの研究, 世界思想社, 1982 内の訳を参考にした)

注 33) R.Plant : Community and ideology -an essay in applied social philosophy, Routledge & K. Paul, 1974. (中久郎訳, 松本通晴訳: コミュニティの思想, 世界思想社, 1979)

るパーソナルネットワーク研究^{注34)}や、そのような社会関係が人的資本とは異なる新しい形態の資本、つまり社会関係資本になり得たり、個人の意識や行為を規定したりすることに着目した研究^{注35)}が展開される。

このように、コミュニティにおける共同性が、一方で精神・心理や意識の次元に求められ、他方では特定の機能的連関による部分集団にも適用されることで、地域性との間にズレが生じていった。

c. 地域性と共同性の多元化を示す立場

バーナード (J. Bernard) は地域や居住を本質的な要素としてコミュニティを捉える立場であるが、一方で、「地域」という要素なしの「コミュニティ」の検討も必要であるとしている^{注36)}。そして、「専門職」と「意識」という地域とは異なるコミュニティについて論じたあと、地域的コミュニティという概念は保持するに値するのか、という問いを設定している。まず、それに対する否定的な見解としてある論者の「現代の交通やコミュニケーションの技術によって個人の移動性、コミュニケーションのスピードや可能性がある段階に到達すると、社会を理解するためにコミュニティという概念を必要ではなくなる」という意見を紹介している。その上で、バーナード自身は、地域コミュニティに対する肯定的な考えとして、「地域というものを完全に棄てさろうとしている人々は多くない」、「近隣というのは居住者にとって依然として意味があり、近隣における物理的な境界というのは社会構造の特有の要素の一つなのである」という考えを示し、「地域コミュニティという概念はやはり妥当性を持っている」と結論づけている。バーナードは基本的には「地域」、「場所」、「居住」との関わりでコミュニティを捉えようとしているが、同時に、「非地域的」、「共同的」なコミュニティの存在も見逃していない。

また、エフラット (M.P. Effrat) は、コミュニティを捉える様々な立場を踏まえ、(i) コミュニティは多くの機能を含むのか、あるいはごく少数の機能を含むのか、(ii) コミュニティは地域的な基盤を必要とするのか、あるいは必要としないのか、という2つの争点から、4つのアプローチを整理している^{注37)}。

- | | | |
|------------------|-------------|-------------------------|
| (1) 完全な地域的コミュニティ | (地域的基盤：必要) | コミュニティによって提供される機能の数：多数) |
| (2) 限定的コミュニティ | (地域的基盤：必要) | コミュニティによって提供される機能の数：少数) |
| (3) 社会としてのコミュニティ | (地域的基盤：不必要) | コミュニティによって提供される機能の数：多数) |
| (4) 個人的コミュニティ | (地域的基盤：不必要) | コミュニティによって提供される機能の数：少数) |

「完全な地域コミュニティ」とは、社会関係の全てが村落や町といった狭い地理的範囲に見いだされる、自己充足的な人々の結合を指す。「限定的コミュニティ」とは、地域社会における特定の機能による人々の結合を指す。「社会としてのコミュニティ」とは、地理的な近接によらず、血縁、階層、人種といった社会特性による人々の結合を指す。「個人的なコミュニティ」とは、友人関係や自発的な集団への参加など、個人による結合を指す。

上記のように4つの異なるコミュニティの理解の仕方について説明したのち、エフラットはそれらは相対立するものではなく、相補的であるとしている。また、エフラットはコミュニティ形成についても述べており、コミュニティ計画の論点として、(1) 市民参加の範囲と価値、(2) コミュニティに含められるべき機能の範囲、(3) コミュニティの発展を助ける物理的デザインの要素を挙げている。

上記の考えに表れているように、エフラットもコミュニティには「地域性」と「共同性」という二つの要件が

注34) B. Wellman: The Community Question -The Intimate Networks in East York, American Journal of Sociologies, 84, pp.1201-1231,1979 (野沢慎司訳、立山徳子訳：コミュニティ問題ーイースト・ヨーク住民の親密なネットワーク、野沢慎司編・監訳：リレーディングス ネットワーク論-家族・コミュニティ・社会関係資本、勁草書房、pp.159-204, 2006)

注35) R.D.Putnam, R.Leonardi and R.Y.Nanetti : Making democracy work -civic traditions in modern Italy, Princeton University Press, 1994 (河田潤一訳：哲学する民主主義 - 伝統と改革の市民的構造, NTT 出版, 2001)

注36) J.Bernard : Sociology of Community, Longman Higher Education, 1973 (正岡寛司訳：コミュニティ論批判, 早稲田大学出版部, 1978)

注37) M.P.Effrat : Community Approaches and Applications, the Free Press, 1974

あるとしているが、それらはいずれもがコミュニティを構成する変数であり、またその度合いやレベルによってコミュニティである程度も異なるという見方をしている。このことは、コミュニティの衰退や解体を跡づけるのではなく、共同の結合や共通の価値の存在による、新たなコミュニティの形成を志向している。

d. コミュニティ論批判

園田恭一は、現代において共同社会としてのコミュニティを求める動きがみられるが、一方で共同性を形成し拡大していく条件や過程について、すなわち「コミュニティ形成の基盤」について、「現時点では自尊心や愛情といったレベルの指摘や記述にとどまっていること」を問題としている^{注38)}。例えば、マッキーバーをはじめ、ロス、ニコルソンなど、共同性を精神的・心理的要因に求める立場にみられる問題として、「何がそのような意識や心理を生じさせるのか」という点がほとんど追求されていない」と述べている。

その上で、コミュニティ形成の基盤を、「主体化の契機」、「共同化の背景と条件」の順に考察している。まず、主体的な行動の契機として、何よりも生活における人々の「欲求の充足」、および「課題の解決」を挙げている。それが個人的・私的にではなく、社会的・共同的に達成されるためには、(1) 人々の間に共通の「目標」や「目的」が存在すること、(2) その目標や目的を達成するための「役割分担」、「費用負担」、「手段の共同利用」が行われること、(3) そのようにして達成された成果や利益を、負担に応じてだけでなく必要に応じて「配分」すること、といった条件を挙げている。

一方で、技術の高度化や生産力の高まりにつれて、経済的、物質的な欲求や課題に関しては個人的、私的な解決が可能となるが、そういった解決が可能なのは経済的に余裕のある限られた人々であり、それによる無駄や弊害も生まれることから、生活手段の共同の「利用」、「管理」、「所有」といった、コミュニティ形成の生産関係の側面が改めて問わなければならないと述べている。園田が特に重視するのは上記の(3)の条件であり、生活施設やサービスの負担ではなく必要の原理から配分することの必要性、シビル・ミニマムの問題に論及している。

中久郎は、コミュニティ論には「歴史的把握の欠如や、問題を経済面など生活の深みにまで掘り下げない」といった問題があると述べている^{注39)}。都市化社会においては確かに、かつて共同体論において基本とされた生産手段としての土地の「共同所有」や「共同利用」の重要性は低下しているが、コミュニティ論における共同性の条件には、生産関係から規定されるものは当然含まれるし、歴史的に規定されるものもあると述べている。

そこで中では、生活者のコミュニティへの関わり方を問題とし、(1) 地域性の前提となる「土地」がコミュニティの持つ共同性の成立・存続に対して、生活を可能とする物質的基盤として「直接的」な関わりを持つか、それとも一緒に住む人々を関係づける機縁または範囲として「間接的」な関わりを持つだけなのか、(2) 土地が共同生活にとって「基礎的」であるか、「条件的」であるかを区別している。それによって、「生活資源」、「生活環境」、「生活便益」、「生活連関」という4つの範疇で識別している。

(1) 生活資源	(土地の持つ意味合い：直接的)	生活上の意味合い：基礎的)
(2) 生活環境	(土地の持つ意味合い：直接的)	生活上の意味合い：条件的)
(3) 生活便益	(土地の持つ意味合い：間接的)	生活上の意味合い：基礎的)
(4) 生活連関	(土地の持つ意味合い：間接的)	生活上の意味合い：条件的)

「生活資源」としての土地は、生活を可能とする基本的資源としての土地を、「生活環境」としての土地は、土地を媒介とした生態学的環境（水、空気など）や居住者に共同意識を喚起する象徴を、「生活便益」としての土

注38) 園田 恭一：現代コミュニティ論，東京大学出版会，1978

注39) 中久郎：共同性の社会理論，世界思想社，1991

地は、学校や病院などの施設や制度による生活に必要な財やサービスの配分機会を、「生活連関」としての土地は、一緒に住むことによって現れる利害関心、社会的行為や社会関係を意味する。

これら4つの範疇は、どれに関心を置くかによって異なった考察が可能であるが、住民がどの範疇の共同性を持つのか、その範疇において自律的に生活欲求を充足できるか、他の範疇も考えるのかという体系的な視点がコミュニティ研究において重要であると述べている。

このように、園田や中は、マッキーバーによる「生活の全体的充足」というコミュニティの本質に立ち戻り、それまでのコミュニティ概念を批判的に検討するとともに、経済や生産関係など、生活のより深い部分にまで踏み込んでコミュニティ形成の基盤や操作軸の分析・解明を志向している。

なお、ここまで見てきたように、コミュニティを研究対象としてきたのは主に社会学、特に都市社会学である。

広原盛明は、都市社会学の分野では、コミュニティ政策における政府・国家の政治機能や権力的側面を軽視し、コミュニティ政策をコミュニティ論の素朴延長線上に論じる傾向が強かったという批判的な意見を述べている^{注40)}。そして、コミュニティ概念の再検討、日本におけるコミュニティ政策の通史的研究、類型化、事例研究などを通じて、「住民自治」か「住民統治」かで揺れ動くコミュニティ政策がこれからの社会の安定にどうかかわるのか、またそれに至る筋道をどのように展望できるかについて考察している。

この他にも、詳細には触れないが、近年、政治学や政策学の分野において、政府や政策との関連からコミュニティの意味が改めて問われており、政治的实践につながるコミュニティの規範モデルを追求したりトル (A.Little) による研究^{注41)}、政府、特に中央政府からの統制に依存しない市民社会それ自身によるガバナンスに焦点を当て、「政府なきガバナンス (Governance without Government)」論を展開したローズ (R.A.W.Rhodes) による研究^{注42)}、「舵取り役」としての国家、政府の役割が依然として重要であることを強調し、政府とガバナンスは相対立するものではないことを主張したピーターズとピエール (B.G.Peters&J.Pierre) による研究^{注43)} などがある。

2. 社会関係資本論 - 経済学的アプローチ

既に述べたように、コミュニティの共同性を機能的要因に求める立場からはその後、社会関係が人的資本とは異なる新しい形態の資本、つまり社会関係資本になり得ることに着目した研究が展開された。ここではまず、a. 社会関係資本に関する研究の動向を整理し、次に b. マイクロクレジットと社会関係資本に関する研究を整理する。

a. 社会関係資本に関する研究

社会関係資本の代表的論者の一人であるパットナム (R.D.Putnam) によると社会関係資本とは、「諸活動を活発にすることによって社会の効率性を改善することができる、信頼、規範、ネットワークといった社会組織の特徴」である^{注44)}。

諸富徹によると、社会関係資本の概念が登場した背景には、20世紀後半以降、発展概念の非物質的要素が強まり、構築物をいくら積み上げても発展が促されないという社会状況があった。そうではなくて、「信頼」や「互恵性」、「ネットワーク」といった非物質的要素の厚みを増加させることが重要とされるようになった^{注45)}。

社会関係資本が重視されるのは、物的要素の充足が一通り達成された先進国だけではない。物的要素に乏しく、

注 40) 広原盛明：日本型コミュニティ政策 - 東京・横浜・武蔵野の経験，晃洋書房，2011

注 41) A. Little：The Politics of Community -Theory and Practice, Edinburgh University Press, 2002 (福土正博訳：コミュニティの政治学，日本経済評論社，2010)

注 42) R.A.W.Rhodes：Understanding Governance: Policy Networks, Governance, Reflexivity and Accountability, Open University Press, 1997

注 43) J.Pierre, B.G.Peters：Governance, Politics and the State, Palgrave Macmillan, 2000

注 44) R.D.Putnam, R.Leonardi and R.Y.Nanetti：Making democracy work -civic traditions in modern Italy, Princeton University Press, 1994 (河田潤一訳：哲学する民主主義 - 伝統と改革の市民的構造，NTT 出版，2001)

注 45) 諸富徹：環境，岩波書店，2003

また、政府や市場の機能が十分ではない発展途上国において、社会関係資本は唯一の資源と言っても過言ではない。近年、途上国の開発援助の文脈において社会関係資本の活用のあり方が研究されている。

佐藤寛によると、開発援助の文脈における社会関係資本概念の意義は、①ネーミング効果と②活用可能性の拡大にあるという^{注46)}。①ネーミング効果とは、これまで雑多に語られてきた様々な社会的機能を一括して命名することによる効果である。また、②活用可能性の拡大とは、「資本」という経済学用語を適用することで、開発および開発援助事業の成果に大きく影響を与える、社会関係(信頼、規範、ネットワークなど)を「計測」することができるという立場を明確にすることで、開発援助の文脈での活用の可能性を拡大したことである。

社会関係資本の計測に関して、1996年に始まった世界銀行の社会関係資本イニシアティブ(Social Capital Initiatives;SCI)が、社会関係資本を指標化し、その概念を開発事業に活用できるものにするを主目的として、一連の調査・研究を行っている。世銀SCIは、社会関係資本を「社会構造全般と対人関係に関わる個人の行為を規定する規範全体」と定義している。それは、パットナムの言う水平的なネットワークだけでなく、垂直的な関係や政府や法といったフォーマルな社会構造・制度など非市場的な制度・構造は全て取り込んでいる^{注47)}。

世銀SCIによる実証研究の方法論は以下のように定式化されている。まず、いくつかの「社会制度」を社会関係資本と定義しその指標を独立変数とし、その社会や国におけるいくつかの「経済・社会厚生」のデータを従属変数とする。そしてそれらの間の相関を求め、社会関係資本が経済・社会発展に及ぼす影響を求める^{注48)}。

世銀SCIなどによる研究の成果もあり、社会関係資本の重要性は今や広く認知されている。一方、坂田正三が指摘するように、社会関係資本の定義の曖昧さはしばしば、性質の異なる社会構造や社会制度を「資本」という同じものと捉え、同じ基準で評価するという問題に陥らせている^{注49)}。例えば、社会関係資本の操作の可能性に関する議論がある。パットナムは、社会関係資本は長い歴史を通して自己集積的に徐々に蓄積されるものであるとしている。それに対して、エヴァンズ(P.Evans)やオストロム(E.Ostrom)は、社会関係資本は政府の働きかけにより短期間で形成することが可能であるとして、パットナムに反論している。

このような議論の対立の原因は、彼らが異なる種類の社会関係資本について論じていることにある。エヴァンズが形成できるとしているものは、特定の開発事業における協調のための目的限定的な組織・制度である^{注50)}。また、オストロムが形成できるとしているのも協調行動を必要とする共有資源管理のための組織・制度である^{注51)}。一方、パットナムの場合は、特定の経済的な目的に向かう協調行動とは必ずしも関係のない、様々な社会組織が存在する社会を社会関係資本の蓄積された社会としている。

こういった概念の曖昧さによる議論の混乱を受け、近年、社会関係資本を何らかの側面で分類して再提示する研究が進められている。

クリシュナとアップホフ(A.Krishna&N.Uphoff)はネットワーク、地位、役割、ルールといった「構造的(Structural)社会関係資本」と規範、価値観、信条といった「認知的(Cognitive)社会関係資本」を区別し、構造的な要素を維持するのが認知的要素であり、認知的要素は構造的要素により強化、再生産されるとしている^{注52)}。

注46) 佐藤寛:社会関係資本概念の有用性と限界,佐藤寛編:援助と社会関係資本-ソーシャルキャピタル論の可能性,日本貿易振興会アジア経済研究所,p.310-,2002

注47) 世界銀行HP(<http://go.worldbank.org/W8FMEK6FRO>)より(2011年8月21日閲覧)。

注48) D.Narayan:Cents and Sociability-Household Income and Social Capital in Rural Tanzania.Policy Research Working Paper.No.796,The World Bank,1996 などがある。

注49) 坂田正三:社会関係資本と開発-議論の系譜,佐藤寛編:援助と社会関係資本-ソーシャルキャピタル論の可能性,日本貿易振興会アジア経済研究所,pp.11-33,2002

注50) P. Evans: Government action, social capital and development: Reviewing the evidence on synergy, World Development, Volume 24, Issue 6, pp.1119-1132, 1996

注51) E. Ostrom: Crossing the great divide -Coproduct, synergy, and development, World Development, Volume 24, Issue 6, pp.1073-1087, 1996

注52) A. Krishna and N. Uphoff: Mapping and Measuring Social Capital -A Conceptual and Empirical Study of Collective Action for Conserving and Developing Watersheds in Rajasthan, India, Social Capital Initiative Working Paper No.13, Washington, D.C., The World Bank, 1999

ポルタス (A.Portes) は、社会関係資本の機能には「悪い面」(downside) もあると指摘をしている^{注53)}。それらは「他者の排除」、「集団の構成員の要求が集団外にもたらす外部性」、「個人の自由の限定」、「規範の下方平準化」という4つの機能である。汚職の構造やマフィアなどはこれらの望ましくない結果である。

ナラヤン (D.Narayan) は、集団内部の結束を強める社会関係資本を「内部結束型 Bonding」、集団間の機能結合を果たす社会関係資本を「橋渡し型 Bridging」と呼んでいる^{注54)}。社会関係資本が集団の内部結束を強めるのみである場合には、むしろ社会にとって有害となるケースもあり、望ましい社会関係資本は内部結束だけでなく、橋渡しを行う機能を持たなければならないと考えられている。

坂田正三は、社会関係資本の今後の研究課題として、①社会関係が機能し蓄積されるための外部条件の探究、②社会関係資本の形成・蓄積・減価過程の考察を挙げている^{注55)}。①は、社会関係資本が有効に機能するための、あるいはその蓄積レベルが向上するための外部条件は何かを問うことである。世銀 SCI による一連の実証研究では、社会関係資本を所得や経済成長といった経済的变化とは独立した変数と仮定している。しかし、社会関係資本のレベルは、当該社会の経済的变化、政治的变化といった外部要因に影響を受けるという側面もあるはずである。また、②は、近年進んだ社会関係資本の分類の議論をさらに発展させ、社会関係資本の形成、蓄積、あるいは減価の過程を、様々な社会関係資本どうしの相互関係、相互作用のモデル化から考察することである。

b. マイクロクレジットと社会関係資本に関する研究

マイクロクレジットとは、通常の銀行から融資を受けられない貧しい人々に対して無担保で行われる小規模融資である。マイクロクレジットの嚆矢であるバングラデシュ・グラミン銀行の総裁・ムハマト・ユヌス博士のノーベル平和賞受賞(2006年)を契機としてマイクロクレジットはその知名度が飛躍的に高まり、今や途上国を中心に広く普及し、先進国においても一部で導入されている。なお、近年では貯蓄制度を含むものは「マイクロファイナンス」という呼び名が一般的になりつつある^{注56)}。

マイクロクレジットでは通常、5人から10人程度のグループが作られ、グループのメンバーの「信頼関係」や「義務意識」、「規範」によって融資を返済する仕組みが採用されている。このことから、マイクロクレジットの成功の秘訣はしばしば、社会関係資本との関連から研究されてきた。

コリアー (P.Collier) は、「社会関係資本は市場を通じてではなく社会関係を通じて経済的効果をもたらす」と述べている^{注57)}。途上国農村部においては、情報の不完全性や法執行のコストの高さのために市場や政府が機能しない。そのような途上国農村部において成功したマイクロファイナンスは、共同体内の社会関係資本を通じて情報収集や規則執行のコストを削減し、金融サービスの提供という経済的効果を発揮したのである。

バステラー (van Bastelaer) は、マイクロファイナンスにおける社会関係資本の役割として、コリアーが指摘したような「市場を補完する役割」だけでなく、「個人の能力を補完する役割」を指摘している^{注58)}。それは、貧困層がグループの信頼関係や外部との交渉力を高め(社会関係資本を形成し)、経済・社会活動へ参加していくのを促進する働きを指している。

栗野晴子も、全てのマイクロファイナンスが貧困層の政治社会参加を目指しているわけではないと前置きしながらも、マイクロファイナンスにおける社会関係資本の効果として、「所得の平準化・拡大」、「消費の平準化・拡大」、「リスク対応能力の強化」、「住居改善」、「資産形成」といった「経済的効果」だけでなく、「高利貸しからの脱却」、「交渉力の強化」、「社会的ネットワークの形成・拡大」といった「社会的効果」があることを指摘している^{注59)}。

注53) A. Portes and P. Landolt : The Downside of Social Capital, The American Prospect, vol.94, 1996

注54) D.Narayan : Bonds and bridges-social capital and poverty, The World Bank, 1999

注55) 坂田2002 前掲 注49を参照

注56) 岡本真理子, 吉田秀美, 栗野晴子編: マイクロファイナンス読本 - 途上国の貧困緩和と小規模金融, 明石書店, 1999

注57) P. Collier : Social Capital and Poverty, Social Capital Initiative Working Paper No.4, 1998

注58) T. van Bastelaer : Does Social Capital Facilitate the Poor's Access to Credit? -A Review of the Microeconomic Literature, Social Capital Initiative Working Paper No. 8, 2000

一方、マイクロファイナンスの意義を認めつつも、その効果の範囲や成功のメカニズムを批判的に検討した研究もみられる。

三重野文晴は、マイクロファイナンスは決して万能薬ではないと述べている^{注60)}。所得へのインパクトや社会的弱者のエンパワーメントへの効果は必ずしも完全なものではないし、また、極貧層や障害者を対象とする社会保障までも、マイクロファイナンスが代替できると考えるのは現実的ではない。また、金融的手法が合理的理由をもつ範囲で、そのコストとベネフィットを勘案して、その役割は議論されるべきであろうと述べている。

また、三重野によるとマイクロファイナンスが成功する要因は実はまだ解明の途上である。1990代はじめには「グループ・レンディング」（融資返済に対するグループメンバーの連帯責任制度）がその成功の鍵とみられていたが、その手法をとらない活動が反例として報告されており、より広い視点から成功要因が議論されている。

また、マイクロファイナンスの成功（にみえる現象）が、実は単にその活動の外側の環境に依存しているに過ぎない可能性があるという指摘もある。

藤田幸一は、バングラデシュの農村におけるマイクロクレジットによる融資の使途を調査し、借り手である小規模農が、資金を地主層に転貸している事実を指摘し、マイクロクレジットは在来金融の資金フローの構造に取り込まれたにすぎないという見解を示している^{注61)}。また、藤田は、バングラデシュの農村開発プログラムがマイクロクレジットに過度に傾斜し、村レベルの小規模なインフラ整備が等閑視されている状況を指摘し、インフラの未整備がマイクロクレジットの持続可能性を脅かす危険性があることを指摘している。

このような、マイクロクレジットの成功を支える外部条件にも着目し、その整備や支援を通じてマイクロクレジットの成功率や効果を高めるアプローチの可能性も模索されつつある。

例えば、ジョーンズとミルトン（G.A.Jones & D.Milton）は住宅建設と組み合わせたマイクロファイナンスの利点として、資材の改善を挙げている^{注62)}。すなわち、マイクロファイナンスによって住宅建設やインフラ、土地・住宅権利のための資材が改善され、さらにそれが所得向上のサポートと組み合わせられている場合、地域経済の発展により貢献する。なお、彼らはその他の利点として、インフォーマルなネットワークの支援、外部機関と関わる上で必要となる技術の習得、支援の効果的な分配を挙げている。

また、アルビーとガメージ（Albee&Gamage）によると、スリランカではSEWAと女性銀行が、住宅建設のための融資によって、雑貨店や仕立屋などの小規模ビジネスが、それらが以前はみられなかった地域においてさえ増加していることを発見した^{注63)}。ある女性は、改善した住宅によってより多くの顧客を惹きつけ、ビジネスに成功したこと、さらに、食品業者は、食品加工のスペースを増やし、通気を改善し、接客カウンターのスペースを拡大したこと、衣類製造者は、試着、収納、製造、デザインのためのスペースを増やしたこと、店のオーナーは取引のための窓口を拡大しアクセスの道を整備したことなど、多くの効果を報告している。

このように、社会関係資本としてのマイクロクレジット／マイクロファイナンスの研究は近年ますます興隆しているが、高野・高橋は既往の文献を整理し、（1）マイクロクレジットの効果、（2）マイクロクレジットの返済を支えるメカニズム、（3）マイクロファイナンスが抱える課題、（4）新たな挑戦としてのマイクロ保険の研究動向を展望している^{注64)}。その結果、マイクロファイナンスに寄せられる期待は大きい、マイクロクレジット

注 59) 栗野晴子：小口金融活動から住民参加による地域開発へ - ジンバブエに見るその可能性と限界、斎藤文彦編著：参加型開発 - 貧しい人々が主役となる開発へ向けて、日本評論社、pp.107-134,2002

注 60) 三重野文晴：マイクロ・ファイナンスの金融メカニズム、絵所秀紀編、野上裕生編、穂坂光彦編：開発と貧困、pp.139-158、日本評論社、2004

注 61) 藤田幸一：農村開発におけるマイクロ・クレジットと小規模インフラ整備、佐藤寛編：開発援助とバングラデシュ、pp.281-304、アジア経済研究所、1998

注 62) G.A. Jones and D. Mitlin：Housing Finance and Non-Governmental Organizations in Developing Countries Datta,K, Jones,G(ed)：Housing and Finance in Developing Countries,pp.26-43,Routledge,2000

注 63) A. Albee and N. Gamage：Our Money, Our Movement-Building a Poor People's Credit Union,ITDG Publishing,1997

注 64) 高野久紀、高橋和志：マイクロファイナンスの現状と課題 - 貧困層へのインパクトとプログラム・デザイン、アジア経済、第52巻、第6号、pp.36-74、2011

トの効果、返済を支えるメカニズムとスキーム、マイクロファイナンスに伴うリスク、マイクロ保険の課題とその対策に対する理解は十分ではなく、マイクロファイナンスが開発戦略の中で真の役割を果たすために、マイクロファイナンスがどのような条件、社会・経済環境のもとで成功するのか、どのようなスキームであれば、貧困層、特に極貧層により届きやすく、かつ、効果が発揮されるのか検討していく必要があると述べている。

3. 社会構造論 - 社会人類学的アプローチ

社会人類学は、「親族研究」、「社会構造」の表題の下に、社会の初期における形態、あるいは社会発生のメカニズムを明らかにするという社会理論構築の任務を担ってきた。それは、社会学や経済学とは異なり、当初から伝統的社会を対象として考察を行ってきた人類学の強みでもあった。ここではまず、a. 親族と社会構造に関する研究を整理し、次に b. スリランカにおける親族と社会構造に関する研究を整理する。

a. 親族と社会構造に関する研究

人類学における親族研究史を整理した瀬川昌久によると、親族研究が盛んであった第二次世界大戦前後においては、人類学者たちは親族関係を独立した実体的なものとして、それゆえに単独の領域として扱っていた。しかし、それに対して、他の社会的水準との関係において初めて実体化するものとして捉える考え方も現れた^{注65)}。

まず、親族関係を独立した実体的なものとして扱った代表的な研究には、以下のようなものがある。

モルガン (L.W.Morgan) は、親族名称体系を用いて人類の家族・婚姻制度の進化の道程を解明することができると考え、進化主義的な親族研究を展開した^{注66)}。

また、リヴァーズ (W.H.Rivers) は、南インドのトダ (Toda) などを調査し、系図による系譜関係の記述を駆使した調査方法(系譜調査法)が親族の研究、とりわけ親族名称の研究において有効であることを示した^{注67)}。「社会的関係としての親族関係」と「生物学的関係としての血縁関係」の区別、およびクランの集団成員権確定に関わる出自 (descent) の認識と異なる系譜関係の認識を峻別を通じて、出自概念の規定を明確化しようとした。

モルガン、リヴァーズを嚆矢とする親族研究はその後、他の人類学者によって出自理論として体系化された。

とりわけラドクリフ＝ブラウンによる研究は出自理論の出発点として知られる^{注68)}。ラドクリフ＝ブラウンは、まず親族の定義を整理した。夫婦とその子供たちから成る「基本家族」を基本的単位とし、その原基が婚姻・姻戚関係の連鎖によってつなぎ合わされていくことによって網の目が生じる。そしてあらゆる人間社会は、こうした系譜関係を遠近によって類別化し、そこに特定の社会的権利・義務を付着させるとし、このように類別化され特定の行動様式を割り当てられた諸関係を「親族体系」と呼んだ。ラドクリフ＝ブラウンは、個人が集団に如何にして組み込まれているかについての一般的な「原理」を見い出そうとし、社会構造に占める親族制度の重要性、とりわけ出自規制のもつ重要性を強調した。

また、エヴァンズ＝プリチャード (E.E.Evans-Pritchard) は、親族を「(ある個人にとって) 父および母をとおして系譜的につながっている人々」と定義し、父系出自集団の関係である「リネージ関係」と、個人を中心にしてきた諸々の親族カテゴリーとの間の個人間の関係である「親族関係」を区別した^{注69)}。プリチャードは、アフリカのヌア社会の分析から、政府や首長をもたずに部族全体が幾重にも分節化された父系リネージの間の均

注 65) 瀬川昌久：人類学における親族研究の軌跡，船曳建夫編：個からする社会展望（岩波講座文化人類学 第4巻），岩波書店，pp.27-60,1997

注 66) L.H. Morgan：Ancient society, or, Researches in the lines of human progress from savagery through barbarism to civilization, Charles H. Kerr, 1877（荒畑寒村訳：古代社会，彰考書院，1947）

注 67) W.H.R. Rivers：Social organization, A.A. Knopf, 1924

注 68) Radcliffe-Brown 1952 前掲 注2 参照

注 69) E.E. Evans-Pritchard：Nuer religion -A Description of Livelihood and Political Institutions of Nilotic People, Oxford University Press, 1940（向井元子訳：ヌア一族—ナイル系一民族の生業形態と政治制度の調査記録，岩波書店，1978）E.E. Evans-Pritchard：Kinship and marriage among the Nuer, Clarendon Press, 1951（長島信弘訳，向井元子訳：ヌア一族の親族と結婚，岩波書店，1985）

衡によって政治秩序を維持している姿を提示した。この「ヌアの分節リネージ体系のモデル」は、単系出自原理に基づいて社会が組織化されている例として、1940～50年代の社会人類学に大きな影響を与えたと言われる。

また、フォーテス (M.Fortes) は、アフリカの部落社会の調査を行い、父系出自集団およびその分節が、タレンシ社会の政治、宗教活動を規定する基本的枠組みとして機能していることを示した^{注70)}。フォーテスは、親族関係の背後にある経済的諸要素を看過しており、親族関係が経済的背景により規定される二次的現象に過ぎないという批判に対して、親族関係というものが親子関係の認識という人類に普遍的な傾向それ自体に立脚しており、親族関係に付随している経済的・政治的その他の機能的要素に還元しえないとしている。

一方、親族関係を他の社会的水準との関係において初めて実体化すると捉えた研究には以下のものがある。

リーチ (E.R.Leach) はスリランカ北部の稲作農村を対象とした研究において、社会集団の基本的な組織原理は出自にではなく地縁的な関係に求められ、「土地」や「財産所有」といった政治経済的機能こそが社会現象の実体的要素であり、親族制度はあくまでもそれからの派生的な現象に過ぎないと考えた^{注71)}。上述のフォーテスは出自を政治経済的な社会生活の機能的要素とは独立した、純粋に集団成員権の確定に関する原理であると考えたのに対し、リーチは個人の親族集団に対する成員権にしても、そこに何らかの政治的・経済的な具体的権利／義務が介在しなければ実体的なものとして存在しえないと考えた。

また、シュナイダー (D.Schneider) は、ミクロネシアのヤップの親族集団の分析を通じて、ヤップの親族集団は、実は親族集団ではなく、土地を介して結びついた集団として解釈したほうが、実態にも、現地の人々の観念にもはるかに適合的であることに気づいた。そして、それまでの人類学における「親族関係の特別扱い」が、民族誌的データの通文化的分析からの帰納によることなく、ア priori に前提とされてしまっていると批判した^{注72)}。

また、ゴドリエ (M.Godelier) は、著書「人類学の再構築」の第2章「家族や親族を基礎に置く社会など存在したことがない」において、リーチ、シュナイダーも抱いた、親族関係を独立した実体的なものとして扱う立場に対する疑念をより鋭く示してみせた^{注73)}。ゴドリエは、ニューギニアのバルヤの人々の分析をきっかけに、モーガン以来、人類学において広く普及していた、国家以前の社会は親族に基礎を置くという学説に対する疑念を抱いたと述べている。ゴドリエによると、人類学はこれまで親族関係を過剰に評価してきたという。親族集団の存在と、親族集団間の経済的交換や婚姻交換を含めたあらゆる種類の交換だけでは、集団をひとつの社会にするには不十分であり、ひとつの社会を基本的に構成しているのは、親族関係ではなく、政治宗教が密接にからみあう「政治-宗教関係」であるとしている。

このように、ラドクリフ＝ブラウンなど初期の社会人類学者は、オセアニアやアフリカなどの「未開社会」の社会構造に強い関心を寄せ、「親族関係」という単一の社会関係によってそれを説明する理論を構築しようとした。一方で、こういった「親族関係」を独立した実体的なものとして捉えることに疑念を抱く立場も現れ、リーチなど他の社会的水準との関連において初めて実体化すると捉える研究者たちによって、「親族研究の相対化」が図られた。瀬川によると、今日では後者の立場が優勢であり、親族研究は「退潮」傾向にあるという^{注74)}。また、社会構造といった「静的」などらえ方から、プロセス、ネットワークといった概念、日常の細かな相互行為のなかに社会的なるものを見ようとする考え方が人類学の議論のなかで次第に有力なものとなりつつある。

注70) M.Fortes : The dynamics of clanship among the Tallensi -being the first part of an analysis of the social structure of a Trans-Volta tribe, the Oxford Univ. Press, 1945, M.Fortes : Kinship and the social order : the legacy of Lewis Henry Morgan, Aldine, 1969

注71) E.R. Leach : Pul Eliya -a village in Ceylon : a study of land tenure and kinship, Cambridge University Press, 1961

注72) D.M. Schneider : A critique of the study of kinship, University of Michigan Press, 1984

注73) M. Godelier : Au fondement des sociétés humaines : Ce que nous apprend l'anthropologie, Editions Albin Michel, 2007 (竹沢 尚一郎訳, 桑原知子訳 : 人類学の再構築 - 人間社会とはなにか, 明石書店, 2011)

注74) 瀬川 1997 前掲 注65 参照

b. スリランカにおける親族と社会構造に関する研究

高桑史子によると、スリランカの人類学的研究は、①村落社会の社会構造分析と、②宗教・儀礼・世界観の分析の二つの流れがある^{注75)}。ここでは、①村落社会の社会構造分析について整理する。

先述したように、1950～60年代までは人類学において親族研究が主流を占めていた。スリランカの村落研究もその流れの中で行われた。研究の多くは16世紀からヨーロッパ諸国の影響を受けてきた海岸部ではなく、伝統的土地所有制度が比較的維持されているという仮定を前提として、高地シンハラ人社会を対象としてきた。

シンハラ人社会の親族研究は、前述のリーチによる研究をはじめ、土地所有や農業を中心とする生産活動との関係において論じられたものが多い。シンハラ人社会は非単系社会ではあるが、土地や家屋の継承という点では父系原理を内在させており、父系性に傾斜した双系・双性社会の例として、相続・継承や用益、労働組織などに関する研究が行われた。とくにタンバイヤ (Tambiah)^{注76)}、リーチ^{注77)}、オベセセカラ (Obeyesekera)^{注78)}、ロビンソン (Robinson)^{注79)}などのシンハラ農村の民族誌はその後のスリランカ村落研究に理論的枠組みを与え、そこで社会の構成原理とされた「パウラ」、「ゲー」、「ゲダラ」、「ワーサガマ」といった家族・親族の組織化に関わる概念や「ワリガ」(カーストに相当)、地縁集団などの概念の検討が行われた。

一方、主に農村社会を中心に分析が行われてきたスリランカ村落研究を海村という環境に置き換えて再検討することで新たなスリランカ村落研究のあり方を提示しようとした研究として以下のものがある。

スティラット (R.L.Stirat) は、スリランカにおける土地所有を基礎とする社会つまり農村社会の研究が社会人類学における親族研究を深化させた点を評価したうえで、海村の社会構造が農村とは大きく異なることを指摘している^{注80)}。スティラットは西岸のカトリック海村の例から、海村社会では農村社会と異なり、親族関係が何らかのモラルとして存在しても、生産行動や集団形成には意味を持たないとしている。こういった親族関係の機能の相違を、スティラットは、(1) 世代を超えて継承される土地がないこと、(2) 協同が要求されないこと、(2) 大漁・不漁が個々の家族の領域に関することであり農村のように豊作・不作あるいは天候などが村落全体に関わるものでないことなどをあげて説明している。婚姻による土地の一部譲渡 (ダウリー=花嫁持参財として)、農地の相続・継承などが重要な意味を持つ農村とは異なり、もともと農地を所有しない海村では、親族関係が実質的な役割を果たすことが少ないとしている。

アレクサンダー (P.Alexander) は、スリランカ南部の海村・ガハウエラの分析を通じて、網の分割所有が土地所有と同じ原理にあるとして、Land Tenure にちなんで Sea Tenure という用語を使用して、海村社会を農村社会と同じ方法で分析しながら、海村の特質について論じた^{注81)}。ガハウエラでは地曳網の所有は、土地所有と同じ原理に支えられており、網一ヶ統 (大人数で操業する定置網の単位) が複数の網株に分けられ、親族関係にある者が各網株を所有している。また、網株所有権は相続の対象になったり、婚姻の際のダウリー (持参財) にもなるという。さらに、網を仕掛けてから曳くまで、また網の製造や修理まで含めて網株所有者の総意のもとに行われるなど、土地と同様に共有の原理がみられるという。

高桑史子は、スリランカ南部海村・タルナウエラの分析を通じて、開発・内戦・津波というスリランカ海村を大きく変える要因となった事象を考慮しながら、人々と海との関わり方が国家の政策によってどのように変わったかを、漁労・漁業、漁業関連組織、女性の労働、家族や親族、婚姻、季節移動と家屋などの分析を通じて丹念

注75) 高桑2004 前掲 注13参照

注76) S.J. Tambiah : Dowry and Bridgwealth and the Property Rights of Women in South Asia, J. Goody and S.J. Tambiah : Bridgwealth and Dowry, Cambridge University Press, 1973

注77) E.R. Leach : Pul Eliya -a village in Ceylon : a study of land tenure and kinship, Cambridge University Press, 1961

注78) G.Obeyesekere : Land tenure in village Ceylon -a sociological and historical study, Cambridge University Press, 1967

注79) M.S. Robinson : Some Observation on the Kandyan Sinhalese Kinship System, Man (N.S.) 3, 1968

注80) R. L. Stirrat: On the Beach -Fishermen Fisherwives and Fishtraders in Post Colonia Lanka, South Asia Books, 1988

注81) P. Alexander: Sri Lankan fishermen -rural capitalism and peasant society, Australian National University monographs on South Asia no. 7, 1982

に描き出している^{注82)}。また、高桑は変貌する社会のなかで海村の女性はその地位や役割をどのように変化させてきたかを明らかにしており、ジェンダー研究としても多くの示唆を含んでいる。高桑によるとスリランカの海村は家族の独立性の高い社会であり、自律性のある村落共同体としてのまとまりよりも親族や姻族を介して地域を超えた広範囲にわたるネットワークが形成されている。そのような状況において、男性成員による漁労という不安定な経済活動を基礎とする家族に対して、女性の労働力と女性を中心としたネットワークが、経済的安定性と漁業以外のより安定的な職業に就くためのステップを提供しているという。

4 人間 - 建築関係論 - 建築計画学のアプローチ

建築計画学において「人間と建築のかかわり」は伝統的に主要な研究領域の一つである。人間と建築、生活と空間、行動と環境など、様々な概念が論じられてきた。本研究は、建築学を中心に展開されてきた住宅研究の中に位置づけられ、特に住宅を社会的な存在と捉える立場をとっている。ここでは、①初期の住宅計画学、②相互作用論、③相互浸透論において人間と建築の関わりがどのように捉えられてきたかを整理する。

a. 初期の住宅計画学における人間と建築の関わり

社会的存在としてみた住宅の研究は西山卯三によって開始された。西山卯三による一連の住宅研究^{注83)}は、戦前から戦中の厳しい社会状況を反映したものであり、圧迫される庶民の住居の質を改善するための計画技術の確立を目指した。また、科学的方法による住宅計画研究として先駆的であり、その後の建築計画学研究に方法論的基礎を与えた。膨大な「住み方調査」を通じて食事室と就寝室の関係や就寝方式の分析を行い、居住の法則性を解明するとともに、「食寝分離」と「隔離就寝」という住宅計画上の二大原則を提示した。

西山卯三による一連の住宅研究は、「型計画」の方法により、住宅の標準化や設計の規格化の提案に密接に結び付けられていた。戦後の公営住宅における「標準設計」は、生活面、生産面、両面の質水準を改善する上できわめて重要な役割を果たした。しかし、一方で、標準設計による住宅建設が一般化するにつれて、その硬直性に起因する問題点が露呈していった。高度経済成長期以降の社会変化の中で、住要求や家族形態の変化や多様化に対応した新たな住宅計画論が求められるようにもなった。

西山卯三は、上記のような「住宅の設計・計画」の研究を進めるとともに、住宅を庶民の手に届くものにするためには、その障害となっている社会的・経済的・政治的条件を変えなければならないことを指摘し、「住宅問題」の研究を行っていた^{注84)}。こういった問題意識は西山自身や他の研究者によって「住宅階層論」や「住宅需給構造論」、「居住地階層論」として具体的に展開されていった。

住宅問題は、住宅の立地する地域の特性や問題と密接に関わっており、絹谷祐規は1960年代初頭、大都市圏内の様々な「地域」と「居住者」、「住宅」の対応関係を実証的に分析することを試みた^{注85)}。また、住田昌二は、「居住者」、「住宅」、「地域」の対応関係に基本的な型が存在し、それらが階層的構成を成していることに着目し、西山の「住宅階層論」を「居住地階層論」へと発展させた^{注86)}。

住田昌二は「居住地階層論」を広く生活科学のなかにも位置付けており、「生活」とは、「生活主体」(人)が物を「生産」し「消費」する二つの過程の総体であり、それぞれの過程で生活主体は「共同関係」(生産関係、社会的諸関係)を持ちつつ、「生活手段」(生産手段と消費手段)と「対応関係」(生活行為)をつくるとしている^{注87)}。そして、これら生活主体と生活手段の対応関係には地域、階層によって「一定の型」(生活様式、生活構造)があるという。

注82) 高桑2004 前掲 注13参照。高桑史子:スリランカ海村の民族誌 - 開発・内戦・津波と人々の生活,明石書店,2008

注83) 西山卯三:庶民住宅の研究,京都大学学位論文,1947、西山卯三:住居論,相模書房,1943、西山卯三:住宅計画,勁草書房,1967など

注84) 西山卯三:住宅問題,1943(西山卯三:住居論,相模書房,1943に所載)

注85) 絹谷祐規:住宅供給対象に関する基礎的研究,京都大学学位論文,1961、絹谷祐規:生活・住宅・地域計画,勁草書房,1965

注86) 住田昌二:不良住宅地区改良の研究,京都大学学位論文,1967、住田昌二:住宅供給計画,勁草書房,1982、

注87) 住田昌二:生活科学の立論と課題,西山卯三編:住居学ノート-新しい生活科学のために,勁草書房,pp.35-87,1977

生活手段が著しく不足しているときや、社会的諸関係、生産手段の発展がアンバランスであるときなど、生活主体と生活手段に矛盾があるとき、生活主体は生活行為の選択に行き詰まりをきたし、住生活は「貧困状態」にある。この状態が止揚されるのが「住生活の発展」であるとしている。

b. 相互作用論における人間と建築の関わり

舟橋國男によると、1960年代からそれまでの機能主義・近代主義に裏打ちされた近代主義建築運動の問題が建築・都市を取り巻く様々な社会・経済・環境問題として露呈し始め、それに対する取り組みの一環として、人間の心理学的把握に基づく建築デザインや、環境と人間行動との関係をより深く理解しようとする、「環境行動論」的な研究が行われるようになった^{注88)}。

「環境行動論」は、「環境」と「人間行動」との関係性を体系的に検証し、得られた知識を環境のデザインを通して生活の質の改善のために応用する。ここでいう環境とは、物理的・社会的・文化的なものであり、また、人間と環境の媒介項として、知覚・知能・性格・社会的価値・文化的規範などが想定されている。

環境行動論の背景には、「環境決定論」に対する批判があった。「環境決定論」は、例えば、「有機体の存在状態(心理・行動など)は環境によって因果律的に決定されるという思想」^{注89)}や「地理的環境、社会的環境、文化的環境、そして構築環境の変化が行動を形作るという信念」^{注90)}とされ、また同じ範疇に属する建築決定論は「人工もしくは自然の要素によって構成される構築形態が社会的行動の変化を導くだろうという思想」^{注91)}や「建築設計の如何が人々の行動様式に直接かつ決定的な影響を持つとする主張」^{注92)}などと言い表されている。

古典的な研究としては、フェスティンガー(L.Festinger)らによる大学院生寮における居住者間の交流と住棟配置の関係性に関する研究^{注93)}、すなわち、住宅の位置関係が友人関係形成の基礎となり地域集団内部のコミュニケーションの回路になる、あるいは、ニューマン(O.Newman)による住宅団地の設計による犯罪発生防止に関する研究^{注94)}などがある。

舟橋によると、在来の住宅計画研究の多くも、生活・行動のあり方を改善しようとする中で、住宅の物理的な設計のあり方を拠り所とするものであったと言える、と述べている。住宅計画研究の嚆矢である西山卯三は、機能主義建築や機能主義建築家を批判していたが、住田によると西山自身による建築・住宅・地域に対する問題解決も概して機能主義的解決であったと言われており^{注95)}、建築の形態や生産の合理化が主要な研究成果であった。また、広原によると、当時、都市計画・住宅地計画においても、ペリー(C.Perry)が提唱した近隣住区論に代表されるように、環境決定主義にもとづく計画イデオロギーが支配的であったと言われており^{注96)}。

こういった、環境決定論への反動とも言える環境行動論的な研究の多くは「相互作用論」の立場をとっている。「相互作用論」は、環境が直接的に行動に影響するのではなく、人が認めた環境の性質、すなわちその人が如何様に環境を認めるかに依存するという見方をする。また、人間は自由な意思を持って行動する能動的な存在であり、身の回りの物的な環境が含意するままにはならず、それに抗い、時には変えようとするという見方をする。

このように、環境行動研究において、環境と人間との相互依存的な関係性のあり方への留意、人の性質に適し

注88) 舟橋國男：トランザクショナルリズムと建築計画学，舟橋國男編：建築計画読本，大阪大学出版会，pp.29-54，2004

注89) 哲学事典，平凡社，1971年

注90) J.Lang：Creating Architectural Theory: The Role of the Behavioral Sciences in Environmental Design, Van Nostrand Reinhold, 1987(今井ゆりか訳，高橋鷹志訳：建築理論の創造—環境デザインにおける行動科学の役割，鹿島出版会，1992)

注91) 同上

注92) C.Mercer：Living in cities：psychology and the urban environment, Penguin, 1975(永田良昭訳：環境心理学序説—都市化と人間生活，新曜社，1979)

注93) L. Festinger, S. Schachter and K. Back：Social Pressures in Informal Groupss, Harpers and Brothers, 1950

注94) O. Newman：Defensible Space-Crime preservation through urban design, Macmillan, 1972(湯川利和訳：まもりやすい住空間，鹿島出版会，1976)

注95) 住田昌二：総論 西山住宅学論考，住田昌二+西山卯三記念すまい・まちづくり文庫：西山卯三の住宅・都市論—その現代的検証，日本経済評論社，pp.1-88, 2007

注96) 広原 2011 前掲 注40参照

た環境という考えは、人々が環境を変えるという問題へと展開され、さらに、人と環境とのトランザクションを強調する「トランザクショナリズム」(Transactionalism)へと展開されていった。

一方、領域を拓き専門分化した住宅研究を、再統合化する動きが1960年代はじめから始まる。巽和夫らによって提案されたハウジング論は「総合性」と「実践性」という二つの特質を有し、住宅研究に統合的枠組みを与えることを目指したものであった^{注97)}。総合性とは、住宅に関わる様々な領域の連携を意味すると同時に、「企画、設計、生産、供給、管理等のプロセスを分断せずに一連のものとして扱う」という立場を示す。また、実践性とは、住宅研究が、「住宅・住環境を改善し、住生活を活性化していくための目標を明らかにし、計画的・技術的手段の提案を指向するものでなければならない」とする立場を示す。

高田光雄は、ハウジング論の立場を継承しながら、これをハウジングシステム論として発展させた^{注98)}。高田によるとハウジングシステムとは、住宅・住環境とハウジングプロセスに関わる主体との対応関係を指す概念であるが、学位論文において特にそのサブシステムである住宅供給システムに焦点を当てている。ハウジングや住宅供給を「システム」として認識する意義は、複雑化したハウジングの状況の理解を容易にすることに加え、ハウジングシステムを操作可能な要素の関係として把握することにより、その組み換えを通じて問題解決を図るという展望を示したことにあるという。具体的には、ハウジングシステムや住宅供給システムは、まず、「空間・物財システム」と「主体システム」を想定し、そのうえで両者の関係を捉えるという手続きで把握される。「物財・空間システム」の検討は、生産技術論的なアプローチからでは至らない、利用特性を考慮した財としての性質に基づく住宅のシステム化を志向している。また、「主体システム」の検討では、公共の役割を再検討するとともに、需要者・居住者の役割を重視している。需要者・居住者もある意味では供給者であるという認識に立ち、需要者・居住者の意識や行動を分析し、いわゆる需要者(居住者)参加型住宅の問題を扱っている。

このように、環境行動研究にしても、住宅計画研究にしても、人間と環境、あるいは主体と空間の相互の関係への留意がなされ、人間側の理解に即した環境や空間といった考えが、さらに、人々が環境や空間を変えるといった問題へと展開されていったという点で共通点が見いだされる。

ただ、舟橋によると、環境行動研究においては、対象とする個々の事象に通底する普遍的な法則性の定立と「予測・制御」といった側面は否定しないが、個別性・固有性をもつ個々の事象の「記述・理解」が強調されるという^{注99)}。それに対して、住宅計画研究の一つの到達点を示した、高田によるハウジングシステム論は、ハウジング論としての総合性にもとづく対象の理解を重視しながらも、その「実践性」をより重視した計画技術論であり^{注100)}、対象の「操作可能性」や「組み換え」といった工学モデル的な認識を強調している。

c. 相互浸透論における人間と建築の関わり

舟橋國男によると、「トランザクショナリズム」は、環境と人間をそれぞれ独立したものであるとして両者の相互関係を扱うのではなく、環境と人間のトランザクションを重視し、一つの行動の中の働きとみる立場である。舟橋によると、トランザクショナリズムは近年、高橋鷹志によって「相互浸透論」の訳があてられるなど建築学でも一般用語となりつつある^{注101)}。

舟橋はトランザクショナリズムの基本的な考え方を以下のように要約している。①人間と環境はそれぞれ独立のものではなく、分離不可能な、互いの定義も意味も依存しあったものであり、一元論的に捉えられる。②トランザクショナリズムにおいてあらゆる事象は時間的過程の中であって変化する。変化はシステムに本来的・本質

注97) 巽和夫編著：現代ハウジング論，学芸出版社，1986、住田昌二，延藤安弘，三宅醇，小泉重信，西村一郎：新建築学体系14ハウジング，彰国社，1985

注98) 高田光雄：都市住宅供給システムの再編に関する計画論的研究，京都大学学位論文，1991

注99) 舟橋2004 前掲 注88参照

注100) 高田1991 前掲 注98を参照。

注101) 高橋鷹志：環境移行からみた人間・環境系研究の枠組み，日本建築学会学術講演梗概集，pp.603-604,1991

的な特質であり、それは目的論的な理想状態に固定されるものではなく、創発的であり、目標はフレキシブルである。③研究の考え方として、広範に適用可能な普遍的原理も関心を払うが、個別特定の事象の解釈を重視し、これを様々な立場・関係者の視点から形相因（パタンや関係性の形態）として理解する。

このように、建築計画学における人間と建築の関わりに対する認識は、「建築決定論」、「相互作用論」、「相互浸透論」と変遷してきた。しかし、舟橋によると、トランザクショナリズムは、もとを辿れば、環境決定論・相互作用論を超えて環境と人間のトランザクションを強調するという環境デザイン的な文脈に依るといよりは、デューイ (J.Dewey) やベントレー (A. Bentley) あるいはパース (C.S.Peirce) といった哲学者等の主張を根拠としているとされる。また、近年、社会科学分野、特に都市社会学においても「空間と社会」というテーマが徐々に中心を占めるようになってきている。

吉見俊哉は、わが国における都市社会学が本来射程とすべき「社会 - 空間関係」の探究を避け、むしろ社会集団や社会組織、あるいは個人の生活構造の分析に留まり、都市の空間に関する分析は建築学や都市工学の分野に譲り、社会学者は傍観者的な立場にたたされてきたという見解を示している^{注102)}。このような反省に立ち、吉見は、これまで社会学、地理学、人類学、経済学といった社会社会諸科学において空間について行われてきた議論を「再読解」し、新たなアプローチを付け加えるべく、都市社会学にまつわる空間概念を①自然としての空間、②文化としての空間、③構造としての空間、④関係としての空間という4つのカテゴリーにおいて捉えている。

吉見はまず、人間生態学における空間概念から「自然としての空間」というカテゴリーを導き出している。このカテゴリーの原型は、「空間」が「社会」(文化)を規定する」という、パークのコミュニティ論^{注103)}を祖型とする「生態学的決定論」に見い出されるという。一方で、こういった一元論的立場の対向として「文化としての空間」という立場を置いている。このカテゴリーは「文化」が「空間」を規定する」という、人間側の性質に留意したという点もあり、常識的にはより受け入れられやすい立場であるが、カテゴリーそれ自体は決定論の垂流とでも言うべき主客二分法の立場を踏襲しているとされている。吉見によればリンチ (K.Lynch)^{注104)}などによる環境心理学における空間概念がこの立場の特徴を最も集約しており、そこには「環境決定主義」と「主観的個人主義」への分裂がみられるという。

以上の2つのカテゴリーに対する吉見の批判は、両者が「一方的規定性」およびその基本的な考え方として「空間と社会の二分法」に陥っていること、さらに、ともに表層の分析に終始していることに向けられている。そこから、「空間」と「社会」を表裏一体のものとして理解し、「空間」を「社会」の深層の構造と関わらせて捉える「構造としての空間」というカテゴリーを導いている。このカテゴリーでは主に、レヴィ=ストロース (C. Lévi-Strauss) の構造機能主義的立場が採用されている^{注105)}。レヴィ=ストロースの分析では、例えば車輪のような形態をした原住民の集落において、社会組織と空間形態の関係が、一方が他方を規定するのではなく、社会は空間のなかに埋め込まれ、空間は社会において生きられるというように表裏一体のものとして把握されている。

吉見はさらに、「空間の社会的生産」という観点を重視し、カステル (M. Castells)^{注106)} やルフェーブル (H. Lefebvre)^{注107)} といった新都市社会学の空間概念を拠所として、「関係としての空間」というカテゴリーを模索し、このカテゴリーから都市社会学における空間概念の革新の方向性を見い出そうとしている。

注102) 吉見俊哉：空間の実践—都市社会学における空間概念の革新にむけて、倉沢進編：構造・空間・方法（都市社会学のフロンティア 第1巻）、日本評論社、pp.111-139,1992

注103) R.E.Park 1921 前掲 注21 参照

注104) K. Lynch：the Image of the City, The MIT Press, 1960（丹下健三訳、富田玲子訳：都市のイメージ、岩波書店、1968）

注105) C. Lévi-Strauss：Tristes tropiques, Plon, 1955（川田順造訳：悲しき熱帯、中央公論社、1977）、C. Lévi-Strauss：Anthropologie structurale, Plon, 1974（荒川幾男、生松敬三、川田順造、佐々木明、田島節夫訳：構造人類学、みすず書房、1972）

注106) M.Castells：Theory and Ideology in Urban Sociology, 1969, in C.G.Pickvance ed.：Urban Sociology, 1977（山田操訳：都市社会学 - 新しい理論的展望、恒星社厚生閣、1982）

注107) H. Lefebvre：Le droit à la ville, Anthropos, 1968（森本和夫訳：都市への権利、筑摩書房、1969）、H. Lefebvre：Espace et politique, Anthropos, 1972（今井成美訳：空間と政治、晶文社、1975）

第2項 平時 - 非常時の関係からみた居住地計画に関連する既往研究

本研究は、また、平時 - 非常時の関係からみた居住地計画の研究として位置づけられる。本研究は、平常時と非常時の相互の関係に着目して居住地の計画のあり方を探るものであり、ここでは非常時、特に自然災害からの復旧・復興における住宅および生活の再建に関する既往研究を9つのカテゴリーにわけて整理する。

a. 災害後の居住地移動に関する研究

木村・林ら^{注108)}は、被災者の生活再建について長期的な視野から支援を行っていく必要があるが、被災者の行動や意思決定との関わりの中で生活再建・復興過程が未だ明らかになっていないという問題意識から、阪神・淡路大震災を例として、被災地全域からランダム・サンプリングを行い、アンケート調査（有効回答数1203票）を行い、「震災後の住居形態の変化と住居移転」、「震災後の居住地の移動パターン」、「震災後の被災者の住まいに関するニーズの時期」を明らかにし、大規模災害時における人々の移動状況、移動パターンを検証している。木村らによると、全体の25.3%が震災後に居住地を移動しており、移動する人の半数以上が、同一地域内へ移転するか、もしくは他地域へ移転しても近接地域へ移転することを明らかにしている。

竹原・高田ら^{注109)}は、阪神・淡路大震災を事例として、住宅の被災実態からだけではなかなか見えてこない、住宅・住生活の再建への多様なプロセスを被災地域の世帯に対するアンケート調査（有効回答数838票）を通じて分析している。その結果、被災者の住宅・住生活再建のプロセスは非常に多様であり、震災後に元の住宅を再建、あるいは新たに自力で住宅を探すまでに、主に仮設住宅・避難所・肉親親戚の家などを一時的な居住地として選択していることを明らかにしている。とりわけ、親族ネットワークがすべての階層のあらゆる復興パターンにおいて大きな役割を果たしていることを明らかにしている。この結果は、「仮設住宅→恒久住宅」の単一パターンだけではなく、多様な再建プログラムを内包した総合的住政策を考察する手がかりになるとしている。

b. 被災者の生活再建に関する研究

中林一樹^{注110)}は、1984年の長野県西部地震で被災した王滝村を例として、被災者の世帯単位での生活支障の実態を明らかにするとともに、約60日間の応急対応・生活復旧過程を時系列的に分析している。被災者の生活復旧状況について、避難所や仮設住宅といった応急的な住生活の期間だけでなく、ライフライン復旧に伴って、「最初の入浴」、「最初の買い物」、「自宅で食事を作る」、「自宅の仮復旧開始」、「自宅の仮復旧完了」、「生活が落ち着いた」、「はじめての現金引き出し」などの項目ごとに家庭生活の復旧の時期まで押さえており、これらを取りまとめて「生活復旧曲線」として図示している。そして、項目別の生活復旧曲線の立ち上がりの順序から、王滝村での世帯単位での生活復旧過程を「避難収容期」、「生活復旧準備段階」、「生活応急復旧段階」、「生活安定段階」、「生活復興段階」という5つの復旧段階に区分している。特に、応急居住に慣れて7割以上の世帯が生活が落ち着いたと感じた時期として発災後21日後という時期を見い出している。また、生活復旧の時期と被災世帯の属性や対応の関連を分析し、それぞれの時期で生活復旧にとって重要な要因をまとめている。

田村・林ら^{注111)}は、阪神・淡路大震災を事例に、被災地住民の生活再建実感をアンケート調査（有効回答数1203票）によって分析している。1999年に被災地住民を対象として開催した12回のワークショップを通じ

注108) 木村玲欧, 林春男, 立木茂雄, 田村圭子: 阪神・淡路大震災のすまい再建パターンの再現 -2001年京大防災研復興調査報告, 地域安全学会論文集, 第3号, pp.23-32, 2001. 上記の論文のもととなった調査は、下記の報告書に収録されている。林春男編: 阪神・淡路大震災からの生活復興2001- パネル調査結果報告書, 京都大学防災研究所巨大災害研究センター・テクニカルレポート, 2001

注109) 竹原祐介, 高田光雄, 住田昌二, 澤谷真紀子, 山崎古都子: 阪神・淡路大震災による被災者の住宅・住生活再建プロセスに関する研究, 都市住宅学, 第16号, pp.134-142, 1996

注110) 中林一樹: 地震被害に起因する世帯単位での生活支障とその応急対応・生活復旧過程に関する研究 -1984年長野県西部地震における王滝村の分析, 日本建築学会計画系論文報告集, 第374号, pp.71-81, 1987

注111) 田村圭子, 林春男, 立木茂雄, 木村玲欧: 阪神・淡路大震災からの生活再建7要素モデルの検証 -2001年京大防災研復興調査報告, 地域安全学会論文集, 第3号, pp.33-40, 2001

て抽出していた、「住まいの再建」、「人と人のつながり」、「新しいまちへの愛着」、「将来の災害へのそなえ」、「ここからだの健康」、「日々の暮らしむき」、「行政とのかかわり」の7つの要素と生活再建実感の関連性を統計的に検証している。特に「住まいの再建」と「人と人のつながり（近所づきあいや地域活動）」の維持・豊富化の2つが重要な要素であることが明らかにされている。また、住まいに関しては、震災後6年が経過した時点で、被災地に暮らす大部分の人が復興したと考えていることを明らかにしている。

また、田村・林らは別の研究^{注112)}において、震災前と比べた家計の変化を質問した2001年と03年のアンケート調査結果から、01年時点では被災時の住宅被害の程度が大きいほど現在の生活から余裕が奪われる傾向があったのに対し、03年時点ではもはや収入・支出に家屋被害の影響が見られなくなっていることを明らかにしている。阪神・淡路大震災では、生活スタイルへの家屋被害の影響が薄らぐまでに、7～8年はかかったということになる。

関川千尋^{注113)}は、阪神・淡路大震災の住宅復興政策において供給・誘導された震災復興公営住宅、シルバーハウジング・コレクティブハウス、持家を対象にアンケート調査を行い、被災世帯の家計構造や住宅所有関係別にみた住居費支出行動の特徴を明らかにしている。また、非常時の「住居費」支出行動中にみられる「慣習効果」と新しい環境への「適応力」にも言及している。さらに、住宅の現物供給政策の有効性を食料費への交差効果の発生を根拠として述べており、それを踏まえ、消費行動を踏まえた住宅政策の必要性を指摘している。

また、Doocyら^{注114)}は、2004年インド洋スマトラ島沖地震津波後のインドネシア・アチェ州における、Cash for Work (CFW) に注目し、その内容を記述している。CFWとは、特に途上国を中心として一般的になりつつある、被災者を復旧・復興事業に雇用して賃金を支払うことで被災者の自立支援につなげる方法のことであり、日本では「労働対価による支援」と訳される。Doocyらが研究対象としたCFWは、住民にとってCFWがほぼ唯一の収入源であり、93%の世帯はCFWに収入を依っているという。CFWは立ち退きにあった住民が前住地に戻るのをエンパワーしており、参加世帯のうち91%がCFWによって前住地に戻ることができたと述べている。また、CFWには「生産活動に対する効果」だけではなく、「心理的な効果」もあり、CFWによって住民が協働する機会が与えられたという。アチェでの経験は、CFWにおいて現金の供給が安全な方法で広く、かつ短期間で行き渡れば、「個人」と「コミュニティ」、両方に対して効果がある可能性を示唆しているという。

c. 災害時における環境行動に関する研究

小林正美^{注115)}は、先行研究の論評と1982年浦河沖地震時の住宅内滞在者の行動についての詳細な調査と分析をもとに、滞在者の行動には、平時その建物内での行動を律している習慣や行動規則が強く影響していることを明らかにし、それを踏まえて、地震時住宅内の行動安全を図るための平面計画的な対応例を示している。小林は、物理的環境に対する従来の安全設計においてテーマとされてきた定常性、安定性の維持が破綻する事態である災害時に備え、物理的環境の中に、危険を回避させるための空間的な装置や対策を効果的に作動するようあらかじめ造り込んでおくことが、安全設計に必要な視点であるとしている。また、物理的な環境と人間行動の関係を扱った従来の研究では、両者の間の平衡状態の維持あるいは達成が目標とされてきたが、現在の環境行動研究では、両者の間に培われた平衡状態的安定関係がくずれ、次の安定関係に到達するまでの変化のプロセスを押さえることが重要な課題であり、非日常的状況における対処行動を扱ってきた災害時の環境行動研究は人間と環境のかかわり一般を解明する上でも大きな示唆を与える可能性があるとして述べている。

注112) 田村圭子, 林春男, 立木茂雄, 木村玲欧, 野田隆, 矢守克也: 阪神・淡路大震災の被災地における家計の変化 - 2003年京大防災研復興調査, 地域安全学会論文集, 第5号, pp.227-236, 2003

注113) 関川千尋: 非常時の『住居費』支出行動 - 阪神・淡路大震災の場合, 日本建築学会計画系論文集, 第560号, pp.261-268, 2002

注114) S. Doocy, M. Gabriel, S. Collins, C. Robinson and P. Stevenson: Implementing cash for work programmes in post-tsunami Aceh: experiences and lessons learned, Disasters, Vol.30, No.3, pp.277-296, 2006

注115) 小林正美: 建築空間における災害時の人間行動と建築計画: 1982年浦河沖地震住宅内滞在者の行動分析, 日本建築学会計画系論文報告集, 第408号, pp.43-52, 1990

三浦研ら^{注116)}は、環境行動研究では、人間環境系を力動的な相互依存関係と捉え、その平衡状態が崩壊し修正され、確立されていく過程を追求すると述べている。自然災害は不可避かつ非自発的に体験される点で人間環境系の急激な修正を迫られる出来事であり、したがって、自然災害を題材として人間環境系を追求する場合、人と環境がどのように相互作用し、新しく安定した関係を築くのかという問いは、避けては通れないと述べている。そして、雲仙普賢岳噴火災害（1990）、北海道南西沖地震に伴う奥尻島の津波災害（1993）、阪神・淡路大震災（1995）を対象として、肉親や家財道具など、自己のアイデンティティとなる対象を喪失し、災害後の環境への不可避的な移行を強いられた被災者が、住まいとの関わりをどのように変化させるのか、また、新しい環境に適応する過程で、住まいにどのように働きかけるかといった、人と環境のトランザクショナルな関係の変容を明らかにしている。また、災害復興住宅における領域の形成を災害前と比較することで、物理的セッティングの違いや、社会的環境の変化が、コミュニティの形成にどのような影響を及ぼすのかを明らかにしている。そして、住宅再建には、単に物理的な箱を提供した以上に、被災者に自らの住まいを再建する機会を与えることによって、「悲嘆の仕事」を促すという精神的な側面が大きく、そのことが新しい環境に対する適応をもたらすことを示している。災害復興住宅とは単に住む場所という「結果」を与えればよいのではなく、新しい「わが家」という個人領域の再建に被災者自らが参加できるようにすることが重要であると論じている。

d. 避難所に関する研究

阪田ら^{注117)}は、阪神・淡路大震災において避難所として使われた地域施設の転用の実態、そこでの建築に関わる問題点を避難所となった施設での観察、ヒアリング、文献調査などから明らかにしている。避難所となった施設には震災前から収容避難所として指定されていた公立小中学校から、震災以前は指定を受けていなかった集会施設、福祉施設、公園、庁舎などの公共施設から、宗教施設、商業施設などの民間施設まで多様であり、その敷地や建築・設備の環境、また機能がそれぞれ異なるため、施設ごとに避難所生活を送る上での利点と欠点もそれぞれ異なっていることを明らかにしている。そして、災害時の避難所利用に備え地域施設それぞれの特徴を考慮した計画の必要性を指摘している。

なお、阪田らによる研究を含む、柏原らによる避難所に関する一連の研究^{注118)}では、様々な地域施設の避難所への転用の実態や、避難所運営における学校施設の教職員の役割などが明らかにされ、避難所のあり方についての提言がまとめられている。

羽賀ら^{注119)}は新潟県中越地震において避難所として利用された地域施設を事例に、施設タイプごとに、①避難生活と運営・管理の面からみた空間の使われ方と、②避難所運営のされ方の2つの面から明らかにしている。それを踏まえて、地区防災センターおよび公立小中学校、コミュニティセンター、保育園といった施設タイプごとの避難所としての傾向と特性、および今後の避難所における避難生活と運営・管理に関わる様々な改善点と課題について考察している。

浅野ら^{注120)}は、千葉県船橋市をケーススタディの対象として、公民館の避難所転用に関わる要件を、公民館の収容可能人数の試算および支援活動拠点となった場合の空間利用の可能性と役割の検討を通じて明らかにして

注116) 三浦研, 牧紀男, 小林正美: 雲仙普賢岳噴火災害に伴う災害復興住宅への生活拠点移動に関する研究: 自然災害を起因とする環境移行研究 その1, 日本建築学会計画系論文集, 第485号, pp.87-96, 1996. 三浦研, 祝迫博, 小林正美: 北海道南西沖地震に伴う被災者の個人領域の形成過程 - 自然災害に起因する環境移行研究 その2, 日本建築学会計画系論文集, 第510号, pp.109-116, 1998. 三浦研, 牧紀男, 小林正美: 雲仙岳災害に伴い建設された災害復興住宅におけるコミュニティの変化実態 - 地域防災力形成から見た構築環境の役割を視点として, 都市計画論文集, 第31巻, pp.811-816, 1996. 上記の論文は、学位論文としてまとめられている。三浦研: 自然災害に起因した環境移行に関する研究 - 悲嘆の仕事としての空間の再構築, 京都大学学位論文, 1998

注117) 阪田弘一, 柏原士郎, 吉村英祐, 横田隆司: 阪神・淡路大震災における地域施設の避難所への転用実態に関する研究 - 神戸市灘区・東灘区の避難所を対象として, 日本建築学会計画系論文集, 第498号, pp.123-130, 1997

注118) 柏原士郎, 森田孝夫, 上野淳: 阪神・淡路大震災における避難所の研究, 大阪大学出版会, 1998

注119) 羽賀義之, 金俊豪, 三橋伸夫: 新潟県中越地震における地域施設の指定避難所としての使われ方の実態と傾向 - 旧長岡市の指定避難所を事例に, 日本建築学会計画系論文集, 第624号, pp.349-355, 2008

いる。公民館が避難所として使われるには、まず避難者の居場所があること、つぎに設置条例や災害救助法などのもとで避難場所として制度化されていること、住民が公民館への急進性と利便性を意識していること、各種地域施設のなかで公民館が拠点化していることなどの要件が整っていることを挙げている。また、建築計画の視点からみた要件として、施設の有無、動線と出入口の位置、隣接施設との機能の連携および複合などを挙げている。

e. 応急仮設住宅に関する研究

室崎益輝^{注121)}は、市町村等を対象とした文献資料収集およびヒアリングや雲仙普賢岳災害および奥尻島津波災害における仮設住宅居住者を対象としたアンケート調査を通じて、仮設住宅の問題点を明らかにするとともに、その問題点を仮設住宅の立地や団地計画、さらには災害復興との関わりで考察検討している。室崎によると応急仮設住宅には厚生省（現・厚生労働省）の基準でポリシーとされている「生活保護性」、「一時仮設性」に加え、「再建拠点性」が求められるという。そして調査で明らかになった応急仮設住宅の問題点を大きく、「住宅の狭小性」、「設備」、「構造」といった「住宅そのものに関する問題」と、「住宅配置」、「住宅立地」、「共用施設」、「復興計画との連携性あるいは連続性」といった「住宅団地の計画に関する問題」にわけて整理している。

牧ら^{注122)}は、応急仮設住宅の問題点を「物理的条件」と「心理的社会的条件」の2つに分類し、特に物理的な問題について考察している。応急仮設住宅の供給思想の変遷を文献資料により明らかにし、また、現在までに建設されてきた応急仮設住宅の物理的実態を、過去の事例に関する文献、および雲仙普賢岳災害および奥尻島津波災害での調査から明らかにしている。応急仮設住宅の住性能上の課題は、寝食および就寝が分離できないといった「計画に起因する問題」と遮音性・断熱性の低さといった「構造・材料・施工に起因する問題」に分類されるという。また、物理的問題の根源として、希望者全員に応急仮設住宅を供給し、さらに使用期間が2年を超えるようになっていくという現状にも関わらず設置基準が改良されないことがあるとしている。

なお、牧の学位論文^{注123)}では、上記で検討した、応急仮設住宅の供給思想、住戸・配置計画理論に加え、供給システムも含めて応急仮設住宅の問題について検討されている。

塩崎・原田^{注124)}は公的扶助として供給される応急仮設住宅と異なり、個人の資金を用いて建設された仮設的建築物を、「自力仮設住宅」と呼び、阪神・淡路大震災における自力仮設住宅について、地域的分布、経年的生成状況などの基礎的知見を明らかにしている。自力仮設住宅の建設は、①恒久住宅を早期に個人の力で再建できる層と、②行政の住宅復興プログラム（避難所→応急仮設住宅→公的住宅）に沿った住宅供給に依存する層の間に発生している層であり、自力で建設するという点では①に近いが、仮設で建築するという点では②に近く、阪神・淡路大震災で発生した住宅復興の第3の経路であるという。自力仮設住宅の実態の調査とその地域特性との関係の分析の結果、建設された自力仮設住宅は、住居であると同時に店舗・工場でもあり、住宅復興と同時に地域産業復興に寄与する可能性があることを示している。また、都市計画事業区域内での分布が多く、これらの地域において、事業が進むまでの生活拠点として被災者の生活を支えていることを明らかにしている。なお、自力仮設住宅の今後の方向性を考える中で、各自の抱える事情により、自力仮設住宅の種類や居留意識等が異なり、例えば、約8割の建設者が自力仮設住宅を「仮設である」と捉えているのに対し、約1割は「恒久的である」と捉えていることに触れられており、「仮設」概念それ自体の再検討が必要であることを示唆している。

注120) 浅野平八、広田直行：公民館の避難所転用に関わる要件 - 船橋市におけるケーススタディ、日本建築学会技術報告集、第7号、pp.105-108, 1999

注121) 室崎益輝：応急仮設住宅の供給実態に関する研究 - 雲仙・奥尻にみる居住生活上の問題点、都市計画論文集、第29巻、pp.761-764, 1994

注122) 牧紀男、三浦研、小林正美：応急仮設住宅の物理的実態と問題点に関する研究 - 災害後に供給される住宅に関する研究その1、日本建築学会計画系論文集、第476号、pp.125-133, 1995

注123) 牧紀男：自然災害後の「応急居住空間」の変遷とその整備手法に関する研究、京都大学学位論文、1997

注124) 塩崎賢明、原田賢使：被災地における自力仮設住宅の建設実態 - 阪神・淡路大震災における自力仮設住宅に関する研究その1、日本建築学会計画系論文集、第519巻、pp.179-186, 1999

なお、塩崎らによる自力仮設住宅に関する一連の研究^{注125)}では、自力仮設住宅について、居住者属性とその居住実態、恒久住宅への移行プロセス、経年的変化と住宅復興における位置、震災後10年間の継続・消滅状況が明らかにされている。

田中ら^{注126)}は、被災者の「孤独死」を、「独居の被災者が自宅内において単独で死亡すること」とみなし、阪神・淡路大震災を事例として、災害救助法に基づく応急仮設住宅において発生した「孤独死」の実態とその背景を、県監察医務室の死体検案書および警察による死体発見報告書の分析を通じて明らかにしている。分析の結果、仮設住宅での「孤独死」は高齢者に限定されず、「孤独死」問題には、「高齢層における不安定居住の長期化」と、「若年層における社会的な孤立化」という2つの側面があるとしている。また、「立地環境」や「戸数規模」といった団地特性との関係では、「孤独死」は団地特性とは無関係に発生しているが、郊外や臨海部の大規模な団地では、発見されにくい「孤独死」が多いという関係があり、発見されにくさの背景には、生前における家族や知人、近隣との関係形成不全があるという。そして、これらを踏まえ、災害からの復興過程における「孤独死」防止のための提言として、仮設住宅は被災エリア近傍への立地を前提とすること、地域型仮設の制度的位置づけの明確化や入居対象の拡大、住宅セイフティネットの構築によって遠隔地への移転を抑制することを挙げている。

濱田甚三郎^{注127)}は、被災地における生活復興に対する方策として、「仮設市街地」を提案している。仮設市街地の定義を「地震などの自然災害で都市が大規模な災害に見舞われた場合、被災住民が被災地内または近傍にとどまりながら、協働して市街地の復興をめざしていくための、復興までの暫定的な生活を支えるために設置する仮の市街地」とし、仮設市街地の原則として、①地域一括原則：被災者が地区ごと一括して入居する、②被災地近接原則：被災地のできるだけ近くにとどまる、③被災者主体原則：被災者を受身にさせず自ら復興の主体になるようにする、④生活総体原則：住宅だけでなく暮らしに必要な施設群を備える、を提示している。そして、仮設市街地の型（「一団型」と「分散型」）、型ごとの規模・構成、用地・施設構成・形式・主体・仮設の種類・供用期間といった計画基準を示し、また、仮設市街地を実現させる上でのコミュニティ・自治体・国の役割を整理している。さらに、被災地になるべく多くの人々が留まって復興へのステップを歩んでいくための受け皿として、仮設市街地が有効に作動すること、その実現に向けた条件整備が今後さらに必要であることを論じている。

田中傑^{注128)}は、1997年策定の東京都都市復興マニュアルにおいて、現地主義にもとづいた仮設市街地づくりが提唱された点に着目し、現行法制度と異なる仕組みで現地主義に基づいた復興を実現した例として関東大震災を取り上げている。そして、仮設市街地のあり方を議論する上での参考とすることを目的として、関東大震災からの復興における仮設市街地の実態を、震災復興区画整理の施行前後の2時点で、仮設市街地における建築物の権利関係に着目して明らかにしている。その結果、関東大震災においては、現行の制度下で許容される仮設市街地とは大きく異なり、建物ベースで5割、居住世帯ベースで7割が借家であったことなどが明らかとなり、借家層を多く取り込んだ仮設市街地は被災者の居住場所確保に一定の効果を上げていたと指摘している。

落合ら^{注129)}は、インド洋スマトラ島沖地震・津波で被災したスマトラ島北西部のムラボー周辺を対象として、被災後の居住環境の変遷とコミュニティ形成の関係、仮設住宅の施設とその空間的な配置の差異がコミュニティ形成に与える影響、仮設住宅団地の自治とコミュニティ形成の関係について、仮設住宅地間比較が可能となるような計6ヶ所を対象として2005年1月から2008年8月にかけて計5回行った調査にもとづいて分析・考察を行っている。その結果、被災直後のテント生活で再構築の始まったコミュニティが、仮設住宅期に最も自治が形成されるが、その後仮設住宅から恒久住宅への移行期において衰退に向かうこと、また、仮設住宅の施設や空

注125) 研究成果の一部は右記の著作に収用されている。塩崎賢明：住宅復興とコミュニティ，日本経済評論社，2009

注126) 田中正人，高橋知香子，上野易弘：応急仮設住宅における「孤独死」の発生実態とその背景-阪神・淡路大震災の事例を通して，日本建築学会計画系論文集，第654号，pp.1815-1823，2010

注127) 濱田甚三郎：復興拠点としての仮設市街地計画，都市計画，第56巻，第3号，pp.47-52，2007

注128) 田中傑：関東大震災後の仮設市街地の実態と復興区画整理-旧下谷区御徒町3丁目地区のケーススタディ，日本建築学会計画系論文集，第548巻，pp.169-175，2001

間が、コミュニティ形成や居住者の生活（対応力）に様々な形で影響を与えることが明らかにされている。

市古ら^{注130)}は、2004年スマトラ島沖地震津波、2009年スマトラ島西部地震という近年の2つの巨大災害に対するインドネシアにおける住宅再建支援策の特徴と論点として、①住宅再建方式：移転型か現地型か、②政府組織の災害対応体制、③国際支援組織の災害対応体制、④復興空間計画の有無、⑤再建住宅に対する耐震性の確保、⑥被災地の近隣社会特性を挙げている。その上で、スマトラ島西部地震における住宅再建支援スキームと住宅再建への取り組み状況を整理している。住宅再建支援策として2006年ジャワ島中部地震から継承された住宅再建近隣組合（POKMAS）の仕組みに着目し、「支援策の伝達調整」が州・県・市→村→POKMASという順に降ろされていくのに対し、「助成金申請」はPOKMASから直接、州の機関に申請できるようになっているという特長を明らかにしている。一方で、POKMAS方式を地域組織（RW/RT等）リーダーへ担当者ができるだけ直接説明する必要があることも指摘している。

f. 復興住宅団地に関する研究

檜谷ら^{注131)}は、阪神淡路大震災において建設された市営、県営、公団という管理主体の異なる公的賃貸住宅と分譲共同住宅で構成される震災復興大規模団地を対象に、居住地管理の観点から、コミュニティ形成の現状を主に居住者や団地関係者への聞き取り調査をもとに明らかにするとともに、そこから引き出される政策的課題を検討している。コミュニティを「地域生活における住民の共同、また、共同を意識する住民集団」、住宅管理を「団地共用部分に関わる日常的な維持管理や使用方法に関するルールの策定、共用施設や設備の維持管理行為、そのために要する費用（共益費）の徴収事務」と定義して、住宅管理制度上、管理運営委員会の結成が義務づけられている公営住宅と、義務づけられていない公団住宅を比較分析している。分析の結果、①団地の共同管理という生活課題は居住者に共同を意識させる契機となっているが、管理の基礎単位となる住戸棟の規模や入居者構成に著しい偏向があり、それが結果的にコミュニティによる相互扶助を困難にしていること、②居住者の組織化を進める住宅管理制度や、付随する行政からの働きかけが、コミュニティ形成に対して有効であること、③共同管理や住民交流事業への補助金給付は居住者の共同にマイナスに作用する可能性があることを明らかにしている。

佐々木ら^{注132)}は、阪神・淡路大震災において再開発受皿住宅として同じ従前コミュニティを取り込んで建設された「一般集合住宅」と「コレクティブ住宅」を比較分析し、コレクティブ住宅のコミュニティ形成効果とその要因を明らかにしている。コミュニティ形成の尺度として「近所づきあい」を用い、入居者へのアンケート調査（有効回収数92票）等をもとに、「近所づきあい」を「実際の行動」と「入居者の意識」の2つの角度から分析している。その結果、コレクティブ居住には住宅維持管理を共同で行うことで近所づきあいを促すといったコミュニティ形成効果があることを明らかにしている。特に、孤立しがちなひとり暮らし世帯や高齢世帯にコミュニティ形成効果がみられたことに注目している。また、コレクティブという居住形態が、団地の建て替えや再開発事業において既存のコミュニティを損なわず居住を継続させる方法として活用できる可能性を指摘している。

北後ら^{注133)}は、阪神・淡路大震災の住宅再建において結果的に大きな2つのタイプとなった、「被災市街地

注129) 落合知帆, 松丸亮, 小林正美: 大規模災害からのコミュニティの再構築とコミュニティの問題対応能力に関する研究 - インドネシア, アチェ州ムラボアの仮設住宅を事例として, 都市計画論文集, 第44巻, 第3号, pp.325-330, 2009

注130) 市古太郎, 長谷川庄司, 中林一樹: 2009年スマトラ島西部地震における住宅再建支援スキームと発災半年時点における再建始動状況, 住宅系研究報告会論文集, 第5号, 2010

注131) 檜谷美恵子, 谷元ゆきえ, 平田延明, 高田光雄, 柴田和子, 篠田美紀: 住宅管理制度、管理の実態と共同意識 震災復興大規模団地におけるコミュニティ形成に関する研究(1), 都市住宅学, 第33号, pp.75-81, 2001年 上記の論文のもとになった調査研究の報告は下記の文献に収用されている。高田光雄ほか: 阪神・淡路大震災 - 災害復興住宅における生活再建とコミュニティ形成に関する調査研究, 都市住宅学会関西支部復興団地コミュニティ調査委員会, 2002

注132) 佐々木伸子, 上野勝代, 村谷絵美: コレクティブ住宅のコミュニティ形成効果とその要因 - 再開発受皿公営住宅におけるコレクティブ棟と一般棟の比較より, 日本建築学会計画系論文集, 第580号, pp.1-8, 2004

注133) 北後明彦, 樋口大介, 室崎益輝: 阪神・淡路大震災からみた住宅再建支援のあり方 - 被災市街地における住宅再建と災害復興公営住宅団地の比較, 都市住宅学, 第53号, pp.86-97, 2006

居住者」(主に自力での住宅再建を図った層)と「復興公営住宅居住者」(主に、公的支援に沿った住宅再建を図った層)について、住宅再建から一定の期間が経過した時点において、それぞれの「生活やコミュニティの実態」、「住宅再建支援についての評価」などをアンケート調査(有効回答数 1121 票)をもとに比較分析している。その結果、災害復興公営団地について被災者から一定の評価がされているものの、「復興の達成感」、「近隣との付き合い」、「居住の安定性」など、全体的には被災市街地での住宅再建の評価が高いことが明らかになり、今後の住宅再建支援の方策としては、「できるかぎり被災市街地での住宅再建が行われる必要がある」と述べている。また、結果的に住宅再建の支援が被災市街地で自力復興した被災者に非常に薄くなりその後の経済的な困難性をもたらしていることが明らかになっており、「被災地での自力再建に対する支援をしやすい制度を整備する必要がある」としている。また、「復興公営住宅については限定的に、作るとしても被災地近傍、被災地内の敷地の活用など、自力再建ができない層向けに住宅供給できる制度を整備する必要がある」としている。

g. 被災市街地・集落の再建に関する研究

福留・中林^{注134)}は、阪神淡路大震災において震災以前から既成密集市街地が抱えていた問題が住宅再建の阻害要因となっているという事態を踏まえ、特に「空地の発生」や「居住者の入れ替わり」といった現象に、震災時や復旧時の「所有関係」が影響している可能性があると考え、所有関係からみた住宅再建過程と再建住宅の特性を目視調査や登記簿調査などをもとに分析している。その結果、震災発生以前の建物が持地・持家と比較して狭小で老朽住宅の多かった借地・借家は、地震により全・半壊率が高くなったものの、滅失率、従前居住者の居住継続率(回復率)と時間が経過するにつれて所有関係による格差が拡大しているとしている。この要因として①借地・借家における土地利用の変化、②狭小建物の多かった借地・借家における単独再建の困難を挙げている。

浅井ら^{注135)}は、被災地、特に「白地地区」の復興過程では震災前の街区特性と住宅更新の関係および問題点が集約的に顕在化していると考え、「規模」、「形状」、「構成」といった街区特性と個々の住宅更新との関係に着目し、阪神淡路大震災後の既成市街地の再建過程を統計的解析手法を用いて分析している。その結果、住宅再建の単位として街区をみた場合、対象地区である神戸市東灘区住吉地区の再建過程は個々の街区の細街路、狭小宅地、未接道宅地といった震災前の矛盾、問題点を解消する方向には進んでおらず、むしろそれらが顕在化、複雑化、固定化する方向にあるという。この分析結果から、民間自力建設により個別敷地ごとに行われる住宅地更新の方向は、街区を単位として、その物的な特性に応じて一定の予測が可能であると結論している。

安藤ら^{注136)}は細街路を主とする基盤未整備と狭小宅地の典型である神戸市西須磨地区を対象として、接道・非接道の別による住宅再建の実態を比較し、そのうえで「非接道エリア」(前面道路が4m未満の道路にしか接していない宅地の連担)における住宅再建の困難性と整備課題を明らかにしている。震災後2年までの住宅再建の進捗は接道宅地に比べると非接道宅地はやや鈍く、非接道宅地は西須磨地区の過半数を占めるが、そのエリアの広がりには大小さまざまであり、特に大規模非接道エリアでの再建条件が様々な困難さを持っている。

野澤ら^{注137)}は、阪神・淡路大震災から3年が経過時点の芦屋市を事例に、街区内細街路に接する既存不適格敷地の再建時のセットバックの実態を調査し、個別建替えによる住宅市街地の街区環境改善上の課題を、街区形状(整形か不整形か)、街区規模(大規模か小規模か)、街区内細街路タイプ(袋小路状かネットワーク状か)、市街化歴(耕地整理・区画整理ベースか耕地整理・古くからの集落ベースか)といった街区特性ごとに抽出して

注134) 福留邦洋, 中林一樹: 阪神・淡路大震災の被災市街地における住宅被害と再建過程に関する分析 - 所有関係の視点から, 都市計画論文集, 第35巻, pp.403-408, 2000

注135) 浅井保, 重村力, 西天平: 街区特性から見た住宅再建過程: 阪神淡路大震災後の神戸市東灘区住吉地区を対象として, 日本建築学会計画系論文集, 第545号, pp.207-214, 2001

注136) 安藤元夫, 幸田稔, 坂本滋之: 木造密集市街地の細街路, 狭小宅地における住宅再建の困難性に関する研究 - 阪神大地震・白地地域の西須磨地区におけるケーススタディ, 都市計画論文集, 第32巻, pp.751-756, 1997

注137) 野澤千絵, 小浦久子, 鳴海邦碩: 被災地の住宅の個別再建による街区内細街路の変化に関する研究 - 芦屋市における阪神・淡路大震災被災市街地を事例に, 都市計画論文集, 第33巻, pp.847-852, 1998

いる。また、街区環境の改善を目的とした街区単位の整備の方針・手法が必要であることを指摘している。

山崎ら^{注138)}は近年頻発するアジア地域での自然災害において国際 NGO などが主導する住宅再建が集落本来の空間構造や社会組織などに十分には配慮されていないという問題意識から、インドネシア・ジャワ島中部地震からの再建過程に対する伝統的な住居の建物配置や敷地構成の影響を分析している。その結果、被災者は被災前の居住環境をなるべく再現しようとしているが、ジャワ島の伝統的な住居群とは異なる規模や形態の住宅が供給されたことで従前の建物配置や敷地構成が乱され、結果的に敷地の細分化や世帯分離が誘発されたことを明らかにしている。これらを踏まえて、集落が本来有する空間構造を保つための手段として、直線的で更新的な再建プロセスによらない住宅再建の必要性を指摘している。

徳尾野・杉山^{注139)}は、阪神淡路大震災後の急激な中高層マンション化は市街地の変容を短期間に凝縮したものであり、これに伴って、相隣関係、駐車場、景観阻害などの問題が顕在化したという見方にもつづいて、まず、市街地変容過程との関係で被災地における中高層マンション化の実態を概観している。そして、そこでの問題点として、震災後のマンション化によって裏敷地・裏建物を統合した大規模マンションが多く建てられ、街区敷地割りが変化していること、許容容積率限度一杯に建てられたマンションが多くその集積が街区密度を飛躍的に高めていること、マンション化の加速にともない大規模敷地・6階以上の住棟が増加し、空地の減少などの問題が生じていることを明らかにしている。また、西宮市と神戸市の被災地を対象として、法規制(用途地域)、事業者(個人か法人か)、供給方式(分譲か賃貸か)の違いによるマンションの建築計画の違いを比較検討している。

酒井・土井^{注140)}は、阪神・淡路大震災の被害が大きかった西宮市南部における中高層共同住宅立地の実態を建築確認申請データをもとに把握している。その結果、低層住宅の再建が停滞する一方、民間による中高層共同住宅の建設が著しく増加し、従前の戸建住宅を主とした市街地の構成に大きな変化を引き起こしたことを明らかにしている。また、建築紛争関連資料をもとに、中高層共同住宅に対する建築紛争は震災後増加しており、ほとんどが地域とのつながりの薄い市外法人によるもので住宅戸数規模が大きいという特徴があること、紛争事由は、日照阻害、プライバシー侵害、圧迫感など特に建物高さに起因する問題が大半を占めることを明らかにしている。

塩崎ら^{注141)}は阪神・淡路大震災による被災市街地において供給された住宅の従前住宅からの居住空間特性の変化を追求し、どのような変化が居住者の社会的「孤立化」に影響を及ぼすのかを尼崎市築地地区の改良住宅入居者に対するアンケート調査(有効回収数 163 票)などをもとに分析している。分析の結果、居住空間の変化の度合いが大きい世帯ほど「孤立化」しやすいこと、住棟内の知人の存在それ自体は「孤立化」の抑制に寄与しないこと、日常的接触の場の変化とそれに伴う接触行為の減退、接触の場の変化に伴う既存コミュニティの二極分解、といったコミュニティと空間の関係を明らかにしている。これを踏まえ、「社会的孤立化」を防ぐ方法として、居住者相互の視線・動線レベルの交流が生まれるような空間の形成・設計を提案している。

中川・山崎^{注142)}は、2007年能登半島地震の最大被災地である輪島市門前町のある農村集落が、周辺集落が世帯数減少・過疎化を進行させるなかで世帯数を維持し、高齢者が居住を継続していることに着目し、その要因を「高齢者支援ネットワーク」の実態把握を通じて考察している。「高齢者支援ネットワーク」として、「親族による支援」、「友人間における支援」、「民生委員による支援」、「福祉施設の支援サービス」を想定し、高齢者9

注 138) 山崎義人, 田中貴宏, 山口秀文, 重村力, 北後明彦: 伝統的な建物配置や敷地構成の居住環境の再建への影響 -2006年ジャワ島中部地震被災地であるプレンプタン集落を事例として, 日本建築学会計画系論文集, 第639号, pp.1075-1083, 2009

注 139) 徳尾野徹, 杉山茂: 阪神・淡路大震災被災地における市街地変容と中高層マンションの実態, 日本建築学会計画系論文集, 第572号, pp.9-15, 2003

注 140) 酒井沢栄, 土井幸平: 震災後の中高層共同住宅増加に伴う住環境形成上の課題 -西宮市の例, 日本建築学会計画系論文集, 第526号, pp.209-214, 1999

注 141) 塩崎賢明, 田中正人, 堀田祐三子: 被災市街地における住宅・市街地特性の変化と居住者の「孤立化」に関する研究 -尼崎市築地地区の市街地復興事業を通して, 日本建築学会計画系論文集, 第605号, pp.119-126, 2006

注 142) 中川和樹, 山崎寿一: 農村地域の高齢者支援ネットワークと居住継続に関する考察 -輪島市門前町道下の場合, 日本建築学会計画系論文集, 第75巻, 第652号, pp.1449-1454, 2010

名に対する生活支援に関するインタビュー調査を通じて、集落環境における「複数の支援ネットワークが積層する構造」や「“たまり場”住宅の存在」が、高齢世帯の居住継続要因となっていることを指摘している。

h. 災害後の居住地移転に関する研究

越村俊一^{注143)}は、国による総合的津波防災対策の骨子である「防災施設・構造物の整備」、「津波防災の観点からのまちづくり」、「防災体制の整備」のうち、地域性を特に考慮する必要がある「津波防災の観点からのまちづくり」に着目し、まず、三陸地方において津波災害後に実施された集落の高地移転事業についての成功例・失敗例からその教訓について考察している。また、北海道・奥尻島における津波災害後の集団移転、名古屋市における建築物の構造規制による高潮対策、和歌山県田辺市における津波災害の予防のための集団移転など、近年の災害危険区域における土地利用規制の施行例のレビューを通じて、津波に強いまちづくりの要件について論じている。地域の津波に対する安全性を向上するためには、施設や建造物そのものの被害を防ぐだけでなく、背後の被害をできるだけ軽減し、地域全体として被害を最小化する配慮をもって土地利用を考えることに加え、災害の教訓が風化しないように、その土地の災害の記憶を後世に残すことが要件であるとしている。

山口弥一郎^{注144)}は、先述のように、三陸地方における明治-昭和間の40年間における津波復興と再度被災の実態を明らかにしている。明治の津波災害の37年後の昭和8年(1933年)に三陸地方を大津波が再び襲った際に明暗をわけたのが高地移転の成否であったという。移転先から何らかの理由により原地に戻った者が再度被災したわけだが、原地に戻る要因として、①漁業を生業とする住民の居住地から海浜までの距離が遠すぎたこと、②高地移転で飲料水が不足したこと、③交通が不便であったこと、④主集落が原地にあり、それと離れて生活する際の不便や集落心理があったこと、⑤先祖伝来の土地に対する執着心があったこと、⑥津波襲来が頻繁でないこと(約10年経った頃からの復帰が目立つ)、⑦大漁が契機となり浜の仮小屋を本宅とするようになったこと、⑧火災などが発生し、高台の集落が焼失してしまったこと(気仙郡唐丹村の例)、⑨納屋の集まりが漸次的に定住集落へ発展したこと、⑩津波未経験者が移住してきたこと、という10の要因を挙げている。

仲里・村尾^{注145)}は、インド洋津波後のスリランカにおける住宅再建事業に着目し、現地調査、行政資料、ヒアリング調査をもとに、被災から約1年が経過し仮設住宅供給から恒久住宅供給に移行しつつある住宅再建事業の進捗状況の違いを分析し、その違いが生じた要因を考察している。恒久住宅の進捗状況には地域間で明確な差があること、その要因として「建設用地の不足」(人口密度の高い西部から南部にかけての地域)や「政治的不安定要素」(反政府組織LTTEの支配下にある北部・東部地域)、「資金不足の問題」があることを指摘している。また、「行政機関、ドナーを含む関係機関のコミュニケーション不足」による事業の遅れも指摘されている。

青田^{注146)}は、インド洋津波被災から約2年が経過した時点でのスリランカ南部における住宅再建施策の変遷とその課題を、行政資料の収集、政府や国際機関、NGOなど援助関係者へのヒアリング、被災地および再定住地における居住者へのヒアリングを通じて明らかにしている。スリランカでは、外国政府や国際機関、海外NGO、海外企業を中心とするドナーの支援を受けて住宅再建に対する公的支援が行われ、外部依存に伴う弊害はあるものの、借地・借家層も含めて広く被災者を支援するという住宅再建事業は評価できるとしている。一方で、多大な外部支援により、被災地の文化や習慣に十分には配慮されていない住宅が供給されており、個々の住宅の質をフォローアップするなど継続的支援が必要であること、外部からの支援が被災者の依存心を高める傾向があり、被災者やコミュニティによる自助努力や参画を促しコミュニティを全般的にエンパワーする必要がある

注143) 越村俊一：津波防災対策としての高地移転と土地利用規制，自然災害科学 第25巻2号，pp.142-145, 2006

注144) 山口1972 前掲 注5, 注6 参照

注145) 仲里英晃, 村尾修：2004年スマトラ沖津波後のスリランカにおける恒久住宅建設過程の地域間比較，都市計画論文集 学術研究論文発表会論文 41-3, pp.689-694, 2006

注146) 青田良介, 室崎益輝, 重村力, 北後明彦, カウディ・ウェラシンハ：スリランカ南部を中心とした津波災害後約2年間の恒久住宅再建の変遷とその後の課題 - 政府の対策と被災者の見解を踏まえた考察，地域安全学会論文集, No.9, pp. 55-64, 2007

こと、上記を推進するための政府やドナー等の支援体制の再構築が必要であることを指摘している。

M.Lyons^{注147)}は、スリランカ政府による主要な住宅再建支援策である「所有者主導による住宅再建プログラム」と「ドナー支援による住宅移転プログラム」について、「建設へ被災者の関与」、「工事の進捗」、「建設費用」を、制度と実態の両面から比較分析している。そして、「住宅再建」のほうが「住宅移転」よりも量的にも質的にも優れていることを示した。すなわち、「住宅再建」はより多くの住宅をより素早く、より少ない費用で供給しており、また、住宅のデザイン、平面、立地も受益者にとってより受け入れやすいものであるという。また、「住宅移転」では、被災者が住宅建設に関与する機会がないため、被災者が支援者に依存する傾向があるが、「住宅再建」では被災者が地元の組織や機関と協働し、住宅建設に参加することで、個人やコミュニティの復元力を高めているという。このような2つのプログラムの差異の要因には規模の問題があり、より少ない世帯規模で行うことで、「住宅移転」も、より素早く、より良質な住宅を、居住者の参加を促しながら供給できると述べている。

カナダのジャーナリストであるナオミ・クラインは著書「ショック・ドクトリン^{注148)}」の第19章「一掃された海辺—アジアを襲った『第二の津波』」で、スリランカ政府による津波被災地復興計画を痛烈に批判している。スリランカの沿岸部はかねてからリゾート開発の資本集団の眼には富裕層にうってつけの観光地と映っていたが、多くの漁師たちが暮らし、土地所有関係などが複雑であったこともあり、開発がままならなかった。しかし、インド洋津波災害を契機として、公営事業の民営化が復興計画の名のもと急ピッチで進められた。政府による復興計画のモデルケースとされた東部の漁村アルガムベイでは、内陸への住宅移転で空き地となった沿岸部において外資導入によるリゾート開発が推し進められた。クラインは、復興計画によって海辺から追い立てられた零細漁民を支援する団体関係者の声などを拾いながら、政府の再建計画を弱り切った国民を意図的に食物にする計画、戦争の後の略奪のような「企業グローバリゼーションによる第二の津波」だと批判している。

ジャヤスーリヤ^{注149)}は、スリランカにおけるインド洋津波からの復興で建設された再定住地について、被災前の住宅と比較した時の居住者の評価をアンケート調査 (n=73) にもとづいて分析している。その結果、「住宅のデザイン」(被災前よりも良くなった:42%, 被災前と変わらない:14%, 被災前よりも悪くなった:41%)、「住宅の建材」(同:27%, 同:21%, 同:49%)、「各種サービス(水道、電気、道路)へのアクセス」(同:14%, 同:20%, 同:63%)、「教育機関(小学校)へのアクセス」(同:10%, 同:29%, 同:62%)、「医療機関へのアクセス」(同:1%, 同:40%, 同:59%)というように、全ての項目で「被災前と変わらない」、「被災前よりも悪くなった」という回答の割合が高いことが明らかになった。再定住地の住宅は、例えばスリランカでは一般的な竈を使った調理ができない仕様であるなど、被災者の生活様式が考慮されていないことが指摘されている。

井村^{注150)}は、スリランカおよびインド東部のインド洋津波被災地域を対象として、居住地移転と再定住にネガティブな影響をもたらす要因について分析し、津波後の再定住への適応と持続性について考察している。既往研究の調査をもとにして抽出した再定住の課題10項目について再定住地居住者に対してアンケート調査を実施したところ、「従前の住居や土地の記憶」と「アクセスと交通」が従前居住地への復帰意向に強く関係していることが明らかになった。一方で、居住地移転の影響が良い影響なのか、悪い影響なのか、それ単独では判断することが難しいとも述べている。例えば、再定住地において人々が共同井戸を利用しているのはインフラの不備という悪い影響に起因するものであるが、一方でそれによって住民間の関係が形成されるという良い影響もある。実態を踏まえて、持続的な再定住のためには、①住民の真のニーズの把握、②再定住に関わる十分な情報提供、

注147) M.LYONS : Building Back Better-The Large-Scale Impact of Small-Scale Approaches to Reconstruction, World Development, vol.37, pp.385-398, 2009

注148) N.Klein : The Shock Doctrine -The Rise of Disaster Capitalism, Picador, 2008 (幾島幸子訳, 村上由見子訳: ショック・ドクトリン—惨事便乗型資本主義の正体を暴く, 岩波書店, 2011)

注149) S.Jayasuriya, D.Weerakoon, N.Arunatilaka and P.Steele : Economic Challenges of Post-Tsunami Reconstruction-Sri Lanka Two Years On, Institute of Policy Studies, 2006

注150) Miwa (Imura) Abe : Adaptive and Sustainable Post-Tsunami Human Resettlement in Sri Lanka and India (安部(井村)美和: スリランカ・インドにおける津波後の再定住への適応と継続性), 京都大学学位論文, 2011

③意思決定に対する住民参加の促進、④長期のモニタリングの実施を挙げている。また、エコ・ビレッジとして建設された再定住地の実態をもとに、何らかのテーマを持った再定住の有効性を指摘している。

青砥^{注151)}は、新潟県中越地震で被災した中山間集落の持続を考える上で、まず、被災世帯の集落外への移転の実態を、3つの被災集落の全世帯を対象としたヒアリング(n=126)をもとに量的に把握するとともに、その要因を分析している。また、被災世帯の集落外移転が集落コミュニティに与える影響を、人と人、戸と戸という繋がりに着目して定性的に分析している。その結果、世帯の集落外への移転の要因には、「集落に居住するメリットの喪失」、「行政の住宅再建関連事業」に加え、「挙家離村を促す要因」など世帯ごとに多様な要因があること、防災集団移転促進事業や復興公営住宅の建設などの行政の事業は、結果的に集落の世帯数の減少を促すとともに、近隣関係の弱体化や集落コミュニティの崩壊を促すことを明らかにしている。そして、新潟県中越地震では集落外への移転に対する支援はあるが、集落に残るための支援はほとんどないことを指摘し、集落コミュニティの維持、集落での居住継続を考慮した行政の住宅再建関連事業の必要性を論じている。

石川^{注152)}は、新潟県中越地震において実施された集落の一部や全体を移転させる住宅再建事業には、安全性や利便性の向上という利点があるが、残された人々の生活継続を困難にしたり、地域の文化や景観の担い手を減少させるという課題もあるという問題意識を述べている。そして、被災した世帯が集落外へ移転した理由やその要因となる行政からの支援の需給状況などを行政担当者や住民代表者への聞き取り調査から分析している。また、集落外への移転が被災者の生活再建・生活回復に与える影響を居住者へのアンケート調査(n=78)から分析している。その結果、移転世帯が受けた経済的支援や移転形態(集落内移転か集落外移転か、一部移転か全戸移転か)の違いが被災者の生活復興に影響を与えていることを明らかにしている。また、防災集団移転促進事業の課題として、「移転先の社会環境への適応の困難」、「移転元における生業継続の困難化」、「移転した世帯と集落に残った世帯のつながりの希薄化」といった問題があることを指摘している。

i. その他

本項でみてきた既往研究は主に、住宅や住宅地といった小規模な地域社会空間の計画のあり方に重点を置いた研究であったが、一方で、都市・地域といったより大きなスケールに関わる計画や政策・制度、まちづくり、ガバナンスに関する研究も重要である。詳細には触れないが、例えば、阪神・淡路大震災からの復興事業における「二段階都市計画決定方式」の問題点と有効性を明らかにした研究^{注153)}や、同じく「二段階都市計画決定方式」の評価をおこなった研究^{注154)}、被災者の生活再建支援におけるNGOの役割や連携の仕組みを明らかにした研究^{注155)}、災害後のまちづくり活動における民間非営利団体の役割と有効性に関する研究^{注156)}などがある。

注151) 青砥穂高, 熊谷良雄, 糸井川栄一, 澤田雅浩: 新潟県中越地震による中山間地域集落からの世帯移転の要因と世帯移転が集落コミュニティに及ぼす影響に関する研究, 地域安全学会論文集, 第8号, pp.155-162, 2006

注152) 石川永子, 池田浩敬, 澤田雅浩, 中林一樹: 被災者の住宅再建・生活回復から見た被災集落の集団移転の評価に関する研究 - 新潟県中越地震における防災集団移転促進事業の事例を通して, 都市計画論文集, 第43号, pp.727-732, 2008, 石川永子: 環境移行をとまなう移転復興に関する計画論的研究 - トルコ・マルマラ地震および新潟県中越地震の移転復興事業を事例として, 首都大学東京博士学位論文, 2009

注153) 岸幸生, 小泉秀樹, 渡辺俊一: 阪神淡路大震災復興区画整理事業における「2段階都市計画決定方式」の問題点と有効性に関する一考察, 都市計画論文集, 第32巻, pp.757-762, 1997

注154) 塩崎賢明: 阪神・淡路大震災の復興都市計画事業における「2段階都市計画決定方式」の評価に関する研究, 都市計画論文集, 第33巻, pp.97-102, 1998

注155) 青田良介, 室崎益輝: インド・グジャラート地震におけるNGO活動を中心にしたコミュニティの生活再建支援について, 地域安全学会論文集, 第3号, pp.163-172, 2001

注156) 菌頭紗織, 越山健治, 北後明彦, 室崎益輝: 災害後のまちづくり活動における民間非営利団体の役割と有効性に関する研究, 日本建築学会近畿支部研究報告集計画系, 第42号, pp.569-572, 2002

第3項 本研究の位置づけ

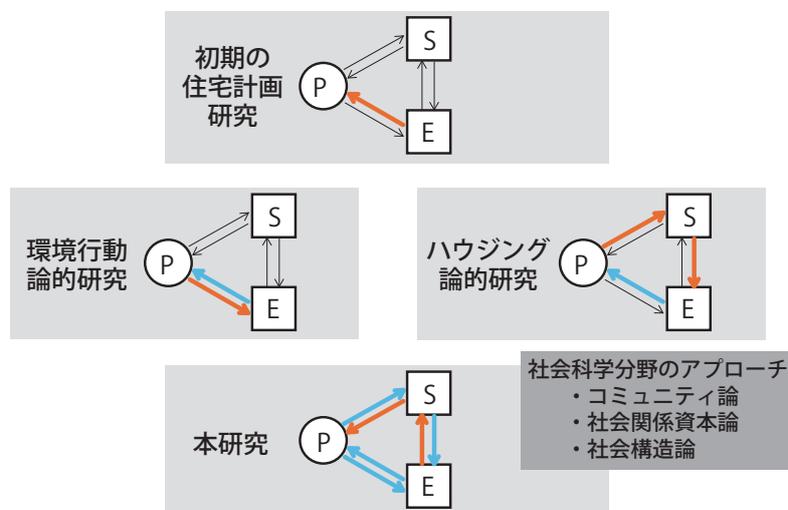
1 社会関係からみた居住地計画に関連する既往研究における位置づけ

本研究はまず、社会関係からみた居住地計画の研究として位置づけられる。図1-18に、建築計画学における人間と環境の関わりの捉え方の変遷を示した。先述のように、建築計画学において「人間と環境の関わり」は伝統的に主要な研究領域の一つである。人間と建築、生活と空間、環境と行動など、これまでに様々な概念が論じられてきた。

初期の住宅計画研究では、膨大な「住み方調査」を通じた居住の法則性の解明とそれにもとづく「食寝分離」、「隔離就寝」といった住宅計画の原則が示され、それは実際の住宅計画・設計に取り入れられ、わが国の住宅の質を改善する上で重要な役割を果たした。しかし、その後の社会変化とともにその硬直性に起因する問題が露呈していった。このような問題は、機能主義・近代主義に裏打ちされた建築計画・設計に共通するものであり、人間に対する環境の一方的規定性を指して「環境決定主義」と表現されるなど、しばしば批判の対象にもなってきた。こういった問題を受け、建築計画学では、環境と人間行動の関係を環境心理学の方法論を援用して把握しようとする「環境行動論」的な研究や、住まいの獲得に関わる様々な領域をハードとソフトを含めて総合的に研究し、実践的な提案につなげることを指向する「ハウジング論」的な研究といった枠組みの再設定がなされた。

本研究は、人間と環境の相互の関係に留意して、特に人間側の条件の理解に即して居住地の計画のあり方を探るという点において、環境行動論的研究、ハウジング論的研究、両方の立場を架橋するものである。ただし、本研究は、環境行動的研究において主流とされる、環境や空間に対するイメージや認識といった、個人の行動を支える心理的条件に対する理解を試みるものではない。本研究は、環境に対する個人の働きかけを支える社会的・経済的条件の理解を試みるものであり、さらに、その理解・既述に留まらず、その制御可能性や実践性を重視するという点においてハウジング論的研究の立場を踏襲している。さらに、本研究は、社会科学分野における人間社会についての諸理論（コミュニティ論、社会関係資本論、社会構造論）を援用することによって、従来のハウジング論的研究においては十分に検討されてこなかった、個人の行為が地縁や血縁といった社会関係にどのように規定されるかといった、文化の次元に関わる視点を加えている点に独創性がある。

なお、本研究では、個人の行為を支える慣習や規範、ルールが社会関係に沿って現れるという仮定を前提として、個人の生活・仕事を社会関係との関連で分析している。ここでいう社会関係とは、単一の社会関係ではなく、「空間を介した関係」と「人を介した関係」、「非選択的關係」と「選択的關係」といった、結合原理の異なる複数の



P : Person's Life & Work (個人の生活・仕事) S : Social Environment (社会的環境) E : Physical Environment (物的環境)

図1-18 建築計画学における人間と環境の関わりの捉え方の変遷

社会関係である。また、権利関係として住宅敷地の所有・利用関係にも着目している。

現代の社会においては確かに、土地・空間に規定されない個人を中心とする選択的な社会関係が発達し、それが新たな資本形態、つまり「社会関係資本」として重要性を高めている。また、かつてコミュニティ論において基本とされた生産手段としての土地の共同所有や共同利用の重要性は低下している。しかし、社会関係資本の典型例とされるマイクロクレジットの研究においても指摘されるように、社会関係資本が機能し蓄積される条件には、地縁のような「空間を介した関係」や、血縁のような「非選択な関係」、および土地・建物の共同所有や共同利用といった権利関係から規定されるものも当然含まれる。すなわち、複数ある社会関係や権利関係のうち、特定の関係が社会の基礎を成すというよりは、そのいずれもが社会を構成しており、その濃淡や重層性が社会によって異なるという、「社会構造論」的な見方が必要である。

本研究では、このような見方を踏まえることで、コミュニティの衰退や解体を跡付けるのではなく、多様な共同の結合、共通の価値による、新たなコミュニティの形成を志向している。

2 平時－非常時の関係からみた居住地計画に関連する既往研究における位置づけ

本研究はまた、平時 - 非常時の関係からみた居住地計画に関する研究として位置づけられる。図 1-19 に平時 - 非常時における居住地の選択肢の捉え方を示した。

本研究では、自然災害後の住宅復興の問題を扱うにあたり、「平時」と「非常時」の関係に着目している。また、居住地移転の問題を扱うにあたり、「従前居住地」と「再定住地」の関係にも着目している。

多くの既往研究が指摘しているように、「非常時」（被災後）においても「平時」（被災前）に営んでいた生活・仕事を維持・回復できることが望ましい。そのためには、「再定住地」よりも「従前居住地」（元の場所）で住宅を確保することが望ましい。現地再建は確かに自然災害からの復興において第一に目標とすべきである。

しかし、津波災害からの復興においては居住地移転もまた重要な選択肢である。ただし、既往研究において津波災害後の居住地移転は人々の生活・仕事の継続が困難となる傾向が強く、「失敗」することが定説とされてきたように、その計画のあり方について、これまで、十分な議論がされてきたとは言い難い。

本研究の対象であるスリランカにおいて計画された再定住地には、過去の津波災害後の居住地移転における多くの事例と同様に、被災者の生活・仕事の継続に対する配慮が基本的に欠如している。本研究は、そのような状況にあって、被災者の生活・仕事が成り立っていることから「成功」とみなせる再定住地を一事例であるが見つけ出し、それがどのような社会的・物的環境を備えているか明らかにする点に独自性がある。

また、それによって本研究は、非常時における居住地の選択肢を、現地再建のみ（図 1-19 の①）ではなく、居住地移転を含むものへと拡大することに寄与する（①から②へ）という点において意義があり、また、平時の地域再編における居住地移転のあり方に対して示唆を与える（②から③へ）という点においても意義がある。

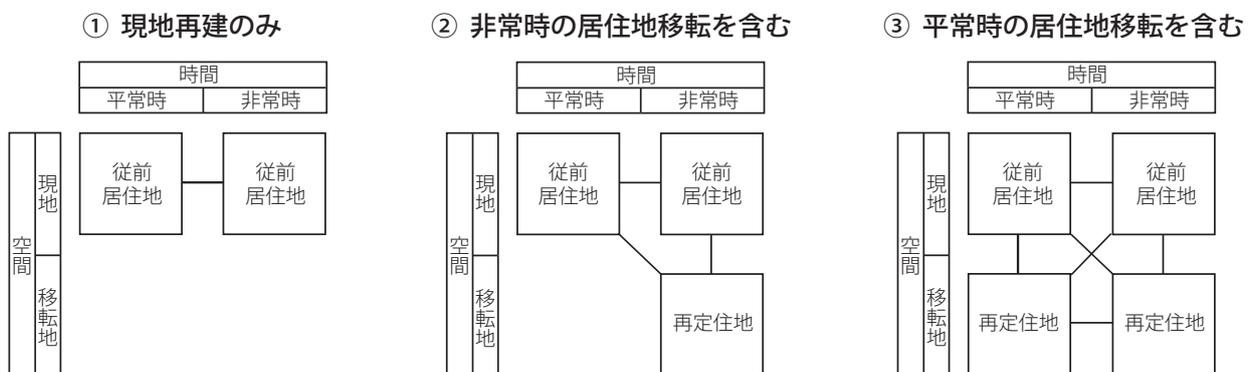


図 1-19 平時 - 非常時における居住地の選択肢の捉え方

第5節 論文の構成

図1-20に本論文の構成を示した。本論文は、序論（第1章）、本論（第2章～第6章）、補章、結論（第7章）で構成される。

第1章は序論であり、第1章は序論であり、津波災害の特性と対策、および津波災害における居住地移転の事例を整理し、①「平常時」と「非常時」の関係、および「従前居住地」と「再定住地」の関係を踏まえた居住地計画、②「個人の生活・仕事」と、社会関係や権利関係といった「社会的環境」、および土地・自然や建物・空間といった「物的環境」の関係を踏まえた居住地計画という本研究の視座を構築している。その上で研究の目的とそれを達成するための課題の設定、研究の対象・体制・方法の説明、および研究の位置づけを行っている。

第2章では、スリランカにおける津波被災者の再定住地への移住と生活再建の実態を通じて、再定住地における生活・仕事の継続と関係性が強い物的環境の要素を明らかにしている。

まず、スリランカにおけるインド洋津波による被害と復旧・復興事業の概要、津波被災者に対する居住支援の内容とその評価を整理している。そのうえで、再定住地・全351ヶ所（計33,760戸）の計画（住宅立地、住宅地規模、住宅形式、生活施設の配置）を明らかにしている。また、スリランカ南西岸の5県・5郡の津波被災者・計4,606世帯の移住状況を明らかにしている。これらを踏まえ、津波災害および居住地移転にともなう、被災者を取り巻く物的環境の変化を把握している。

次に、再定住地における津波被災者の生活再建の実態を明らかにしている。まず、スリランカ南西岸の4県・4郡の再定住地・計5ヶ所について実態調査を行い、再定住地における生活上の一般的課題を把握している。次に、マータラ県・ウェリガマ郡の再定住地・全14ヶ所について、入居後1～2年経過時点における生活・仕事の継続状況を把握している。

さらに、生活・仕事の継続と再定住地の計画内容の関連性について分析し、これらを踏まえ、津波被災者の生活・仕事の継続と関係する物的環境の要素を明らかにしている。

第3章では、第2章で明らかにした生活再建の実態を踏まえて、社会関係および権利関係からみた生活再建の分析枠組みを構築している。

まず、スリランカ海村の社会構造について、社会人類学分野の既往研究や文献資料をもとに整理し、それを踏まえて、被災者の生活・仕事に関わる社会関係として「地縁」、「血縁」、および地縁・血縁以外の関係としての「マイクロクレジット（Micro Credit;MC）の関係」（低所得者に対する無担保での小規模融資の貸付対象となるグループ）を抽出している。また、権利関係として「住宅敷地の所有・利用関係」を抽出している。

次に、「平常時」と「非常時」の関係、および「従前居住地」と「再定住地」の関係を踏まえ、居住地移転における社会関係および権利関係の変化を体系的に捉える枠組みを構築する。さらに、この枠組みをもとに、津波災害後の居住地移転のある種のフィールド実験と見立てて、「人を介した関係」かつ「選択的關係」であるMCの関係に対する、「空間を介した関係」かつ「非選択的關係」である地縁、および「人を介した関係」かつ「非選択的關係」である血縁の規定性を検証する方法を考案している。

第4章では、津波被災地居住地における社会関係および権利関係の実態を明らかにするとともに、それらの再編可能性について検討している。第2章の分析をもとに「成功」事例と位置付けた再定住地・事例Gの従前居住地である集落・事例Cの分析を通じて、従前居住地における社会関係の蓄積の実態を把握するとともに、それらの継続を可能にする居住地移転のあり方について検討している。なお、調査は、再建された従前居住地・集落Cに住み続けている44世帯と、既に集落Cから転出した12世帯を合わせた66世帯に対して対面式アンケート

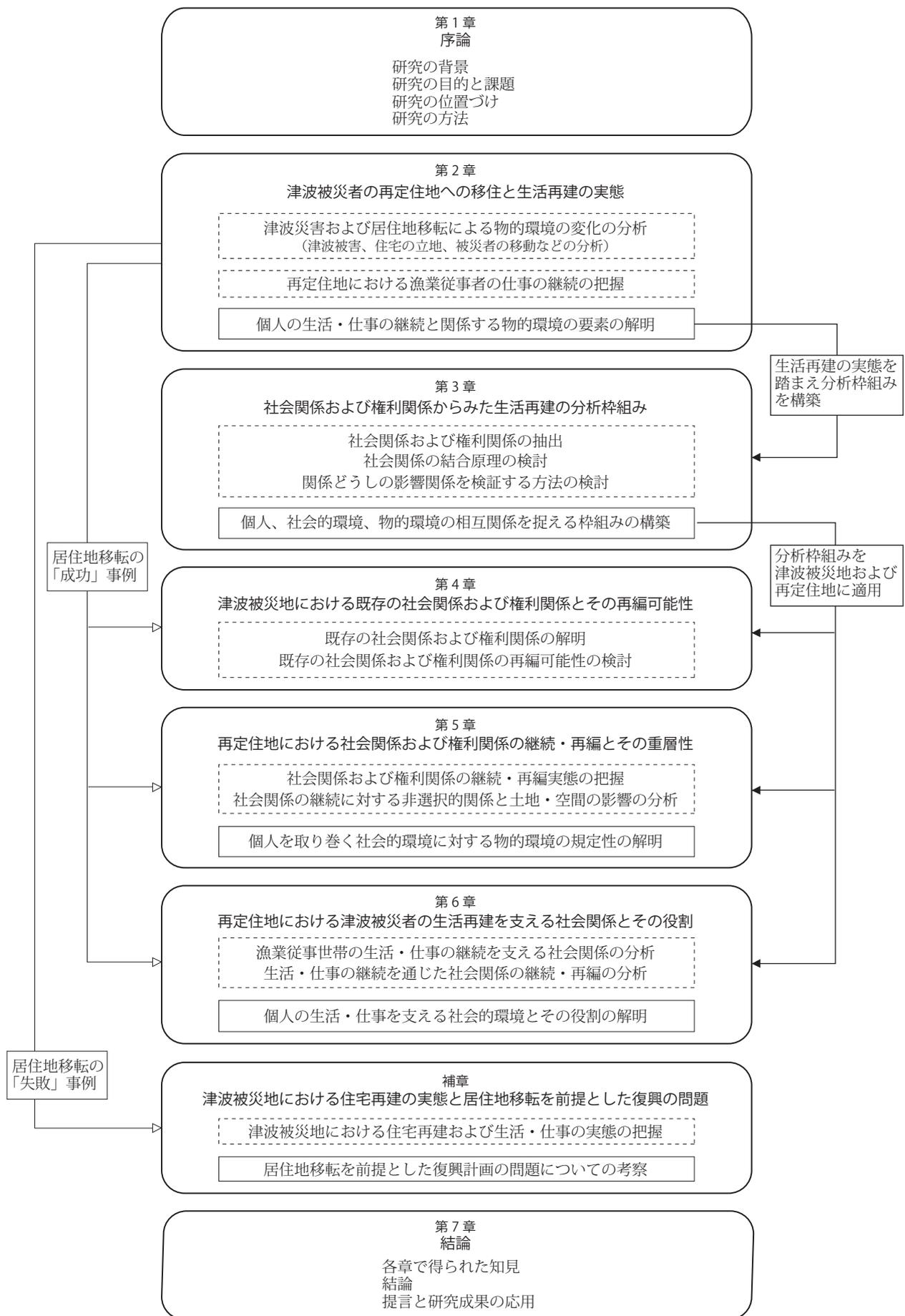


図 1-20 論文の構成

ト調査を行っている。

第5章では、再定住地における社会関係および権利関係の継続・再編の実態を明らかにするとともに、それら社会的環境と物的環境の重層性を明らかにしている。調査対象は、入居から約2年経過時点で90%という定住率を維持していることから、「成功」事例と位置付けた再定住地（ウェリガマ郡の再定住地・事例G）であり、居住者86世帯に対して対面式アンケート調査を行っている。

まず、居住地移転前の従前居住地における社会関係および権利関係が、居住地移転後の従前居住地、および再定住地においてどのように継続・再編されているかを明らかにしている。次に、それを踏まえ、第3章で考案した検証方法を用いて、再定住地Gにおけるマイクロクレジットの関係に対する地縁・血縁の規定性を明らかにしている。

第6章では、再定住地Gにおおける被災者の生活・仕事の継続に対するマイクロクレジットの効果の有無の分析を通じて、再定住地において津波被災者が生活・仕事を支えた社会的環境とその役割を明らかにしている。

まず、再定住地Gで実施されているマイクロクレジットの特色を、マイクロクレジットを提供するNGOの職員に対する貯蓄・融資の仕組みや、貯蓄・融資以外の支援内容、活動のプロセスなどに関する調査を通じて明らかにしている。

次に、マイクロクレジットにおける融資の仕組みと利用実態の分析を通じて、被災者の生活・仕事の継続に対するマイクロクレジットの効果を明らかにしている。また、マイクロクレジットのグループ・メンバー間の関係の分析を通じて、既存の社会関係の継続・再編に対するマイクロクレジットの効果を明らかにしている。なお、調査対象は再定住地Gにおけるマイクロクレジットのメンバー46人である。

補章では、津波被災地における住宅再建の実態を明らかにし、それを踏まえて居住地移転を前提とした復興計画の問題について考察している。補章で調査対象とするのは、ヒッカドゥワとモラトゥワという南西岸の二つの都市における被災居住地である。両者は、ヒッカドゥワが政府・ドナー主導、モラトゥワが居住者主導というように、住宅再建のプロセスは対照的であったが、結果的にはどちらも居住地移転の影響によって従前居住地における生活・仕事の継続が困難になっている。このことから居住地移転の「失敗」と位置付けられる事例である。モラトゥワ郡の不法占拠居住地の34世帯とヒッカドゥワ郡の都市近郊居住地の33世帯を対象としたヒアリング調査などをもとにして、津波被害から約半年が経過した時点での住宅再建の実態を明らかにしている。

第7章は結論であり、各章で得られた知見をまとめた上で、本研究の結論を述べている。また、本研究で得られた知見をもとに、災害後の居住地移転計画に対する提言、および研究成果の応用の可能性を提示している。

第6節 用語の定義

1 社会関係

本研究において「社会関係」とは、親類、友人、同僚、など一つ以上の関係によって結びつけられた個人間の関係を指すものとする。また、土地や建物の所有・利用によって結びつけられた個人どうしの関係は、「権利関係」と呼び、「社会関係」とは区別している。そして、個人の生活・仕事を支える「社会的環境」は、「社会関係」と「権利関係」で構成されるものとしている。

なお、本研究は、親密度や共通意識といった当事者の主観に左右される関係ではなく、「空間を介した関係」か「人を介した関係」か、「非選択的關係」か「選択的關係」かといった結合原理にもとづいて、第三者が客観的に把握できる関係を考察対象としている。

2 生活再建

本研究において、被災者の「生活再建」とは、被災者の「生活と仕事が成り立っている状態」を指すものとする。そして、本研究では、被災者の生活再建の実態を、生活と仕事を支える「社会的環境」（社会関係と権利関係）および「物的環境」（土地・自然と建物・空間）との関連から把握している。

自然災害による被災者の生活再建を扱った既往の研究には、被災者の生活再建を、被災直後の基本的な欲求から時間経過とともに徐々に高次の欲求が満たされていくという、満足度の観点から把握しようとしたものがある。しかし、過去の事例のレビューからもわかるように、津波災害後の居住地移転には、被災者にとって最低限必要な生活・仕事さえ成り立たないという問題がしばしばみられる。このような居住地移転の問題の性質を考慮して、本研究では、被災者の「生活再建」を「満足度」の観点ではなく「最低限度」の観点から捉えている。

3 再定住地

再定住地とは、災害や紛争といった何らかの突発的出来事に起因して、それまでの居住地とは異なる場所に建設される住宅地を指す。再定住地とは、"Resettlement Site" の訳語であり、日本ではあまり馴染みのない言葉であるが、途上国では災害復興事業や地域開発事業の文脈などで頻繁に用いられている。住宅の立地に変化がなくても、何らかの突発的出来事によって住宅形式や土地利用に変化がもたらされる場合には再定住（Resettlement）と表現される場合もあるが、本研究でいう再定住地とは、住宅の立地に変化がある場合のみを指すものとする。

第1章参考文献（*既に脚注で示した参考文献で全体の文脈に必ずしも関わらないものについてはこのリストから省略したものがあ。また、本文で引用はしていないが、本研究における基本的な考え方のもととなった文献も記載している。）

- ・G. Delanty : Community, Routledge, 2002（山之内靖訳, 伊藤茂訳: コミュニティ - グローバル化と社会理論の変容, NTT 出版, 2006)
- ・A.P. Cohen : the symbolic construction of community, Horwood, 1985（吉瀬雄一訳: コミュニティは創られる, 八千代出版, 2005)
- ・A. Little : The Politics of Community -Theory and Practice, Edinburgh Universtiy Press, 2002（福士正博訳: コミュニティの政治学, 日本経済評論社, 2010)
- ・広井良典: コミュニティを問いなおす - つながり・都市・日本社会の未来, 筑摩書房, 2009
- ・広井良典, 小林正弥編著: コミュニティ - 公共性・コモンズ・コミュニティリアニズム, 勁草書房, 2010
- ・金子郁容: 新版 コミュニティ・ソリューション - ボランティアな問題解決に向けて, 岩波書店, 2002
- ・金子郁容, 玉村雅敏, 宮垣元編集: コミュニティ科学 - 技術と社会のイノベーション, 勁草書房, 2009
- ・中久郎: 共同性の社会理論, 世界思想社, 1991
- ・野沢慎司編・監訳: リーディングス ネットワーク論 - 家族・コミュニティ・社会関係資本, 勁草書房, 2006
- ・広原盛明: 日本型コミュニティ政策 - 東京・横浜・武蔵野の経験, 晃洋書房, 2011
- ・植田和弘: 持続可能な地域社会のデザイン, 公人の友社, 2005
- ・岩崎正洋編, 田中信弘編著: 公私領域のガバナンス, 東海大学出版会, 2006
- ・松下和夫: 環境ガバナンス論, 京都大学学術出版会, 2007
- ・宮川公男編, 大守隆編: ソーシャル・キャピタル - 現代経済社会のガバナンスの基礎, 東洋経済新報社, 2004
- ・諸富徹: 環境, 岩波書店, 2003
- ・佐藤寛編: 援助と社会関係資本 - ソーシャルキャピタル論の可能性, 日本貿易振興会アジア経済研究所, 2002
- ・N.Lin : Social Capital -A Theory of Social Structure and Action, Cambridge University Press, 2002（筒井淳也, 石田光規, 桜井政成, 三輪哲, 土岐智賀子訳: ソーシャル・キャピタル - 社会構造と行為の理論, ミネルヴァ書房, 2008)
- ・D.Narayan : Cents and Sociability-Household Income and Social Capital in Rural Tanzania, Policy Research Working Paper, No.796, The World Bank, 1996
- ・E.Ostrom: Crossing the great divide -Coproduction, synergy, and development, World Development, Volume 24, Issue 6, pp.1073-1087, 1996
- ・D.Narayan : Bonds and bridges-social capital and poverty, The World Bank, 1999
- ・M.Yunus , A.Jolis : Banker to the Poor -The Autobiography of Muhammad Yunus, Founder of Grameen Bank, Oxford University Press, 1997（猪熊弘子訳: ムハマド・ユヌス自伝 - 貧困なき世界をめざす銀行家, 早川書房, 1998)
- ・M.Yunus : Building Social Business -The New Kind of Capitalism That Serves Humanity's Most Pressing Needs, Public Affairs, 2010（岡田昌治監修, 千葉敏生訳: ソーシャル・ビジネス革命 - 世界の課題を解決する新たな経済システム, 早川書房, 2010)
- ・岡本真理子, 吉田秀美, 粟野晴子編: マイクロファイナンス読本 - 途上国の貧困緩和と小規模金融, 明石書店, 1999
- ・三重野文晴: マイクロ・ファイナンスの金融メカニズム, 絵所秀紀編, 野上裕生編, 穂坂光彦編: 開発と貧困, pp.139-158, 日本評論社, 2004
- ・K.Datta, G.Jones (ed.) : Housing and Finance in Developing Countries, Routledge, 2000
- ・アジア経済研究所: 特集 マイクロファイナンス - 変容しつつける小規模金融サービス, アジ研ワールド・トレンド, No.173, 2010
- ・高野久紀, 高橋和志: マイクロファイナンスの現状と課題 - 貧困層へのインパクトとプログラム・デザイン, アジア経済, 第52巻, 第6号, pp.36-74, 2011

- ・中根千枝：社会人類学 - アジア諸社会の考察，東京大学出版会，1987
- ・瀬川昌久：人類学における親族研究の軌跡，船曳建夫編：個からする社会展望，岩波書店，pp.27-60,1997
- ・M. Godelier：Au fondement des societes humaines -Ce que nous apprend l'anthropologie, Editions Albin Michel, 2007（竹沢尚一郎訳，桑原知子訳：人類学の再構築 - 人間社会とはなにか，明石書店，2011）
- ・G.Obeyesekere：Land tenure in village Ceylon -a sociological and historical study, Cambridge Univ. Press, 1967
- ・E.R.Leach：Pul Eliyab-a village in Ceylon, a study of land tenure and kinship,Cambridge Univ. Press, 1961
- ・R.L.Stirrat：On the Beach -Fishermen Fisherwives and Fishtraders in Post Colonia Lanka,South Asia Books, 1988
- ・P.Alexander: Sri Lankan fishermen -rural capitalism and peasant society, Australian National University monographs on South Asia no. 7, 1982
- ・杉本良男：スリランカ（暮らしがわかるアジア読本），河出書房新社，1998
- ・渋谷利雄編著，高桑史子編著：スリランカ - 人びとの暮らしを訪ねて，段々社，2003
- ・国際協力銀行（JBIC）：紛争と開発 -JBIC の役割，スリランカの開発政策と復興支援，JBIC Research Paper No.24, 国際協力銀行・開発金融研究所，2003
- ・鈴木正崇：スリランカの宗教と社会 - 文化人類学的考察，春秋社，1997
- ・川島耕司：スリランカと民族 - シンハラ・ナショナリズムの形成とマイノリティ集団，明石書店，2006
- ・穂坂光彦：住民によるスラムの改善（スリランカ），斎藤千宏編著：NGO が変える南アジア - 経済成長から社会発展へ，コモンズ，pp.44-83, 1998
- ・高桑史子：スリランカ海村社会の女性たち - 文化人類学的研究，八千代出版，2004
- ・高桑史子：スリランカ海村の民族誌 - 開発・内戦・津波と人々の生活，明石書店，2008
- ・谷口佳子：社会関係 - 婚姻、家族、親族，杉本良男編：もっと知りたいスリランカ，弘文堂，pp.73-94，1987
- ・辛島昇，江島恵教，小西正捷，前田専学，応地利明編：南アジアを知る事典，平凡社，2002
- ・西山卯三：住居論，相模書房，1943
- ・西山卯三：住宅計画，勁草書房，1967
- ・住田昌二：住宅供給計画，勁草書房，1982
- ・住田昌二，西山卯三記念すまい・まちづくり文庫：西山卯三の住宅・都市論，日本経済評論社，2007
- ・住田昌二，延藤安弘，三宅醇，小泉重信，西村一郎：新建築学体系 14 ハウジング，彰国社，1985
- ・巽和夫編著：現代ハウジング論，学芸出版社，1986
- ・高田光雄：都市住宅供給システムの再編に関する計画論的研究，京都大学学位論文，1991
- ・舟橋國男：トランザクショナリズムと建築計画学，舟橋國男編：建築計画読本，大阪大学出版会，pp.29-54, 2004
- ・高橋鷹志：環境移行からみた人間・環境系研究の枠組み，日本建築学会学術講演梗概集，pp.603-604,1991
- ・岩本隆茂，川俣甲子夫：シングルケース研究法 - 新しい実験計画法とその応用，勁草書房，1990
- ・D.H. Barlow, M.Hersen：Single case experimental designs -strategies for studying behavior change, Pergamon Press, 1984（高木俊一郎，佐久間徹訳：一事例の実験デザイン - ケーススタディの基本と応用，二瓶社，1993）
- ・杉山尚子，島宗理，佐藤方哉，リチャード，W., マロット・マリア，E., マロット：行動分析学入門，産業図書，1998
- ・高野久紀：フィールド実験の歩き方，西條辰義編：実験経済学への招待，NTT 出版，pp.183-218, 2007
- ・平松闢，宮垣元，星敦士，鶴飼孝造：社会ネットワークの研究・メソッド - 「つながり」を調査する，ミネルヴァ書房，2010
- ・金光淳：社会ネットワーク分析の基礎 - 社会的関係資本論にむけて，勁草書房，2003
- ・安田雪：実践ネットワーク分析 - 関係を解く理論と技法，新曜社，2001
- ・角田修一：概説 生活経済論，文理閣，2010
- ・伊藤セツ，川島美保：3訂 消費生活経済学，光生館，2008
- ・浦野正樹，吉井忠寛，大矢根淳編：復興コミュニティ論入門，弘文堂，2007

- ・吉原直樹編：防災の社会学-防災コミュニティの社会設計に向けて，東信堂，2009
- ・林春男編：阪神・淡路大震災からの生活復興 2001- パネル調査結果報告書，京都大学防災研究所巨大災害研究センター・テクニカルレポート，2001
- ・林春男編：阪神・淡路大震災からの生活復興 2003 -生活調査結果報告書，京都大学防災研究所巨大災害研究センター・テクニカルレポート，2003
- ・林春男編：阪神・淡路大震災からの生活復興 2005 -生活復興調査結果報告書，京都大学防災研究所巨大災害研究センター・テクニカルレポート，2005
- ・S. Doocy, M. Gabriel, S. Collins, C. Robinson and P. Stevenson：Implementing cash for work programmes in post-tsunami Aceh: experiences and lessons learned, Disasters, Vol.30, No.3, pp.277-296, 2006
- ・永松伸吾：キャッシュ・フォー・ワーク -震災復興の新しいしくみ，岩波書店，2011
- ・小林正美：建築空間における災害時の人間行動と建築計画：1982年浦河沖地震住宅内滞在者の行動分析，日本建築学会計画系論文報告集，第408号，pp.43-52, 1990
- ・三浦研：自然災害に起因した環境移行に関する研究 -悲嘆の仕事としての空間の再構築，京都大学学位論文，1998
- ・落合知帆，松丸亮，小林正美：大規模災害からのコミュニティの再構築とコミュニティの問題対応能力に関する研究 -インドネシア，アチェ州ムラボアの仮設住宅を事例として，都市計画論文集，第44巻，第3号，pp.325-330, 2009
- ・塩崎賢明，田中正人，堀田祐三子：被災市街地における住宅・市街地特性の変化と居住者の「孤立化」に関する研究 - 尼崎市築地地区の市街地復興事業を通して，日本建築学会計画系論文集，第605号，pp.119-126, 2006
- ・塩崎賢明：住宅復興とコミュニティ，日本経済評論社，2009
- ・榎谷美恵子，谷元ゆきえ，平田延明，高田光雄，柴田和子，篠田美紀：住宅管理制度、管理の実態と共同意識 震災復興大規模団地におけるコミュニティ形成に関する研究 (1)，都市住宅学，第33号，pp.75-81, 2001
- ・高田光雄ほか：阪神・淡路大震災 - 災害復興住宅における生活再建とコミュニティ形成に関する調査研究，都市住宅学会関西支部復興団地コミュニティ調査委員会，2002
- ・佐々木伸子，上野勝代，村谷絵美：コレクティブ住宅のコミュニティ形成効果とその要因 - 再開発受皿公営住宅におけるコレクティブ棟と一般棟の比較より，日本建築学会計画系論文集，第580号，pp.1-8, 2004
- ・北後明彦，樋口大介，室崎益輝：阪神・淡路大震災からみた住宅再建支援のあり方 - 被災市街地における住宅再建と災害復興公営住宅団地の比較，都市住宅学，第53号，pp.86-97, 2006
- ・吉村昭：三陸海岸大津波，文藝春秋，2004
- ・山下文男：津波てんでんこ - 近代日本の津波史，新日本出版社，2008
- ・山下文男：津波と防災 - 三陸津波始末 (シリーズ繰り返す自然災害を知る・防ぐ)，古今書院，2008
- ・首藤伸夫，越村俊一，佐竹健治，今村文彦，松富英夫編：津波の事典，朝倉書店，2007
- ・河田恵昭編：2004年12月スマトラ沖地震津波災害の全体像の解明，科学研究費補助金報告書，2007
- ・河田恵昭：津波災害 - 減災社会を築く，岩波書店，2010
- ・建設省国土地理院：チリ地震津波調査報告書 - 海岸地形とチリ地震津波，1961
- ・越村俊一：津波防災対策としての高地移転と土地利用規制，自然災害科学 第25巻2号，pp.142-145, 2006
- ・山口弥一郎：津波常習地三陸海岸地域の集落移動，山口弥一郎選集第六巻，pp.323-430, 世界文庫，1972
- ・牧紀男，三浦研，小林正美，林春男：1992年インドネシア・フローレス島地震・津波災害後の再定住地の変容プロセス，日本建築学会計画系論文集，第566号，pp.1-8, 2003
- ・牧紀男：災害の住宅誌 - 人々の移動とすまい，鹿島出版会，2011
- ・仲里英晃，村尾修：2004年スマトラ沖津波後のスリランカにおける恒久住宅建設過程の地域間比較，都市計画論文集 学術研究論文発表会論文 41-3, pp.689-694, 2006
- ・青田良介，室崎益輝，重村力，北後明彦，カウディ・ウェラシンハ：スリランカ南部を中心にした津波災害後約2年間の恒久住宅再建の変遷とその後の課題，地域安全学会論文集，No.9, pp. 55-64, 2007

- ・ 前田昌弘：スリランカにおける居住地移転をともなう住宅再建事業の現状と課題 - 南西沿岸を事例に，林勲男編：自然災害と復興支援，明石書店，pp.87-108,2010
- ・ M.LYONS：Building Back Better-The Large-Scale Impact of Small-Scale Approaches to Reconstruction,World Development,vol.37,pp.385-398,2009
- ・ R.Solnit:A Paradise Built in Hell: The Extraordinary Communities That Arise in Disaster, Penguin, 2009(高月園子訳：災害ユートピア - なぜそのとき特別な共同体が立ち上るのか，亜紀書房，2010)
- ・ N. De Mel：After the waves-the impact of the tsunami on women in Sri Lanka, Social Scientists' Association, 2009
- ・ N.Klein：The Shock Doctrine -The Rise of Disaster Capitalism,Picador,2008(幾島幸子訳，村上由見子訳：ショック・ドクトリンー惨事便乗型資本主義の正体を暴く，岩波書店，2011)
- ・ S.Jayasuriya,D.Weerakoon,N.Arunatilaka and P.Steele：Economic Challenges of Post-Tsunami Reconstruction-Sri Lanka Two Years On, Institute of Policy Studies,2006
- ・ Miwa (Imura) Abe：Adaptive and Sustainable Post-Tsunami Human Resettlement in Sri Lanka and India (安部 (井村) 美和：スリランカ・インドにおける津波後の再定住への適応と継続性)，京都大学学位論文，2011
- ・ M.Cernea and C.McDowell Ed.：Risks and Reconstruction-Experiences of Resettlers and Refugees,World Bank,2000
- ・ A.Oliver-Smith：Development & dispossession-the crisis of forced displacement and resettlement,School for Advanced Research Press,2009
- ・ 青砥穂高，熊谷良雄，糸井川栄一，澤田雅浩：新潟県中越地震による中山間地域集落からの世帯移転の要因と世帯移転が集落コミュニティに及ぼす影響に関する研究，地域安全学会論文集，第8号，pp.155-162, 2006
- ・ 石川永子：環境移行をともなう移転復興に関する計画論的研究 - トルコ・マルマラ地震および新潟県中越地震の移転復興事業を事例として，首都大学東京博士学位論文，2009
- ・ 青田良介，室崎益輝：インド・グジャラート地震における NGO 活動を中心にしたコミュニティの生活再建支援について，地域安全学会論文集，第3号，pp.163-172, 2001
- ・ 藺頭紗織，越山健治，北後明彦，室崎益輝：災害後のまちづくり活動における民間非営利団体の役割と有効性に関する研究，日本建築学会近畿支部研究報告集計画系，第42号，pp.569-572, 2002

第2章

津波被災者の再定住地への移住と生活再建の実態

第1節 はじめに

自然災害からの復旧・復興において、被災者の生活再建は重要な課題である。生活再建に対する支援には様々な手段があるが、住まいの再建は暮らし全般にわたって効果を期待できる手段である。すなわち、住宅は雨風を防ぐシェルターであるだけでなく、人々の暮らしを支える仕事や社会関係の基盤でもあると考えられる。

被災者の生活再建を、文字通り、被災者が災害前の生活の状態を取り戻すこととするならば、住まいの再建の目標もまた、被災地の居住環境を災害以前の状態に戻すことである。しかし、第1章第1節でもみたように、津波災害からの復興において被災地の居住環境は、様々な理由により、元通りにはならないことが多い。

スリランカにおける2004年インド洋津波からの復興においても、被災地の居住環境が津波前後で大きく変化している。それは、津波災害をきっかけとして沿岸部の土地利用規制のあり方が見直され、住宅復興事業において沿岸から内陸へと大がかりな居住地移転が行われたことに起因している。

開発途上国の住宅政策の分野では、非常時に限らず、居住地移転をともなう住宅供給のあり方が議論されてきた。居住地移転においては、環境の変化の影響を受けやすい低所得者や高齢者、障がい者、若年者といった人々の就業・就学機会の確保や社会関係の維持などが課題となる。特に自然災害後の居住地移転においては、短期間で大量の住宅供給が求められることもあり、個々の被災者への配慮が欠如する傾向が強い。

スリランカにおけるインド洋津波からの復興においても居住地移転にともなう問題が懸念されるが、再定住地における被災者の生活再建の実態は必ずしも十分には把握されていない^{注1)}。また、スリランカ各地に建設された再定住地には様々なタイプのものがあり、そういった居住地計画の質の差を等閑視することはできない。さらに、津波被災者の再定住地への移住には様々な経緯があり、そのような被災者ごとの特徴に起因する生活再建上の課題の違いも無視することはできない。

以上を踏まえ、本章は、スリランカにおける津波被災者の再定住地への移住の実態と生活再建の実態を明らかにすることを目的とする。本章は、津波被害および住宅復興事業の全体像を把握するとともに、第3章以降で行う分析の前提を整理する章として位置づけられる。特に、再定住地の計画内容の分析と被災世帯の移動状況の分析を踏まえて、津波災害および居住地移転による物的環境の変化の実態を明らかにするとともに、それが被災者の生活・仕事の継続に与える影響について考察する。

第2節 調査について

本章の分析は、第1章第3節でも述べたように、2005年から2009年にかけて計5回行った実地調査によって得られた資料をもとにしている。調査の内容は下記の通りである。

注1) インド洋津波から約4年が経過した時点において、スリランカの復興に関して政府、国際機関、NGO、研究者などによって多くの報告がなされてきた。しかし、再定住地の実態に関する調査は必ずしも多くない。再定住地の実態に関する研究の詳細は、本章第3節第2項、および第1章第4節第2項を参照。

1 再定住地の計画資料の収集

再定住地の計画内容を把握するために、復興開発庁および都市開発庁において計画資料（建設予定リスト、配置図、住宅設計図）の収集を行った。まず、復興開発庁で建設予定リストを入手した。リストには、2006年8月時点で建設予定の再定住地・全351ヶ所（36,257万戸）について、プロジェクト名、所在地区、土地提供主体、住宅ドナー、建設予定戸数、住宅形式、進捗状況などが記載されている。再定住地の正確な位置は記載されていないので、都市開発庁が作成する再定住地立地図や航空写真などによって把握した。また、再定住地の設計資料の収集は、都市計画庁の本部（スリ・ジャヤワルダナ・プラ）および支部（カルタラ県、ゴール県、マータラ県、ハンバントータ県）において行った。その際に、担当の職員に再定住地建設についてのヒアリングを行った。

2 再定住地への移住記録の閲覧

再定住地への移住状況を把握するために、南西部5県・5郡（コロンボ県・モラトゥワ郡、カルタラ県・カルタラ郡、ゴール県・ヒッカドゥワ郡、マータラ県・ウェリガマ郡、ハンバントータ県・ハンバントータ郡）の役所において移住に関する記録の閲覧を行った。記録には計4,606世帯について、津波被災時の住所と被災後の住所が記載されている。閲覧の許可を得るためにモラトゥワ大学建築学部を通じて郡役所に情報提供を依頼した。なお、担当の職員に対して、再定住地への移住者の選定方法などについてヒアリングも行った。

3 再定住地の実地調査

再定住地における生活の実態と課題を把握するために、南西部の4県・4郡に建設された再定住地・計19ヶ所（コロンボ県・モラトゥワ郡・1ヶ所、ゴール県・ヒッカドゥワ郡・2ヶ所、ハンバントータ県・ハンバントータ郡・2ヶ所、マータラ県・ウェリガマ郡・14ヶ所）の実地調査を行った。調査は、モラトゥワ大学建築学部の学生やGMSLマータラ支部の職員の協力を得て行い、調査では、再定住地の居住環境の目視調査、および再定住地における暮らしと仕事、住宅、組織などについて住民および援助関係者にヒアリングを行った。

第3節 スリランカにおける津波被害と住宅復興事業の概要

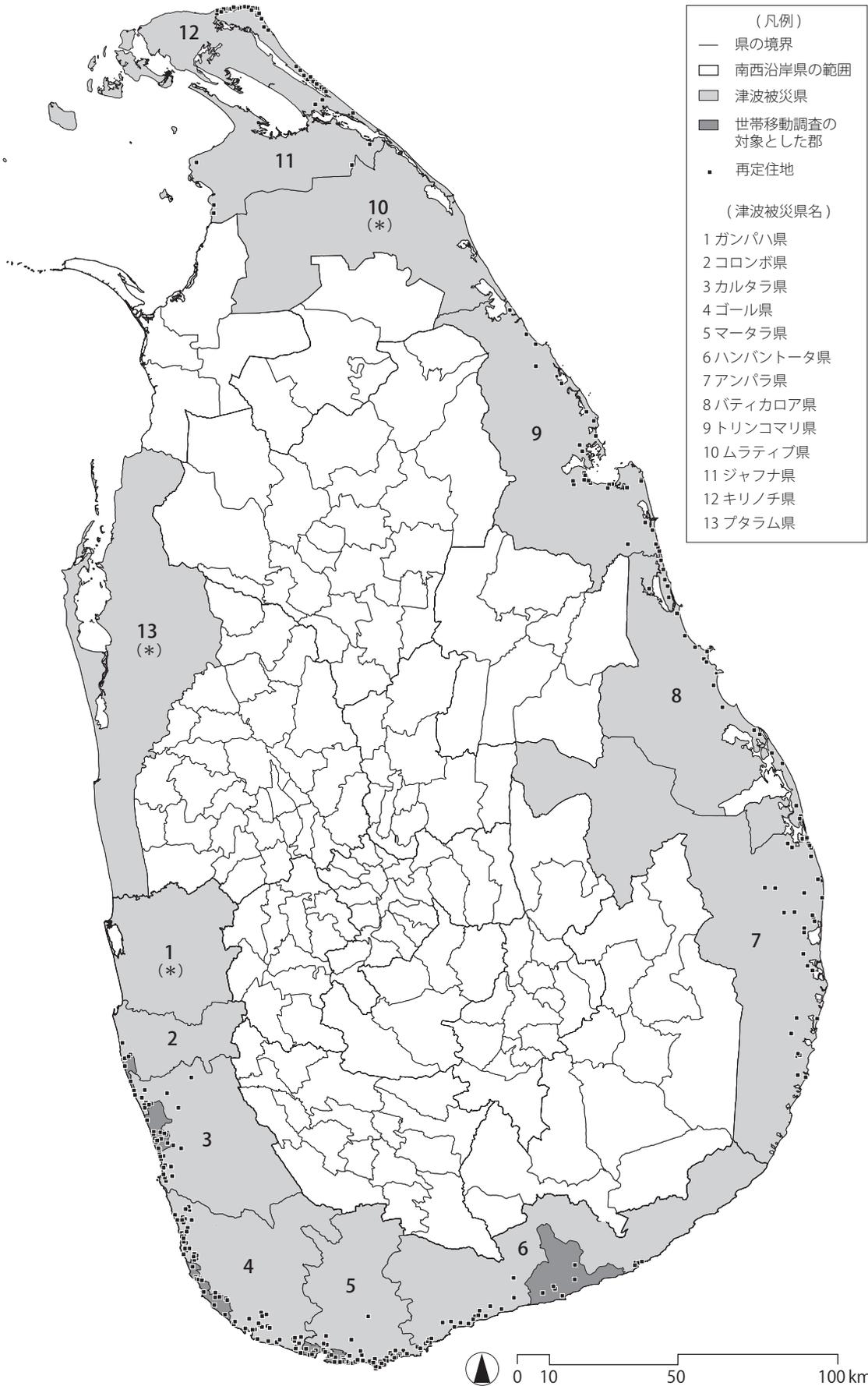
1 インド洋津波被害の概要

スリランカでは、第1章第1節でも述べたように、震源国であるインドネシアに次ぐ規模の津波被害が生じた。図2-1にスリランカの地図と被災県の範囲を、表2-1、表2-2に県別の被害状況を示した。

スリランカは北海道の約8割ほどの面積を持つ島国である。津波被害は北西部を除く国土沿岸のほぼ全域におよんだ（図2-1）。津波の高さは東岸で5m～15m、西岸で2m～10mであった^{注2)}。死者・行方不明者は36,603人であり、鉄道・道路、水道・電気などのインフラの被害にくわえ、住宅被害は全壊・半壊あわせて88,544戸、漁船被害は全壊・喪失・破損あわせて25,127隻といった甚大な被害が生じた（表2-1、表2-2）。

津波による被災者は主に零細な漁業従事者や観光業従事者といった、沿岸に生活基盤を持つ人々である。また、沿岸部には、長年の紛争で疲弊した東部・北部や、零細な漁村が多い南部、大都市周縁の沿岸に貧困層が不法居

注2) スリランカ各地に到来した津波の高さを以下に示した。ジャフナ：3.5m～8.0m、ムライティブ：5.0m～10.0m、トリンコマリ：3.0m～5.0m、パティカロア：3.0m～7.0m、アンバラ：3.0m～7.0m、ハンバントータ：6.0m～11.0m、マータラ：3.0m～6.0m、ゴール：4.5m～9.5m、ヒッカドゥワ：3.5m～10.5m、カルタラ：3.0m～6.0m、モラトゥワ：2.5m～3.5m、コロンボ：1.5m～3.0m、プッタラム：1.0m～2.0m（J.Wijetunge：Tsunami on 26 December 2004: Spatial Distribution of Tsunami Height and The Extent of Inundation in Sri Lanka, Science of Tsunami Hazards, Vol. 24, No. 3, p.p.225-239, 2006）



* ガンパハ県（1）とプタラム県（13）は再定住地の詳細が不明なため未記入としている。ムラティブ県（10）では再定住地が建設されていない。

図 2-1 スリランカのインド洋津波被災県と再定住地分布
(復興開発庁より提供された資料をもとに筆者作成)

住する西部などが含まれる。

このように、被害が生じた範囲が広いことに加え、被災者・被災地域が多様であることがスリランカにおけるインド洋津波被害の特徴である。

スリランカでこれほどの規模の津波被害が生じた背景としては、スリランカの殆どの人々に津波の経験が無かったこと^{注3)}、震源国から遠く地震の揺れが生じることなく津波が到来したこと、などの理由によって危険の察知に時間がかかり、逃げ遅れた人々が多かったことが挙げられる。さらに、スリランカの沿岸には国内の大部分の人口・資本が集中し、かつ津波に対して脆弱な構造の建物が多かったことが挙げられる。スリランカの沿岸には零細な漁業を営む集落が数多く分布し、また、最大の都市・コロンボを中心として広がる市街地の周縁には不法占拠居住地が海岸沿いに形成されている。これらの住宅には、廃材を用いたバラックやブロックを積み上げただけの住宅など、脆弱な構造の住宅が多く含まれ、多くの建物が倒壊し、死亡者・負傷者を出した。

2 住宅復興事業の概要

スリランカ政府は被災直後、国家再建対策本部（Taskforce for Rebuilding the Nation = TAFREN-2005 年 11 月に復興開発庁 Reconstruction and Development Agency = RADA に改組）を設置し、被災者の緊急支援を開始した。そして津波被害から約 1 ヶ月後の 2005 年 2 月には住宅復興事業が開始された。

住宅復興事業では、まず応急仮設住宅の供給が開始され、続いて恒久住宅の再建に対する支援が開始された。住宅再建支援が必要な住宅は 98,525 戸（2005 年 6 月発表。同年 12 月に 114,069 戸に修正）と推計され、3



写真 2-1（左上）津波被災前の南西岸の風景：砂浜とココヤシ林が続き、所々に伝統的な木造漁船がある

写真 2-2（右上）津波到来直前の沿岸の様子：海水が沖まで引いて海底が露出している

写真 2-3（左下）津波到来直後の沿岸の様子：漁業に従事する人々の集落や観光関連施設が被害を受けた

写真 2-4（右下）漁船の被害：スリランカ国内の漁船の 95% が被害を受けたと言われている

注3) インド洋沿岸全域に影響した津波は少なくとも 1900 年以降は初めてであり、スリランカにはそれ以前の津波の記録も残されていない。スリランカの人々の津波に対する知識はほぼ皆無であったと言える。なお、インド洋沿岸でスマトラ島沖地震津波のような大津波が発生する周期はおおよそ 250 年であると言われている（河田恵昭：津波災害 - 減災社会を築く、岩波書店、2010）。

年以内の完了を目標とすることが発表された^{注4)}。

なお、住宅復興事業は、将来における防災や沿岸部の環境改善への対応としても実施されたとみることができる。その一環として、沿岸部に海岸線からの距離によってバッファゾーンが設置され、防災や環境保全の観点から土地利用が厳しく規制された^{注5)}。また、バッファゾーン内の居住を実質禁止し、居住地移転が促進された。

このような特徴を持つ住宅再建支援には大きくわけて、①元の場所での住宅再建に対する支援（対象戸数：80,970戸）、②再定住地への移住に対する支援（対象戸数：22,040戸）、③その他（対象戸数：4,448戸）がある。

なお、2005年12月にバッファゾーンの規制が緩和され、西岸で100m、東岸で200mと一律に定められていたものが、30m、50m、60mなどと地域ごとに変更された^{注6)}。これにより、被災地での住宅再建に対する支援の対象者が増加した。

第4節 津波被災者に対する居住支援施策の内容とその評価

第1項 居住支援施策の内容

図2-2に津波被災者に対する主要な居住支援である「住宅所有者主導の住宅再建」および「ドナー支援による住宅再建」の流れを示した。この内容はスリランカ政府が住宅再建のガイドラインとして発行した“Assistance policy & Implementation Guidelines- Housing & Town Development”の内容を整理したものである。以下、この文献を「住宅再建ガイドライン」と呼ぶ。また、図2-3は住宅再建支援の申込書の和訳である。

1 被災地での住宅再建に対する支援

居住支援施策の一つ目は、住宅所有者主導の住宅再建（House Owner Driven Program = ODP）と呼ばれる。これは、被災時にバッファゾーン外に住宅を所有していた被災者を対象として、住宅被害の程度（全壊か半



写真 2-5（左）被災地での住宅再建に対する支援：補助金を受けて居住者が自力建設により修復・再建する

写真 2-6（右）再定住地への移住の支援：政府とドナーが建設した内陸の住宅地へと移住する

注4) TAFREN. Assistance policy & Implementation Guidelines- Housing & Town Development, 2005

注5) スリランカでは1980年代から海岸侵食や沿岸の水質汚染などの問題が認識されはじめ、沿岸保全局（Coast Conservation Department ;CCD）が設立された。沿岸域の環境保全に向けて、バッファゾーンによる規制が作られたが、それは実効性に乏しいものであった。津波被災後に設定されたバッファゾーンは、津波以前からあった環境保全の観点に防災の観点をくわえ、実効性を高め、土地利用をさらに厳しく規制するものである。

注6) 規制緩和後の各地のバッファゾーンの範囲（海岸線からの距離）を以下に示した。コロンボ：45m～55m、カルタラ：35m～60m、ゴール：25m～45m、マータラ：25m～45m、ハンバントータ：35m～60m、アンバラ：50m～60m、パティカロア：80m、トリンコマリ：50m、ジャフナ：100m。

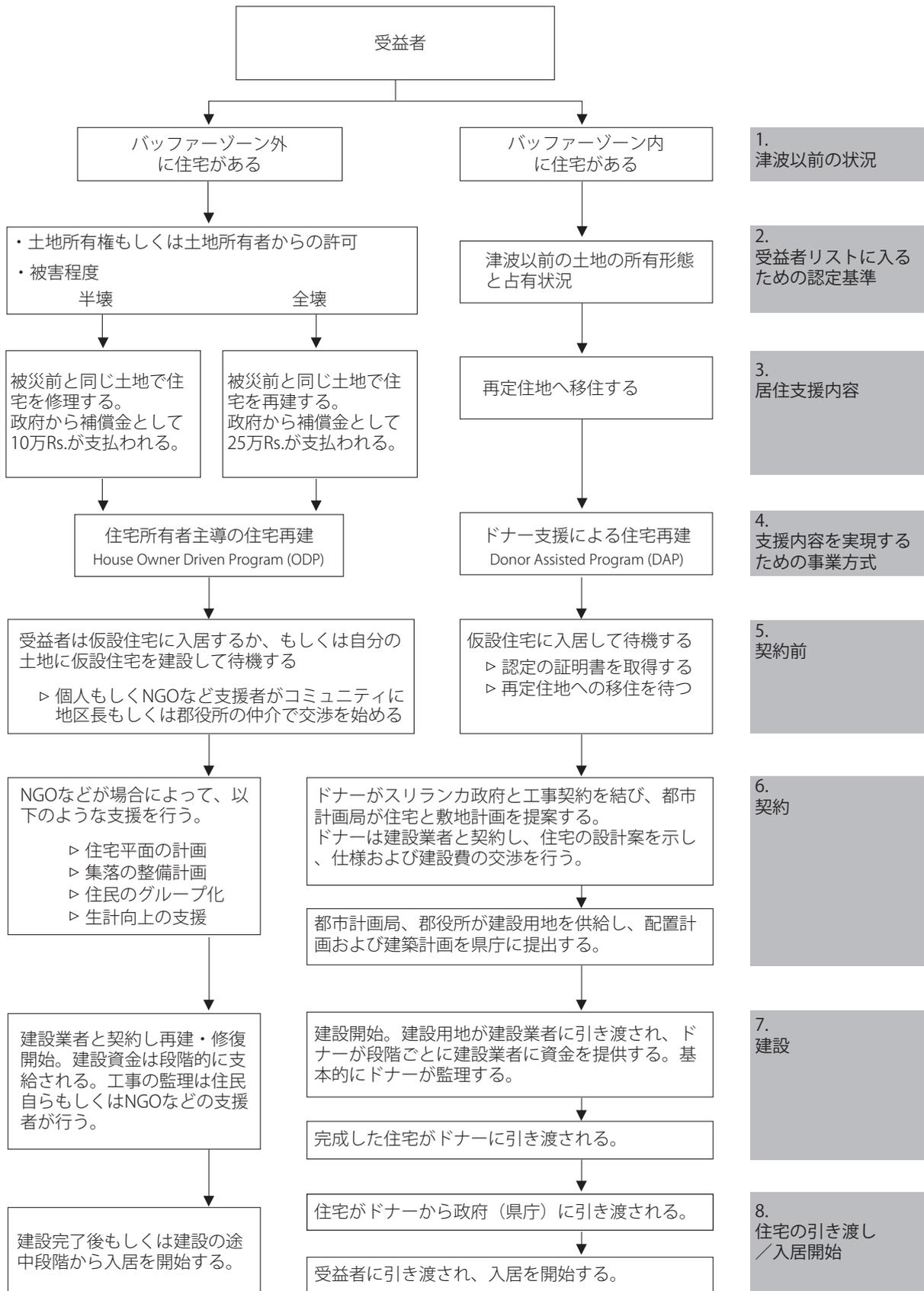


図 2-2 居住支援の流れ

(TAFREN. Assistance policy & Implementation Guidelines- Housing & Town Development, 2005 を参考に筆者作成)

සුනාමි නිවාස ව්‍යාපෘතිවල නිවාස ලබාගැනීම සඳහා අයදුම්පත

津波復興住宅供給申請書

01. අයදුම්කරුගේ සම්පූර්ණ නම :.....
被災世帯の世帯主の氏名

02. ලිපිනය :.....
住所

03. උපන් දිනය :.....
本籍

04. 2005.07.01 දිනට වයස අවු:..... මාස:..... දින:.....
誕生日 年 月 日

05. ස්ත්‍රී/පුරුෂ භාවය :.....
性別

06. ජාතික හැඳුනුම්පත් අංකය :.....
国民番号

07. විවාහක/අවිවාහක බව :.....
結婚の有無

08. රැකියාව :.....
職業

09. පදිංචි ග්‍රාම සේවා වසම හා එහි පදිංචි කාලය :.....
現住所の居住歴

10. පදිංචිය සහතික කළ තැන් සාක්ෂි :.....
身内保証人

11. සමාජීය හිමිකම් හිමිවී නම් එහි අංකය :.....
生活保護ナンバー(対象者のみ)

12. දැනට පදිංචිය දරණ ස්ථානය සහ :.....
現住所

එම ඉඩමේ අයිතිකරු කවුරුන්ද යන්න :.....
土地所有者

13. දැනට ඔබ පදිංචි නිවසේ තත්වය:

සුර්ණ අයිතිය	අනවසර ද	බදු ද
--------------	---------	-------

 යන්න
現在の住まいの所有形態 自己所有 不法居住 賃貸

14. ඔබට සිටින දරුවන් ගණන :.....
子供の数

ඔවුන්ගේ වයස පිළිවෙලින් :.....
子供の年齢

15. ඔබට සහ කලත්‍රයාට ඇති ඉඩම්වල අයිතිය
世帯で所有している土地

	ගොඩ 建物建設可	මඩ 農耕専用
අ. සියලුන්කර 所有		
ආ. ආද 借地(小作)		
ඇ. බදු 借地(金)		
ඈ. රජයේ ඉඩම් 政府所有地		

16. නිවාසයක් තනා ගැනීමට ජාතික නිවාස සංවර්ධන අධිකාරියෙන් හෝ වෙනත් ආයතනයකින් ණය ලබා තිබේද?
住宅を所有するのにローン加入しているか

16:1 එසේ නම් කවදාද? :.....
日時

16:2 කුමන ආයතනයකින්ද? :.....
金融組織名

17. ඉල්ලුම් කරගේද, කලත්‍රයාගේද, දරුවන්ගේද වාර්ෂික ආදායම :.....
世帯の総所得

18. නිවසක් ඉල්ලා සිටින්නේ කුමන හේතු නිසාද?
住宅供給を得る理由

- සුනාමියෙන් නිවසට හානි සිදුවීම
津波で住宅被害を受けたため
- සුනාමියෙන් හානිවූ නිවසක අනු පවුලක් වීම
家族が被災したため
- සුනාමියෙන් ස්වාමිපුරුෂයා මිය යාම නිසා නිවසක්
世帯主が死亡して収入がない
- තනා ගැනීමට නොහැකිවීම
仮設居住地に住んでいる
- වෙනත්
その他

ඉහතින් දක්වා ඇති තොරතුරු මා දන්නා කරමින් සත්‍ය හා නිවැරදි බවත්, එම තොරතුරු පසුව වැරදි බව හෙලිවුව හොත් නිවසක් ලැබීමට මම නුසුදුසු වන බවත් මම හොඳාකාරවම දනිමි.
上記の記入に詐称があれば住宅供給は今後一切行われぬ

දිනය 日付

අයදුම්කරුගේ අත්සන サイン



図 2-3 住宅再建支援の申請書
(ハンバントータ郡版の申請書に和訳を筆者加筆)

壊か)に応じて、政府が被災者に資金(全壊:25万Rs.,半壊:10万Rs.)を支給し、被災時と同じ場所で住宅を再建・修復することを支援するものである。

この施策では居住者の自力建設が原則とされ、被災者は建設業者と自ら契約し住宅の再建・修復を行う。資金は、建設の進捗にあわせて政府から段階的に支給される。これは、被災者が住宅の再建・修復以外の目的に資金を使用することを防止するためである。工事の監理も基本的には被災者が自ら行う。

なお、場合によってはNGOなどの支援者が住宅平面計画、集落整備計画、住民のグループ化、生計向上の支援、工事の監理などを行うとされている。

2 再定住地への移住に対する支援

居住支援施策の2つ目は、ドナー支援による住宅再建(Donor Assisted Program = DAP)と呼ばれる。これは、被災時にバッファゾーン内に住宅を所有していた被災者に対して、新規建設された再定住地の恒久住宅を提供し、移住を支援するというものである。

この施策では、ドナー(外国政府、国際機関、外国のNGO、企業、個人など)による資金・技術の提供を受け、スリランカ政府ないしドナー自らが住宅建設を行う。被災者は建設中は仮設住宅などで待機し、再定住地の建設が完了次第、入居を開始する。入居先は行政が希望調査や抽選などにもとづいて決定する。

なお、再定住地へと移住した後も、元の住宅の土地所有権は被災者のものである。ただし、居住用途は禁止され、店舗や工場、倉庫などの用途は許可される。

3 その他の支援

2006年4月に居住支援施策が改定され、対象者が借家人や不法居住者、所有者の拡大家族など、住宅を所有しない被災者にも拡大された^{注7)}。これにより、支援が必要とされる恒久住宅戸数が98,525戸から114,069戸に変更された(戸数の発表は2004年12月にされた)。また、上記の2つの施策では対応できないケースが現れたため、以下の施策が追加された。

①政府が用意した土地に、政府から支給された資金(25万Rs.)によって被災者が住宅を建設する。ドナーからの別途支給される資金(上限25万Rs.)も認める。

②政府から支給された土地購入資金(アンパラ県15万Rs.、コロombo県25万Rs.)と、建設資金(25万Rs.)によって被災者が住宅を建設する。ドナーからの別途支給される資金(上限25万Rs.)も認める。

なお、上記の追加施策は主に、借家人や不法居住者が多い都市部の被災地(主にコロombo県)の問題に対応するために決定されたものである。

第2項 居住支援施策に対する評価

ここでは、津波被災者に対する居住支援施策の評価に関する論文・著作などをいくつか紹介する。

青田^{注8)}は、被災者への居住支援施策には、海外からの支援への依存にともなう弊害や政策変更にともなう混乱などがあつたとしながらも、スリランカの復興政策は借地・借家人や不法居住者といった土地を所有しない者も含めて広くかつ迅速に被災者を支援していることから、高く評価できるとしている。

一方、Lyons^{注9)}は、先述の「所有者主導の再建」は「ドナー支援の再建」よりも、建設過程への被災者の関与、工事の進捗速度、建設費用など、多くの点で優れているとしている。一方、「ドナー支援の再建」は、被

注7) Reconstruction And Development Agency (RADA) : Revised Tsunami Housing Policy, 2006

注8) 青田良介, 室崎益輝, 重村力, 北後明彦, カウディ・ウエラシンハ: スリランカ南部を中心にした津波災害後約2年間の恒久住宅再建の変遷とその後の課題 - 政府の対策と被災者の見解を踏まえた考察, 地域安全学会論文集, No.9, pp. 55 ~ 64, 2007

注9) M.LYONS : Building Back Better-The Large-Scale Impact of Small-Scale Approaches to Reconstruction, World Development, vol.37, pp.385-398, 2009

災者の住宅建設への関与が皆無であり、被災者の自立の機会を奪っている、と批判的な見方を示している。

また、クライン^{注10)}は、政府の復興計画によって民間企業による開発が進んだある地域を取り上げ、海辺から追い立てられた零細漁民や関係者の声を拾いながら、政府の復興計画を、弱り切った国民を意図的に食い物にする、戦争の後の略奪のような「企業グローバリゼーションによる第二の津波」であると批判している。

井村^{注11)}は、災害後の居住地移転は、社会的・経済的・環境的なリスクをとまなう政策であり、慎重な判断が必要であるとしながらも、居住地移転の事例研究の結果、居住地移転の影響が良いものなのか悪いものなのか、客観的に判断することはきわめて難しいと結論づけている。

ジャヤスーリヤ^{注12)}も、再定住地の計画が被災者の生活に対する配慮を欠いていることを指摘しているが、一方で、再定住地に対する評価に関するアンケート調査の結果からは、再定住地には被災前よりも生活環境が良くなったと感じている住民も少なからず含まれることが読み取れる。

このように、スリランカの津波被災者に対する居住支援施策について様々な見解があり、とりわけ居住地移転に関しては定まった評価がなされていない。被災者の生活・仕事の継続に困難をとまなうため居住地移転は極力避けるべきであることが一般論としては言えるが、一方で、スリランカにおいてそれがそのまま当てはまるのか、個別の事情や計画の質に照らして検証する必要がある。

第5節 再定住地の計画内容の分析

先述の「住宅再建ガイドライン」は、漁業に従事する被災者はなるべく沿岸に近い再定住地に移住させることを奨励している。また、再定住地の規模を原則として250戸以下に抑えることを奨励している。

図2-4は、スリランカに計画された再定住地・全351ヶ所の立地（海岸線からの距離）と規模（住宅戸数）の分布を示したものである。また、図2-5は、同じく、南西岸（コロンボ県からハンバントータ県まで）に計画された再定住地の立地と規模の分布を県別に示したものである。図2-6は、東岸・北岸（アンパラ県からジャフナ県まで）に計画された再定住地の立地と規模の分布を県別に示したものである。

1 住宅立地

スリランカに計画された再定住地・全351ヶ所の立地（海岸からの距離）の平均は約1.8kmであった（図2-4）。また、南西岸の再定住地の立地（海岸からの距離）の平均は約2.1kmであり、海岸線から1km以内（徒歩15分圏内の目安と想定）に立地する再定住地の占める割合が件数で約43%、戸数で約33%であった（図2-5）。東岸・北岸の再定住地の立地の平均は約1.6kmであり、海岸線から1km以内に立地する再定住地の割合が件数で約64%、戸数で約61%であった（図2-6）。

南西岸は東岸・北岸に比べて沿岸部からより離れたところに立地する傾向がみられる。これは、人口稠密地域である南西岸では、沿岸の建設用地が不足しがちであるためと考えられる。南西岸では特にカルタラ県には沿岸部から離れて立地する再定住地が多い。ただ、南西岸であれ、北岸・東岸であれ、沿岸部からかなり離れて立地

注10) N.Klein : The Shock Doctrine -The Rise of Disaster Capitalism, Picador, 2008 (幾島幸子訳, 村上由見子訳: ショック・ドクトリン—惨事便乗型資本主義の正体を暴く, 岩波書店, 2011)

注11) Miwa (Imura) Abe : Adaptive and Sustainable Post-Tsunami Human Resettlement in Sri Lanka and India (安部(井村)美和: スリランカ・インドにおける津波後の再定住への適応と継続性), 京都大学学位論文, 2011

注12) S.Jayasuriya, D.Weerakoon, N.Arunatilaka and P.Steele : Economic Challenges of Post-Tsunami Reconstruction-Sri Lanka Two Years On, Institute of Policy Studies, 2006

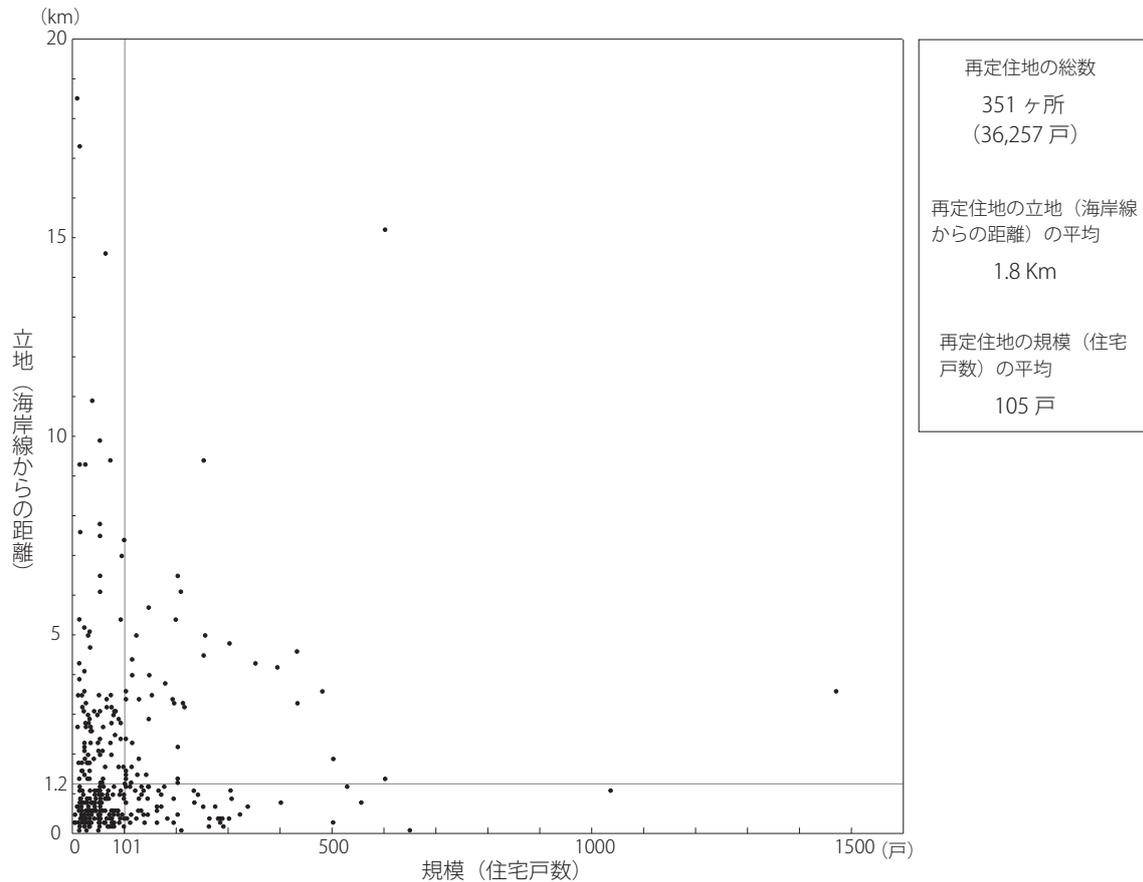


図 2-4 再定住地の立地と規模の分布—全国
(復興開発庁より提供された資料をもとに筆者作成)

(4km～20km)する再定住地も散見される。

先述したように被災者には漁業や観光関連産業など沿岸部に生活基盤を持つ者が多く含まれる。彼らの移動手段は主に徒歩や自転車、あるいは路線バスなどの公共交通であり、移動能力は高くない。さらに、スリランカでは主要な交通網が海岸線に沿って整備されており、内陸部の交通の便は概して悪い。これらを踏まえると、やはり、再定住地への移住にともない被災者の生活・仕事の継続に対する支障が生じると推測される。

2 住宅地規模

スリランカに計画された再定住地・全 351ヶ所の規模（住宅戸数）の平均は約 105戸であった（図 2-4）。また、南西岸の再定住地の規模の平均は約 94戸であり（図 2-5）、東岸・北岸の再定住地の規模の平均は 124戸であった（図 2-6）。

南西岸は東岸・北岸に比べて規模が小さい傾向がみられる。これも、人口稠密地域である南西岸では、まとまった規模の建設用地が不足しがちであるためと考えられる。ただ、ハンバントータ県では、復興事業において津波以前から計画されていた都市開発が実施され、1470戸という大規模な再定住地が建設された。また、南西岸であれ、北岸・東岸であれ、500戸を超える比較的大規模な再定住地が散見される。

スリランカの集落のまとまりは一般的に、40-50世帯の小規模なものであると言われている。このまとまりは、

注 13) 詳しくは第 3 章 2 節で述べるが、スリランカのシンハラ人社会では、居住地（特に低所得層の集住地）の総称として「土地」あるいは「庭」を意味する「ワッタ」が用いられている (T.Silva, K.Athukorala:Watta-Dwellers-A Sociological Study of Selected Urban Low-Income Communities in Sri Lanka,University Press of Amer,1991)

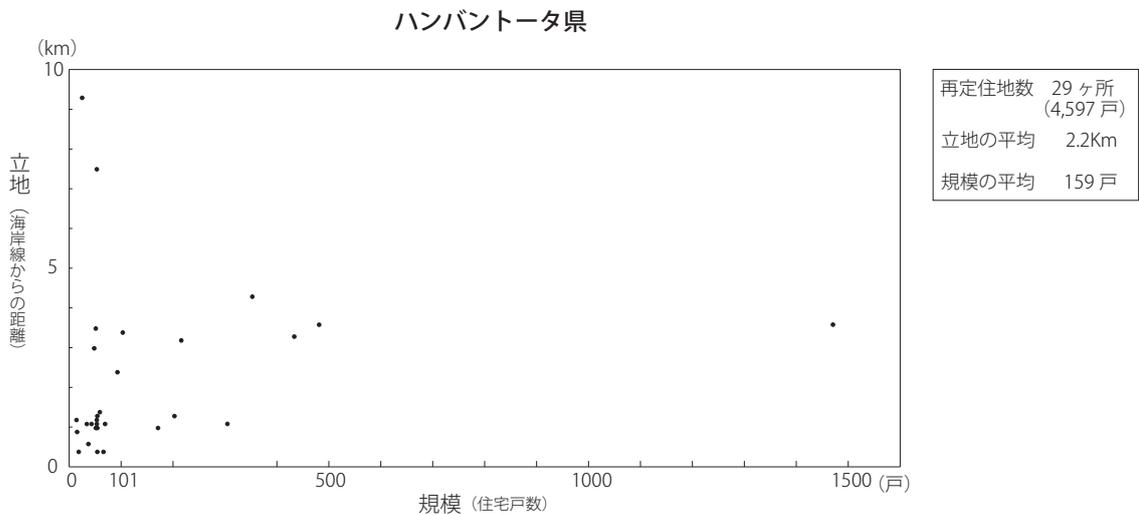
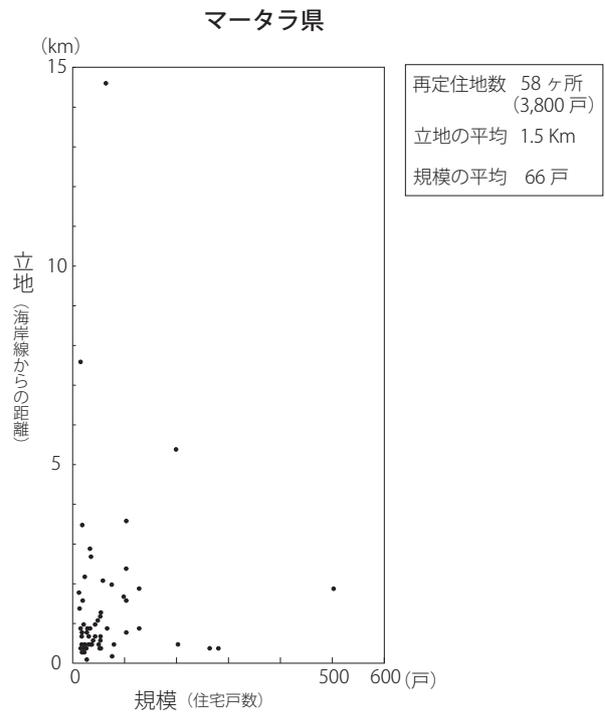
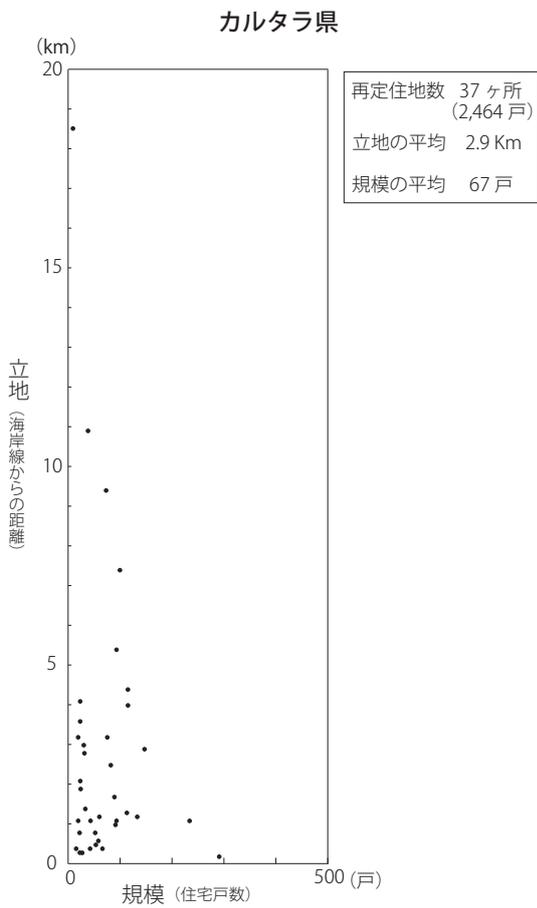
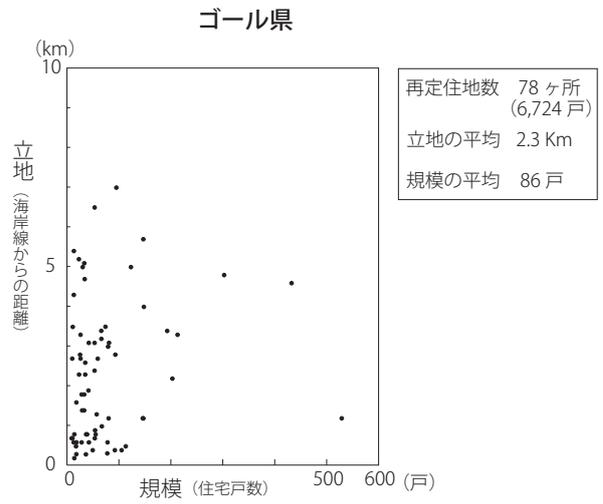
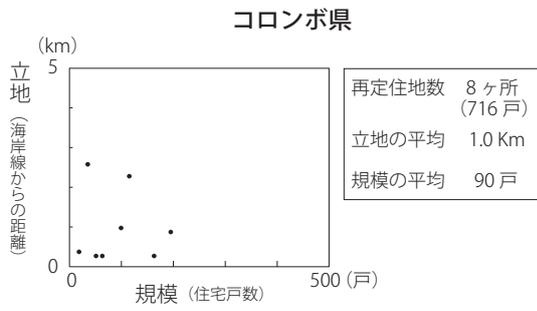


図 2-5 再定住地の立地と規模の分布—西部と南部
(復興開発庁より提供された資料をもとに筆者作成)

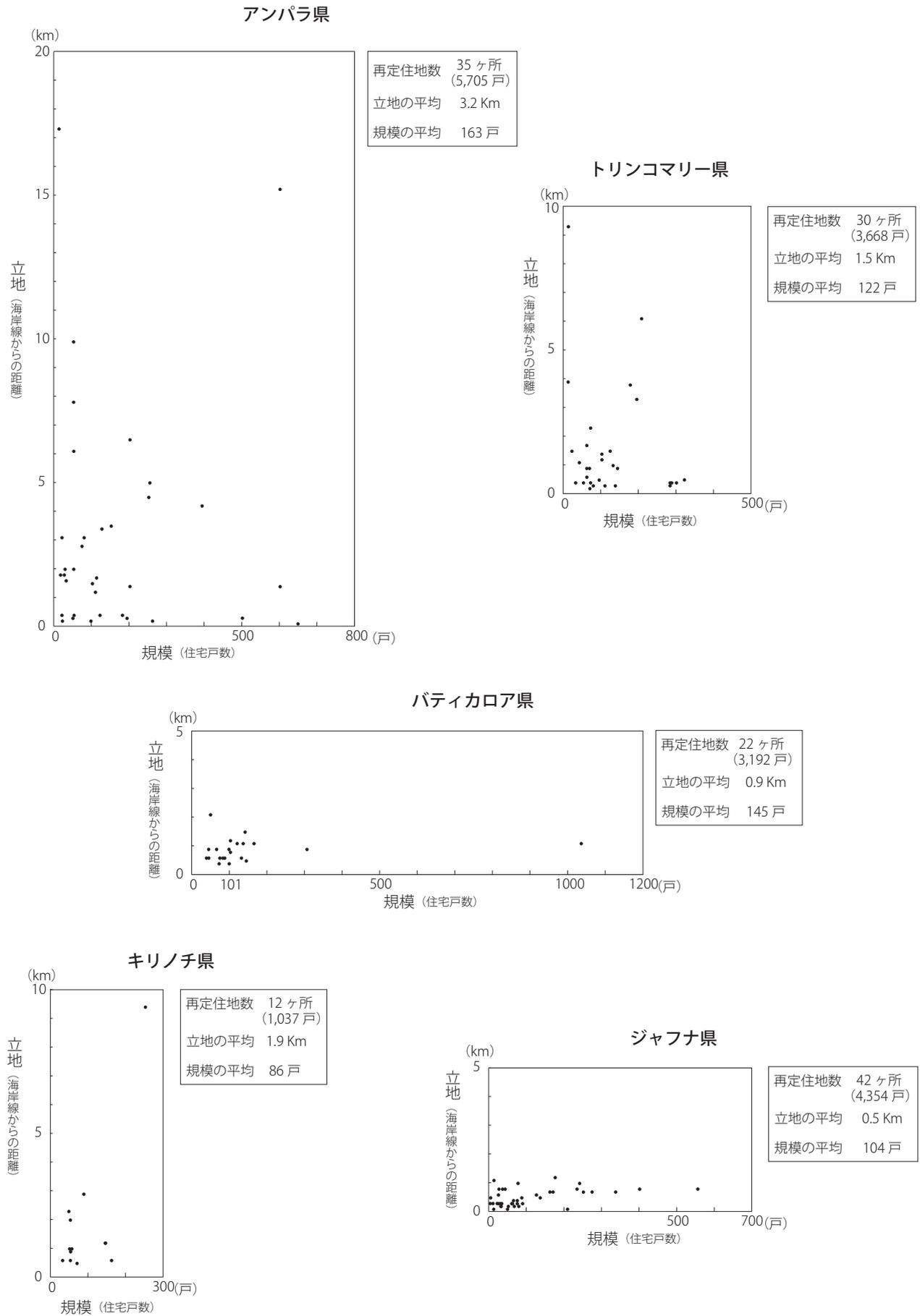
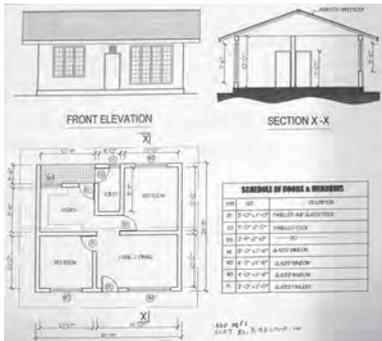


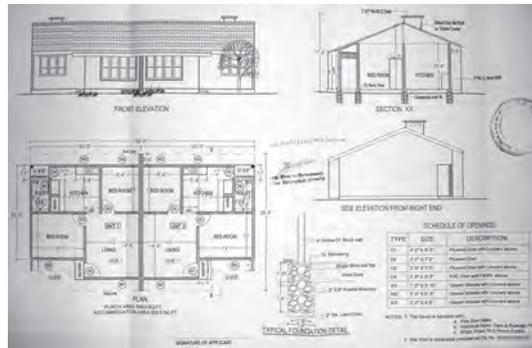
図 2-6 再定住地の立地と規模の分布—東部と北部
(復興開発庁より提供された資料をもとに筆者作成)

表 2-4 再定住地の住宅形式分布
(復興開発庁および都市計画局より提供された資料をもとに作成)

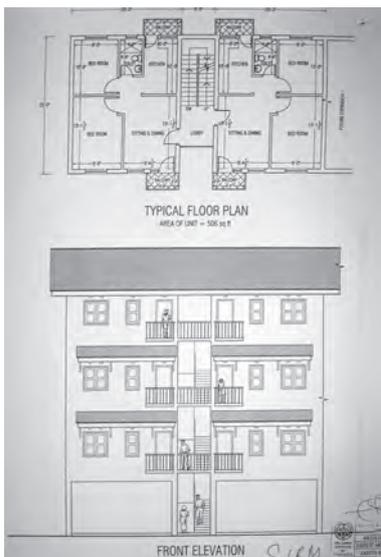
州	県	戸建て		共同						不明		合計	
				接地型				非接地型					
		(ヶ所)	(戸)	二戸一		長屋		積層		(ヶ所)	(戸)	(ヶ所)	(戸)
				(ヶ所)	(戸)	(ヶ所)	(戸)	(ヶ所)	(戸)				
西部	1 ガンパハ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2 コロンボ	0	0	0	0	0	0	8	716	0	0	8	716
	3 カルタラ	21	1,289	12	592	0	0	4	583	0	0	37	2,464
南部	4 ゴール	53	5,374	17	890	2	179	4	211	2	70	78	6,724
	5 マータラ	48	2,948	4	162	3	566	3	124	0	0	58	3,800
	6 ハンバントータ	28	4,557	0	0	0	0	1	40	0	0	29	4,597
東部	7 アンバラ	24	2,671	1	100	0	0	8	2,684	2	250	35	5,705
	8 バティカロア	20	3,114	2	78	0	0	0	0	0	0	22	3,192
	9 トリンコマリ	27	3,302	0	0	0	0	3	366	0	0	30	3,668
北部	10 ムラティプ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11 ジャフナ	42	4,354	0	0	0	0	0	0	0	0	42	4,354
	12 キリノチ	12	1,037	0	0	0	0	0	0	0	0	12	1,037
北西部	13	ブタラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		275	28,646	36	1,822	5	745	31	4,724	4	320	351	36,257



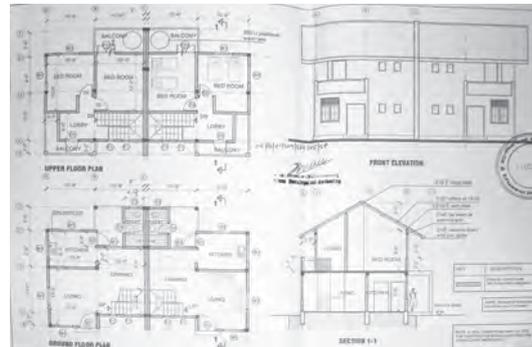
戸建型住宅の例



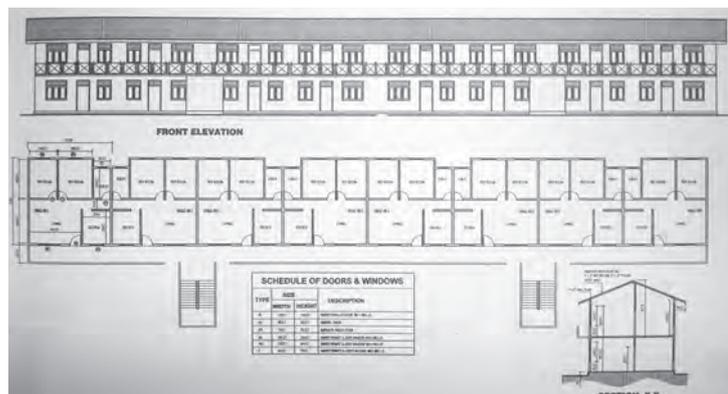
共同(二戸一)型住宅の例



共同(積層)型住宅の例



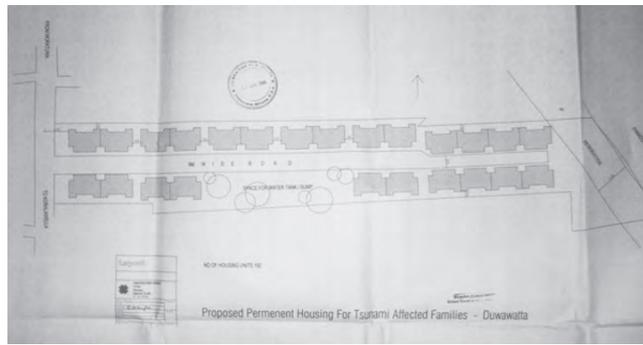
共同(二戸一積層)型住宅の例



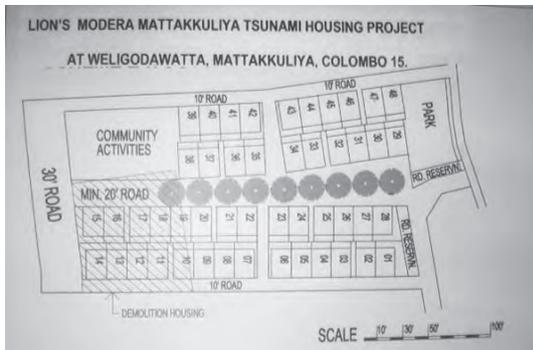
共同(長屋)型住宅の例

表 2-5 再定住地の街路形式分布
(復興開発庁および都市計画局より提供された資料をもとに作成)

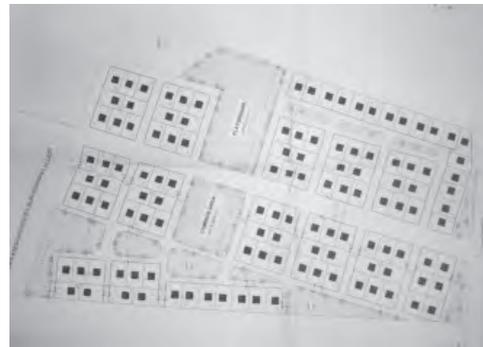
州	県	直線型 (ヶ所)	並列型 (ヶ所)	格子型 (ヶ所)	同心円型 (ヶ所)	不定形型 (ヶ所)	不明 (ヶ所)	合計 (ヶ所)
西部	1 ガンパハ	-	-	-	-	-	-	-
	2 コロンボ	6	2	0	0	0	0	8
	3 カルタラ	4	6	7	5	1	14	37
南部	4 ゴール	1	0	5	0	14	58	78
	5 マータラ	5	10	15	6	5	17	58
	6 ハンバントータ	3	1	12	7	6	0	29
東部	7 アンバラ	1	0	8	1	1	24	35
	8 パティカロア	2	0	8	0	4	8	22
	9 トリンコマリ	0	2	5	1	4	18	30
北部	10 ムラティブ	0	0	0	0	0	0	0
	11 ジャフナ	2	0	6	1	0	33	42
	12 キリノチ	0	0	0	0	0	12	12
北西部	13 プタラム	-	-	-	-	-	-	-
合計		24	21	66	21	35	184	351



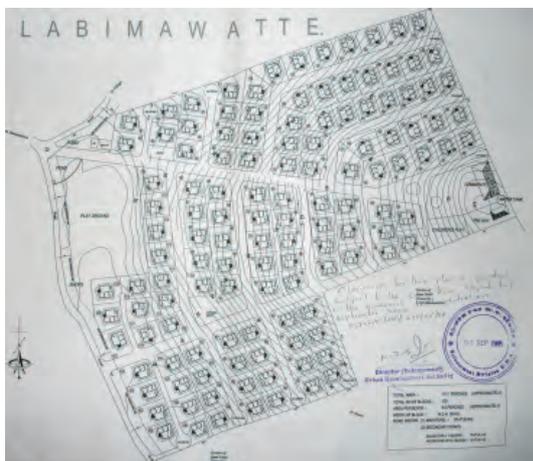
直線型の例



並列型の例



格子型の例



同心円型の例



不定形型の例

血縁・親戚や宗教、カーストなど同質性の高い集団である^{注13)}。したがって、大規模な再定住地の建設は必然的に異質な居住者の混在がともなうこととなり、居住者間の関係に混乱を招くと推測される。

3 住宅形式

表 2-4 は再定住地の住宅形式の種類とそれぞれの件数・戸数を示したものである。再定住地の住宅形式には、戸建形式のほか、共同形式として二戸一、長屋、積層といった形式がある。再定住地の住宅形式の大部分を占めるのは戸建形式であり、件数にして全体の約 86%、戸数にして約 79% である。住宅の設計は、住宅再建ガイドラインに示された標準設計をもとにしている。すなわち、住宅の床面積は 50㎡以上、室構成は居間、2つの居室、台所、浴室、便所である。敷地面積が 150～250㎡であり、家屋の前後に庭が設けられる。

共同形式は件数にして全体の 23%、戸数にして 20% であり、その大部分が南部・西部に建設された。スリランカでは国内最大の都市・コロンボや地方都市の中心部など、一部の地域を除いて共同住宅は一般的ではない住宅形式である^{注14)}。南部・西部には建設用地不足の問題があったため、共同住宅形式の建設には、やむを得ない事情もあったと考えられる。ただ、被災者に多く含まれる漁業従事者や都市雑業従事者、観光関連産業従事者は一般的に住宅の敷地内でも仕事を行っている。そのため、個別の庭を持たない住宅形式である積層共同住宅は特に、被災者の生活に必ずしも適合していない。

4 住宅・施設配置

表 2-5 は再定住地の街路形式の種類とそれぞれの件数を示したものである。再定住地の街路形式には、直線型、並列型、格子型、同心円型、不定形型がある。なお、これらの分類は筆者による便宜的なものである。街路形式は敷地の形状を反映していると考えられ、特に不定形型は山間部の傾斜地などであると推測される。

再定住地には、様々な居住関連施設が計画されている。特に、規模の大きい再定住地には集会所、寺院、教会、学校、運動場、図書館、診療所、ショッピング・センターなどが計画されている。一方、規模の小さい再定住地は基本的に住宅だけで構成されており、居住者は再定住地周辺の施設や以前からの施設に通うことになる。

第 6 節 再定住地への移住状況の分析

スリランカ南西部を対象として、再定住地への移住状況の分析を行う。南西部は東部・北部に比べて被害率は小さいが、人口稠密地域であるため被害住宅の絶対数は大きく、また沿岸の土地問題などもあり、住宅復興に占める再定住地の割合が大きいという特徴がある。南西部を対象として選定した理由は、第 1 章第 3 節でも述べたように、住宅復興の進捗が早く、再定住地の建設も進んでいたため、居住地移転の影響を検証することが可能であると予想されたからである。また、南西部は人口に占める漁業従事世帯の割合が高く、海との関わりが特に深い人々の仕事の継続という、居住地移転の問題が顕著に表れる地域であると考えられるからである。また、当時、反政府組織・LTTE の支配下にあった北部・東部に比べると南西部には民族紛争の影響が少なく、津波の影響だけをみるのが可能であったからである。

注 14) スリランカにおける建て方別にみた住宅戸数を以下に示す (2001 年時点)。戸建住宅 Single House : 3,429,776 戸 (86.3%)、Attached House : 139,354 (3.5%)、Flat : 72,160 戸 (1.8%)、Row House : 214,187 戸 (5.4%)、Hut : 33,258 戸 (0.8%)、Other : 4,708 (0.1%)、Not Reported : 81,226 戸 (2.0%)。(Department of Census and Statistics of Sri Lanka : Population and Housing Censuses in 2001, 2001)

第1項 再定住地への人口移動

表2-6に南西岸における各地域の世帯移動の距離（再定住地と従前居住地の距離）、表2-7に同じく移動の規模（再定住地への移動のまとまり）を示した。また、図2-7、図2-8に南西部におけるウェリガマ郡を除く各地域の再定住地の分布と世帯移動を、図2-9にウェリガマ郡における再定住地の分布と世帯移動を示した。

なお、被災者の再定住地への移動に関して、住宅再建ガイドラインでは、被災時の居住地からなるべく近くの再定住地へと従前の居住地単位で移動させることが奨励されている。実際には、被災地域の事情や被災者の意向に合わせて、地域ごとの対応が行われており、これについては行政の担当者へのヒアリングによって把握した。

1 移動の距離

南西部における1世帯あたりの移動距離の平均は約6.4kmであった。また、1件（ある地区から同じ再定住

表2-6 南西岸における世帯移動の距離
(各郡役所より提供された資料をもとに作成)

距離*1 (km)	モラトゥワ郡 (コロンボ県)		カルタラ郡 (カルタラ県)		ヒッカドゥワ郡 (ゴール県)		ウェリガマ郡 (マータラ県)		ハンバントータ郡 (ハンバントータ県)	
	世帯数	件数*2	世帯数	件数*2	世帯数	件数*2	世帯数	件数*2	世帯数	件数*2
0-4	48	9	478	26	575	38	452	37	1401	23
4-10	99	11	27	9	414	62	324	43	262	23
10-20	195	25	5	4	47	23	55	13	97	31
20-30	36	11	0	0	0	0	0	0	3	1
30-50	26	8	0	0	0	0	0	0	58	11
50-100	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
100-	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	408	68	510	39	1,036	123	831	93	1,821	89
1世帯平均 (km)*3	14.9		2.5		4.0		4.8		5.6	
1件平均 (km)*4	23.2		4.1		6.4		5.8		14.1	

*1 ある世帯の再定住地と従前居住地区の直線距離

*2 ある地区（G.N.Division）から同じ再定住地へと移住した世帯のまとまりを「1件」とする

*3 距離合計を世帯数で除した値

*4 距離合計を件数で除した値

表2-7 南西岸における世帯移動の規模
(各郡役所より提供された資料をもとに作成)

規模*1 (世帯)	モラトゥワ郡 (コロンボ県)		カルタラ郡 (カルタラ県)		ヒッカドゥワ郡 (ゴール県)		ウェリガマ郡 (マータラ県)		ハンバントータ郡 (ハンバントータ県)	
	世帯数	件数*2	世帯数	件数*2	世帯数	件数*2	世帯数	件数*2	世帯数	件数*2
1	23	23	14	14	32	32	30	30	34	34
1-5	64	23	19	7	126	46	116	38	81	28
5-10	90	12	38	5	123	17	41	6	54	7
10-30	162	9	126	8	443	23	245	11	247	13
30-60	0	0	136	3	206	4	253	6	0	0
60-120	69	1	176	2	106	1	146	2	311	4
120-250	0	0	0	0	0	0	0	0	141	1
250-	0	0	0	0	0	0	0	0	953	2
合計	408	68	510	39	1,036	123	831	93	1,821	89
1地区あたり の件数*3	5.2		2.8		3.2		4.0		1.9	
1再定住地 あたりの件数*4	-		2.8		12.3		6.6		17.8	
1件あたりの 規模*5(世帯)	6.0		13.1		8.4		8.6		20.7	

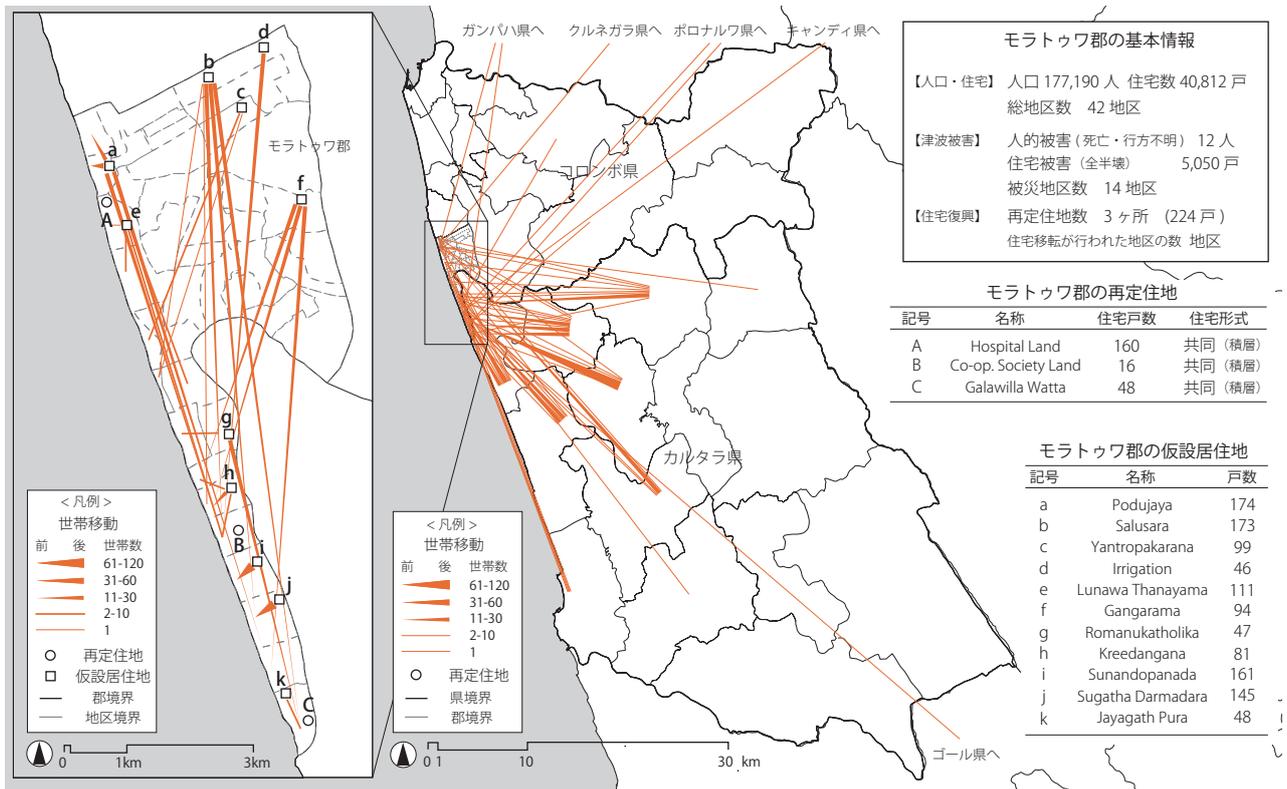
*1 ある地区（G.N.Division）から同じ再定住地へと移住した世帯のまとまりの大きさ

*2 ある地区（G.N.Division）から同じ再定住地へと移住した世帯のまとまりを「1件」とする

*3 従前地区から平均何カ所の再定住地へ移住したかを表す（「件数の合計」÷「世帯移動が行われた地区数（図2-6参照）」）。

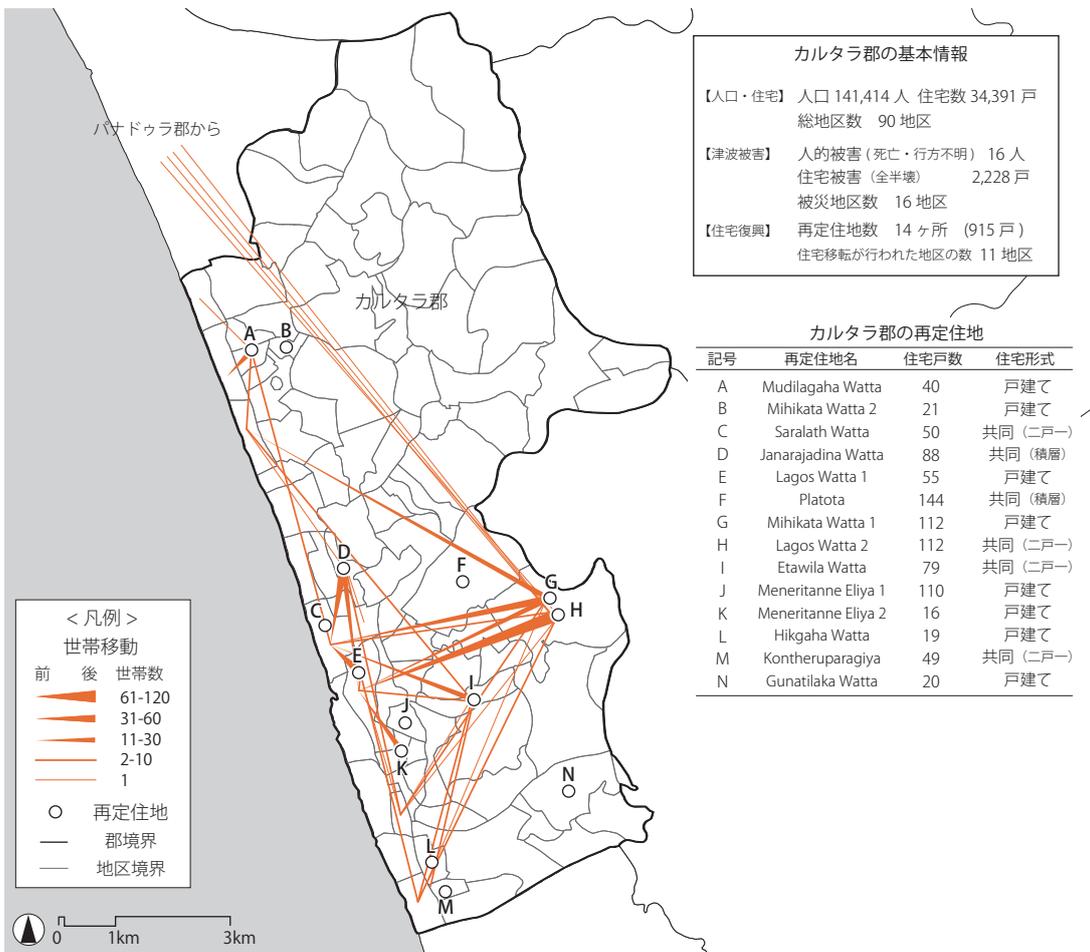
*4 再定住地が平均何カ所の従前地区で構成されるかを表す（「件数の合計」÷「郡内の再定住地数（図2-6参照）」）。

*5 再定住地への移住が平均何世帯のまとまりであるかを表す（「世帯数の合計」÷「件数の合計」）。



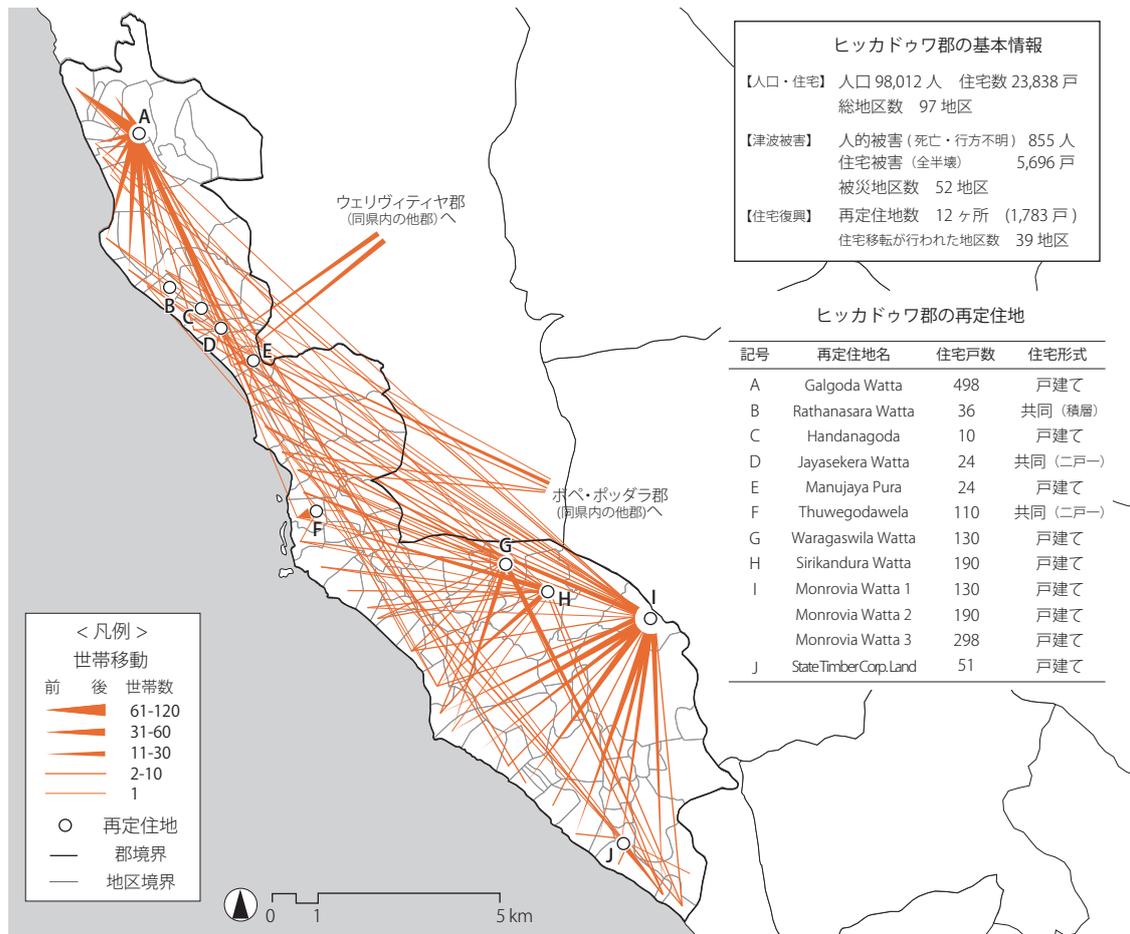
モロトゥウ郡における再定住地分布と世帯移動

(*モロトゥウ郡においては調査時点で再定住地への移住が開始されていなかったため、仮設住宅への移住状況を示している。また、カルタラ郡の再定住地への移住については、再定住地名は特定できなかったため、どの地区に転入したかのみ示している)

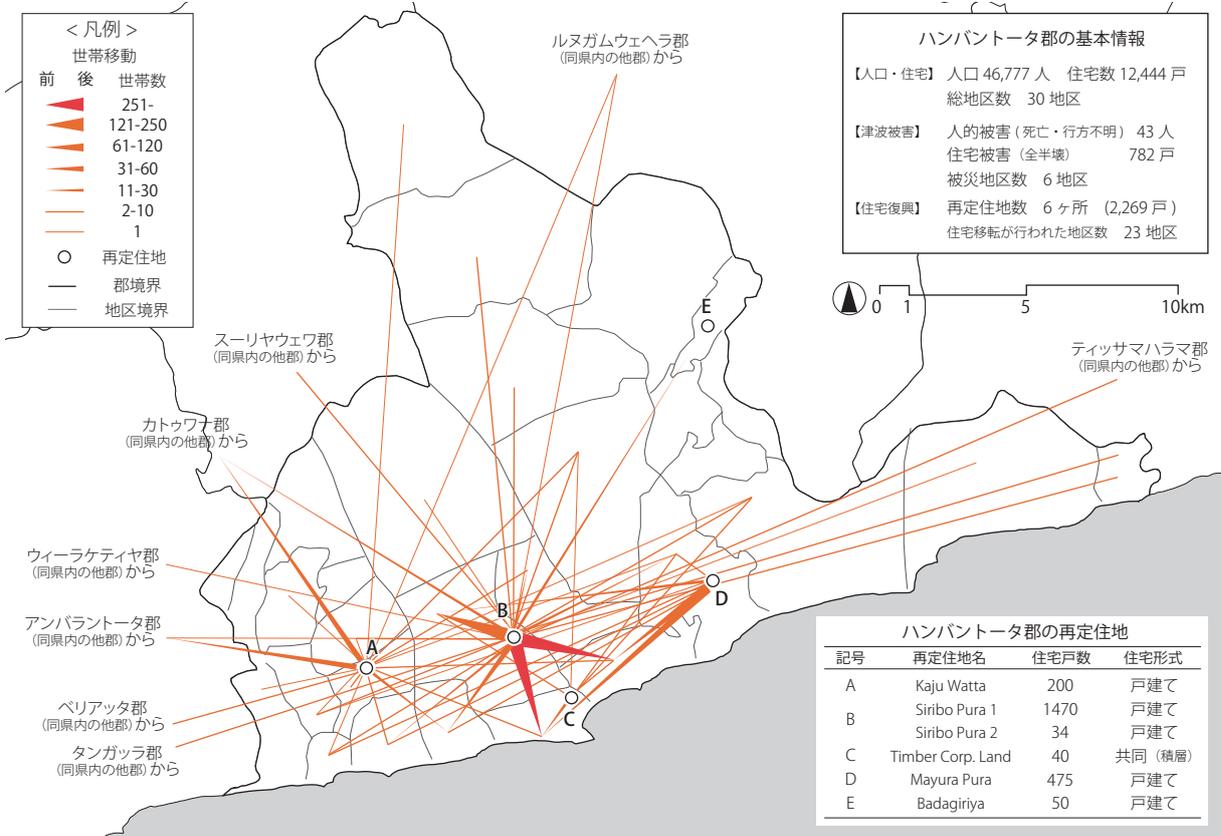


カルタラ郡における再定住地分布と世帯移動

図 2-7 南西岸における再定住地分布と世帯移動ーモロトゥウ郡、カルタラ郡



ヒッカドゥワ郡における再定住地分布と世帯移動



ハンバントータ郡における再定住地分布と世帯移動

図 2-8 南西岸における再定住地分布と世帯移動—ヒッカドゥワ郡、ハンバントータ郡

地へと移動した世帯のまとまり)あたりの平均は約 10.7km であった(表 2-6)。

移動の距離の長短には地域差がある。移動距離が最も長いのは、モラトゥワ郡であり、1 世帯あたりの平均が約 14.9km、1 件あたりの平均が約 23.2km と、ともに他の郡の平均を上回っている。これは、モラトゥワ郡では沿岸の土地が極端に不足しており、供給が必要とされる戸数を地区内だけで充たすことができず、他県(主にカルタラ県)への移住が行われたためである(表 2-6、図 2-7)。

また、ハンバントータ郡も移動距離が比較的長く、1 世帯あたりの平均が約 5.6km、1 件あたりの平均が約 14.1km であった。ハンバントータ郡は復興事業と併せて都市開発が実施されたという特殊な背景を持つ地域であり、都市開発の一環として約 1,500 戸で構成される国内最大の再定住地(Siribo Pura1&2)が建設された。この再定住地を含め、ハンバントータ郡の再定住地では、郡内の津波被災者だけでなく、他郡の津波被災者や、津波で被災していない者(主に内陸の低所得者)に対しても住宅供給が行われた。

一方、カルタラ郡(1 世帯平均・約 2.5km、1 件平均・約 4.1km)、ヒッカドゥワ郡(1 世帯平均・約 4.0km、1 件平均・約 6.4km)、ウェリガマ郡(1 世帯平均・約 4.8km、1 件平均・約 5.8km)は、上記の 2 郡に比べると移動距離が比較的短い。これらの 3 郡では、モラトゥワ郡、ハンバントータ郡に比べると、被災時の居住地から近い再定住地へと移動していることがわかる(表 2-6)。しかし、図 2-7、図 2-8 からわかるように、必ずしも被災時の居住地に最も近い再定住地へと移動しているわけではない。

ウェリガマ郡役所での担当者へのヒアリングによると、なるべく近くの再定住地に移動させるように配慮したが、土地の不足やドナーの予算といった制約から、想定していた被災者がすべて入居できる規模の再定住地を被災地の近くに建設することが難しく、結果的に遠くの再定住地へと移動させざるを得なかったという。こういった事情は他の地域にも共通してみられることが確認された。

2 移動の規模

南西部における地区あたりの移動件数(従前地区から平均何ヶ所の再定住地へ移住したか)の平均は約 3.4 件、再定住地あたりの移動件数(再定住地が平均何ヶ所の従前地区で構成されるか)の平均は約 9.9 件、移動 1 件あたりの規模(再定住地への移住が平均何世帯のまとまりか)の平均は 11.4 世帯であった(表 2-9)。

移動の規模の大小には地域差がある。移動 1 件あたりの規模が最も小さいのはモラトゥワ郡であり、平均約 6.0 世帯であった。また、同郡は地区あたりの移動件数が最も多く、平均約 5.2 件であった。つまり同郡では、被災時の居住地から比較的小さなまとまりで複数の再定住地へと分散して移住する傾向があったと言える。これは、同郡では先述したように他県への移住が行われ、その際に被災者は入居可能な再定住地や行政が用意した敷地、あるいは自力で探した宅地へと移住したためであると考えられる。

移動 1 件あたりの規模が最も大きいのはハンバントータ郡であり、平均約 20.7 世帯であった。また、同郡は地区当たりの移動件数が最も少なく、平均約 1.9 件であった。つまり同郡では、被災地の居住地から比較的大きなまとまりで特定の再定住地へとまとまって移動する傾向があったと言える。これは、同郡では先述したように約 1500 戸から成る国内最大の再定住地が建設され、移住者をそこに集約させたためである。そのため、同郡は、再定住地あたりの移動件数が平均 17.8 件と、再定住地における従前地区の混在の度合いも最も大きい。

一方、カルタラ郡(1 件あたり約 13.1 世帯、地区あたり約 2.8 件、再定住地あたり 2.8 件)、ヒッカドゥワ郡(1 件あたり約 8.4 世帯、地区あたり約 3.2 件、再定住地あたり約 12.3 件)、ウェリガマ郡(1 件あたり約 8.6 世帯、地区あたり約 4.0 件、再定住地あたり約 6.6 件)は上記の 2 郡の間である。すなわち、上記の 3 郡では、被災時の居住地からまとまって再定住地へと移住する度合いはモラトゥワ郡よりも大きく、ハンバントータ郡よりも小さい傾向があった。また、再定住地における従前地区の混在の度合いはハンバントータ郡よりは小さい。とは言え、図 2-7、図 2-8 からわかるように、再定住地への移住はかなり分散して行われており、再定住地では従前地区の異なる居住者が混在している。

ウェリガマ郡役所でのヒアリングによると、なるべくまとまって移住できるように配慮したが、先述のように

従前地区の近くにまとまった規模の再定住地を建設することが難しかったため、結果的に分散的に移住させざるを得なかった。また、再定住地の完成時期にはばらつきがあり、被災者の中には、従前地区のまとまりや立地の近さよりも早期の住宅取得を希望し、入居できる再定住地へと個別に移住する者も少なくなかったという。

第2項 再定住地の実態と課題

1 モラトゥワ郡—都市部の被災と復興事業の停滞

モラトゥワ郡は国内最大の都市・コロomboの南約20kmに位置する人口約17.7万人（2001年現在）の都市である。コロomboの過剰人口の受け皿として1980年代に人口が急増し、海岸に沿って住宅地がほぼ途切れなく続く人口稠密な地域である。沿岸部の居住者は主に借地・借家人や砂浜や幹線道路・鉄道の敷地などの公有地に不法占拠する者であり、彼らの多くが津波によって住居を失った。

モラトゥワ郡では住宅復興事業において、借地・借家人や不法居住者への対応が必要であったこと、再定住地の建設用地の不足といった問題があり、政府が定めた目標よりも復興事業の進捗が大幅に遅れようとしていた。被災者の多くは仮設住宅や親類・友人宅に避難していたが、復興事業の遅れにより、不自由な生活がさらに長く続くことが予想されたことから、沿岸のバッファゾーン内の土地に自力で家屋を再建する者が現れ始めた。

2005年10月のバッファゾーン規制の緩和を受け、元の土地での住宅再建支援の対象者が増加したが、借家・借家人や不法居住者への対応の問題や土地不足の問題は依然として残されていた。2006年4月に居住支援施策が変更され、借地・借家人や不法居住者に対しても公的支援の対象が拡がり、また、モラトゥワ郡内での再定住地の建設や、隣県であるカルタラ県での住宅提供といった内容の支援が追加された。

ただ、モラトゥワ郡内での再定住地の建設は、公有地や行政が購入した土地で行われたが、手続きの遅れや資



写真 2-7 (左上) 津波被災後のモラトゥワ沿岸の風景：被災前は公有地を不法占拠する住居が並んでいた

写真 2-8 (右上) 住宅被害：モラトゥワ沿岸には高さ1～2mの津波が到来した

写真 2-9 (左下) モラトゥワの仮設住宅地：学校や公園、寺院などの敷地に木造の住宅が建設された

写真 2-10 (右下) 津波から約4ヶ月後の沿岸の居住地：バッファゾーン内に住民が自力で家屋を再建した

金不足の問題などがあり、津波から3年近くが経ってようやく建設が始まった。その後も建設資金の不足などにより工事がたびたび中断され、4年が経過しても未完成の再定住地がみられた。

また、カルタラ県での住宅提供は、入居が一通り完了している再定住地の空き住戸への入居や、行政が取得した宅地、あるいは被災者が自分で見つけた土地への移住を支援するという方法で行われた。そのため、カルタラ県での住宅提供は、もとの地区単位というよりは、世帯単位で行われ、結果的にコミュニティの分散が起きた。

このように、モラトゥワ郡では、バッファゾーン規制の緩和と土地・住宅を所有しない者にも支援の対象が拡大された後も、住宅建設が円滑に進捗したとは言い難く、行政による支援が遅れる間に、沿岸の土地で自力再建する者が増え続けた。また、そもそも、被災者には木工業の下請けや、零細な漁業など、住居と仕事を分離することが難しい者も多かった。そのため、仮に再定住地の建設が円滑に進んだとしても移住を拒む者が少なくなかったと考えられる。

以上に述べた実態からは、居住地移転を前提とした当初の復興計画には、事業の進捗が土地の問題やドナーの資金状況に左右されるという問題があったことが示唆される。そして、モラトゥワ郡では結果的に、住宅再建ガイドラインで示されていた、近くの再定住地への移住や、コミュニティ単位での移住は実現しなかった。また、被災地においても津波被害の遠因となった脆弱な建物構造や土地の不法占拠となった問題がほとんど解決されることなく居住地が再生された。こういった、居住地移転を前提とする復興計画の問題に関しては、住宅再建の実態を踏まえて、補章でさらに詳しく考察する。

2 ヒッカドゥワ郡—再定住地における生活と仕事

ヒッカドゥワ郡は西部に位置するコロンボ近郊の都市であるが、スリランカ南端を回折した津波によって、甚大な被害が生じた。ある集落では停車していた列車が巻き込まれ乗客と住民あわせて1270人が死亡するという惨状であった。海岸から300mほど内陸のある場所には高さ9mまで津波が達した痕跡が残されており、その他の場所でも津波の高さは平均4mであった。

ヒッカドゥワ郡では、建設用地の確保が比較的円滑に行われ、またドナーによる支援も豊富であったことから、住宅復興の進捗が迅速であり、被災から約2年以内で住宅再建がほぼ完了した。

海岸線から約2.5km内陸の山中に建設された再定住地である Gogoda Watta (図 2-8 上の記号 A, 以下、「再定住地 A」とする) は、494 戸の戸建て住宅で構成され、同郡の各地から被災世帯が入居している。

再定住地 A における生活の課題として、まず、慢性的な水不足がある。再定住地の住宅は建設業者の手抜きにより水道が引かれておらず、住民が自力で水道を設置しなければならない状況となっていた。水道工事の費用は 3,000 ~ 5,000Rs. と被災者にとっては安くはない値段であり、なおかつ被災地では配管工の人手が不足して



写真 2-11 (左) 津波直後のヒッカドゥワの集落：集落内に停車していた列車が 200m 以上流された

写真 2-12 (右) ヒッカドゥワの再定住地 A：海岸から約 2.5km 内陸の山中に建設された戸建て住宅地

いるため工事完了までに2ヶ月以上もかかる。また、再定住地の計画内容を示した資料によると再定住地Aには住宅以外にも診療所、郵便局、集会所、寺院などの施設が建設される予定であったが、2006年8月時点ではそれらは建設されておらず、資金不足により、建設の目処も立っていなかった。再定住地の中まで路線バスが運行しており、住民はバスやバイクを使って職場や学校がある沿岸部に通っている。

また、海岸線から1.3km内陸の水田に囲まれた土地に建設された再定住地である Manujaya Pura (図2-8上の記号E, 以下、「再定住地E」とする)は、26戸の戸建住宅から成る。再定住地Eにもやはり水不足の問題があり、共用の井戸一ヶ所と水道栓二基が設置されているが、それだけでは不十分であり、住民は各自、プラスチック製の貯水タンクを自宅の庭に設置し、水は一括購入するなど協力している。

上記の2つの再定住地には、漁業従事者が多く含まれ、再定住地と仕事場がある従前居住地付近を往復して仕事を続けている。例えば、ペラナ南地区から再定住地Aに移住してきた居住者は、従前の住宅の跡地に仮設の小屋を建設して漁具の保管や休憩・宿泊などに利用して通勤の負担を減らしているが、それでも片道6kmの負担はかなり大きいという。海から離れることにより漁業に関わる情報や雇用の機会などが得にくくなり、収入が減ったという訴えも聞かれた。また、スリランカの漁家では一般的に、女性(妻)が、男性(夫)の漁業による収入の不安定性を補うために、ヤシ殻繊維業やレース編み、雑貨店など何らかの副業を行っているが、再定住地へ移住して継続することが困難になったという声も聞かれた。

このように、ヒッカドウワでは迅速な住宅復興が行われたが、再定住地における被災者の生活・仕事の継続に対して配慮されていたとは言い難く、それは、生活用水の不足や、通勤の負担増、収入の低下といった問題となって表れている。また、2005年10月のバッファゾーン規制緩和を受けて翌年4月に元の場所での住宅再建に対する支援が発表された際、既に再定住地に移住していた世帯から不満の声が聞かれた。さらに、補章で述べるように、従前居住地における生活に対しても、居住地移転を前提として進められた復興の弊害が生じている。

3 ハンバントータ郡—再定住地における空き家の問題

ハンバントータ郡はスリランカ南部に位置する漁港を中心として発展した都市である。津波によって漁港が壊滅的な被害を受け、また周辺の低地に居住していた零細漁業や観光関連産業に従事する低所得者が住居を失った。

なお、スリランカ南部は国内でも最も貧しい地域であり、特にハンバントータ郡の貧困率は国全体の平均を大きく上回っている。同県では、年間降水量が1000mm未滿と極めて少なく、内陸部では農業用水はもちろんのこと生活用水の確保も容易ではなく、住民はため池を作ったり政府の給水車に頼るなど不安定な生活をしてきた。

こういった背景もあり、ハンバントータ郡では、津波災害からの復興事業が、地域開発計画と併せて実施され、国際海港や国際空港、高速道路、新都心などの建設計画が発表された。漁港から約4～5km内陸の広大



写真2-13 (左) ハンバントータ郡の再定住地 B: 新都市計画の一環として建設された国内最大の再定住地

写真2-14 (右) 再定住地の住宅: 水・電気が不足し空き家が目立つが、居住者自ら環境改善する例もみられる

な土地に建設された約 1500 戸の戸建住宅から成る再定住地 Siribo Pura（図 2-8 上の記号 B、以下、「再定住地 B」とする）は国内最大の再定住地であり、かつ行政機能や商業施設なども段階的に移転していくことを前提とした新都心開発の一貫として開発されたものでもある。

再定住地 B には、同郡の被災者だけでなく、住宅再建が遅延している他郡の被災者や、再定住地 B の建設によって立ち退きにあった住民、津波被害でも立ち退きでもない住民（主に内陸の低所得者）が入居した。

再定住地 B では計 13 団体のドナーが各担当街区で住宅を建設している。2006 年 8 月の時点で、一部の街区を除いて、ほぼ全ての街区で住宅建設が完了しており、入居者への引き渡しも行われていた。しかし、実際には空き家やほとんど留守にしている住宅がかなり存在し、人の気配がほとんど感じられない街区もあった。

空き家や留守宅が多い街区の居住者は、雨漏りがする、電気・水道がない、施錠ができないといった住宅の欠陥や、慢性的な水不足や、仕事場に通う負担が大きい、学校、病院といった生活施設へのアクセスが悪いといった生活・仕事の上での問題を挙げていた。津波で家を失っていない者は、他にも住む場所があるので、再定住地への入居を見合わせている者もいる。また、そもそも入居する気がなく、投機目的で入居を申請した者もいる。被災者の中にも、昼間は家族や親戚の家に滞在しているという者もみられた。一方、居住者の中には再定住地の住宅の敷地に家庭菜園や雑貨店を作ったり、住宅を自力で改造するなどして環境改善に努める者もみられた。

以上のように、再定住地 B で居住を継続しているのは津波により住居を失って他に住む場所がない人々であり、それは裏を返すと、再定住地 B は、他に住む場所がある人にとっては住みたいとは思わない、生活・仕事を継続する上で最低限の居住環境であったことを意味する。

なお、ハンバントータ郡では、漁港から約 1km という比較的便利な場所に積層型共同住宅形式による再定住地（図 2-6 上の記号 C）を計画し、入居者を募集したが、積層型の住宅は不人気であり、当初の予定では 400 戸だったものを 40 戸に縮小して建設された。こういった経緯からも、積層型の住宅はスリランカの人々の生活にとってやはり馴染みのないものであったことが読み取れる。

4 ウェリガマ郡一再定住地の計画内容と定住率の関係性

ウェリガマ郡はスリランカ南部の人口約 6.6 万人の地方都市である。沿岸には弧状の海岸に沿って砂浜とココヤシの森が約 8km ほど続く豊かな自然景観が形成され、ココヤシの森の間に漁業を営む人々の集落が点在する。

表 2-8 にウェリガマ郡における再定住地の計画内容（立地、規模、住宅形式など）と定住率（2008 年 12 月現在）を示した。また、図 2-9 にウェリガマ郡における再定住地の分布と世帯移動を示した。ウェリガマ郡では、インド洋津波によって死者数 365 人、全半壊住宅 2,810 戸の被害が生じた。住宅復興においては 14 ケ所の再定住地が建設され、被災前の同郡の住宅数の約 12.3% にあたる 1147 戸が供給された。

2008 年 12 月から翌年 1 月にかけて、ウェリガマ郡の再定住地全 14 ケ所を訪れたところ、再定住地の定住率には入居から 1～2 年が経過して差が生じてきていることが明らかになった（表 2-8）。

再定住地 A は、海岸線から約 2.1km 内陸の丘陵地に位置する、500 戸の戸建て住宅から成る再定住地である。入居開始から約 2 年半が経過した時点で住み続けているのは約 250 世帯であり、全体の約半数にすぎない。

居住者からは、通勤・通学の負担を指摘する声があった。居住者の多くは漁業従事者であり、従前は住居と仕事場（浜辺や漁港）が近接していたが、移住後は通勤することとなり、時間的・経済的な負担が増したという。

また、再定住地の人間関係の問題を指摘する声があった。再定住地 A は、計 18 の従前地区からの住民で構成され、かつ、従前の近隣関係とは無関係に入居したため、居住者がお互いの関係を認識することが困難である。見知らぬ家族や異カーストと隣近所になることに不安を感じるという声や、窃盗など治安の悪さを指摘する声があった。また、周辺地域に対する不安・不満の声も聞かれた。こういった再定住地の人間関係に関する問題は支援者側からも指摘されており、ある援助団体の職員からは、再定住地 A のような大規模な再定住地では居住者との関係を築くのに時間がかかり、支援を行き渡らせるのが難しいという意見があった。

再定住地 C、再定住地 H、再定住地 I という、定住率の低い再定住地に共通するのは、立地の問題、すなわち

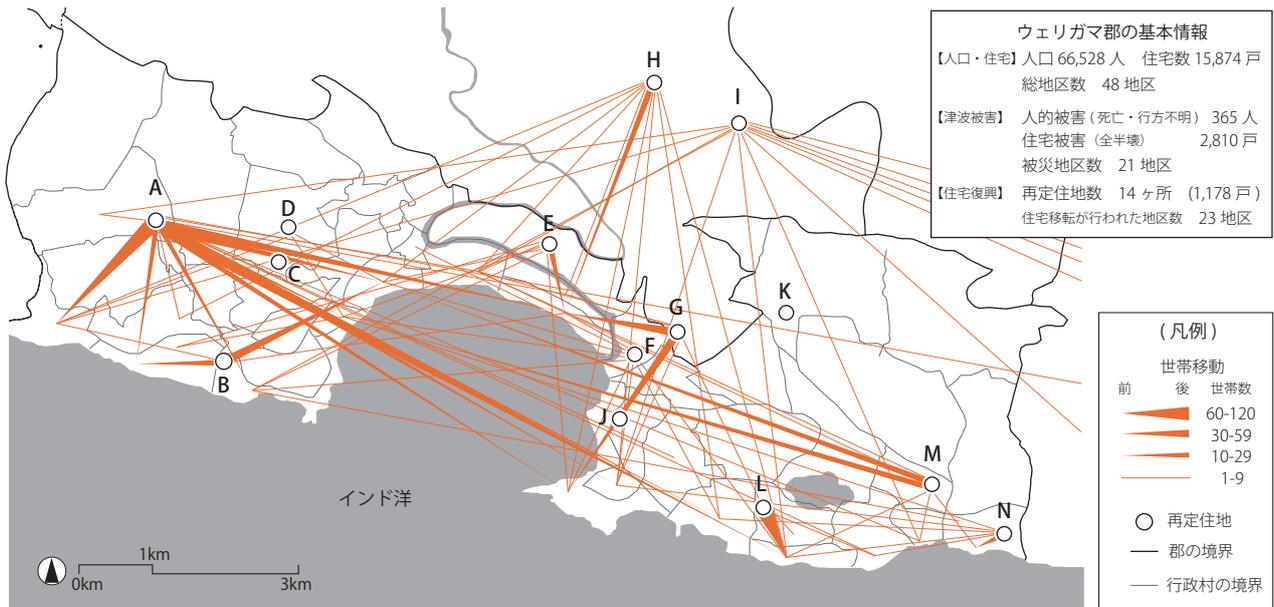


図 2-9 ウェリガマ郡における再定住地の分布と世帯移動
(ウェリガマ郡役所より提供された資料をもとに作成)

表 2-8 ウェリガマ郡における再定住地の計画と定住率
(ウェリガマ郡役所より提供された資料および実地調査をもとに作成)

記号	名前	立地 (Km)	規模 (戸)	住宅形式	街路形式	従前地区数	入居開始日	定住率 (08年12月現在)
A	Tea Watta	2.1	500	戸建て	不定形	18	06年6月	50%
B	Gurubebila Watta	0.5	52	共同(二戸一)	並列	4	07年2月	96%
C	Usgedi Watta	1.9	47	戸建て	格子	-	06年8月	74%
D	Rohal Watta	2.4	10	戸建て	直線	3	06年5月	80%
E	Kambikoratuwa Watta	0.9	42	戸建て	格子	7	06年9月	83%
F	Kandepamulla Watta	0.3	28	共同(積層)	直線	9	06年10月	93%
G	Baddakonawilla Watta	1.2	101	戸建て	不定形	6	06年12月	90%
H	Charli Mount Watta	3.5	70	戸建て	不定形	10	06年1月	64%
I	Sundarwinaigar Watta	3.7	76	共同(長屋)	同心円	13	06年1月	50%
J	Higgahakoratuwa Watta	0.2	19	戸建て	並列	-	06年8月	94%
K	Willegoda Watta	2.7	80	戸建て	格子	-	06年2月	90%
L	Epita Watta	0.8	77	戸建て	並列	3	06年4月	92%
M	Devagiri Watta	0.9	14	戸建て	並列	7	07年12月	93%
N	Samudra Watta	0.2	34	戸建て	格子	7	07年9月	85%



写真 2-15 (左) 二戸一タイプの例 (ウェリガマ郡・再定住地 B)



写真 2-16 (中) 長屋タイプの例 (ウェリガマ郡・再定住地 I)



写真 2-17 (右) 積層共同タイプの例 (ウェリガマ郡・再定住地 F)

海岸から離れた不便な場所にあるということであり、居住者からも通勤・通学の負担を指摘する声があった。例外として、再定住地 K は海岸から約 2.7km 内陸に位置するが、90% という高い定住率を維持している。これは、再定住地 K の居住者の大半は工場労働者や自営業者、公務員といった、海と直接関係のない職業であるためと考えられる。このことから、漁業従事者にとって海との関係が非常に重要であることが確認できる。

なお、内陸の再定住地には災害に対する安全上の問題もみられた。例えば、山間部に位置する再定住地 H では土砂崩れ、河川沿いの低地に位置する再定住地 E では洪水被害に対する不安があるという声があった。

また、再定住地 G や再定住地 J では、住宅に関する問題を指摘する声があった。援助団体の職員によると、ウェリガマの漁業世帯は、住宅周辺に庭を持っており、そこで漁具の修理や魚の加工といった漁業関連の作業はもちろん、家庭菜園や雑貨店といった副業を行うことで、漁業による収入の不安定性を補っているという。再定住地の住宅の庭は、上記のような生産活動に十分に適した広さや土壌ではないという。これはウェリガマ郡の他の再定住地に関しても言えることである。また、再定住地 F のような庭を持たない非接地型の住宅形式は漁業世帯の生活には必ずしも適していない。

以上を踏まえると、定住地の定住率には、まず立地（海岸からの距離）が大きく影響していることが言える。居住者の多くを占める漁業世帯にとって海との関係はやはり重要であり、生活・仕事を継続する上で立地の制約は大きい。また、再定住地の定住率には、規模（住宅戸数）も影響していると考えられる。スリランカの人々にとって人間関係は重要であり、規模が大きくなると必然的に住民構成が複雑となり、相互の関係を認識することが困難となる。また、漁業従事世帯にとっては陸地で行う仕事も重要であり、接地型の住宅形式であるか、十分な庭面積を持つかといったことも重要である。

第 7 節 小結

本章では、スリランカにおける津波被災者の再定住地への移住の実態と生活再建の実態を明らかにした。特に、再定住地の計画内容の分析と被災世帯の移動状況の分析を踏まえて、津波災害および居住地移転による物的環境の変化の実態を明らかにするとともに、それが被災者の生活・仕事の継続に与える影響に重点を置いて考察した。本章で得られた知見を要約して、以下に示した。

（1）津波災害および居住地移転に起因する物的環境の変化

スリランカでは、国土の沿岸のほぼ全域が被災し、死者・行方不明者 36,603 人、全半壊住宅数 88,544 戸という甚大な被害が生じた。被災した沿岸の全域で海岸線から 100m 以内（東部・北部は 200m）がバッファゾーンに指定され、バッファゾーン内で被災した被災者は住宅の修復・再建が禁止されるとともに、再定住地への移住が誘導された。計画された再定住地（全 351 ケ所・計 33,760 戸）の海岸線からの距離は平均・約 1.8km、戸数規模は平均・約 105 戸であり、全体戸数のうち約 8 割が戸建住宅形式であることが明らかになった。

被災者の多くを占める漁業従事者とその家族は被災前、海岸のすぐ近くに住み海と関わりの深い生活を送っていたこと、親族、カースト、職業などを単位とする 50 世帯程度の小規模な集落に居住していたこと、慣習的な土地所有・利用権にもとづいて複数の家族が広い敷地を住居や仕事場として共同利用していたことを踏まえると、居住地移転によって被災者の生活・仕事を支える物的環境が大きく変化したことが明らかになった。

（2）被災者の生活・仕事の継続に影響する物的環境の要素

被災者の生活・仕事の継続に影響する物的環境の要素は、何よりもまず「立地」（海岸からの距離）であることが、

南西岸における再定住地の実態調査から明らかになった。被災者の多くを占める漁業従事者が仕事を継続するうえで、海岸線からの距離が強い制約となっており、絶対的な数値ではないが、海岸線から約2km以内が適応限界であることが、ウェリガマ郡における再定住地の実態調査から明らかになった。

また、「住宅形式」の変化も被災者の生活・仕事の継続に影響していることが明らかになった。漁業従事者の生活は、海での仕事だけでなく、漁具の手入れや魚の加工、野菜・果物の栽培といった陸地での仕事によっても支えられており、被災前それらは主に住宅周辺の庭で行われていた。しかし、再定住地の計画には、積層型のよ様な庭を持たない住宅形式や十分な庭面積を持たない住宅が含まれていることが明らかになった。

また、物的環境の変化が被災者を取り巻く社会的環境に対しても影響を与えている可能性があることが明らかになった。再定住地には適正な「規模」があると考えられ、絶対的な数字ではないが、再定住地の戸数が50戸を超えると居住者が相互の関係を認識することが困難となり、結果的に住宅地の管理機能に混乱を招き、被災者の生活・仕事の継続に影響が出ることが再定住地の実態調査から明らかになった。

(3) 再定住地の立地決定および被災者による選択の経緯

スリランカ政府による住宅復興ガイドラインでは、再定住地は被災居住地のなるべく近くの土地に建設し、また、従前の集落単位で入居することが奨励されていた。しかし、建設用地の不足やドナーの資金などの制約により、被災地の近くにまとまった規模の再定住地を建設することが現実的に困難であったため、遠くの土地に建設せざるを得なかったことが、行政へのヒアリングから明らかになった。また、被災者自身も、立地の近さや集落単位での入居よりも早期の住宅取得を希望する傾向があり、既に建設が完了し、かつ、生活と仕事が成り立ちそうな再定住地へと個別に移住する傾向があったことも明らかになった。

なお、再定住地の建設は政府とドナー（主に国際機関や海外のNGO、国内の民間企業など）が主導し、被災者が再定住地の計画や移転先の決定に関わる機会は制度上、設けられなかった。

第 2 章 参考文献

- Department of Census and Statistics of Sri Lanka : Population and Housing Censuses in 2001, 2001
- Department of Census and Statistics of Sri Lanka: Final Report - Census on the buildings and people affected by the Tsunami disaster in 2004,2005
- Taskforce for Rebuilding the Nation (TAFREN) : Assistance policy & Implementation Guidelines- Housing &Town Development, 2005
- Reconstruction And Development Agency (RADA) : Revised Tsunami Housing Policy, 2006
- RADA : Progress Report of Housing as at 01st November 2006
- RADA : Mid-Year Review -Post Tsunami Recovery and Reconstruction, 2006
- J.Wijetunge : Tsunami on 26 December 2004: Spatial Distribution of Tsunami Height and The Extent of Inundation in Sri Lanka, Science of Tsunami Hazards, Vol. 24, No. 3, p.p.225-239, 2006
- 河田恵昭編：2004年12月スマトラ沖地震津波災害の全体像の解明，科学研究費補助金報告書，2007
- 熊谷兼太郎：スリランカの沿岸域管理政策とインド洋津波の影響，国土技術政策総合研究所資料，No.303, 2006
- 林勲男編：2004年インド洋地震津波災害被災地の現状と復興への課題：国立民族学博物館研究フォーラム，国立民族学博物館，2007
- 国際協力銀行（JBIC）：紛争と開発 -JBIC の役割，スリランカの開発政策と復興支援，JBIC Research Paper No.24, 国際協力銀行・開発金融研究所，2003
- 青田良介，室崎益輝，重村力，北後明彦，カウディ・ウェラシンハ：スリランカ南部を中心にした津波災害後約2年間の恒久住宅再建の変遷とその後の課題 - 政府の対策と被災者の見解を踏まえた考察，地域安全学会論文集，No.9, pp. 55-64, 2007
- M.Lyons : Building Back Better-The Large-Scale Impact of Small-Scale Approaches to Reconstruction,World Development,vol.37,pp.385-398,2009
- N.Klein : The Shock Doctrine -The Rise of Disaster Capitalism,Picador,2008 (幾島幸子訳，村上由見子訳：ショック・ドクトリンー惨事便乗型資本主義の正体を暴く，岩波書店，2011)
- Miwa (Imura) Abe : Adaptive and Sustainable Post-Tsunami Human Resettlement in Sri Lanka and India (安部(井村)美和：スリランカ・インドにおける津波後の再定住への適応と継続性)，京都大学学位論文，2011
- S.Jayasuriya,D.Weerakoon,N.Arunatilaka and P.Steele : Economic Challenges of Post-Tsunami Reconstruction-Sri Lanka Two Years On, Institute of Policy Studies,2006
- 高桑史子：スリランカ海村の民族誌 - 開発・内戦・津波と人々の生活，明石書店，2008
- N. De Mel : After the waves-the impact of the tsunami on women in Sri Lanka, Social Scientists' Association, 2009
- M.De Alwis, E.Hedman : Tsunami in a Time of War-Aid, Activism and Reconstruction in Sri Lanka and Aceh, South Focus Press, 2009
- R.Muggah : Relocation Failures in Sri Lanka-A Short History of Internal Displacement and Resettlement, Zed Books, 2009
- 前田昌弘：スリランカにおける居住地移転をとまなう住宅再建事業の現状と課題，林勲男編：自然災害と復興支援（みんぱく実践人類学シリーズ第9巻），明石書店，pp.87-108, 2010
- T.Silva, K.Athukorala:Watta-Dwellers-A Sociological Study of Selected Urban Low-Income Communities in Sri Lanka,University Press of Amer,1991

第3章

社会関係および権利関係からみた生活再建の分析枠組み

第1節 はじめに

1 本章の目的

スリランカでは、一部の地域を除いて、インド洋津波による被災から約3年という比較的短い期間で再定住地が完成した。ただ、ここでいう完成とはあくまで住宅戸数の充足を目安としたものであり、第2章でみたように、再定住地には様々な課題が残されており、特に被災者の生活・仕事の継続が課題である。

再定住地では、第2章でもみたように、生活と仕事が成り立たず、入居から1～2年足らずで多くの世帯が住宅を放棄している事例がみられた。一方で、入居からしばらく経っても多くの世帯が再定住地で居住を継続している事例もみられた。こういった実態を踏まえると、再定住地への移住の「失敗」と「成功」の意味について改めて問う必要があり、被災者の生活再建の実態をより正確に把握することが必要であると考えられる。

本研究では、「生活再建」を、「生活と仕事が成り立っている状態」という、最低水準の観点から捉え、被災者の生活再建の実態を、生活・仕事を取り巻く社会的環境および物的環境との関連から理解することを試みている。

生活・仕事は、個人の問題だけではなく、集団の問題とも関わっており、地縁や血縁、友人といった様々な社会関係によって規定される。また、生活・仕事には土地の共同所有や共同利用といった権利関係に規定されるものも含まれる。こういった、生活・仕事と社会関係・権利関係の相互の規定性は地域・文化によって異なるものであり、社会構造に対する理解が必要である。

さらに、津波災害後の居住地移転は、「再定住地」と「従前居住地」という空間の変化や、「平常時」と「非常時」という時間の変化を伴う複雑な事象であり、被災者の生活再建を把握するためには何らかの体系的な枠組みが必要である。

以上を踏まえ本章では、個人の生活・仕事、社会的環境、物的環境の相互の関係を捉える枠組みを明確化するために、スリランカ海村の社会構造、および津波災害後の居住地移転における空間的・時間的变化を踏まえ、特に社会関係や権利関係といった社会的環境との関連から被災者の生活・仕事の継続を理解するための枠組みを構築することを目的とする。なお、本章で示す分析枠組みは、第4章以降で行う居住地移転の分析に対して適用されるものである。

2 自然災害などに起因する居住地移転に関する既往研究

ここでは、本章において上述の分析枠組みを検討する上で参考とすべき、自然災害や開発事業などに起因した居住地移転に関する既往研究をレビューする。

まず、自然災害後の住宅復興に関する議論を簡単に整理する。わが国において自然災害後の住宅復興は「原形復旧」を原則としており、居住地移転は住宅復興において極力除外すべき選択肢とされてきたと言われる^{注1)}。自然災害後の住宅復興に関する既往研究においても、居住地移転は必ずしも積極的には論じられていない。居住地移転には様々な問題がともなうことは既に多くの研究によって指摘されているところであり、居住地移転の実施にはやはり慎重な判断が必要である。しかし、第1章第1節で述べたように、現実には様々な理由によって

注1) 三井康壽：防災行政と都市づくり - 事前復興計画論の構想，信山社，2007，pp.223-226を参照。

注2) 阪神・淡路大震災後の公的住宅再建支援に関する評価として、被災者に対する居住支援を「避難所→応急仮設住宅→災害復興公営住宅団地」という単線的プログラムに集中させたことの問題が指摘されている（高田光雄：住宅復興における取り組み，復興10年総括検証・提言事業，兵庫県，2005）。本研究は、居住地移転自体の問題ももちろん検討するが、住宅復興の選択肢を、「居住地移転」か「現地再建」か、という様に限定することの問題についても検討している。

居住地移転は生じており、このことは被災者の生活再建プロセスの多様性の表れであるとも捉えられる^{注2)}。

本章では、こういった議論を踏まえ、自然災害からの住宅復興における一つの選択肢として居住地移転を位置づけ、現地再建に必ずしも限定されない、多様な生活再建への居住地計画の対応可能性を検討する。

次に、居住地移転に関する既往研究を整理する。既往研究におけるアプローチには、大別すると、「補償」の観点からのアプローチと、「計画」の観点からのアプローチがある。

まず、「補償」の観点からアプローチした既往研究には、非自発的な再定住における移住者の生活困難化の段階のモデルを示したもの^{注3)}、途上国における強制移転政策形成の論点を整理したもの^{注4)}、再定住に対する補償のアプローチとその問題点を指摘したもの^{注5)}、また、これら研究を踏まえて開発事業に起因した再定住における補償の指針を示したもの^{注6)} などがある。

住宅移転において公的機関が私有地を収用する場合、適切な補償がなされなければならないことは、多くの国で一般的に、財産法や土地収用法で規定されている。しかし、既往研究でも指摘されているように、土地収用法は法的権限を持つ土地権利者の保護を目的としており、法的権限を持たず慣習的な土地所有・利用権に生活を依拠している人々の状況には必ずしも適合しない。また、土地収用法が定める補償とは一般的に、収用される土地の現在価値をそれに相当する現金あるいは現物で代替し、再定住者が受け取れるようにすることである。特に開発途上国や伝統地域には、金銭で代替されない地域固有の社会関係や土地所有・利用に生活を依拠する人々が多く、住宅移転に対する法律・制度による「補償」の観点からのアプローチには限界もあると考えられる。

一方、「計画」の観点からアプローチした既往研究には、再定住事業のプロセスに関するもの^{注7)}、再定住地における居住環境の経年変化と居住状況を明らかにしたもの^{注8)}、被災者の住宅再建・生活回復から被災集落の集団移転の評価を行ったもの^{注9)}、市街地復興事業による空間再編システムと近隣関係の変化に関するもの^{注10)} などがある。これらの研究は実に多くの知見を含んでおり、本研究における居住者間の社会関係や、住宅移転前後の関係、再定住地と従前居住地の関係といった観点はこれら既往研究の示唆を受けたものである。しかし、これら既往研究では被災者の生活再建を体系的に理解するための枠組み自体に関する議論が必ずしも十分ではない。

これらを踏まえ、本章では、自然災害後の居住地移転における被災者の生活再建を、「補償」の観点からのアプローチでは必ずしも捉えられない、社会関係や土地所有・利用関係との関連で分析する枠組みを検討する。

3 研究の方法

まず、スリランカ海村の社会構造に関する既往の研究と文献を参照し、調査対象地域における社会関係の諸相を概観し、その上で、津波被災者の生活と仕事を支えると考えられる社会関係および権利関係を抽出する。

そして、津波災害後の居住地移転における空間変化（従前居住地と再定住地）および時間変化（平常時と非常時）に着目して、社会関係および権利関係の継続・再編の実態を体系的に分析する枠組みを構築する。

なお、地縁や血縁といった社会関係および土地所有・利用といった権利関係は相互に規定することで持続して

注 3) M.Cernea and C.McDowell.(Ed.): Risks and Reconstruction: Experiences of Resettlers and Refugees,World Bank,2000

注 4) 松澤節子：途上国における強制移転政策形成の論点 - 途上国に特有の諸問題を踏まえて - , 国際協力研究, Vol.13 No.2,pp.47-58,1997

注 5) M.Cernea and H.Mathur (Ed.): Can Compensation Prevent Impoverishment?-Reforming Resettlement Through Investments And Benefit-Sharing,Oxford Univ. Press,2008

注 6) World Bank:Involuntary Resettlement,Operational Directive4.30,The World Bank,Washington,D.C., 1990.

注 7) 福木聡, 大月敏雄, シン・ソチュエト, 間瀬陽介, 深見かほり: カンボジア・プノンベンにおける再定住事業に関する研究 - Kork Kleang1 地区を事例として, 日本建築学会住宅系研究論文報告会論文集 1,pp.121-130,2006

注 8) 牧紀男, 三浦研, 小林正美, 林春男:1992 年インドネシア・フローレス島地震・津波災害後の再定住地の変容プロセス, 日本建築学会計画系論文集, 第 566 号 ,pp.1-8,2003

注 9) 石川永子, 池田浩敬, 澤田雅浩, 中林一樹: 被災者の住宅再建・生活回復から見た被災集落の集団移転の評価に関する研究 - 新潟県中越地震における防災集団移転促進事業の事例を通して, 都市計画論文集, 第 43 号 ,pp.727-732,2008

注 10) 田中正人, 塩崎賢明, 堀田祐三子: 市街地復興事業による空間再編システムと近隣関係の変化に関する研究 - 阪神・淡路大震災における御菅地区の事例を通して, 日本建築学会計画系論文集, 第 618 号 ,pp.65-72,2007

いる場合がある。社会関係の継続・再編の機構をより正確に理解するためには、こういった社会関係の重層性を併せて理解することが必要である。そこで、本章ではさらに、社会関係の結合原理に関する検討を行い、また、社会関係の重層性を分析するための枠組みを検討する。

第2節 スリランカ海村社会における社会関係の諸相

第1項 地縁（ガマ、ワッタ）

「ガマ (Gama)」とは、シンハラ語で「村落」を意味する言葉である。高桑史子によると、ガマは地域によって使われ方が異なるが、①住民の認識する村落 (village)、すなわち自然村に近い村落、②村落内の居住単位 (hamlet)、③祖先から伝えられた耕作地 (estate) の3つの意味がある^{注11)}。

あるガマ (village) は、いくつかのガマ (hamlet) で構成され、各々のガマ (hamlet) はサブカートの居住単位でもあり、その成員は耕作地としてのガマ (estate) に対する権利を持つ。②のガマ (hamlet) は、屋敷地 (家屋とその周囲の野菜・果樹などの栽培地) の集合体であるが、②と③の区別がない場合もあるという^{注12)}。

「ワッタ (Watta)」とは、シンハラ語で「土地」あるいは「庭」を意味する言葉である。ワッタは、「居住地」、特に低所得者の居住地の総称として用いられる。シルバによると、ワッタの語源は明確ではないが、人々が行政や地主の所有する未分割の土地に住みついたことからそう呼ばれたという^{注13)}。実際、ワッタには、「～さんの庭」や「～局の土地」のように、土地を所有する地主や行政機関・部局の名前が付けられる場合が多い。また、「ココヤシの土地」「陶器づくりの土地」のようにその土地の産業の名前が付けられる場合もある。

ワッタは、小規模な集団であり、1981年のユニセフの調査によるとコロomboのワッタの平均的な規模は35世帯であった^{注14)}。また、1999年のコロombo市の調査でも、市内にある1,506ヶ所のワッタの74%は50世帯以下のものであった^{注15)}。ワッタの境界には、河川、道路、鉄道といった物理的な境界もあるが、むしろ、家族・親族、カースト、宗教・民族、収入、共通の利益といった社会的な境界が多いと言われる^{注16)}。

本研究の対象地域であるウェリガマの沿岸部では、上記の②居住単位としてのガマと③耕作地としてのガマは特に区別されていない。また、②居住単位としてのガマは、ワッタと呼ばれている。ウェリガマ郡の沿岸には、弧状の湾に沿って砂浜とココヤシの森が続いており、図3-1に例として示したようなワッタが点在している。ワッタの規模は平均すると50世帯前後であり、後述する行政が区分する村 (Grama Sevaka) よりも小さい。

第2項 血縁（ゲー、ゲダラ、パウラ、ワーサガマ）

「ゲー (ge)」とは、「食事を共にする者の単位」であり、一つの家屋に居住し、1ヶ所の調理場で調理された食事をとる者を指す。「パウラ (Paula)」とは、「ゲー」と同じく、一つの家屋に居住し、1ヶ所の調理場で調理

注11) 高桑史子：スリランカ海村の民族誌 - 開発・内戦・津波と人々の生活，明石書店，2008

注12) G.Obeyesekere：Land tenure in village Ceylon - a sociological and historical study, Cambridge University Press, 1967

N.Yalman：Under the Bo Tree - Studies in Caste, Kinship & Marriage in the Interior of Ceylon, University of California Press, 1967

注13) K.T.Silva, K.Athukorala:Watta-Dwellers-A Sociological Study of Selected Urban Low-Income Communities in Sri Lanka,University Press of Amer,1991,pp.61-65

注14) S.Tilakaratna et al.：UNISEF Assisted Project on the Environmental Health and Community Development in the Slums and Shanties of the Colombo City (1973-83) -An Evaluation Study, Colombo, UNISEF, 1984, p.14

注15) Colombo Municipal Council：Poverty profile-City of Colombo, DFID/UNDP/UN-HABITAT/UMP urban poverty reduction project, 2002, p.4

注16) K.T.Silva & K.Athukorala (1991)。注13を参照。

注17) 谷口佳子：社会関係 - 婚姻、家族、親族，杉本良男編：もっと知りたいスリランカ，弘文堂，1987,pp.73-94



図3-1 ワッタの空間構成の例
 (ウェリガマ郡ペラナ村モーダラ・ワッタ。調査をもとに筆者作成。)

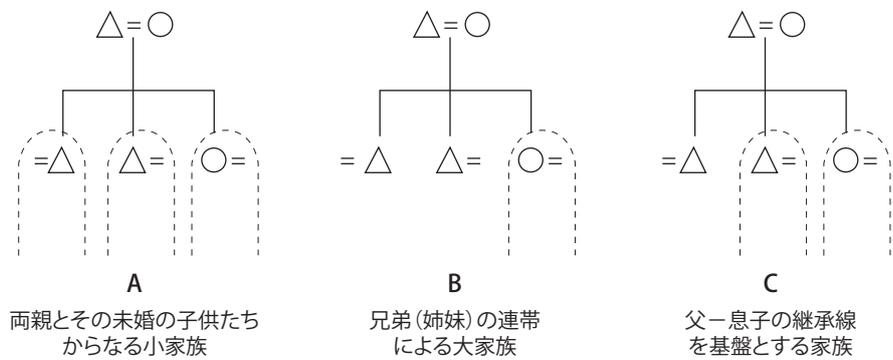


図3-2 3つの家族構造モデル
 (中根 1970 を引用)

された食事をとる人々を指し、世帯と家族、両方の意味を持つ^{注17)}。パウラには「妻」の意味もある。

「ゲダラ (gedara)」とは、本来は「家屋」を指すが、家屋周辺の「屋敷地」まで含めて指すこともある。「屋敷地」は「イダマ (idama)」と呼ばれることもある。また、ゲダラにパウラが住むので、同じニュアンスで使われることがある。例えば、「ゲダラミニッサー」は、「家の人々」という意味であり、家族員を指す。

図 3-2 に、中根千枝による「家族構造の3つのモデル」を示した。図中の点線は、結婚後、親から独立した住居を構える子供を指す。シンハラ人社会は、モデル A の「両親とその未婚の子供たちからなる小家族」を家族構成の基準とする社会の典型とされている^{注18)}。シンハラ人社会では、食事と性を結び付けて捉える観念が存在し、結婚した女性は父親とは調理・食事を別々にするという慣習がある。すなわち、上記の「パウラ」は通常、妻と未婚の子供、夫で構成され、一つのゲダラ（家屋ないし屋敷地）に一つのパウラが理想とされている。パウラには「妻」の意味もあるのは、こういった、女性を中心とした家族形態の表れである。

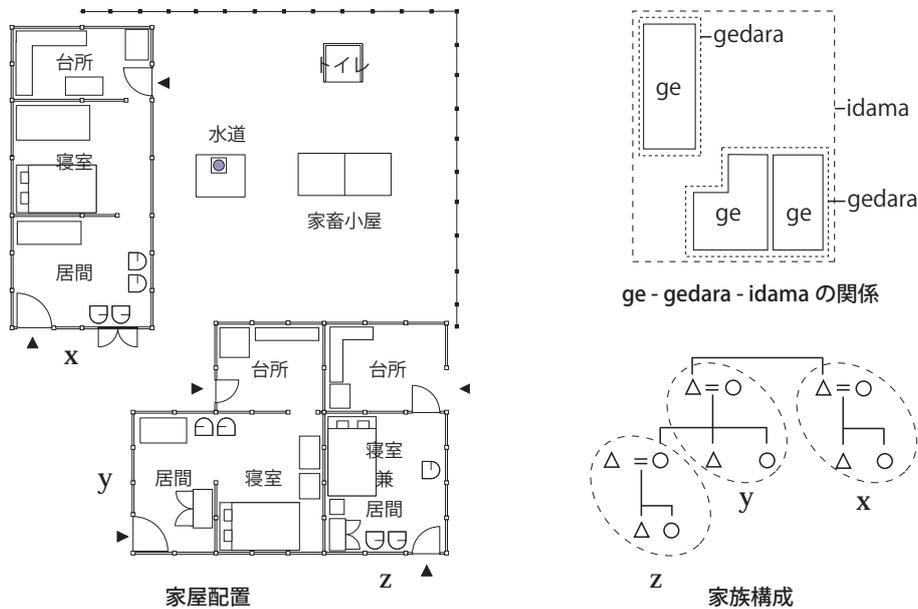


図 3-3 シンハラ人家族の居住空間の例
(調査をもとに筆者作成)



写真 3-1 (左) 沿岸のワッタの景観：ココヤシの森に覆われ砂浜の上に形成された小規模な住居群

写真 3-2 (右) ワッタの住宅敷地：一つの敷地に複数の家屋が建てられ、家族・親族が集住している

注 18) 中根千枝：家族の構造－社会人類学的分析，東京大学出版会，1970,p.36

中根は、家族構造の比較に関する一連の研究において、スリランカとイギリスを例に小家族構成が社会の基準として強く打ち出されてきた社会について考察している。また、インドを例に家族集団の拡大が志向され大家族が形成されてきた社会について、日本の村落を例に家族集団の存続が志向され父－息子の継承線を特色とする家族が形成されてきた社会について考察している。



図3-4 ワッタにおける親族の分布の例
(ウェリガマ郡ペラナ村モーダラ・ワッタ。調査をもとに筆者作成。)

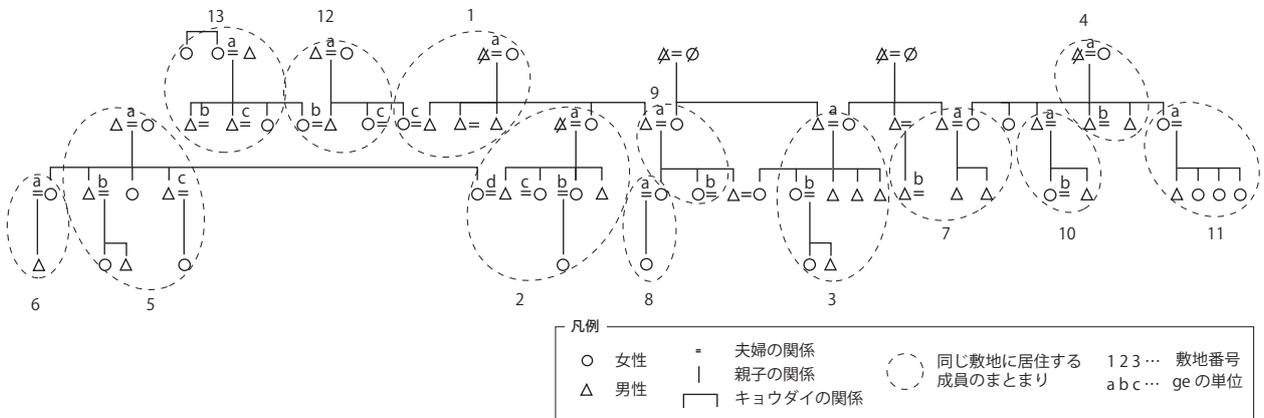


図3-5 ワッタにおける血縁・姻戚関係の例
(ウェリガマ郡ペラナ村モーダラ・ワッタ。調査をもとに筆者作成。)

ただ、現実には、結婚した子供が親と同居している場合も多くみられる。しかし、図 3-3 に例を示したように、その場合でも、既婚の子供は親とは別々の台所を持ち、調理と食事を別々にしている。高桑によると、こういった居住形態は過渡的なものであり、結婚した子供は、結婚直後は経済的に余裕が無いので親と同居しているのであって、理想的には親と別の場所に住居を構えることを志向しているという^{注19)}。

「ワーサガマ(vasagama)」は、本来は個人が住んでいる土地の名前を意味するが、同時にカーストの名前を表す。研究対象地であるウェリガマ郡の住民は、個人名に加えて、複数の単語からなる名前のセットであるワーサガマを持つ。同じワーサガマを持つ家族は、父系血縁関係にあると認識される。女性は結婚後も父親のワーサガマを名乗り、その子供も母親の父親のワーサガマを名乗るので、ワーサガマは父系的に継承されていく^{注20)}。

図 3-4 にワッタにおける親族の分布の例を、図 3-5 に血縁・姻戚関係を示した。先述したように、結婚した子供は親と別の場所に住居を構えることを理想としているが、実際には図 3-4、図 3-5 からわかるように、親と同居している場合もあり、例として示したワッタの居住者はほぼ全員、ワッタ内に血縁関係を持っている。

第3項 地縁・血縁以外

1 行政区

スリランカの行政区は、国(Nation)の下に県(District)、郡(Divisional Secretariat Division; DS division と呼ばれる)が置かれ、郡はさらに小区(Grama Sevaka division; GS division と呼ばれる)に分かれている。

研究対象であるウェリガマ郡のペラナ村は、ペラナ西、ペラナ北、ペラナ南の三小区に分かれている。小区の境界は、自然村であるガマ、親族やカーストの単位であるワッタ、さらには住民が利用する浜の範囲などとは一致していない。また、小区の境界は人口増加や行政上の便宜から何度か再編されてきた。各小区には区長が任命され、1970年代から様々な開発援助の対象として小区を単位とした住民の組織化が行われてきたが、上述のような理由から住民の所属意識が小区にはないこともあり、失敗に終わるものが多かったという指摘がある^{注21)}。

2 民族・宗教

スリランカは多民族・多宗教国家であり、その内訳は、第1章第3節で既に示した。民族と宗教はそれぞれ異なる概念であるが、構成だけをみればスリランカにおいて両者はほぼ一致している。すなわち、仏教はシンハラ人の中で信仰されており、ヒンドゥー教は東部・北部に多いスリランカ・タミル、中央の高地に多いインド・



写真 3-3 (左) スリランカ南岸の漁業風景：動力なしの木造漁船を使った昔ながらの漁業が営まれている

写真 3-4 (中) 政府による貯蓄・融資計画のミーティング：週に一度、メンバーの家や寺院等に来る

写真 3-5 (右) 仏教寺院：スリランカ南岸の人々の大部分を仏教徒が占める

注 19) 高桑 (2008) , p.298 および N.Yalman : Under the Bo Tree -Studies in Caste, Kinship & Marriage in the Interior of Ceylon, University of California Press, 1967, p.115 を参照。

注 20) 松本脩作, 大岩川嫩編：第三世界の姓名一人の名前と文化, 明石書店, 1994

注 21) 高桑 (2008) , pp.219-222

タミルの多くが信仰し、イスラム教は南西部や都市部に多いムーア人に、キリスト教徒は西部から南西部のシンハラ人やタミル人に信仰されている。研究対象地域であるウェリガマ郡の住民の大部分、特に漁業従事者は全員がシンハラ人で仏教徒であり、また、南西岸域の漁業従事者の大半が同様にシンハラ人で仏教徒である。

3 カースト

スリランカのカーフトには、インドのブラーマンやバラモンといった最高位層がない。シンハラ人のカーフト体系の基本は様々な世襲的な職能集団である^{注22)}。農民カーフトであるゴイガマ (Goyigama) が高位カーフトであり、人口の半分を占めるとされる。スリランカ西岸から南岸にかけての地域で優勢なカーフトは、カラーワ (Karava: 漁民カーフト)、サラーガマ (Salagama: シナモンの皮むきカーフト)、ドゥラーワ (Durawa: トデイと呼ばれる椰子酒を造るカーフト) の3つであり、さらに少数派のカーフトが存在する^{注23)}。シンハラ人の漁業従事者の多くはカラーワに属するが、カラーワの人々には漁業以外の職業に従事している人も多く、特に商人や農場経営者、大工や家具職人にカラーワが多い。なお、スリランカのカーフトは、インドのような厳しい差別制度ではなく、現在では婚姻以外の規制はないとも言われている^{注24)}。しかし、調査対象地域において住民はお互いのカーフトを出身地や職業などから認識しており、日常生活にはカーフトの影響が今も根強く残っている。

4 職業

スリランカには様々な協同組合があり、特に南岸地域では、1960年代から政府が漁業協同組合 (漁協) の組織を通じた漁業発展を目指してきた。しかし、高桑史子によると漁協の組織化は1990年代以降も進展していない。その背景として、個人や家族を単位として広域に広がるネットワークが既に出来上がっていた沿岸部の漁民が便宜的に行政単位 (小区) に組み込まれ、さらに行政単位ごとに漁協が組織されたという経緯があるという^{注25)}。また、漁協の組織は政権の交替や内部の権力闘争により計画途中で頓挫することが多く、住民に信頼されるには程遠かったという。

ウェリガマでは、漁協が小区を単位として組織され、漁協を通じて漁船や漁具の購入に対する融資の貸付などが行われているところもあった。しかし、インド洋津波により被災した漁民に対する支援の分配をめぐる漁協の組織内部、組織内外の両方で対立が起これ、それ以来、活動を停止している漁協がみられた。この事例がどの程度の一般性を持つかは不明であるが、小区を単位とする現在の漁協が抱える不安定性を表している。

5 金融

スリランカでは、貧困削減のための様々な政策が行われてきたが、その具体的な手段として、融資の貸付が定着しつつある。1995年に発足した「サムルディ計画」は、国民の50%を対象とした、補助金の提供を中心とする政策であり、融資に関しては、①5人一組のグループに対して、メンバーに順番に提供される融資、②個人に対する融資、③グループに対する起業を目的とした融資や技術講習、という3つのコースがある。

また、1999年から開始された「漁民銀行」は、零細漁民のニーズにあった貯蓄と融資を実行するために、既にある漁協をベースとして作られた機関である。こういった政策が実施される前は、漁民には高利貸しに対して多額の借金を抱える者も多かったが、低利での融資と貯蓄によって改善がみられたという。漁協を対象とした女性を支援するための融資の貸付には、漁家の女性が積極的に関与しているという報告がある^{注26)}。

注22) 辛島昇, 江島恵教, 小西正捷, 前田専学, 応地利明編: 南アジアを知る事典, 平凡社, 2002, pp.372-373

注23) 高桑 (2008), p.60

注24) 辛島ら (2002), p.373

注25) 高桑 (2008), pp.117-121

注26) Bay of Bengal Project (BOBP) が1991年にゴール県内の漁業世帯の45%にあたる1,281世帯に対して行った調査では、漁協からの融資の用途は、漁船と漁具購入は全体の3%で、日常の消費、医療、冠婚葬祭、耐久消費財の購入が49%を占める。これらの融資は概ね女性の利用である。(BOBP: The fisherfolk of Puttalam, Chilaw, Galle and Matara District, Sri Lanka, BOBP, 1991)

また、スリランカ南部には伝統的に私的な互助金融組織があり、シンハラ語でシートウワ（Situwa）と呼ばれる^{注27)}。その方法は様々であるが、ウェリガマでは、参加者が毎回同額の掛け金を持ち寄って基金を作り、最初の回はシートウワの組織者が全額取得し、2回目以降は必要に応じて競りを開き、全員が取得した時点で終了するという方式がみられた^{注28)}。この方式には資金の持ち逃げのリスクがともなうので、シートウワの組織者には財力やリーダーシップが必要とされる。また、シートウワは普通、濃い人間関係（しばしば血縁）の間でメンバーが選ばれる。裏切った時の犠牲が大きく、また、逃げた時の取り立て先が人間関係を辿ればわかるためである。

また近年、多くのNGOが海外のドナーや民間の金融機関などとタイアップしてマイクロクレジットを供与している。マイクロクレジットについて詳しくは本章第3節で説明するが、上記した政府による融資の貸付や住民の互助的な金融とマイクロクレジットの最大の相違点は、マイクロクレジットではNGOの職員などの外部者が住民グループの運営に積極的に関与するという点である。

第3節 3つの社会関係の抽出

本章第2節の整理を踏まえ、以下に述べる「地縁」、「血縁」、「マイクロクレジットの関係」という3つの社会関係を抽出した。図3-6に3つの社会関係を図式で表し、それらの定義と分類を示した。本研究では、被災者の生活再建を、これら3つの社会関係との関連から分析する。

スリランカの海村には確かに、上記の3つ以外にも様々な社会関係が存在する。しかし、それら社会関係には地縁・血縁との関連において存在しているものも多い。例えば、本章第2節でみたように、カースト、漁協、シートウワといった社会関係は地縁・血縁によって規定されるか、あるいは地縁・血縁と一体的である。

第2章でみたように、災害後の居住地移転において地縁・血縁の再編は現実的に避けられない。そのため、被災者が何らかの社会関係が継続するためには、地縁・血縁に必ずしも規定されない社会関係の存在が重要であると考えられる。

本研究では、このような考え方にもとづき、地縁・血縁に必ずしも規定されないと考えられる社会関係として、マイクロクレジットの関係に着目している。

1 地縁

地縁とは、ある地理的範囲において生活を共にする個人のまとまりを指す。ここでいう地理的範囲とは具体的な土地を指す。つまり、ある土地を介して生活を共にする個人を、「地縁の関係にある個人」としている。

一般的には、ある地域や土地を単位とする組織、すなわち地縁組織を含めて地縁と呼ぶ場合もあるが、本研究における地縁をあくまで空間を介した関係を指し、地縁組織のような人を介した関係とは区別する。

なお、研究対象であるウェリガマにおいては、居住の最小単位であるワッタをもとに地縁を判別する。すなわち、同じワッタに居住する個人のまとまりを地縁の関係にある個人とする。ワッタは河川や道路、森といった物理的境界を持つ場合が多いが、そうではない場合も、住民はワッタの境界を認識しており、各々のワッタが名称を持っている。したがって、物理的境界や名称をもとに、地縁を客観的に判別することは可能である。

注27) シートウワには本文中で紹介している現金のシートウワだけでなく、物のシートウワもある。物のシートウワでは、家具や食器セット、織物などを購入したい人を集めて、業者にまとめて発注する。シートウワの組織者は他の人よりも安く購入できる。

注28) ウェリガマ郡のある集落において行われているシートウワのリーダーに対して行ったヒアリング調査による。ウェリガマ一帯で行われているシートウワは概ねこのような方式であるという。また、こういった方式は一般的に、回転金融講 (Rotating Savings and Credit Associations) と呼ばれ、開発途上国においては地域によって形を変えながら広く行われている。

関係の名称	地縁	血縁	地縁・血縁以外の関係
記号			
定義	ある土地を介して生活を共にする個人のまとまり	血縁・親戚の関係にある個人のまとまり	何らかの役割期待にもとづく個人のまとまり
結合原理にもとづく分類	空間を介した関係	人を介した関係	
	非選択的關係		選択的關係

図 3-6 3つの社会関係
(筆者作成)

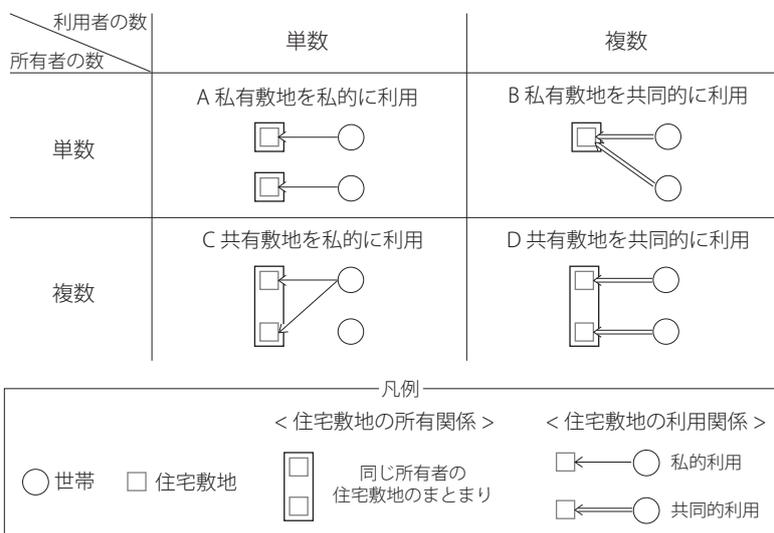


図 3-7 権利関係としての住宅敷地所有・利用関係
(筆者作成)

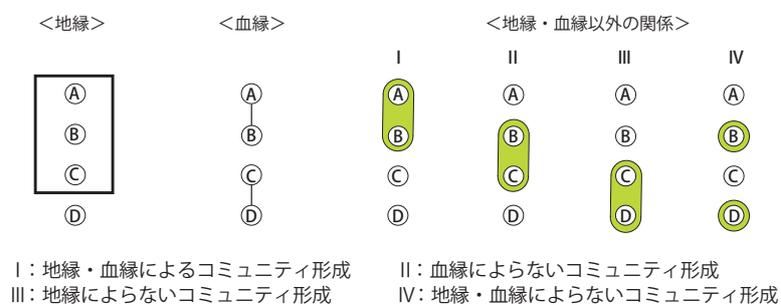


図 3-8 社会関係の重なるのパタン
(筆者作成)

2 血縁

血縁とは、親子・兄弟・姉妹の関係にある個人のまとまりを指す。なお、本研究では、「世帯」を単位として社会関係を分析している。したがって、血縁の関係にある世帯のまとまりには、夫婦関係などの姻戚関係も含まれることになる。このように、本研究における血縁は、親子・兄弟姉妹といった生物的血縁だけでなく、夫婦・親戚といった社会的血縁を含む、キンシップ (Kinship) の概念に近いものである^{注29)}。

3 マイクロクレジットの関係

マイクロクレジットの関係とは、マイクロクレジットのグループに所属する個人のまとまりを指す。

マイクロクレジットとは、開発途上国を中心として広く普及している貧しい人々を対象とする無担保・低金利での融資の仕組みである。マイクロクレジットでは通常、5～10人程度のグループに対して資金が供与され、グループのメンバーが順番に融資を受けていく。マイクロクレジットでは、通常の銀行とは異なり、融資を受ける際に担保が要求されないため、融資の貸倒れや資金の持ち逃げなどのリスクがともなう。そのため、マイクロクレジットには、資金を供与する機関の職員による監視や、グループを組織する住民のリーダーシップ、メンバー間の相互監視などが必要とされる。

ところで、先述のように在来の互助的金融組織におけるのメンバーは、血縁や地縁といった濃い人間関係から選ばれることが多い。裏切った際の犠牲が大きく、また、持ち逃げした場合に何処に取り立てに行けばいいか人間関係を辿ることから分かるからである。一方、マイクロクレジットは、地縁や血縁といった人間関係によらずに、貸し倒れや持ち逃げのリスクを減らし、融資の返済率を高めるための様々な制度を考案してきた。バングラデシュ・グラミン銀行における連帯責任制度などが代表的である。

そこで本研究では、地縁・血縁とマイクロクレジットの関係を区別し、それぞれの実態について把握した上で、相互の規定性について考察する。

第4節 権利関係としての住宅敷地の所有・利用関係

都市化の進展とともに、かつて共同体の基本とされた土地の共同所有や共同利用の重要性は低下している。また、本研究の対象であるスリランカ沿岸部の人々の生活は海と深い関わりを持つものであり、農村部と比べて、土地の重要性は必ずしも高くない。しかし、人々の生活と仕事には権利関係から規定されるものは当然あると考えられ、本研究では権利関係として住宅敷地の所有・利用関係について考察する。

住宅敷地所有・利用関係とは、同じ住宅敷地を所有・利用する個人のまとまりを指す。図3-7は本研究における権利関係としての住宅敷地所有・利用関係の概念を図式化したものであり、住宅敷地の所有・利用関係を「所有者が単数か複数か」と「利用者が単数か複数か」によって分類している。

図3-7のAおよびBでは、一つの住宅敷地が個人によって所有されている。この場合、住宅敷地の私有権が確立されており、所有者は住宅敷地に対する他者の利用を法的に排除することができる。図3-7のAでは、個人が所有する住宅敷地が複数の個人によって利用されている。図3-7のBのように個人が所有する住宅敷地が

注29) 中根千枝によると、Kinshipとは血縁・婚姻などによってつながる関係であるが、それに付随する意味をおりこんだ社会人類学特有の概念であり、日本語に対応する語彙を見出すことが難しい用語の一つであると述べている。Consanguinityが生物的血縁であるのに対して、Kinshipは社会的な血縁を意味するものとして用いられるという(中根千枝:社会人類学-アジア諸社会の考察, 東京大学出版会, 1987, p.65)

複数の個人によって利用される場合がある。この場合は複数の個人の間で同意が存在すると考えられる。

図 3-7 の C および D は、一つの住宅敷地が複数の個人によって所有されている。複数の個人に所有権が法的に確立されている場合もあるが、しばしば明文化されていない所有権がある。図 3-7 の C では、複数の個人が所有する住宅敷地が個人によって利用されている。図 3-7 の D では、複数の個人が所有する住宅敷地が複数の個人によって利用されている。住宅敷地を所有する複数の個人は、それ以外の人間による住宅敷地の利用を排除する権利を持つが、この権利はしばしば慣習的なものであり、法的には保証されていないことも多い。

この他にも個人ではなく、何らかの組織（共同体や国など）によって所有される土地も存在する。また、発展途上国では特に、公有地（国や公的機関が所有し、利用に国の許可が必要になる土地）を無許可で占拠している居住地が広くみられる。このような居住地の場合も、居住者間で住宅敷地の所有・利用に関して暗黙的な権利が決められており、上記のいずれかに分類されると考えられる。

第 5 節 結合原理に関する検討

図 3-6 に示したように、本章第 4 節において抽出した、地縁、血縁、マイクロクレジットの関係という 3 つの社会関係は、「空間を介した関係」と「人を介した関係」、「非選択的關係」と「選択的關係」という結合原理の違いに着目して分類すると、すべて異なる社会関係として位置づけられる。

1 「空間を介した関係」と「人を介した関係」

「人を介した関係」とは、ある個人を中心として広がる個人間の関係（血縁、親戚、友人など）や、あるグループに属する個人のまとまり（自治会、会社、サークルなど）を指す。また、「空間を介した関係」とは、ある地理的・空間的範囲において存在する個人のまとまり（地縁など）を指す。

「人を介した関係」と「空間を介した関係」はそれぞれ独立した存在とみることができ、例えば、伝統社会には、血縁と地縁に密接な相互関係がみられる。また現代社会では、地理的・空間的に制約されない個人を中心とした関係が発達する傾向があるが、それでも地域や空間といった要素を完全に捨象することはできない。

このように、「人を介した関係」と「空間を介した関係」は、程度の差はあれ相互に関係しているとみることができる。本研究では、両者を区別したうえで、相互の関係性に留意して、社会関係の再編の実態を理解する。

2 「選択的關係」と「非選択的關係」

「非選択的關係」とは、個人の意志では選べない関係（親子・兄弟姉妹、出生地、民族など）、あるいは個人の意思で容易には変更できない関係（婚姻、会社、宗教など）を指す。一方、「選択的關係」とは、個人の意思で選べる関係、あるいは個人の意思で比較的容易に変更できる関係を指す。

すなわち、「選択的關係」は、個人によって、新たに作られたり、作り変えられたりする関係であり、操作可能な関係とみることができる。ただ、親子・兄弟姉妹、民族といった出生に由来する関係は別として、ある関係が「選択的」であるかどうかは社会構造によって異なる。また、選択的（にみえる）関係が、実は、非選択的關係によって強く規定されているという場合もある。

本研究では、研究対象とするスリランカ海村社会の社会構造を踏まえて選択的關係を抽出し、非選択的關係との相互の規定に留意して、社会関係の再編可能性を検討する。

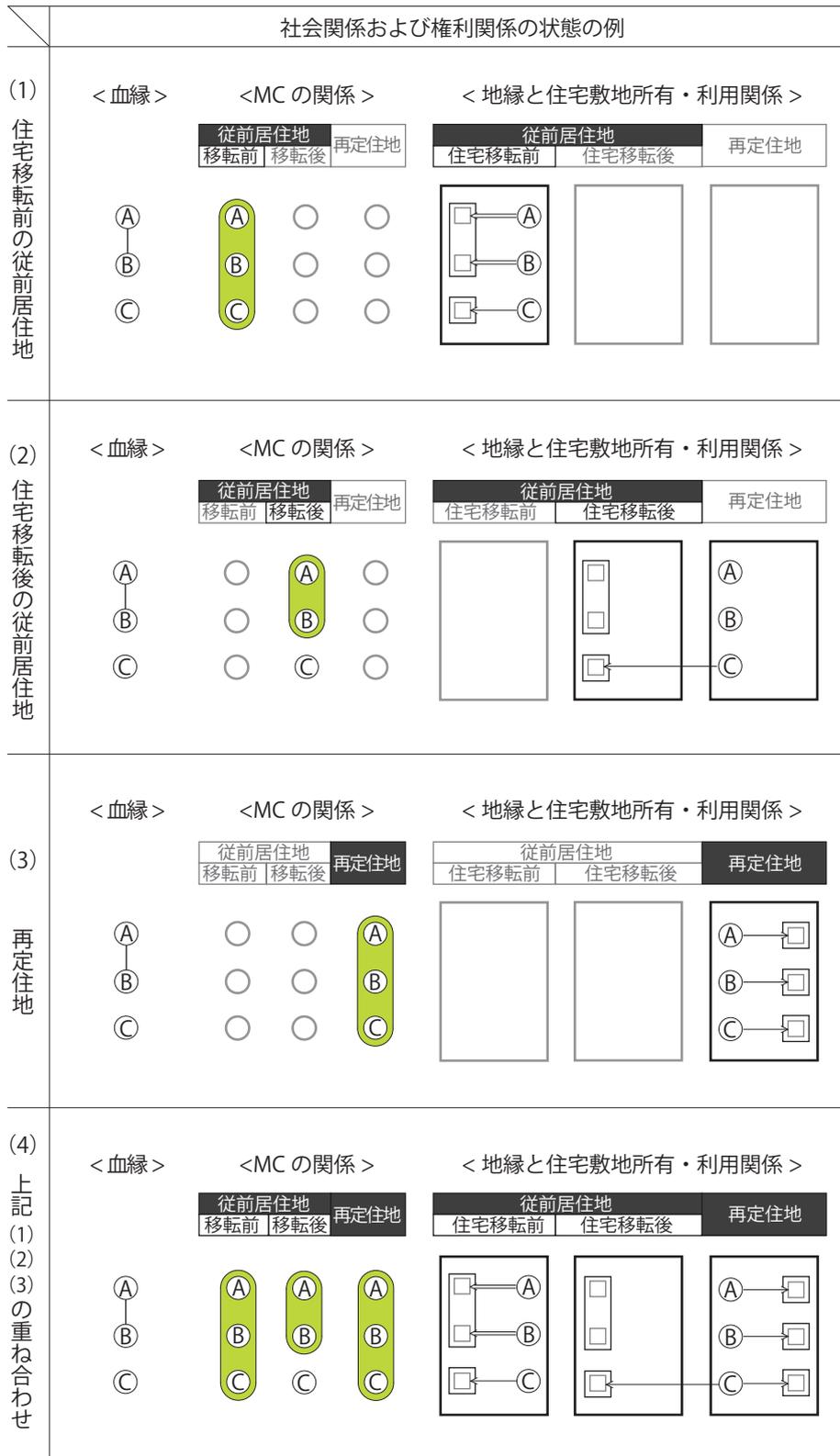


図 3-9 社会関係および権利関係の再編の実態を捉える枠組み
(筆者作成)

第6節 生活再建の分析枠組みの検討

第1項 社会関係および権利関係の継続・再編実態の把握

本研究では、「従前居住地」と「再定住地」という空間の変化、および「住宅移転前」と「住宅移転後」という時間の変化に即して社会関係および権利関係（住宅敷地所有・利用関係）の再編の実態を把握する。

図3-9は、上記の枠組みに基づいて、社会関係および権利関係の再編の例を示したものである。

図3-9の(1)は、住宅移転前の従前居住地における社会関係および権利関係の状態の例を表している。同じく、(2)は、住宅移転後の従前居住地における社会関係および権利関係の状態の例を、(3)は、再定住地における社会関係および権利関係の状態の例を表す。そして、図3-9の(4)は、図3-9の(1)、(2)、(3)を重ね合わせて、社会関係および権利関係の再編を体系的に記述できるようにしたものである。

1 空間変化—従前居住地と再定住地

再定住地だけでなく、従前居住地も含めて社会関係および権利関係の実態を把握する理由は、1つには、再定住地に移住した被災者が、従前居住地において、社会関係を継続したり、住宅敷地の所有・利用を続けることで、生活や仕事を成り立たせているというケースが想定されるためである。このようなケースの例として、図3-9では、再定住地に住む個人Aと個人Bは従前居住地において同じマイクロクレジットのグループに参加している。また、同じく、個人Cは従前居住地の住宅敷地を利用している。

また、1つには、従前居住地において形成していた社会関係や権利関係を再定住地において再現させることにより被災者が生活や仕事を成り立たせているというケースが想定されるからである。このようなケースの例として、図3-9では、個人Aと個人Bは従前居住地において同じマイクロクレジットのグループに参加し、かつ再定住地においても同様にマイクロクレジットのグループに参加している。

2 時間変化—住宅移転前と住宅移転後

住宅移転後だけでなく住宅移転前も含めて社会関係および権利関係の実態を把握する理由は、住宅移転以前に形成されていた社会関係や権利関係が住宅移転後も継続することで、被災者の生活や仕事を成り立たせているというケースが想定されるからである。このようなケースの例として、図3-9では、個人Aと個人Bは住宅移転以前に同じマイクロクレジットのグループに参加し、かつ住宅移転後も同様に同じマイクロクレジットのグループに参加している。

第2項 社会関係および権利関係の相互規定性の検証

図3-8に、地縁、血縁、マイクロクレジットの関係という3つの社会関係の重なりのパターンを示した。本章第5節で述べたように、社会関係および権利関係の再編の機構を理解するためには、個々の関係の継続・再編状況を明らかにするだけでは不十分であり、関係相互の規定性を検証する必要がある。

図3-8を用いて説明すると、マイクロクレジットの関係は、パターンⅠでは地縁と血縁の両方に規定され、パターンⅡでは地縁にのみ規定され、パターンⅢでは血縁にのみ規定され、パターンⅣでは地縁と血縁のいずれにも規定されない。すなわちパターンⅣの場合、マイクロクレジットの関係は選択性が高い関係であると言えるが、パターンⅠ、パターンⅡ、パターンⅢの場合、地縁ないし血縁に規定されており、選択性が相対的に低い関係であると言える。

上記のような関係相互の規定性は、普段の居住地では潜在的なものであり、検証することが容易ではない。本

研究では、第1章第3節でも述べたように、災害後の居住地移転という事象をある種のフィールド実験と見立てることによって検証を試みる。すなわち、マイクロクレジットの関係を従属変数、地縁を独立変数として、2次的変数（血縁、住宅敷地所有・利用関係、世帯の生業や経済状況）の影響に留意して、マイクロクレジットの関係の成立に対する地縁の影響の有無を検証する。検証するにあたって図3-9に示した3段階を設定したことが重要であり、この3段階によってマイクロクレジットの関係に対する地縁の有無（図3-9の（1）：地縁あり、（2）：地縁なし、（3）：地縁あり）の影響を繰り返し測定する。

例えば、図3-9の（1）住宅移転前の従前居住地において世帯A、世帯B、および世帯Cのマイクロクレジットの関係は地縁による関係のようにみえるが、（2）住宅移転後の従前居住地において、世帯A、世帯Bは居住地の範囲を超えてマイクロクレジットの関係を継続していることから、必ずしも地縁によらない関係であったことがわかる。さらに、（3）再定住地において再び、世帯A、世帯B、および世帯Cがマイクロクレジットの関係を形成していることから、世帯Cにとってはマイクロクレジットの関係は地縁によるところが大きいということが確かめられる。

第3項 生活再建を支える社会関係および権利関係とその役割の解明

被災者の生活再建を社会的環境との関連から理解するためには、居住者間の社会関係および権利関係の結合の状態を把握するだけでは不十分である。被災者が生活・仕事を継続する上で、どのような社会関係および権利関係が役割を果たしたか、それはどのような関係であり、どのような役割があったのかを明らかにする必要がある。

第7節 小結

本章では、「個人の生活・仕事」、「社会的環境」、「物的環境」の相互の関係を捉える枠組みを構築した。第2章で明らかになった、津波災害後の物的環境の著しい変化、および被災者の生活・仕事の継続の困難化という問題を踏まえ、被災者の生活・仕事を巻き巻く社会関係や権利関係といった社会的環境の継続に着目し、津波災害後の居住地移転における生活再建の問題をより正確に把握するとともに、社会的環境を手掛かりとしてその緩和の方向を探るための枠組みを構築した。

（1）被災者の生活・仕事の継続に関わる社会関係および権利関係の抽出

まず、研究対象であるスリランカ海村の社会構造について、社会人類学分野の既往研究や文献資料をもとに整理した。具体的には、地縁、血縁、および地縁・血縁以外の関係である行政区、宗教、カースト、職業、金融といったスリランカ海村社会を構成する基本的な社会関係の概念について整理した。それを踏まえて、津波被災者の生活・仕事の継続に関わると考えられる社会関係として「地縁」、「血縁」、「マイクロクレジット（低所得者向けの無担保での小規模融資のしくみ）の関係」を抽出した。また、シンハラ人の家族構造および居住形態を踏まえて、権利関係として「住宅敷地の所有・利用関係」を抽出した。

また、「人を介した関係」と「空間を介した関係」、「選択的關係」と「非選択的關係」という結合原理にもとづいて上記の社会関係を分類した。

（2）居住地移転における社会関係および権利関係の変化を捉える枠組みの構築

次に、「平常時」と「非常時」の関係、および「従前居住地」と「再定住地」の関係を踏まえ、居住地移転における社会関係および権利関係の変化を体系的に捉えるための枠組みを構築した。

(3) 地縁・血縁以外の関係に対する地縁・血縁の規定性を検証する方法の考案

さらに、上記の枠組みをもとに、「人を介した関係」かつ「選択的關係」であるマイクロクレジットの關係に対する、「空間を介した關係」かつ「非選擇關係」である地縁、および「人を介した關係」かつ「非選擇關係」である血縁の規定性を検証する方法を考案した。この方法によって、平常時の居住地では観察しづらい社会的環境と物的環境の相互規定性を検証することが可能になった。

第3章 参考文献

- ・ M.Cernea and C.McDowell (Ed.): Risks and Reconstruction: Experiences of Resettlers and Refugees, World Bank, 2000
- ・ 松澤節子: 途上国における強制移転政策形成の論点 - 途上国に特有の諸問題を踏まえて -, 国際協力研究, Vol.13 No.2, pp.47-58, 1997
- ・ M.Cernea and H.Mathur(Ed.): Can Compensation Prevent Impoverishment?-Reforming Resettlement Through Investments And Benefit-Sharing, Oxford Univ. Press, 2008
- ・ World Bank: Involuntary Resettlement, Operational Directive 4.30, The World Bank, Washington, D.C., 1990.
- ・ 福木聡, 大月敏雄, シン・ソチェト, 間瀬陽介, 深見かほり: カンボジア・プノンペンにおける再定住事業に関する研究 - Kork Kleang I 地区を事例として, 日本建築学会住宅系研究論文報告会論文集 1, pp.121-130, 2006
- ・ 牧紀男, 三浦研, 小林正美, 林春男: 1992年インドネシア・フローレス島地震・津波災害後の再定住地の変容プロセス, 日本建築学会計画系論文集, 第566号, pp.1-8, 2003
- ・ 石川永子, 池田浩敬, 澤田雅浩, 中林一樹: 被災者の住宅再建・生活回復から見た被災集落の集団移転の評価に関する研究 - 新潟県中越地震における防災集団移転促進事業の事例を通して, 都市計画論文集, 第43号, pp.727-732, 2008
- ・ 田中正人, 塩崎賢明, 堀田祐三子: 市街地復興事業による空間再編システムと近隣関係の変化に関する研究 - 阪神・淡路大震災における御菅地区の事例を通して, 日本建築学会計画系論文集, 第618号, pp.65-72, 2007
- ・ 高桑史子: スリランカ海村社会の女性たち - 文化人類学的研究, 八千代出版, 2004
- ・ 高桑史子: スリランカ海村の民族誌 - 開発・内戦・津波と人々の生活, 明石書店, 2008
- ・ G.Obeyesekere: Land tenure in village Ceylon - a sociological and historical study, Cambridge University Press, 1967
- ・ N.Yalman: Under the Bo Tree - Studies in Caste, Kinship & Marriage in the Interior of Ceylon, University of California Press, 1967
- ・ K.T.Silva, K.Athukorala: Watta-Dwellers - A Sociological Study of Selected Urban Low-Income Communities in Sri Lanka, University Press of America, 1991
- ・ S.Tilakaratna et al.: UNISEF Assisted Project on the Environmental Health and Community Development in the Slums and Shanties of the Colombo City (1973-83) - An Evaluation Study, Colombo, UNISEF, 1984
- ・ Colombo Municipal Council: Poverty profile - City of Colombo, DFID/UNDP/UN-HABITAT/UMP urban poverty reduction project, 2002, p.4
- ・ 谷口佳子: 社会関係 - 婚姻、家族、親族, 杉本良男編: もっと知りたいスリランカ, 弘文堂, pp.73-94, 1987
- ・ 中根千枝: 家族の構造 - 社会人類学的分析, 東京大学出版会, 1970
- ・ 中根千枝: 社会人類学 - アジア諸社会の考察, 東京大学出版会, 1987
- ・ 鈴木正崇: スリランカの宗教と社会 - 文化人類学的考察, 春秋社, 1997
- ・ 杉本良男: スリランカ (暮らしがわかるアジア読本), 河出書房新社, 1998
- ・ 渋谷利雄編著, 高桑史子編著: スリランカ - 人びとの暮らしを訪ねて, 段々社, 2003
- ・ 川島耕司: スリランカと民族 - シンハラ・ナショナリズムの形成とマイノリティ集団, 明石書店, 2006
- ・ 松本脩作, 大岩川敏編: 第三世界の姓名一人の名前と文化, 明石書店, 1994
- ・ 辛島昇, 江島恵教, 小西正捷, 前田専学, 応地利明編: 南アジアを知る事典, 平凡社, 2002
- ・ Bay of Bengal Project (BOBP): The fisherfolk of Puttalam, Chilaw, Galle and Matara District, Sri Lanka, BOBP, (1991)

- M.Yunus , A.Jolis : Banker to the Poor -The Autobiography of Muhammad Yunus, Founder of Grameen Bank, Oxford University Press, 1997 (猪熊弘子訳：ムハマド・ユヌス自伝 - 貧困なき世界をめざす銀行家, 早川書房, 1998)
- M.Yunus : Building Social Business -The New Kind of Capitalism That Serves Humanity's Most Pressing Needs, Public Affairs, 2010 (岡田昌治監修, 千葉敏生訳：ソーシャル・ビジネス革命 - 世界の課題を解決する新たな経済システム, 早川書房, 2010)
- 岡本真理子, 吉田秀美, 栗野晴子編：マイクロファイナンス読本 - 途上国の貧困緩和と小規模金融, 明石書店, 1999
- 三重野文晴：マイクロ・ファイナンスの金融メカニズム, 絵所秀紀編, 野上裕生編, 穂坂光彦編：開発と貧困 ,pp.139-158, 日本評論社, 2004
- 岩本隆茂, 川俣甲子夫：シングルケース研究法 - 新しい実験計画法とその応用, 勁草書房, 1990
- D.H. Barlow, M.Hersen : Single case experimental designs -strategies for studying behavior change, Pergamon Press, 1984 (高木俊一郎, 佐久間徹訳：一事例の実験デザイン - ケーススタディの基本と応用, 二瓶社, 1993)
- 高野久紀：フィールド実験の歩き方, 西條辰義編：実験経済学への招待, NTT 出版, pp.183-218, 2007

第4章

津波被災地における既存の社会関係および権利関係とその再編可能性

第1節 はじめに

本章では、津波被災居住地における既存の社会関係および権利関係の実態を明らかにするとともに、それらの再編可能性について検討することを目的とする。

なお、本章では、第3章で検討した社会関係および権利関係の分析枠組みを実際の事例に適用している。分析の対象は、第5章、第6章でも調査対象とする再定住地（ウェリガマ郡の再定住地・事例G）の従前居住地の一つであるワッタCである。第1章第3節でも述べたように、再定住地・事例Gは入居後2年経過時点で90%という高い定住率を維持しており、居住地移転の「成功」と位置付けられる事例である。

第2節 調査と分析について

1 調査対象—スリランカ南部ウェリガマ郡

第3章で検討した社会関係および権利関係の分析枠組みを適用する事例として、スリランカ南部・ウェリガマ郡の津波被災居住地であるモーダラ・ワッタ（Modara Watta 以下、「ワッタC」とする）と同郡に建設されたバッドコナウィラ・ワッタ再定住地（以下、「再定住地G」とする）を選定した。図4-1にワッタCと再定住地

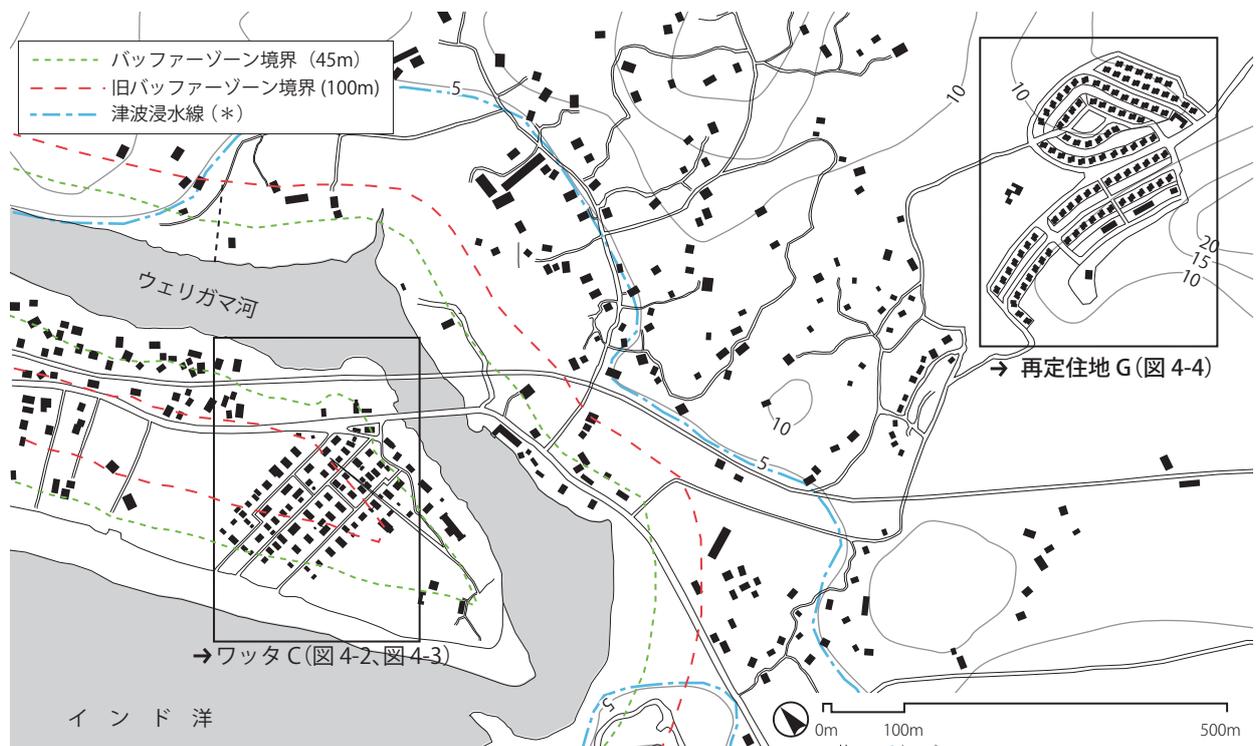


図4-1 ワッタCと再定住地Gの位置関係
(筆者作成)

Gの位置関係を示した。ワッタCを選定したのは、ワッタCには再定住地Gの従前居住地の中でも特に多様な社会関係と権利関係が存在していることが予想され、社会関係および権利関係の再編可能性を検討する上でも妥当な事例であると考えられたからである。

2 調査内容—社会関係および権利関係の継続・再編状況

本章におけるワッタCおよび再定住地Gの分析のもととなるデータは、計3回の現地調査(第1回:2008年5月、第2回:2008年11月～2009年1月、第3回:2009年9月～11月)によって得たものである。現地調査では、再定住地Gおよびウェリガマ地域において活動する現地のNGOであるグリーン・ムーブメント・オブ・スリランカ(Green Movement of Sri Lanka; GMSL)の協力を得て行った。GMSLの職員とともにワッタCの居住者66世帯を訪問し、社会関係および住宅敷地所有・利用関係についての聞き取り調査と住宅敷地の利用状況の目視調査を行った。なお、調査時点においてワッタCに居住していたのは49世帯であり、残りの17世帯は既に再定住地などに転出していたため、転出先を訪ねて行って同様の調査を行った。

3 分析方法—社会関係および権利関係の再編パタンの検討

本節に続く第3節では、被災居住地における社会関係および権利関係の実態を明らかにする。まず、調査対象であるワッタCの概要(居住地の形成過程、津波被害、復旧・復興状況)を把握したうえで、居住地移転前のワッタCにおいてどのような社会関係および住宅敷地所有・利用関係が形成されていたのか、また、居住地移転後のワッタCおよび再定住地Gにおいてそれらがどのように継続・再編されているのか、といった実態を明らかにする。また、ワッタCと再定住地Gの住宅敷地所有・利用関係の特徴について述べている。

第4節では、ワッタCの実態にもとづいて、社会関係および住宅敷地所有・利用関係の再編パターンを抽出し、それぞれの再編パタンの特徴と課題の検討を通じて、社会関係および権利関係の再編可能性を検討する。

第3節 社会関係および権利関係の実態

1 津波被災地ペラナ村モーダラワッタの概要

ワッタCは1970年代から1980年代にかけて、スリランカ南西岸の人口増加が進んだ時期に、公営住宅や正規の民間住宅にアクセスできない低所得者が沿岸の公有地に居住し始めたことを起源とする。1983年に公有地の所有権が政府から住民に移転され、以降も居住者が増加した。図4-2に示すように2004年12月時点において約70世帯が居住していた。ワッタCには水道・トイレ等のインフラが未整備であり、仮設的な木造家屋が密集していた。血縁や長年の地縁にある者が住宅敷地を共同所有あるいは共同利用していた^{注1)}。

インド洋津波によってワッタCでは約6割の家屋が全半壊の被害を受けた^{注2)}。先述したように、インド洋津波後、スリランカ西岸では海岸線から100m以内の沿岸部がバッファゾーンに指定された。そして、復興政策においてバッファゾーン内の被災住宅は住宅移転の対象とされ、バッファゾーン外の被災住宅は住宅再建

注1) 聞き取り調査によると、津波以前、ワッタCには70世帯が居住していた。そのうち34世帯は仮設的な木造家屋に居住し、また、31世帯は自宅に水道を持たず隣人や親戚の家の水道を共同的に利用していたという。

注2) スリランカ南端に位置するウェリガマ郡では、人口約6.6万人、住宅数9332戸のうち、インド洋津波によって死者345人、全半壊住宅数2810戸の被害が生じた(Department of Census and Statistics of Sri Lanka:Final Report -Census on the buildings and people affected by the Tsunami disaster 2004,2005)。ワッタCがあるペラナ南地区では377戸のうち244戸が全壊し151世帯が再定住地に転出した(同上)。



図 4-2 住宅移転前の津波被災地・ワッタ C における家屋配置と世帯分布
 (調査をもとに作成)



写真 4-1 (左) ワッタ C の景観：砂浜に立地するココヤシで覆われた小規模な集落 (写真は再建後)
 写真 4-2 (右) ワッタ C の住宅：一つの敷地に複数の家屋がある (写真は再建後)



図 4-3 住宅移転後の津波被災地・ワッタ C における家屋配置と世帯分布
 (調査をもとに作成)



写真 4-3 (左) ワッタ C の復興住宅：バッファゾーン外に建設された 2 階建て戸建住宅
 写真 4-4 (右) ワッタ C の住宅跡地：バッファゾーン内の被災前は住宅があった敷地

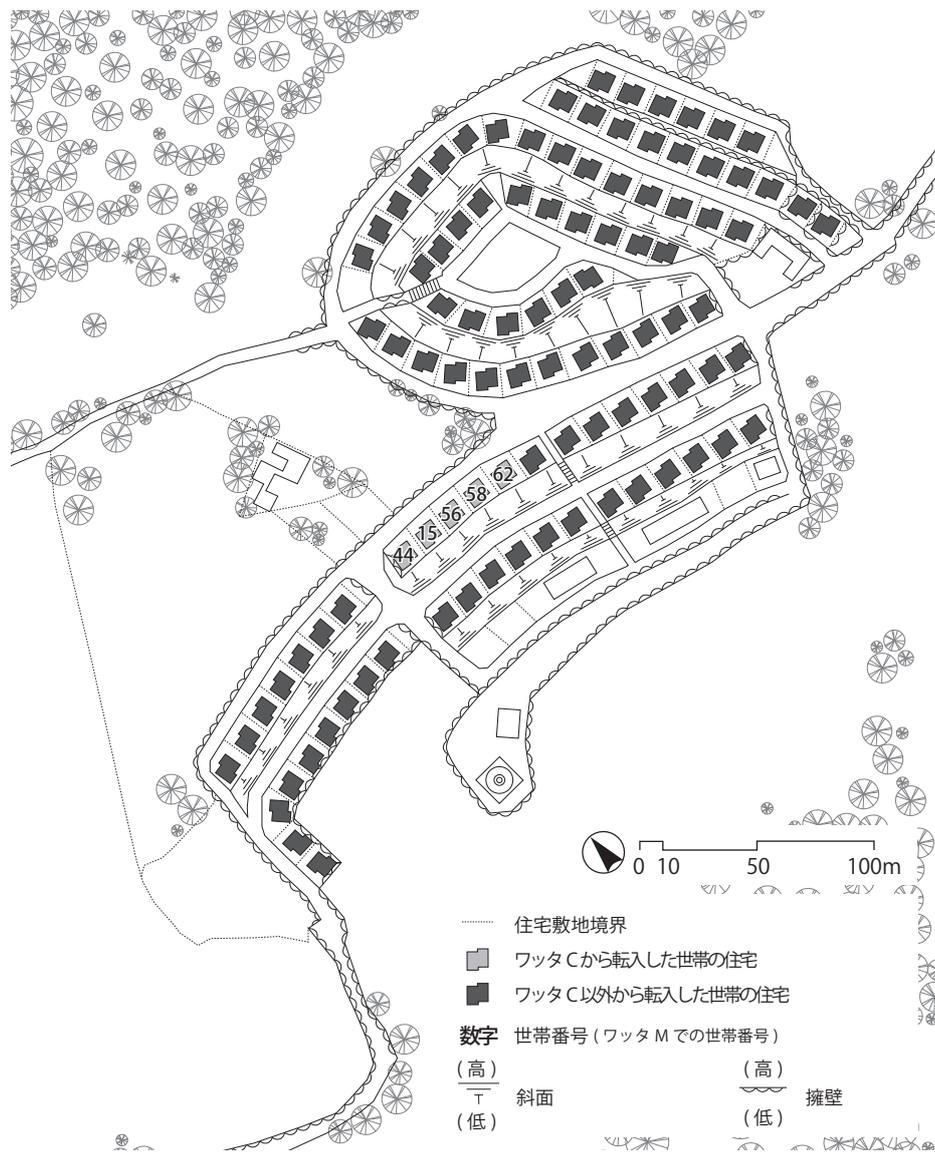


図4-4 再定住地Gにおける家屋配置とワッタCから転入した世帯の分布
(筆者作成)



写真4-5 (左) 再定住地Gの鳥瞰：内陸の丘陵地帯に建設された住宅地



写真4-6 (右) 再定住地Gの住宅：庭付きの戸建て住宅

の対象とされた^{注3)}(ウェリガマ郡では2005年10月にバッファゾーンが45mに緩和された)。図4-3に示したように、ワッタCでは16世帯が再定住地Gを含むウェリガマ郡内の再定住地へと転出した。

図4-1、図4-4に示したように、再定住地Gは、海岸から約1.2km内陸に位置し、101戸の戸建住宅から構成されている。再定住地Gは丘陵地帯に位置し、山を削って建設された住宅地である。住宅地内は地形の起伏が激しく、雛壇状に住宅敷地が造成されている。再定住地Gにはウェリガマ郡各地から被災世帯が転入しており、ワッタCからは5世帯が転入している。再定住地Gに転入した全ての世帯に住宅の所有権が与えられた。再定住地Gに転入した世帯の多くは漁業を生業としており、海との関わりが深い人々である。住宅移転によって海から離れたが、それが直接の原因で漁業を継続できなくなったという世帯はみられなかった。再定住地Gの居住者は従前居住地近辺の浜辺や港に通って生業を続けている。また、マイクロクレジットの活動が盛んであり、再定住地Gにおいて活動するマイクロクレジットのグループだけでなく、従前居住地において活動するマイクロクレジットのグループにも参加している者がみられた^{注4)}。従前居住地に残された住宅敷地は居住用途以外ならば利用が許可されており、再定住地に転出した世帯が漁業や耕作のために利用を継続している場合がある。

2 社会関係および住宅敷地所有・利用関係の実態

図4-5にワッタCにおける社会関係および権利関係の継続・再編の実態に関する調査の結果を示した。

住宅移転前に従前居住地に居住していた66世帯のうち、居住地内に血縁を持つのは57世帯、マイクロクレジットの関係を持つのは47世帯であった。また、住宅敷地の共同所有を行っているのは19世帯、同じく共同利用を行っているのは43世帯であった。

住宅移転前の従前居住地に居住していた66世帯のうち、住宅移転後の従前居住地に居住しているのは49世帯であった。そのうち居住地内に血縁を持つのは41世帯、マイクロクレジットの関係を持つのは36世帯であった。また、住宅敷地の共同所有を行っているのは15世帯、同じく共同利用を行っているのは29世帯であった。

ワッタCから再定住地Gに転出した5世帯のうち、住宅移転後の従前居住地に血縁を持つのは4世帯、マイクロクレジットの関係を持つのは1世帯であった。また、住宅移転後の従前居住地において住宅敷地を利用しているのは2世帯であった。上記の5世帯のうち、再定住地においてマイクロクレジットの関係を持つのは4世帯であった。また、再定住地において住宅敷地の共同所有や共同利用を行っている世帯はみられなかった。

3 住宅敷地所有・利用関係の事例

図4-6は、ワッタCの権利関係の特徴をよく表す住宅敷地所有・利用関係の事例を示したものであり、また、住宅敷地所有・利用関係の図式と実際の空間利用の対応関係を示している。

事例1(世帯番号55、同56、同57、同58)では、住宅移転前のワッタCにおいて、no.55とno.56は、共同所有する住宅敷地を共同的に利用し、居住していた。また、no.57は、私有する住宅敷地を、no.58と共同的に利用して居住していた。住宅移転後のワッタCにおいて、no.55とno.56が共同所有する住宅敷地があった場所はバッファゾーン内に位置していたため、政府に収用された。no.56は再定住地Gへと転出し、no.55は別の再定住地へと転出した。また、no.57は同位置で住宅再建を行い、no.58は再定住Gへと転出した。no.58は再定住地に転出した後も、週2、3日程度はワッタCで過ごしており、no.57の住宅を利用している。住宅移転

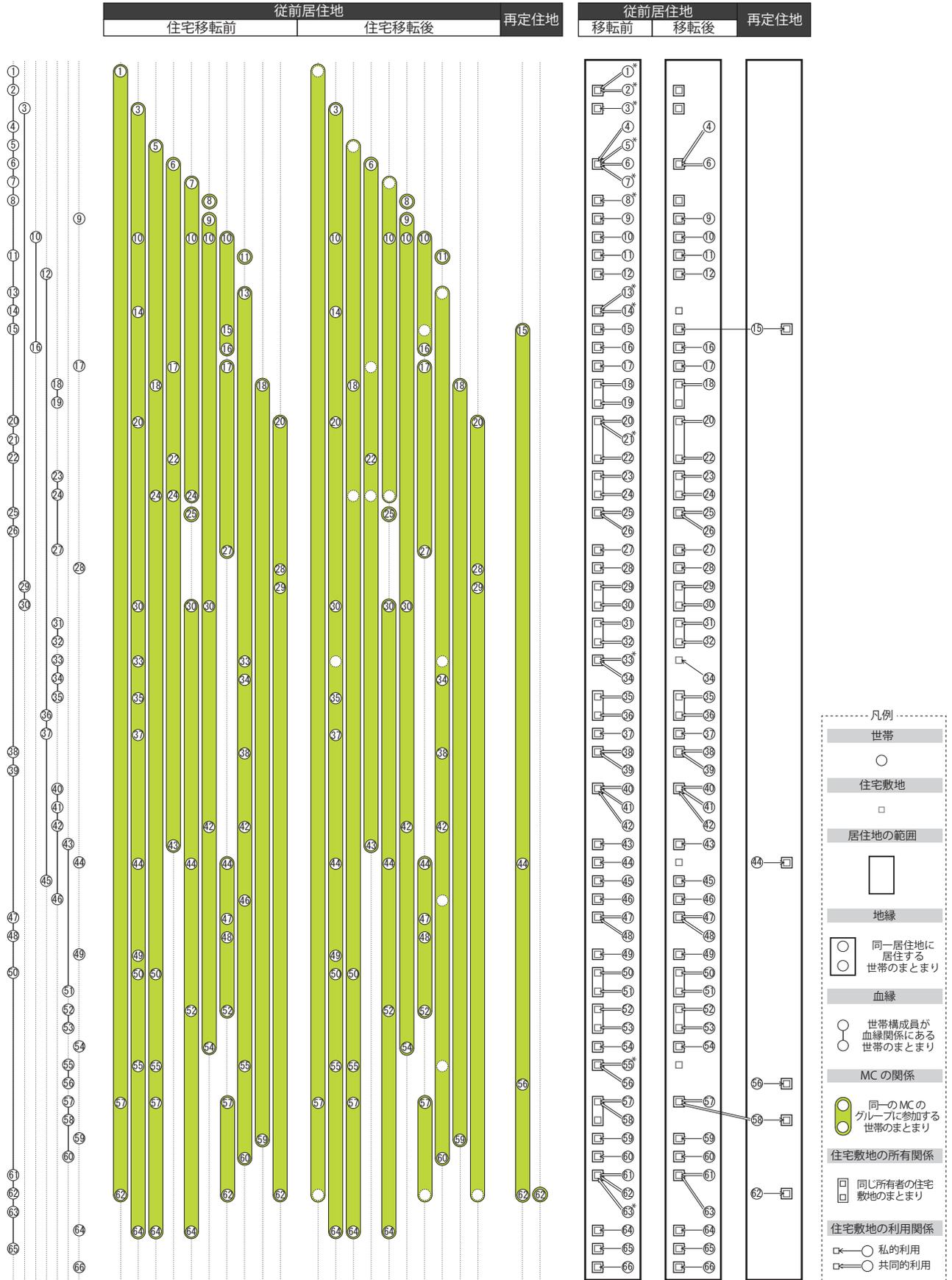
注3) 2005年1月、スリランカ政府は海岸線からの距離に応じて沿岸部をバッファゾーン(西部は100m、東部は200m)に指定すると発表した。バッファゾーン内の被害住宅は修復・再建が禁止され、住宅移転の対象となった(UDA, Ministry of Urban Development and Water Supply: Policy Guidelines for Reconstruction, 2005.1)。ウェリガマ郡では再定住地Gを含めて14ヶ所の再定住地が建設され、被災前の住宅の約14%にあたる1147戸が住宅移転の対象となり、再定住地で供給された(ウェリガマ郡役所での聞き取り調査による)。

注4) ワッタCと再定住地Gを含むウェリガマ湾岸地域ではマイクロクレジットの活動が盛んであり、政府の貧困層支援策であるサムルディ計画や漁業組合が提供する融資に加え、NGO海外のドナーや民間の銀行とタイアップして提供するマイクロクレジットがある。ワッタCの居住者が参加しているマイクロクレジットは計8団体17グループであった。

< 血縁 >

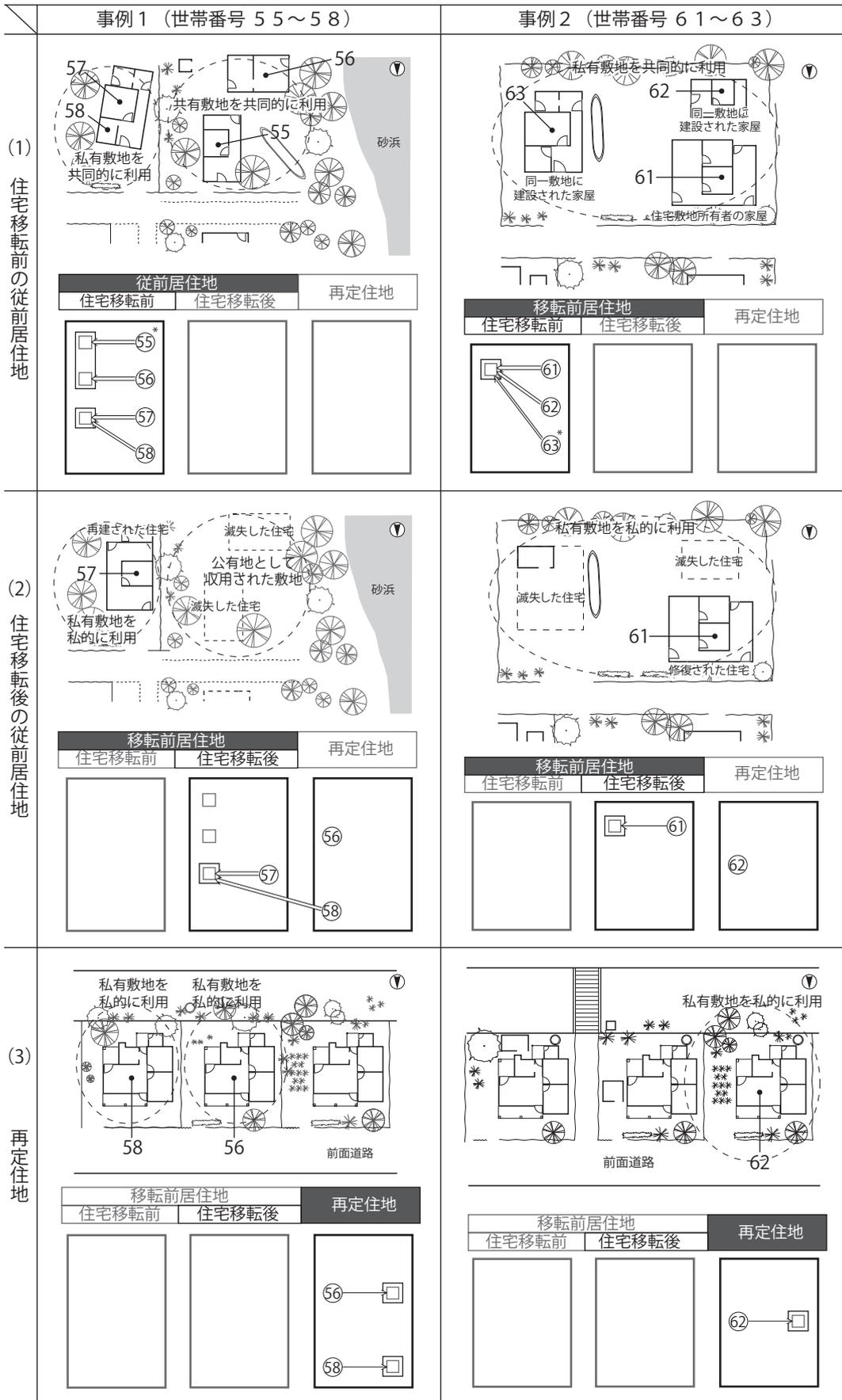
< マイクロクレジットの関係 >

< 地縁と住宅敷地所有・利用関係 >



*印を付した世帯は再定住地 G 以外に転出した世帯を表す。本稿では、*印世帯の、住宅移転後の世帯間関係および住宅敷地所有・利用関係は分析対象外である。

図 4-5 従前居住地・ワッタ C における社会関係および権利関係の継続・再編の実態 (筆者作成)



<注> *印を付した世帯は再定住地G以外の居住地に転出した世帯を表わす。本章では、*印世帯の住宅移転後の社会関係および住宅敷地所有・利用関係は分析対象外である。

図 4-6 住宅移転前後の住宅敷地所有・利用関係の変化の例
(凡例は図 4-5 と共通)

後の再定住地 G において、no.56 と no.57 はそれぞれ私有する住宅敷地を利用して居住している。

事例 2（世帯番号 61、同 62、同 63）では、住宅移転前のワッタ C において、no.61 は私有する住宅敷地を no.62、no.63 と共同的に利用して居住していた。住宅移転後のワッタ C において、no.61 はもとの場所で住宅を再建し、住宅敷地を私的に利用して居住している。no.62 は再定住地 G に転出し、no.63 は別の再定住地へと転出した。住宅移転後の再定住地 G において、no.62 は私有する住宅敷地を私的に利用して居住している。

第4節 社会関係および権利関係の再編可能性の検討

図 4-7 に示したのは、ワッタ C における社会関係と権利関係の実態を踏まえて抽出した、社会関係および権利関係の再編パターンである。本節では、ワッタ C における事例を踏まえて、3つの再編パターン、すなわち「従前居住地完結型」、「再定住地完結型」、「従前居住地 - 再定住地補完型」それぞれの特徴と課題について考察する。

1 従前居住地完結型

「従前居住地完結型」の再編の特徴は、従前居住地の範囲において住宅移転前とほぼ同じ社会関係と権利関係が継続している点である。

ワッタ C の事例で、この再編パターンに該当するのは、no.29, no.30, no.47, no.48, no.50, no.51, no.52, no.53 等である。

例えば、ワッタ C で住宅を再建した no.29 は、住宅移転後も、住宅移転前と同じく従前居住地においてマイクロクレジットのグループに参加し、マイクロクレジットの関係を継続している。また、no.29 は、住宅移転後も no.30 と共同所有する住宅敷地を共同的に利用する関係を継続している。このことから、no.29 は「従前居住地完結型」の再編パターンの事例であるとみなせる。

一方、同じくワッタ C で住宅を再建した no.57 は、住宅移転前に住宅敷地を共同利用していた no.58 がワッタ C から転出したこともあり、住宅移転後は住宅敷地を私的に利用している。このことから no.57 は「従前居住地完結型」の再編パターンの事例ではない。

災害後の住宅復興においては、居住者の適応の負担を減らすために、なるべく災害前の状態を維持・回復することが望ましいと考えられる。このように考えると、本研究で示した3つの再編パターンのなかでは、「従前居住地完結型」の再編パターンが基本的に望ましい。しかし、第1章第1節でも指摘したように、災害後の住宅復興においては住宅移転が避けられない場合もある。このことから、「従前居住地完結型」の再編パターンもまた常に実現可能とは限らない。また、「従前居住地完結型」には、居住地が抱えてきた問題がある場合、その問題が何も解決されずに残される可能性があるという課題もある。

2 再定住地完結型

「再定住地完結型」の再編の特徴は、再定住地の範囲において住宅移転前とほぼ同じ社会関係および権利関係が再現されている点である。

ワッタ C から再定住地 G へと転出した世帯には、この再編パターンに該当する事例はみられなかった。「再定住地完結型」の再編パターンには該当しないが、ワッタ C から再定住地 G に転入した世帯である no.62 は、住宅移転後は従前居住地において参加していたマイクロクレジットのグループに参加していないが、再定住地におけるマイクロクレジットのグループには参加しており、結果的にマイクロクレジットの関係を継続しているとみることができる。ただ、従前居住地における住宅敷地の共同利用の関係は再定住地においては継続されていない。

	概念図	特徴	課題
従前居住地 完結型	<p><血縁> <MC></p> <p><地縁と住宅敷地所有・利用関係></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従前居住地の範囲において住宅移転とほぼ同じ社会関係および権利関係を維持している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅移転を受け入れざるを得ない場合もあり、常に従前居住地で住宅再建できるとは限らない。 ・居住環境問題（インフラ未整備、権利関係の未整理など）が改善されずに残される可能性がある。
再定住地 完結型	<p><血縁> <MC></p> <p><地縁と住宅敷地所有・利用関係></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再定住地の範囲において住宅移転前とほぼ同じ社会関係および権利関係を維持している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従前居住地に私有敷地の共同利用や共有敷地の共同利用など、慣習的な関係が含まれているなどの場合には、再定住地の計画に従前居住地の特徴を反映できるとは限らない。
従前居住地 - 再定住地 補完型	<p><血縁> <MC></p> <p><地縁と住宅敷地所有・利用関係></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再定住地だけでなく従前居住地を含む範囲において住宅移転前とほぼ同じ社会関係および権利関係を維持している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・移転前居住地や再定住地といった、居住地の範囲を超えて広がる社会関係や権利関係は概して不安定であり、維持することが必ずしも容易ではない

図 4-6 3つの社会関係再編パターンの特徴と課題

(凡例は図 4-5 と共通)

「再定住地完結型」の再編パタンの課題は、再定住地の計画に従前居住地の社会関係や権利関係の特徴を反映できるとは限らないということである。ワッタ C の事例からわかるように、従前居住地には、私有敷地の共同の利用や共有敷地の共同利用など、慣習的な権利関係がみられる。例えば、こういった関係は、再定住地の計画に反映することが必ずしも容易ではない。

3 従前居住地－再定住地補完型

「従前居住地－再定住地補完型」の再編の特徴は、再定住地だけでなく従前居住地を含む範囲において住宅移転前の社会関係と権利関係が継続している点である。

ワッタ C の事例でこの再編パターンに該当するのは、no.15, no.44 である。

例えば、ワッタ C から再定住地 G へと転入した no.15 は、従前居住地において参加していたマイクロクレジットのグループに参加していないが、再定住地におけるマイクロクレジットのグループには参加しており、マイクロクレジットの関係を継続しているとみなせる。また、no.15 は住宅移転後も従前居住地において住宅敷地の利用を続けており、関係を維持している。このことから、「従前居住地－再定住地補完型」の再編とみなせる。

また、同じくワッタ C から再定住地 G へと転入した no.44 は、従前居住地における住宅敷地利用関係を継続していないが、従前居住地におけるマイクロクレジットのグループへの参加は継続している。このことから「従前居住地－再定住地補完型」の再編とみなせる。

「従前居住地－再定住地補完型」の再編の課題は、従前居住地や再定住地といった居住地の範囲を超えて広がる、地縁にもとづかない社会関係および権利関係は一般的に不安定であり、それらの関係を維持することが必ずしも容易ではないということである。

第5節 小結

本章では、津波被災居住地における既存の社会関係および権利関係の実態を明らかにするとともに、それらの再編可能性について検討した。なお、本章で調査対象とした津波被災居住地・ワッタ C は、第5章、第6章で対象とする、再定住地の「成功」事例と位置付けられるスリランカ南部ウェリガマ郡の再定住地・事例 G の従前居住地である。現在の居住者 49 世帯に居住地移転前の居住者を加えた 66 世帯に対面式アンケート調査を行った。本章で得られた知見を以下に示す。

(1) 津波被災居住地における既存の社会関係および権利関係の実態

まず、従前居住地には被災者の生活・仕事の継続を支えらるる社会関係および権利関係が豊富に蓄積されていたことが明らかになった（血縁：66 世帯中 57 世帯、マイクロクレジットの関係：同 47 世帯、住宅敷地の共同所有：同 19 世帯、住宅敷地の共同利用：43 世帯）。

また、居住地移転後も従前居住地においてそれらが継続していることが明らかになった（血縁：49 世帯中 41 世帯、マイクロクレジットの関係：同 36 世帯、住宅敷地の共同所有：同 15 世帯、住宅敷地の共同利用：29 世帯）。

このような実態を踏まえると、居住地移転において既存の社会関係および権利関係を継続させることが重要であると考えられる。

(2) 社会関係および権利関係の再編可能性の検討

また、上記のような社会関係および権利関係の実態を踏まえ、「従前居住地完結型」、「再定住地完結型」、「従

前居住地 - 再定住地補完型」という3つの再編パターンを抽出し、それぞれの再編パターンの特徴と課題の検討を通じて、居住地移転における社会関係の継続・再編の可能性を検討した。

本章で分析対象とした被災居住地・ワッタCでは、「再定住地完結型」の再編はみられず、「従前居住地 - 再定住地補完型」の再編がみられたことが明らかになった。再定住地完結型がみられない原因として、従前居住地における社会関係や住宅敷地所有・利用関係には再定住地の計画に反映することが容易ではない、土地の共同所有や共同利用といった慣習的な関係が含まれることを指摘した。一方で、「従前居住地 - 再定住地補完型」のように、既存の社会関係を再定住地の範囲だけでなく従前居住地を含む範囲において維持・継承することにはある程度の実現可能性があることを指摘した。

このように、災害後の居住地移転において既存の社会関係および権利関係を継続させることは確かに重要であるが、それらを再定住地の範囲だけで継続すること（「再定住地完結型」の再編）は現実的ではなく、再定住地だけでなく従前居住地も含めた範囲で継続すること（「従前居住地 - 再定住地補完型」の再編）が必要であることが明らかになった。そして、「従前居住地 - 再定住地補完型」の再編を実現するためには特に、土地・空間に規定されない選択的な社会関係の継続に留意する必要があると考えられる。

第4章 参考文献

- ・ Department of Census and Statistics : Census of Population and Housing 2001, 2001
- ・ Department of Census and Statistics of Sri Lanka : Final Report -Census on the buildings and people affected by the Tsunami disaster 2004, 2005
- ・ Urban Development Authority (UDA) , Ministry of Urban Development and Water Supply : Policy Guidelines for Reconstruction, 2005.1
- ・ K.T.Silva and K.Athukorala : Watta-Dwellers-A Sociological Study of Selected Urban Low-Income Communities in Sri Lanka,University Press of Amer,1991
- ・ Colombo Municipal Council:Poverty profile-City of Colombo,DFID/UNDP/UN-HABITAT/UMP urban poverty reduction project,2002

第5章

再定住地における社会関係および権利関係の継続・再編とその重層性

第1節 はじめに

第1項 本章の目的

本章に先立ち、第3章では、被災者の生活・仕事を支える社会関係（地縁、血縁、マイクロクレジットの関係）や権利関係（住宅敷地の所有・利用関係）といった社会的環境に焦点を当てて、津波災害後の居住地移転における個人の生活・仕事、社会的環境、物的環境の相互の関係を捉える枠組みを構築した。

つぎに第4章では、スリランカ南部において住宅移転の影響が特に大きいと予想されるウェリガマ郡の津波被災地・ワッタCに上記の分析枠組みを適用し、既存の社会関係および権利関係の実態を明らかにした。その上で、「従前居住地完結型」、「再定住地完結型」、「従前居住地-再定住地補完型」という3つの再編パターンを抽出し、居住地移転における社会関係および権利関係の再編可能性を検討した。そして、災害後の居住地移転において既存の社会関係および権利関係を継続することが重要であるが、それらを再定住地の範囲だけで継続すること（「再定住地完結型」の再編）は現実的ではなく、再定住地だけでなく従前居住地も含めた範囲で継続すること（「従前居住地-再定住地補完型」の再編）が必要であることを指摘した。

ところで、第2章で述べたように、2008年12月にウェリガマ郡の再定住地・全14ヶ所の実態を調査したところ、いくつかの再定住地では入居後1～2年で定住率が著しく低下していることが明らかになった^{注1)}。その中で、再定住地Gは、入居後約2年が経過した時点において約90%という高い定住率を保持しており、被災者の生活・仕事が継続していることから「成功」と位置付けられる事例である。

再定住地Gの居住者には、従前居住地におけるマイクロクレジットへの参加を継続している者や、住宅敷地の利用を継続している者がみられる。このことから、再定住地Gの「成功」の背景には、上記した「従前居住地-再定住地補完型」のような、土地・空間に限定されない社会関係および権利関係の再編があったと推測される。そして、再定住地Gにおける被災者の生活・仕事の継続を支える社会的環境についてより正確に理解するためには、社会関係および権利関係の再編の実態を明らかにする必要がある。

なお、マイクロクレジットの関係は、原理上は、土地・空間に規定されない「選択的關係」であり、上記のような「従前居住地-再定住地補完型」再編の実現を支える関係であると考えられる。ただ、現実には、マイクロクレジットの関係は、地縁のような「空間を介した関係」や、血縁のような「非選択的關係」によって規定される場合がある。また、権利関係によって規定される場合もあると考えられる。そのため、社会関係および権利関係について、それぞれの継続・再編の実態を明らかにするだけでなく、相互の規定性を明らかにする必要がある。

以上を踏まえ、本章では、再定住地Gにおける被災者の生活・仕事の継続を支えた社会的環境の特徴を探るために、再定住地Gにおける社会関係および権利関係の継続・再編の実態を明らかにするとともに、マイクロクレジットの関係に対する地縁、血縁および権利関係の規定性を明らかにすることを目的とする。

第2項 災害復興におけるコミュニティ維持の取り組みと本研究の位置づけ

わが国では、阪神・淡路大震災（1995年）からの復興において、地域コミュニティの基盤となる人間関係や

注1) 第2章第6節を参照。

注2) 高田光雄：住宅復興における取り組み，復興10年総括検証・提言事業，兵庫県，2005や 竹原祐介，高田光雄，住田昌二，澤谷真紀子，山崎古都子：阪神・淡路大震災による被災者の住宅・住生活再建プロセスに関する研究，都市住宅学16号，pp.134-142,1996において指摘されている。

注3) 浦野正樹，吉井忠寛，大矢根 淳編：復興コミュニティ論入門（シリーズ災害と社会 第2巻），弘文堂，2007など。

居住空間への配慮を欠いた住宅復興の問題が指摘された。例えば、住宅再建に対する公的支援が本来多様である被災者の住宅再建過程の単線化を誘導したこと^{注2)}、災害復興公営住宅への特定階層の集中が地域コミュニティの希薄化と高齢者の孤独死の発生を招いたこと^{注3)}などの問題が指摘された。

新潟県中越地震（2004年）では、阪神・淡路大震災で得られた教訓とわが国の中山間地域の社会背景を考慮して、住宅復興において既存の集落コミュニティを維持する枠組みが採用されたとされている^{注4)}。多くの応急仮設住宅団地において集落単位での入居が行われ、従前集落における住宅の位置関係で部屋割が決められた事例も報告されている^{注5)}。

このように、わが国では近年における自然災害からの復興の経験を通じて、既存の地域コミュニティを維持することの重要性が認識されつつある。例えば、上記した新潟県中越地震の応急仮設住宅団地における地域コミュニティの維持は確かに評価される取り組みである。しかし一方で、地縁の維持という、やや一面的な地域コミュニティ像にもとづいた計画でもあった。住宅復興のフェーズが応急仮設住宅から恒久住宅へと移行するにと一般的に、被災者の居住地選択は個々の事情に応じて多様化していき、従前の地縁をベースとした地域コミュニティの維持は困難になっていくと考えられる^{注6)}。

本章では、被災者の生活再建を支える関係として、社会関係としての地縁、血縁、マイクロクレジットの関係、および権利関係としての住宅敷地所有・利用関係という、結合原理の異なる複数の関係の再編実態の把握を通じて、必ずしも地縁によらない地域コミュニティの継続のあり方を探る。

第3項 研究の方法

第2節においてまず、文化人類学分野の既往研究を参照して、スリランカのシンハラ人社会における世帯・家族を中心としたネットワークについて整理し、本研究における社会関係の分析単位である「世帯」の概念について述べる。つぎに、調査対象である再定住地Gの概要と従前居住地のペラナ村およびミリッサ村の特徴を述べ、2008年11月から2009年1月にかけて実施した実地調査の内容について述べる。

第3節ではまず、調査結果をもとに再定住地Gにおける社会関係および権利関係の再編の全体像を示す。つぎに、第3章でも検討した枠組みを適用し、関係相互の規定性を検証する。まず、地縁、血縁、マイクロクレジットの関係に着目して、社会関係の組み合わせの4パターンを示す。そして、「住宅移転前の従前居住地」、「住宅移転後の従前居住地」、「再定住地」という住宅移転の各段階における社会関係（地縁、血縁、マイクロクレジットの関係）の組み合わせパターンと住宅敷地所有・利用関係の分析を行い、マイクロクレジットの関係の継続に対する地縁、血縁、住宅敷地所有・利用関係の規定性について検証する。なお、マイクロクレジットの関係が維持されるどうかは世帯の経済状況にも左右されると考えられるため、上記の分析は、再定住地Gの主要な従前居住地であるペラナ村とミリッサ村の居住者の経済状況の違いに留意して行うものとする。

第4節では、本章で得られた知見をまとめ、自然災害からの復興における地域コミュニティの継続のあり方について考察し、小結とする。

注4) 同上, pp.123-125を参照。

注5) 同上, pp.124 および新潟県中越地震記録誌編集委員会(編):中越大震災 前編 - 雪が降る前に、ぎょうせい,2006を参照。

注6) 阪神・淡路大震災において、被災地に居住していた人々の25.3%が被害程度と関係なく震災後に居住地を移動したことが明らかにされている(林春男:阪神・淡路大震災からの生活復興 2001- パネル調査結果報告書, 京都大学防災研究所巨大災害研究センター・テクニカルレポート, 2001, p.23)。

また、新潟県中越地震においても、仮設住宅地への入居は基本的に既存の集落単位で行われたが、その後の恒久住宅の建設では個別の自力建設や、集落の分散が発生し、既存の集落コミュニティが大きく変容したと言われている(浦野正樹, 吉井忠寛, 大矢根淳編:復興コミュニティ論入門, 弘文堂, 2007, p.125 参照)。

第2節 調査と分析について

第1項 前提条件—シンハラ人社会の家族構造と社会関係

第3章第2節でも述べたように、社会人類学者の中根千枝は、本研究が対象とするシンハラ人社会を「両親とその未婚の子供から成る小家族」の家族構造モデルに該当する社会の典型例に位置づけている^{注7)}。

シンハラ人社会では一般的に、結婚した子供はすべて親から独立した住居を構え、生計の単位としても自立した世帯を形成することが理想とされている^{注8)}。現実には、結婚した子供が親と同居する場合もあるが、これはあくまで、経済的な事情などによる過渡的な居住形態であり、将来的には別居が志向されていると言われる。親と同居している場合も、子供世帯と親世帯は食事および生計の単位を明確に区別し、それぞれが自立した世帯を形成している^{注9)}。

一方で、シンハラ人社会では血縁・親族関係を通じて日常的に労働機会の共有や金銭・贈物の交換が行われている。また、インド洋津波後の非常時にも世帯間で金銭の融通や住居の間貸しなどの相互扶助が行われた^{注10)}。さらに、研究対象地域であるスリランカ南岸地域ではマイクロクレジットや「シートウワ」と呼ばれる頼母子講の活動が盛んであり、各世帯を代表して主に女性が活動に参加している。

このように、シンハラ人社会では、「世帯」を中心とする互助的なネットワークが形成されている。本章ではこういったスリランカ南岸のシンハラ人社会の社会構造を踏まえ、「世帯」を分析の単位として社会関係および権利関係の分析を行う。

第2項 調査対象の概要

1 スリランカ南部ウェリガマ郡の津波被災地と再定住地

図5-1に本研究の対象地域であるスリランカ南部ウェリガマ郡における再定住地の分布を示した。同郡では、第1章第3節でも述べたように、住宅復興において全14ヶ所の再定住地が内陸に建設され、被災前の住宅数の約12.3%にあたる1147戸が再定住地において供給された^{注11)}。

ウェリガマ郡を含め、スリランカ南岸の人々は主に漁業や水産加工業など、海との関わりが深い仕事に就いている。そのため同郡では居住地移転における生活と仕事の問題が特に顕著に表れると予想される。

また、「ワッタ」と呼ばれる地縁・血縁をベースとするコミュニティの居住者が複数の再定住地へと分散して

注7) 中根千枝：『家族の構造—社会人類学的分析』，東京大学出版会，1970

注8) 同上

注9) 高桑史子：『スリランカ海村の民族誌—開発・内戦・津波と人々の生活』，明石書店，2008 および N.Yalman：『Under the Bo Tree—Studies in Caste, Kinship & Marriage in the Interior of Ceylon』，University of California Press, 1967 を参照。

注10) インド洋津波被災直後の緊急時においても、血縁・親族関係を通じて住居の提供が行われるなど、世帯間の互助的な関係が機能した。詳細は補章を参照。

注11) ウェリガマ郡では人口約6.6万人、住宅数9332戸のうち、2004年12月のインド洋津波によって死者数345人、全半壊住宅数2810戸の被害が生じた。同郡の人口・住宅は文献 Department of Census and Statistics: Census of Population and Housing 2001, 2001 を、津波被害は Department of Census and Statistics: Final Report - Census on the buildings and people affected by the Tsunami disaster 2004, 2005 を参照。

注12) 再定住地における住宅供給戸数は、2008年5月にウェリガマ郡役所で行った聞き取り調査にもとづく。ウェリガマ郡では、一つの村から平均約2.8ヶ所の再定住地に分散して居住者が移住しており、まとまりの規模は平均約8.6世帯であった（第2章を参照）。



図 5-1 ウェリガマ郡における再定住地と従前村の分布
(調査をもとに筆者作成)



写真 5-1 (左) ペラナ村の浜辺：「オルー」と呼ばれる動力を持たない伝統的な木造の漁船が浜辺に並ぶ
写真 5-2 (右) ミリッサ村の漁港：動力付きボートや中型・大型漁船が停泊し冷蔵倉庫などの設備も備える

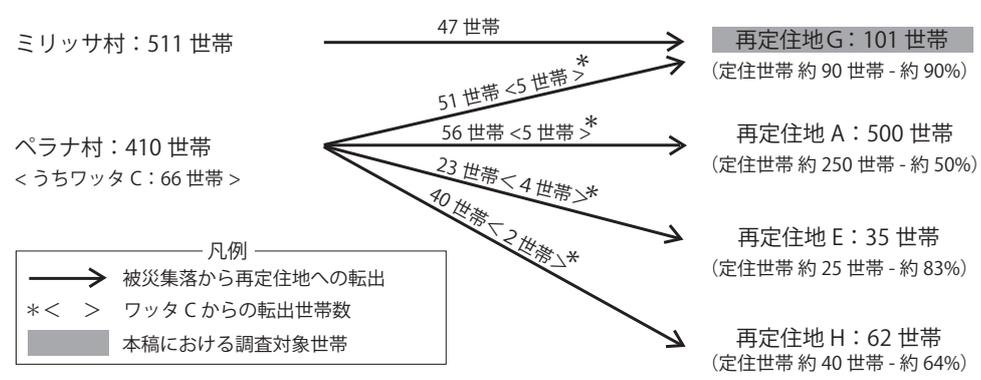


図 5-2 被災集落から再定住地への世帯移動と調査対象世帯
(行政資料および調査をもとに筆者作成、2009 年 1 月現在)

移住した結果、再定住地には複数のワッタが混在することで、居住者間の関係に混乱を招いており、コミュニティの問題が予想される^{注12)}。

2 二つの従前居住地—ペラナ村とミリッサ村

図 5-1 に本章における調査対象である再定住地 G およびその主要な従前居住地であるペラナ村、ミリッサ村の位置、および従前のワッタの位置を示した。また、図 5-2 にペラナ村およびミリッサ村から再定住地への世帯移動の内訳を示した。

津波被災前の世帯数は、ペラナ村が 511 世帯、ミリッサ村が 410 世帯であり、それぞれの村は「ワッタ」と呼ばれる小規模な集落で構成される^{注13)}。

図 5-3 に、第 4 章でも取り上げたペラナ村・ワッタ C の家屋配置と世帯分布を示した。第 3 章第 2 節でも述べたように、ワッタは通常、50 ～ 60 世帯程度で構成される比較的小規模な居住地であり、地縁・血縁をベースとしたコミュニティである。



図 5-3 ワッタ C の住宅配置と世帯分布
(調査をもとに筆者作成)

注 13) 津波被害統計によると、ペラナ村では住宅 377 戸のうち 244 戸が全壊し、ミリッサ村では 473 戸のうち 22 戸が全壊した (Department of Census and Statistics: Final Report - Census on the buildings and people affected by the Tsunami disaster 2004, 2005)。



図 5-4 再定住地 G の住宅配置と世帯分布
 (調査をもとに筆者作成)



写真 5-3 (左) 調査の様子：再定住地 G の各戸 (計 86 件) を訪問し、対面式アンケート調査を行った。
 写真 5-4 (右) GMSL ウェリガマ支部の職員：再定住地 G を含む地域で生活支援を提供する NGO の職員。

表 5-1 従前村別にみた再定住地 G の居住者の特徴
(調査をもとに筆者作成,2009年1月現在)

		ペラナ村	ミリッサ村 その他の村	
転入世帯 (世帯)		51	50	
定住世帯 (世帯)		49	41	
調査世帯 (世帯)		47	36	
人口 (人)		211	164	
職業 (人)	漁業	動力なし漁船	26	25
		動力あり漁船	7	16
		流通・加工業	8	4
	漁業 以外	工場勤務	6	7
		自営業・家内産業	12	8
		日雇い労働	3	0
		その他	5	2
	計		67	62
	漁業従事者率 (%)		61.7	72.6
	漁業収入の安定性		不安定	比較的安定
世帯 形態 (世帯)	核家族	夫婦と未婚子女	38	23
		夫婦のみ	2	1
		母または父と未婚子女	2	3
	拡大家族	親と同居	4	7
		親および兄弟姉妹と同居	1	0
	その他		0	2
	計		47	36

3 調査対象再定住地・バツダコナウィラワッタ再定住地

図 5-4 に再定住地 G の住宅配置と世帯分布を示した。再定住地 G はウェリガマ湾から約 1.2km 内陸の丘陵地帯に位置し、101 戸の戸建て住宅から成る。再定住地 G に転入した 101 世帯の従前村の内訳は、ペラナ村が 51 世帯、ミリッサ村が 47 世帯、その他の村が 3 世帯である。

表 5-1 に、2008 年 11 月時点で調査可能であった再定住地 G 居住者 83 世帯（ペラナ村 47 世帯、ミリッサ村 33 世帯、その他の村 3 世帯）の特徴を従前村別に示した。

ペラナ村とミリッサ村の居住世帯はともに漁業を主な生業とするが、従事する漁業の特徴が異なり、それに起因して世帯の経済状況も異なる。

すなわち、ペラナ村の漁業従事者は木造漁船や投げ網を用いた昔ながらの漁業に従事する者が多く、エンジン付きの漁船や地曳網を用いた近代的な漁業に従事する者が多いミリッサ村に比べて経済的に不安定である^{注 14)}。

表 5-1 に示したように、再定住地 G の居住者のうち 6 割強が漁業に従事するが、ペラナ村からの世帯はミリッサ村からの世帯に比べて収入が不安定である。なお、再定住地 G において、住宅移転の影響で漁業を継続できなくなった者はみられなかった。また、工場労働や自営業など漁業以外に従事する者もみられるが、同じく住宅移転によって仕事を継続できなくなった者はみられなかった。

なお、居住者の家族形態は、約 8 割が核家族であり、住宅移転前に比べて拡大家族の割合が低下し、核家族

注 14) B.Wijayaratne:Coastal Fisheries in Sri Lanka-Some Recommendations for Future Management UNU-Fisheries Training Programme Final Project 2001,The United Nation University,2003 によると、2003 年現在、スリランカの漁業従事世帯 12 万 6819 世帯の 9 割以上が船外機付小型漁船や無動力の伝統漁船、小型動力船を使用して沿岸魚を獲る小規模漁民である。

聞き取り調査によると、ペラナ村居住者は主に、動力無しの小型漁船で浜辺から漁に出るタイプであり、漁獲が天候や季節の影響を受けやすく不安定である。一方、ミリッサ村の居住者は主に、動力付きの中型・大型漁船で漁港から漁に出るタイプであり、漁獲が天候や季節の影響を受けにくく比較的安定している。

の割合が増加している。このことから、居住地移転にともない世帯分離が進んだことがわかる。

再定住地 G を調査対象とした理由はまず、漁業従事者の仕事の継続にとって不便な立地にあるにも関わらず、定住率が約 90% と非常に高い再定住地 G には、被災者の生活の生活・仕事の継続を支える、何らかの社会的条件が整っていたと推測されるからである^{注 15)}。また、居住者世帯の経済的安定性に差異がみられ、居住者間の関係の変化にある程度の多様性が観察されると推測されるからである。

第 3 項 調査内容と分析方法

1 調査内容—社会関係および権利関係の調査

2008 年 11 月時点における再定住地 G の居住者 90 世帯のうち調査が可能であった 86 世帯を対象として、「住宅移転前の従前居住地」、「住宅移転後の従前居住地」、「再定住地」における社会関係（地縁関係、血縁関係、マイクロクレジットの関係）および住宅敷地所有・利用関係を把握するために対面式アンケートを行った。

なお、本章において地縁とは「同じワッタおよび再定住地に居住する世帯のまとまり」、血縁は「2 親等以内の親族が構成員に含まれる世帯のまとまり」^{注 16)}、マイクロクレジットの関係は「同じマイクロクレジットのグループに所属する世帯のまとまり」とする^{注 17)}。

第 3 章でも検討したように、マイクロクレジットの関係は制度上、再定住地だけでなく従前居住地も含めてどのグループに参加するかを居住者が選択できることから、土地・空間に規定されない選択的關係であり、地縁や血縁といった非選択的關係とは結合原理が異なる関係である。また、マイクロクレジットの関係は、マイクロクレジットを提供する機関の職員などがグループ運営に関与するなど、居住者以外の者が介在する関係であり、友人関係（親しい友人など）、生業上の関係（漁業協同組合など）、宗教上の関係（寺院組織など）といった、基本的に居住者のみで形成される関係とは異なる。

本章では、居住者が空間に規定されずに選択することで生活再建に主体的に取り組み、かつ居住者どうしだけでなく居住者以外の者との関係を活用できる関係としてマイクロクレジットの関係に着目している。

2 分析—社会関係に対する規定性の分析

上述したように、マイクロクレジットの関係は原理上は空間的に規定されない選択的關係であるが、実際には地縁・血縁関係によってグループのメンバーが占められる場合もある。その場合、マイクロクレジットの関係は地縁・血縁に規定されており、事実上の選択性は低いものとなる。

そこで本稿は社会関係および住宅敷地所有・利用関係の組み合わせパタンの分析を通じて、マイクロクレジットの関係が地縁・血縁や住宅敷地所有・利用関係によらずに維持・継承されているかどうかを検証し、関係相互の規定性について検討する。

さらに、マイクロクレジットの関係の維持・継承に対して世帯の経済状況も影響すると考えられる。そのため本章では、居住者世帯の経済状況が従前村によって異なるということ、すなわちペラナ村の世帯は経済的に不安定であり、ミリッサ村の世帯は経済的に比較的安定であるということにも留意して上記の分析を行う。

注 15) 再定住地の定住率に影響を与える要因としてはまず、居住者の主な生業である漁業の継続が考えられる。第 2 章第 6 節でみたように、ウェリガマ郡では、海から離れて立地する再定住地ほど定住率が低下する傾向がみられた。しかし、再定住地・事例 A のように、海からそれほど離れていない再定住地であっても、定住率の低い再定住地がみられた。これには、再定住地・事例 A が、従前居住地のコミュニティの規模や地縁に対する配慮を欠いた計画であることが関連していると考えられ、生業の継続に加え、コミュニティの維持も再定住地の定住率に影響を与える要因であると考えられる。

注 16) 血縁・親族関係を介して行われる世帯間の相互扶助は、親と子供、兄弟姉妹の関係など概ね 2 親等以内の親族以内で行われる傾向があることが既往研究で指摘されている（高桑史子：スリランカ海村の民族誌 - 開発・内戦・津波と人々の生活，明石書店，2008 を参照）。

注 17) ウェリガマ郡ではインド洋津波以前から行政や NGO によるマイクロクレジットの活動が盛んであり、再定住地 G 居住者は再定住地で活動するマイクロクレジットのグループだけでなく従前居住地で活動するマイクロクレジットのグループにも参加している。

なお、調査は第4章に引き続き、再定住地Gで活動する現地のNGOであるグリーン・ムーブメント・オブ・スリランカ（Green Movement of Sri Lanka ; GMSL）の職員の協力を得て、2008年5月に予備調査を行い、2008年11月から2009年1月にかけて社会関係および住宅敷地所有・利用関係に関する対面式アンケート調査および住宅敷地の利用状況に関する目視調査を行った。調査には英語とシンハラ語を併用した。

第3節 社会関係および権利関係の継続・再編の実態

図5-5は、調査によって明らかになった、住宅移転前後における再定住地Gの居住者86世帯の社会関係および住宅敷地所有・利用関係の再編の実態を示したものである。

図5-5から、再定住地Gの居住者のうち59世帯が住宅移転前の従前居住地においてマイクロクレジットの関係を有していたこと、30世帯が住宅移転後の従前居住地においてマイクロクレジットの関係を有すること、49世帯が再定住地においてマイクロクレジットの関係を有することがわかる。

また、56世帯が住宅移転前の従前居住地において血縁を有していたこと、19世帯が住宅移転後の従前居住地において血縁を有すること、45世帯が再定住地において血縁を有することがわかる。

また図5-4と図5-5から、居住者の従前ワッタは計13ヶ所であり、従前ワッタの地縁がなるべく維持されるように再定住地の住宅配置が決められていることがわかる。

このように、再定住地Gでは従前居住地におけるマイクロクレジットの関係、血縁、地縁が再定住地だけではなく従前居住地を含む範囲で維持・継承されていることが明らかになった。

なお、居住者が「マイクロクレジットの関係を有する」とは、居住者がマイクロクレジットのグループに参加することを意味する。例えば、「住宅移転後の従前居住地においてマイクロクレジットの関係を有する」とは、再定住地居住者が従前居住地において活動するマイクロクレジットのグループに参加することを意味する。

また、居住者が「血縁を有する」とは、血縁の関係にある世帯が同じ居住地に居住することを意味する。例えば、「住宅移転後の従前居住地において血縁を有する」とは、再定住地居住者と血縁関係にある世帯が従前居住地に居住することを意味する（図5-5で*を付した世帯）。

第4節 社会関係相互の規定性の分析

第1項 社会関係の組み合わせの分類

社会関係の組み合わせパターン（以下、「組み合わせパターン」）には、「マイクロクレジットの関係と血縁ともに有する」（パターンⅠ）、「マイクロクレジットの関係のみ有する」（同Ⅱ）、「血縁のみ有する」（同Ⅲ）、「血縁とマイクロクレジットの関係ともになし」（同Ⅳ）の4パターンがある。

表5-2は、「住宅移転前の従前居住地」、「住宅移転後の従前居住地」、「再定住地」の各段階において、再定住地Gの居住者がどの組み合わせパターンと住宅敷地所有・利用関係を有するかを示したものである。

再定住地Gの居住者86世帯が、「住宅移転前の従前居住地」において有した組み合わせパターンの内訳は、パターンⅠが39世帯、パターンⅡが20世帯、パターンⅢが17世帯、パターンⅣが10世帯であった。

なお、地縁は組み合わせの要素から除外している。これは、全ての居住者が「住宅移転前の従前居住地」の地

< 血縁 >

< マイクロクレジット (MC) の関係 >

< 地縁と住宅敷地所有・利用関係 >

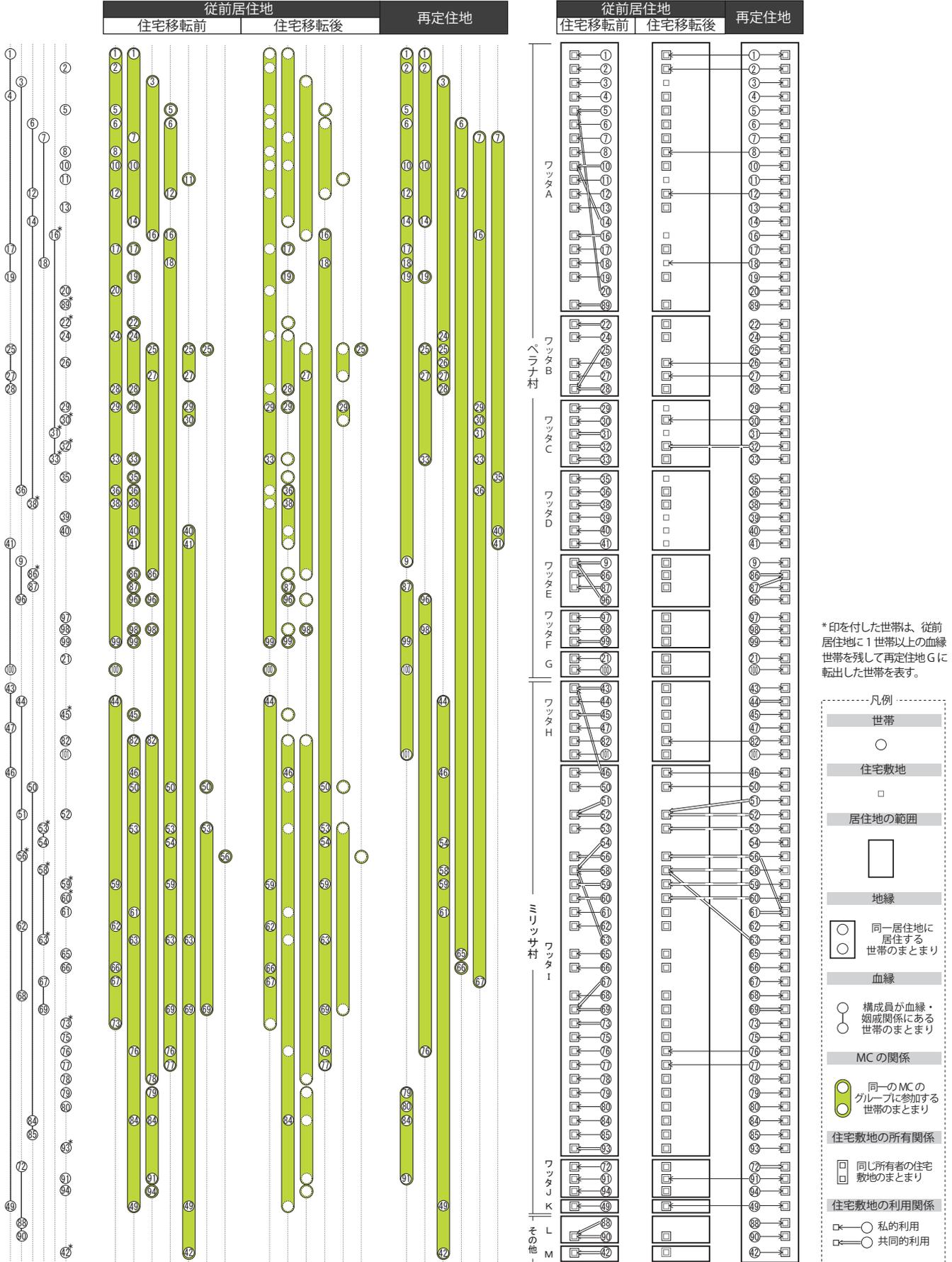


図 5-5 再定住地 G における社会関係および権利関係の継続・再編の全体像 (調査をもとに筆者作成)

表 5-2 再定住地 G における社会関係の組み合わせパターンと住宅敷地所有・利用関係

組み合わせ 番号	従前居住地		2) 住宅移転後の従前居住地	3) 再定住地
	1) 住宅移転前の従前居住地			
I	1 3 6 7 12 14 16 17 18 19 22 27 28 30 33 36 38 41 46 47 96 100 44 45 46 50 53 54 56 59 62 63 67 69 73 84 89 42	16 38 45 53 59 63	A 1 3 6 7 12 14 16 17 18 19 25 27 28 31 33 B 25 27 28 C 31 33 D 36 41 9 67 96 100 E 96 100 F 96 100 G 96 100 H 44 46 54 58 67 84 49 I 44 46 54 58 67 84 49 K 49	A 1 3 6 7 12 14 16 17 18 19 25 27 28 31 33 B 25 27 28 C 31 33 D 36 41 9 67 96 100 E 96 100 F 96 100 G 96 100 H 44 46 54 58 67 84 49 I 44 46 54 58 67 84 49 K 49
II	2 5 8 10 11 20 24 29 35 40 98 99 82 61 66 76 77 79 91 94	17 18 19 25 27 28 29 36 87 96 98 99 100 44 46 50 54 62 66 67 69 76 77 84	A 2 5 10 24 26 29 30 35 40 98 99 B 24 26 29 30 35 40 98 99 C 29 30 35 40 98 99 D 29 30 35 40 98 99 E 29 30 35 40 98 99 F 29 30 35 40 98 99 H 101 59 61 65 66 76 79 80 91 42 I 101 59 61 65 66 76 79 80 91 42 J 80 91 42 M 42	A 2 5 10 24 26 29 30 35 40 98 99 B 24 26 29 30 35 40 98 99 C 29 30 35 40 98 99 D 29 30 35 40 98 99 E 29 30 35 40 98 99 F 29 30 35 40 98 99 H 101 59 61 65 66 76 79 80 91 42 I 101 59 61 65 66 76 79 80 91 42 J 80 91 42 M 42
III	4 9 49 31 32 43 47 51 58 60 68 78 85 93 72 88 90	89 22 30 31 32 33 86 56 58 60 73 93 42	A 4 9 38 66 D 38 66 E 66 H 43 47 50 51 53 56 62 63 68 69 85 72 88 90 I 50 51 53 56 62 63 68 69 85 72 88 90 J 51 53 56 62 63 68 69 85 72 88 90 L 72 88 90	A 4 9 38 66 D 38 66 E 66 H 43 47 50 51 53 56 62 63 68 69 85 72 88 90 I 50 51 53 56 62 63 68 69 85 72 88 90 J 51 53 56 62 63 68 69 85 72 88 90 L 72 88 90
IV	13 26 39 97 21 101 52 65 75 80	1 2 3 4 5 6 7 8 10 11 12 13 14 20 24 26 35 39 40 41 9 97 21 43 47 82 101 52 61 65 68 75 78 79 80 85 72 91 49 94 88 90	A 8 11 13 20 89 22 82 89 97 21 B 20 89 22 82 89 97 21 C 20 89 22 82 89 97 21 D 20 89 22 82 89 97 21 F 20 89 22 82 89 97 21 G 20 89 22 82 89 97 21 H 45 82 52 60 73 75 77 78 93 94 I 45 82 52 60 73 75 77 78 93 94 J 52 60 73 75 77 78 93 94	A 8 11 13 20 89 22 82 89 97 21 B 20 89 22 82 89 97 21 C 20 89 22 82 89 97 21 D 20 89 22 82 89 97 21 F 20 89 22 82 89 97 21 G 20 89 22 82 89 97 21 H 45 82 52 60 73 75 77 78 93 94 I 45 82 52 60 73 75 77 78 93 94 J 52 60 73 75 77 78 93 94

(凡例) (上段の数字) ← ペラナ村から転入した世帯の世帯番号 (図 5-4, 図 5-5 と対応) 英字 ← ワッタ名 (図 5-5 と対応)
 (下段の数字) ← ミリッサ村、その他の村から転入した世帯の世帯番号 (図 4, 図 5 と対応) [数字 数字] ← 同じワッタから転入した世帯のまとまり

住宅敷地所有・利用関係: ◇ 共有敷地の共同利用 ○ 私有敷地の私的利用 □ 私有敷地の共同利用 なし 利用なし

「住宅敷地所有・利用関係」の変化: ◇ ■ ● (グレー) ……変化があったもの ◇ □ ○ (シロ) ……変化がなかったもの

表 5-3 従前居住地における住宅移転前後の組み合わせパターンの変化

移転後の 従前居住地 (2)		I	II	III	IV
					
(1) 移転前の 従前居住地	I	16 38 45 53 59 63	17 18 19 25 27 28 36 87 96 100 44 46 50 54 62 67 69 84	22 86 30 33 56 73 42	1 3 6 7 12 14 41 49
	II		29 98 99 66 76 77		2 5 8 10 11 20 24 35 40 82 61 79 91 94
III				89 31 32 58 60 93	4 9 43 47 51 68 78 85 72 88 90
IV					13 26 39 97 21 101 52 65 75 80

(上段の数字) ← ペラナ村から転入した世帯の世帯番号 (図 5-4, 図 5-5 と対応)

(下段の数字) ← ミリッサ村、その他の村から転入した世帯の世帯番号 (図 5-4, 図 5-5 と対応)

縁を有していたこと、「住宅移転後の従前居住地」の地縁を有さないこと、「再定住地」の地縁を有することは自明であるためである。ただし、再定住地における従前居住地の地縁（同じ村およびワッタから転入した世帯のまとまり）については表 5-2 に示しており、別途、本節第 4 項において検討する。

第 2 項 社会関係の組み合わせパターンとその変化

表 5-3 は、再定住地 G の居住者が「住宅移転前の従前居住地」において有した組み合わせパターンが、「住宅移転後の従前居住地」においてどのように変化したかを示したものである。

表 5-4 は、再定住地 G の居住者が「住宅移転前の従前居住地」において有した組み合わせパターンが、再定住地においてどのように変化したかを示したものである。

1 組み合わせ I - マイクロクレジットの関係と血縁ともにより

「住宅移転前の従前居住地」において組み合わせパターン I を有していた再定住地 G 居住者 39 世帯が、「住宅移転後の従前居住地」において有するパターンの内訳は、パターン I が 6 世帯、パターン II が 18 世帯、パターン III が 7 世帯、パターン IV が 8 世帯であった (表 5-3)。

すなわち、従前居住地において約 62% の世帯 (パターン I, II) が地縁によらずにマイクロクレジットの関係を維持しており、特に約 46% の世帯 (パターン II) は地縁・血縁によらずにマイクロクレジットの関係を維持している。

また、パターン I を有していた 39 世帯が再定住地において有するパターンの内訳は、パターン I が 25 世帯、パターン II が 3 世帯、パターン III が 8 世帯、パターン IV が 3 世帯であった (表 5-4)。

表 5-4 従前居住地と再定住地における組み合わせパタンの変化

再定住地 (3)		I	II	III	IV
I		1 3 6 7 12 14 16 17 18 19 25 27 28 33 36 41 87 96 100	30	38 86	22
		44 46 54 67 84 49	59 42	50 53 56 62 63 69	45 73
II			2 5 10 24 29 35 40 98 99		8 11 20
			61 66 76 79 91		82 77 94
III		9 31		4	89 32
		58		43 47 51 68 85 72	60 78 93 88 90
IV			26		13 39 97 21
			101 65 80		52 75

(上段の数字) ← ペラナ村から転入した世帯の世帯番号 (図54, 図55と対応)

(下段の数字) ← ミリッサ村、その他の村から転入した世帯の世帯番号 (図54, 図55と対応)

すなわち、再定住地において約72%の世帯(パタンI, II)がマイクロクレジットの関係を継承し、特に8%の世帯(パタンII)が血縁によらずにマイクロクレジットの関係を継承している。

2 組み合わせII—マイクロクレジットの関係のみあり

「住宅移転前の従前居住地」において組み合わせパタンIIを有していた再定住地G居住者20世帯が、「住宅移転後の従前居住地」において有するパタンの内訳は、パタンIが0世帯、パタンIIが6世帯、パタンIIIが0世帯、パタンIVが14世帯であった(表5-3)。

すなわち、従前居住地において30%の世帯(パタンII)が地縁・血縁によらずにマイクロクレジットの関係を維持している。

また、パタンIIを有していた20世帯が、再定住地において有するパタンの内訳はパタンIが0世帯、パタンIIが14世帯、パタンIIIが0世帯、パタンIVが6世帯であった(表5-4)。

すなわち、再定住地において70%の世帯(パタンII)が血縁によらずにマイクロクレジットの関係を継承している。

3 組み合わせIII—血縁のみあり

「住宅移転前の従前居住地」において組み合わせパタンIIIを有していた再定住地G居住者17世帯が、「住宅移転後の従前居住地」において有するパタンの内訳は、パタンIが0世帯、パタンIIが0世帯、パタンIIIが6世帯、

パタンⅣが 11 世帯であった（表 5-3）。

すなわち、従前居住地においてマイクロクレジットの関係を新たに形成した世帯は存在しない。

また、パタンⅢを有していた 17 世帯が、再定住地で有するパタンの内訳は、パタンⅠが 3 世帯、パタンⅡが 0 世帯、パタンⅢが 7 世帯、パタンⅣが 7 世帯であった（表 5-4）。

すなわち、再定住地において約 18% の世帯（パタンⅠ、Ⅱ）がマイクロクレジットの関係を新たに形成している。

4 組み合わせⅣ－マイクロクレジットの関係と血縁ともになし

「住宅移転前の従前居住地」において組み合わせパタンⅣを有していた再定住地 G 居住者 10 世帯が、「住宅移転後の従前居住地」において有するパタンの内訳はパタンⅠが 0 世帯、パタンⅡが 0 世帯、パタンⅢが 0 世帯、パタンⅣが 10 世帯であった（表 5-3）。

すなわち、従前居住地においてマイクロクレジットの関係を新たに形成した世帯は存在しない。

また、パタンⅣを有していた 10 世帯が、再定住地で有するパタンの内訳は、パタンⅠが 0 世帯、パタンⅡが 4 世帯、パタンⅢが 0 世帯、パタンⅣが 6 世帯であった（表 5-4）。

すなわち、再定住地において 40% の世帯（パタンⅠ、Ⅱ）が血縁によらずにマイクロクレジットの関係を形成している。

第 3 項 マイクロクレジットの関係と世帯の経済状況および従前の地縁の関連性

1 世帯の経済状況との関連性

マイクロクレジットの関係の維持・継承を従前村別にみると、従前居住地のマイクロクレジットに参加していた世帯は、ペラナ村から再定住地 G に転入した世帯（以下、「ペラナ村世帯」とする）が全 45 世帯のうち 35 世帯であり、ミリッサ村とその他の村から再定住地 G に転入した世帯（以下、「ミリッサ村世帯」とする）が全 41 世帯のうち 24 世帯であった。従前居住地において住宅移転後もマイクロクレジットへの参加を継続している世帯は、ペラナ村世帯が 15 世帯、ミリッサ村世帯が 15 世帯であった。再定住地においてマイクロクレジットに参加する世帯は、ペラナ村世帯が 32 世帯、ミリッサ村世帯が 17 世帯であった。

このように、ペラナ村世帯とミリッサ村世帯ともに多くの世帯がマイクロクレジットに参加しているが、ペラナ村世帯のほうがミリッサ村世帯よりも参加する世帯の割合が高い。先述したようにペラナ村世帯はミリッサ村世帯に比べて経済的に不安定である。これらを踏まえると、上記の分析結果は、経済的に不安定な居住者ほどマイクロクレジットをより必要としており、居住者にとってマイクロクレジットの関係が経済的な手段として重要であることを表していると考えられる。

2 従前の地縁との関連性

再定住地におけるマイクロクレジットに参加している世帯の内訳を従前ワッタ別にみると、ペラナ村・ワッタ A が 19 世帯のうち 13 世帯、同・ワッタ B が 6 世帯のうち 5 世帯、同・ワッタ C が 5 世帯のうち 4 世帯、同・ワッタ D が 6 世帯のうち 4 世帯、同・ワッタ E が 4 世帯のうち 3 世帯、同・ワッタ F が 3 世帯のうち 2 世帯、同・ワッタ G が 2 世帯のうち 1 世帯が参加している。

また、ミリッサ村・ワッタ H が 6 世帯のうち 2 世帯、同・ワッタ I が 28 世帯のうち 12 世帯、同・ワッタ J が 3 世帯のうち 1 世帯、同・ワッタ K が 1 世帯のうち 1 世帯、その他の村・ワッタ L が 2 世帯のうち 0 世帯、同・ワッタ M が 1 世帯のうち 1 世帯が参加している。

図 5-5 に示したように、再定住地においてマイクロクレジットに参加している 49 世帯のうち、32 世帯は従前ワッタが同じ世帯と同じマイクロクレジットのグループに参加している。つまり、6 割強の世帯が従前居住地で地縁関係にあった者とともに再定住地におけるマイクロクレジットのグループに参加している。

また、従前ワッタが同じ世帯と同じマイクロクレジットのグループに参加する 32 世帯のうち 19 世帯が再定

住地に血縁を有しており、同じマイクロクレジットのグループには参加しない17世帯も8世帯が再定住地に血縁を有する。

先述したように再定住地Gでは従前の村および血縁集団であるワッタのまとまりで住宅配置が決められたことから、マイクロクレジットのグループを結成する際に従前居住地の地縁および血縁が活用されたと考えられる。

第4項 マイクロクレジットの関係と権利関係の関連性

1 住宅移転前後の住宅敷地所有・利用関係の変化

再定住地G居住者86世帯の従前居住地における住宅敷地所有・利用関係の内訳は、「共有敷地の共同利用」が6世帯、「私有敷地の共同利用」が29世帯、「私有敷地の私的利用」が51世帯であった。

上記の「共有敷地の共同利用」世帯のうち5世帯が従前居住地に血縁を有し、「私有敷地の共同利用」世帯のうち26世帯が従前居住地に血縁を有していた。このことから、従前居住地においては、住宅敷地の共同所有や共同利用が主に血縁関係者間で行われていたと考えられる。

従前居住地において住宅敷地利用を継続している世帯は26世帯であり、そのうち「共有敷地の共同利用」が1世帯、「私有敷地の共同利用」が10世帯、「私有敷地の私的利用」が15世帯であった。従前居住地は仕事場に近く周辺に資源が豊富であるため、住宅移転後も従前居住地の住宅敷地が、漁業のための作業場や仮設の小屋、倉庫、野菜・果物の栽培などに利用されている。

再定住地における住宅敷地所有・利用関係の内訳は、「共有敷地の共同利用」が0世帯、「私有敷地の共同利用」が4世帯、「私有敷地私的利用」が82世帯であった。再定住地では住宅の私的所有権が居住者に与えられ、住宅敷地の共同利用がほとんど行われていない。

2 住宅敷地利用の継続との関連性

住宅移転後も従前居住地におけるマイクロクレジットに参加している再定住地居住者30世帯のうち、10世帯が従前居住地において住宅敷地の利用を継続している。マイクロクレジットのグループには、家庭菜園や雑貨店など、住宅敷地周辺での仕事を指導・奨励しているグループも存在しており、従前居住地における住宅敷地利用の継続がマイクロクレジットの関係の継続と関係している可能性がある。

一方、住宅移転後も従前居住地におけるマイクロクレジットに参加している再定住地居住者30世帯のうち20世帯は従前居住地における住宅敷地の利用を継続しておらず、さらにそのうち18世帯は従前居住地に血縁関係世帯が居住していないがマイクロクレジットに参加している。このことは、マイクロクレジットの関係が地縁、血縁、住宅敷地利用関係によらずに維持される場合があることを示している。

第4節 小結

本章では、入居後2年の時点で90%という高い定住率を維持していることから被災者の生活・仕事が継続している「成功」事例として位置づけられる再定住地Gにおいて、被災者の生活・仕事の継続を支えた社会的環境の特徴を探るために、社会関係（地縁、血縁、マイクロクレジットの関係）および権利関係（住宅敷地所有・利用関係）の継続・再編の実態を明らかにするとともに、マイクロクレジットの関係に対する地縁、血縁、住宅敷地所有・利用関係の規定性を明らかにした。

(1) 再定住地における社会関係および権利関係の継続・再編の実態

まず、再定住地Gの居住者86世帯のうち、59世帯が従前居住地においてマイクロクレジットのグループに参加していたこと、また、30世帯が住宅移転後もそれぞれの従前居住地におけるマイクロクレジットのグループに参加していることが明らかになった。さらに、49世帯が再定住地におけるマイクロクレジットのグループに参加していることが明らかになった。すなわち、再定住地Gの居住地移転において、マイクロクレジットの関係は居住地の範囲を超えて維持・形成されていることが明らかになった。

マイクロクレジットの関係が維持・形成されていることは、マイクロクレジットが生活・仕事を継続するための手段として居住者に重視されていることの表れである。このことは経済的に不安定なペラナ村世帯が経済的に比較的安定なミリッサ村世帯よりもマイクロクレジットに参加する世帯の割合が高いことから確認できた。

(2) 地縁・血縁以外の関係としてのマイクロクレジットの関係に対する地縁、血縁の規定性

さらに、マイクロクレジットの関係の維持・形成に対する地縁、血縁の影響の有無を、その他の変数（住宅敷地の所有・利用関係、世帯の経済状況）の影響を考慮して検証した。分析結果を以下に示す。

① 従前居住地におけるマイクロクレジットに参加する再定住地居住者30世帯のうち24世帯が従前居住地に血縁関係者が居住していなくともマイクロクレジットの関係を維持していること、20世帯が従前居住地の住宅敷地利用を継続していなくともマイクロクレジットの関係を維持していることが明らかになった。

これらの世帯は居住地の範囲を超えてマイクロクレジットの関係を維持していることから、マイクロクレジットの関係は地縁によらずに維持されると考えられ、さらに上記の結果からマイクロクレジットの関係は、地縁、血縁、住宅敷地利用関係によらずに維持されると考えられる。

② 再定住地におけるマイクロクレジットに参加する49世帯のうち、17世帯は従前居住地からの地縁関係者と異なるマイクロクレジットのグループに参加していること、21世帯が再定住地に血縁関係者が居住していなくともマイクロクレジットに参加していることが明らかになった。一方で、32世帯が従前居住地からの地縁関係者と同じマイクロクレジットのグループに参加し、そのうち19世帯が再定住地Gに血縁関係者が居住することが明らかになった。上記の結果は、再定住地においてマイクロクレジットの関係が形成される際、再定住地に継承された従前居住地の地縁や血縁が活用されたことを示唆する。

以上のように、再定住地Gの居住者にとってマイクロクレジットの関係は、「空間を介した関係」である地縁や、「非選択的關係」である血縁の関係ではない者との間でも維持・形成されていることが明らかになった。

マイクロクレジットの関係は原理上は確かに、土地・空間に規定されない選択的な関係である。しかし、伝統地域においては個人間の互助的な金融グループが、地縁・血縁関係者によって占められている場合も多くみられることから、マイクロクレジットの関係が実際上は、他の関係によって規定されていることも想定される。

しかし、上記の結果から、再定住地 G においてマイクロクレジットの関係は実際上、土地・空間に規定されない選択的な関係であることが検証された。この結果は、居住地移転の「成功」事例である再定住地 G では、居住者が地縁・血縁といった既存の関係以外の者とも相互の関係を認識する上で、マイクロクレジットの関係が役割を果たしたことを示唆する。

先述したように、災害後の居住地移転において既存の社会関係および権利関係を継続することが重要であるが、それらを再定住地の範囲だけで継続すること（「再定住地完結型」の再編）は現実的ではなく、再定住地だけでなく従前居住地も含めた範囲で継続すること（「従前居住地－再定住地補完型」の再編）が必要である。

上記の分析結果は、再定住地 G における被災者の生活・仕事の継続を支える社会的環境の条件として、既存の社会関係および権利関係が再定住地だけでなく従前居住地も含めた範囲で継続されたこと（「従前居住地－再定住地補完型」の再編）があったことを示唆する。また、そのような再編の実現には、マイクロクレジットの関係のような、土地・空間に規定されない選択的な関係の存在が重要であったことを示唆する。

第5章 参考文献

- ・高田光雄：住宅復興における取り組み，復興10年総括検証・提言事業，兵庫県，2005
- ・竹原祐介，高田光雄，住田昌二，澤谷真紀子，山崎古都子：阪神・淡路大震災による被災者の住宅・住生活再建プロセスに関する研究，都市住宅学16号，pp.134-142，1996
- ・浦野正樹，吉井忠寛，大矢根 淳編：復興コミュニティ論入門，弘文堂，2007
- ・兵庫県まちづくり部：住まい復興の記録 - ひょうご住宅復興3ヶ年計画の足跡，2000
- ・林春男：阪神・淡路大震災からの生活復興2001- パネル調査結果報告書，京都大学防災研究所巨大災害研究センター・テクニカルレポート，2001
- ・新潟県中越大震災記録誌編集委員会編：中越大震災 前編 - 雪が降る前に，ぎょうせい，2006
- ・中根千枝：家族の構造－社会人類学的分析，東京大学出版会，1970
- ・中根千枝：社会人類学 - アジア諸社会の考察，東京大学出版会，1987
- ・高桑史子：スリランカ海村社会の女性たち - 文化人類学的研究，八千代出版，2004
- ・高桑史子：スリランカ海村の民族誌 - 開発・内戦・津波と人々の生活，明石書店，2008
- ・M. Godelier：Au fondement des sociétés humaines -Ce que nous apprend l'anthropologie, Editions Albin Michel, 2007 (竹沢尚一郎訳，桑原知子訳：人類学の再構築 - 人間社会とはなにか，明石書店，2011)
- ・N.Yalman：Under the Bo Tree -Studies in Caste, Kinship & Marriage in the Interior of Ceylon, University of California Press, 1967
- ・Department of Census and Statistics：Census of Population and Housing 2001, 2001
- ・Department of Census and Statistics：Final Report - Census on the buildings and people affected by the Tsunami disaster 2004, 2005
- ・B.Wijayaratne：Coastal Fisheries in Sri Lanka-Some Recommendations for Future Management UNU-Fisheries Training Programme Final Project 2001, The United Nation University, 2003
- ・M.Yunus, A.Jolis：Banker to the Poor -The Autobiography of Muhammad Yunus, Founder of Grameen Bank, Oxford University Press, 1997 (猪熊弘子訳：ムハマド・ユヌス自伝 - 貧困なき世界をめざす銀行家，早川書房，1998)
- ・岡本真理子，吉田秀美，栗野晴子：マイクロファイナンス読本 - 途上国の貧困緩和と小規模金融，明石書店，1999
- ・三重野文晴：マイクロ・ファイナンスの金融メカニズム，絵所秀紀編，野上裕生編，穂坂光彦編：開発と貧困，pp.139-158，日本評論社，2004
- ・平松闊，宮垣元，星敦士，鶴飼孝造：社会ネットワークの研究・メソッド - 「つながり」を調査する，ミネルヴァ書房，2010
- ・金光淳：社会ネットワーク分析の基礎 - 社会的関係資本論にむけて，勁草書房，2003
- ・安田雪：実践ネットワーク分析 - 関係を解く理論と技法，新曜社，2001
- ・岩本隆茂，川俣甲子夫：シングルケース研究法 - 新しい実験計画法とその応用，勁草書房，1990
- ・D.H. Barlow and M.Hersen：Single case experimental designs -strategies for studying behavior change, Pergamon Press, 1984 (高木俊一郎，佐久間徹訳：一事例の実験デザイン - ケーススタディの基本と応用，二瓶社，1993)
- ・杉山尚子，島宗理，佐藤方哉，リチャード，W., マロット・マリア，E., マロット：行動分析学入門，産業図書，1998
- ・高野久紀：フィールド実験の歩き方，西條辰義編：実験経済学への招待，NTT 出版，pp.183-218，2007

第6章

再定住地における津波被災者の生活再建を支える社会関係とその役割

第1節 はじめに

第1項 本章の背景と目的

本章に先立ち第5章では、入居後2年経過時点で90%という高い定住率を維持していることから、居住地移転の「成功」とみなせる事例である再定住地Gを対象として、社会関係および権利関係の再編の実態を明らかにした。その結果、再定住地Gでは、既存の社会関係および権利関係が再定住地だけでなく従前居住地を含めた範囲で継続していることが明らかになった。また、そのような再編パタンの実現には、土地・空間に規定されない選択的関係であるマイクロクレジットの関係が介在していることが明らかになった。

上記の結果は、再定住地Gにおける被災者の生活・仕事の継続を支えた社会関係として、マイクロクレジットの関係が重要であったことを示唆するが、第5章ではマイクロクレジットの効果そのものは分析していない。上記の結果を踏まえて、再定住地Gにおける被災者の生活再建を支えた社会的環境の条件をより正確に把握するためには、被災者の生活再建に対するマイクロクレジットの効果を明らかにする必要がある。

以上を踏まえ本章では、再定住地における生活再建およびコミュニティ形成に対してマイクロクレジットには効果があったのか、あったとすればどのような内容の効果があったのかを明らかにすることを目的とする。

なお、既に述べたように本研究において、被災者の生活再建とは、被災者の生活と仕事が成り立っている状態を指す。第2章でも述べたように、再定住地には生活と仕事が成り立たずに放棄されている事例も多いことを踏まえ、本研究では再定住地が最低限達成すべき水準の観点から生活再建を定義している。第4章で行った社会関係の分析を踏まえ、本章では主に被災者の生活・仕事の継続の分析を行い、その上で両者の関連性を検討する。

また、本研究においてコミュニティとは、生活における何らかの共同によって結合する居住者間の関係を指し、コミュニティ形成とは、地縁、血縁などの既存の関係が継続しつつ、マイクロクレジットの関係のような別の関係が新たに形成されることを指す。本研究ではコミュニティを、「人を介した関係」と「空間を介した関係」、「選択的関係」と「非選択的関係」という分類にもとづいて、結合原理の異なる複数の関係の集合と捉えている^{注1)}。

第2項 既往研究と本章の位置づけ

ここでは第1章第4節でも取り上げた、災害復興における生活再建とコミュニティに関する既往研究、およびマイクロクレジットの効果に関する既往研究を踏まえて、本章における分析の枠組みを明確化する。

1 災害復興における生活再建とコミュニティに関する既往研究

災害復興における生活再建とコミュニティ形成に関する既往研究には、阪神・淡路大震災からの復興を扱った研究として、被災市街地における住宅再建と復興公営住宅団地の比較に関する研究^{注2)}、復興大規模団地におけるコミュニティ形成の現状に関する研究^{注3)}、復興住宅団地におけるパーソナル・ネットワークに関する研究^{注4)}、コレクティブ住宅のコミュニティ形成効果とその要因に関する研究^{注5)}、被災地市街地における居住者の「孤

注1) コミュニティ論には、1. 地域性に着目し、コミュニティを学校、郵便局、住区などの圏域と捉え、これら諸施設を介して形成される社会関係を分析する立場と、2. 共同性に着目し、コミュニティを共同生活のうちに把握する立場があり、後者にはさらに2-1. 社会的類似性、共属感などの精神的・心理的共同性に着目する立場（文化論、意味論として展開）と2-2. 学校、各種団体や組合などの機能的共同性に着目する立場（パーソナル・ネットワーク論、社会関係資本論として展開）がある（園田恭一：現代コミュニティ論，東京大学出版会，1978、高倉節子：住民の意識構造とコミュニティ形成，ぎょうせい，1993）。本研究の立場は2-2.に近いものであり、居住者の意識や心理ではなく、第三者が客観的に把握できる居住者間の関係からコミュニティを捉えている。

表 6-1 災害復興における生活再建とコミュニティ形成に関する既往研究における分析視点の整理

	コミュニティ形成の分析視点			
	社会的側面		空間的側面	
北後・樋口・室崎 ^{注2)} 「被災市街地と復興住宅団地の比較」	—	近所づきあい 自治会への参加 友人の数	居住地属性 (被災市街地か復興住宅団地か)	—
檜谷・谷元・平田・高田・柴田・篠田 ^{注3)} 「震災復興団地におけるコミュニティ形成」	入居者構成 (所得・年齢)	住宅管理組織	住棟構成・規模	—
柴田・檜谷・篠田 ^{注4)} 「復興住宅団地のパーソナル・ネットワーク」	親族関係	友人関係 サークル・行事参加	近隣関係	—
佐々木・上野・村谷 ^{注5)} 「コレクティブ住宅のコミュニティ形成効果」	—	近所づきあい (おすそわけの相手)	住棟・住戸配置	共同空間の利用・管理
塩崎・田中・堀田 ^{注6)} 「被災市街地における居住者の『孤立化』」	社会的接触 (あいさつ、視線の交錯など)	友人関係 (友人の数)	近隣関係	日常的接触の場
三浦・牧・小林 ^{注7)} 「災害復興住宅におけるコミュニティ変化」	町内会への所属	コミュニケーション 地域活動への参加	住宅形式 (積層集合住宅か戸建住宅か)	領域意識・行動 (近隣の範囲、扉の施錠など)
前田・高田・神吉 (本研究) 「再定住地の生活再建とコミュニティ形成」	血縁	マイクロレジットの関係	地縁	住宅所有・利用関係
	人を介した関係		空間を介した関係	
	非選択的關係	選択的關係	非選択的關係	—

* ■ は各研究においてコミュニティ形成の指標として扱われている要素であり、それ以外はコミュニティ形成と関連していると考えられている要素である。

孤立化」に関する研究^{注6)}などがある。また、雲仙岳災害の災害復興住宅におけるコミュニティの変化実態に関する研究^{注7)}がある。

これらの研究では「コミュニティ」自体が多義的な言葉であることもあり、「コミュニティ形成」の概念も一貫しているとは言えない。そこで本章では前述した関係の分類をもとに、表 6-1 に示したように、上記の研究におけるコミュニティ形成の分析枠組みの整理を試みた。

まず、コミュニティには人間関係や社会組織などの「社会的側面」と住宅の規模・配置や利用・管理などの「空間的側面」がある。いずれの研究も両方に着目しており、本研究も「人を介した関係」と「空間を介した関係」の両方に着目している。

またコミュニティには、地縁・血縁のような拘束性・全体性を特徴とする「非選択的關係」と友人関係のような非拘束性・個別性を特徴とする「選択的關係」がある。既往研究にはいずれかに着目したものもあるが、本研究では両方に着目している。

さらに、生活における共同の種類には「交流」と「協同」がある。既往研究にはコミュニティ形成の指標として、近所づきあい、おすそわけ、社会的接触、コミュニケーションなどの「交流」に着目した研究と、住宅管理組織などの「協同」に着目した研究がある。本研究は後者であり、マイクロレジットによる協同に着目する。

注 2) 北後明彦, 樋口大介, 室崎益輝: 阪神・淡路大震災からみた住宅再建支援のあり方—被災市街地における住宅再建と災害復興公営住宅団地の比較, 都市住宅学, 第 53 号, pp.86-97, 2006

注 3) 檜谷美恵子, 谷元ゆきえ, 平田延明, 高田光雄, 柴田和子, 篠田美紀: 住宅管理制度、管理の実態と共同意識—震災復興大規模団地におけるコミュニティ形成に関する研究 (1), 都市住宅学, 第 33 号, pp.75-81, 2001

注 4) 柴田和子, 檜谷美恵子, 篠田美紀: 復興住宅団地における高齢居住者のパーソナル・ネットワークと共同居留意識, 都市住宅学, 第 39 号, pp.111-116, 2002

注 5) 佐々木伸子, 上野勝代, 村谷絵美: コレクティブ住宅のコミュニティ形成効果とその要因—再開発受皿公営住宅におけるコレクティブ棟と一般棟の比較より, 日本建築学会計画系論文集, 第 580 号, pp.1-8, 2004

注 6) 塩崎賢明, 田中正人, 堀田祐三子: 被災市街地における住宅・市街地特性の変化と居住者の「孤立化」に関する研究—尼崎市築地地区の市街地復興事業を通して, 日本建築学会計画系論文集, 第 605 号, pp.119-126, 2006

注 7) 三浦研, 牧紀男, 小林正美: 雲仙岳災害に伴い建設された災害復興住宅におけるコミュニティの変化実態—地域防災力形成から見た構築環境の役割を視点として, 都市計画論文集, 第 31 巻, pp.811-816, 1996

2 マイクロクレジットの効果に関する既往研究

第5章でも取り上げたマイクロクレジットに関する研究は、建築学では小規模融資による住宅供給の可能性を論じた研究^{注8)} などがあるが、主要な成果は主に経済学、社会学などの社会科学分野に蓄積がある。しかしマイクロファイナンスの金融メカニズムに関する研究^{注9)} において、マイクロクレジットの効果とその機構には多様な解釈が成り立つことが示されているように、マイクロクレジットにはどのような効果があるのか、なぜ機能するのか、未解明な点が多くあり、さらなる実態解明が必要であると考えられる。マイクロクレジットの効果を地域との関わりから把握した既往研究には、マイクロクレジットの効果として所得向上などの経済的効果にくわえ地域開発への住民参加の促進などの社会的効果に着目した研究^{注10)} や、マイクロクレジットの成果を地域のインフラ整備状況や社会構造との関連から評価した研究^{注11)} などがある。

3 本章における分析の位置づけ

本章における分析は、スリランカ南岸における地縁・血縁をベースとしたコミュニティである「ワッタ」に着目し、「人を介した関係」かつ「選択的關係」であるマイクロクレジットの關係が、その他の「空間を介した関係」や「非選択的關係」とどのように関連しているかを居住地移転の事例に即して分析し、マイクロクレジットの効果をコミュニティの特性との関連から解明することを試みたものとして位置づけられる。

第3項 研究の方法

第2節では、第5章でも取り上げた再定住地Gの計画内容と居住者86世帯の特徴を踏まえ、再定住地Gの課題を整理する。また、住宅移転前後における生活の変化を踏まえ、どのような場合、「生活再建できている」とみなせるかを述べ、その上でマイクロクレジットの効果に関する調査の内容を述べる。

第3節では、再定住地Gにおいてマイクロクレジットを提供するNGOの職員に対する活動プロセスやグループ運営上の規範・ルールなどに関するヒアリング、およびマイクロクレジットを含む生計支援活動の参与観察をもとに、再定住地Gにおけるマイクロクレジットの活動経緯とその特色を明らかにする。

第4節では、生活再建に対するマイクロクレジットの効果を明らかにする。そのために、マイクロクレジットのメンバー46人の融資記録およびヒアリング調査をもとに、貯蓄・融資の利用実態（金額、用途など）、およびメンバーの生活・仕事の継続状況を明らかにし、そのうえで両者の関係性について考察する。なお本稿では、融資によって生活と仕事が成り立っているとみなせる事例が一つでも観察されれば、マイクロクレジットには「効果があった」と判断している。つまり、マイクロクレジットの効果について、その程度よりも内容を把握することに焦点を当てている。

第5節では、コミュニティ形成に対するマイクロクレジットの効果を明らかにするために、マイクロクレジットのメンバーの属性、世帯構成と生業、世帯間の社会関係を踏まえ、マイクロクレジットを通じた社会関係の継続および再編の実態を明らかにする。

注8) M.Kamruzzaman, 小倉暢之：小規模融資による住宅供給の可能性 - バングラデシュのグラミン銀行による住宅供給のケーススタディ, 日本建築学会計画系論文集 644号, pp.2149-2155, 2009

注9) 三重野文晴：マイクロファイナンスの金融メカニズム, 絵所秀紀, 野上裕生, 穂坂光彦編：開発と貧困, pp.139-158, 日本評論社, 2004

注10) 粟野晴子：小口金融活動から住民参加による地域開発へ - ジンバブエに見るその可能性と限界, 斎藤文彦編：参加型開発 - 貧しい人々が主役となる開発へ向けて, 日本評論社, pp.107-134, 2002

注11) 藤田幸一：農村開発におけるマイクロクレジットと小規模インフラ整備, 佐藤寛：開発援助とバングラデシュ, pp.281-304, アジア経済研究所, 1998

第2節 調査と分析について

第1項 調査再定住地の現況と課題

1 生活と仕事の継続

従前居住地であるワッタには不安定な住宅権利や水道・電気の未整備などの問題があったが、図6-1に示したように、幹線道路や浜辺・漁港に近接しており、商売や漁業に便利な立地であった。また、住宅周辺に食料や生計手段となる野菜や果物が豊富にあり、それらは特に居住者の多くを占める漁業従事世帯の生活を安定化する役



図6-1 再定住地 G とその従前居住地の立地
(Google Maps に筆者加筆)

表6-2 再定住地 G と従前居住地の立地条件の比較

		再定住地 G	従前居住地	
			ペラナ村	ミリッサ村
漁場への アクセス	浜辺	不便 (徒歩 30～50分)	便利 (徒歩 5分以内)	比較的便利 (徒歩 5分+路線バス 5分)
	漁港	不便 (徒歩 40～50分)	比較的便利 (徒歩 5分+路線バス 5分)	便利 (徒歩 5分以内)
市街地への アクセス		不便 (徒歩 20分+路線バス 10分)	比較的便利 (徒歩 5分+路線バス 5分)	比較的便利 (徒歩 5分+路線バス 10分)



図6-2 再定住地Gの住宅配置と世帯分布
(筆者作成)

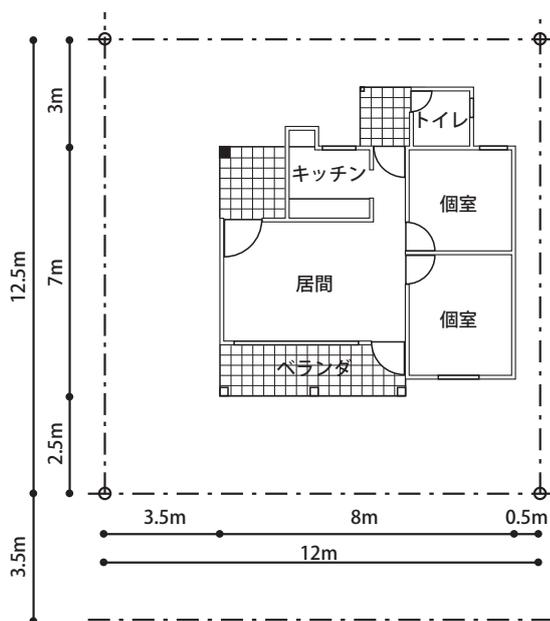


図6-3 再定住地Gの住宅平面図



写真6-1 再定住地Gの住宅：庭付きの戸建て住宅。
従前の住居に比べて住宅水準は改善されているが、敷地内の資源は乏しい。

表 6-3 従前村別にみた再定住地 G の居住者の特徴
(2009 年 10 月の調査をもとに作成)

		ペラナ村	ミリッサ村 その他の村	
転入世帯 (世帯)		51	50	
定住世帯 (世帯)		49	41	
調査世帯 (世帯)		47	36	
人口 (人)		211	164	
職業 (人)	漁業	動力なし漁船	26	25
		動力あり漁船	7	16
		流通・加工業	8	4
	漁業 以外	工場勤務	6	7
		自営業・家内産業	12	8
		日雇い労働	3	0
		その他	5	2
	計		67	62
	漁業従事者率 (%)		61.7	72.6
	漁業収入の安定性		不安定	比較的安定
世帯 形態 (世帯)	核家族	夫婦と未婚子女 (幼児含む)	26	11
		夫婦と未婚子女 (幼児含まない)	11	12
		夫婦のみ	2	1
		母または父と未婚子女	2	3
	拡大家族	親と同居	4	7
		親および兄弟姉妹と同居	1	0
	その他		0	2
	計		47	36
耐久 消費財 普及率 (%)	テレビ		63.8	69.4
	冷蔵庫		6.9	14.9
	自転車		61.7	52.8
	バイク		14.9	5.6
	電話		21.3	19.4

割を果たしていた。表 6-3 に示したように、再定住地 G の居住者の約 67% が漁業に従事している。

一方、再定住地 G は安定的な住宅権利と水道・電気が提供されており、先述したような居住環境上の問題の緩和がみられる。しかし、図 6-1 に示したように、浜辺・漁港やウェリガマ市街地から離れた丘陵地帯にあり、生活・仕事の継続にとって不便な立地である。表 6-2 に再定住地と従前居住地の立地条件の比較を示した。居住者の移動手段は主に徒歩や自転車、路線バスであり仕事や買物などのための移動の負担が増加している。さらに、再定住地 G には従前居住地と比べて食糧や生計手段となる資源が乏しい。

このように再定住地 G では従前より生活利便性が低下しており、生活と仕事を成り立てることが困難である。このことを踏まえ、本章では、①漁業や日雇労働などの主な仕事、②干魚加工や家庭菜園などの主でないが収入の安定に役立つ仕事、③買物、医療、教育など日常生活のための消費、という最低限の生活・仕事が行われている場合、「生活再建できている」とみなすものとする。

2 コミュニティの形成

再定住地 G の従前居住地は主に、ペラナ村とミリッサ村という、ウェリガマ湾岸において漁業を主な生業と

注 12) ペラナ村には動力なしの小型漁船を使用して浜辺から出漁する昔ながらの漁業に従事する者が多く、ミリッサ村には動力付きの中型・大型漁船を使用して漁港から出漁する近代的な漁業に従事する者が多い。ペラナ村はミリッサ村に比べて漁獲が天候や気候の影響を受けやすく、経済的に不安定な傾向がある。

する村である。第4章でも述べたように、ペラナ村とミリッサ村では漁業の特徴が異なり、居住者の経済状況も異なる^{注12)}。図6-1に示したように、各村はさらに複数のワッタで構成されており、ワッタには親族やカーस्टの集住がみられる。再定住地Gの計画(図6-2)では従前村・従前ワッタの地縁をなるべく維持するという配慮が行われたが、全体としては従前居住地の異なる居住者が混在している。さらに、再定住地への移住とともに世帯分離が進んでおり、従前居住地では拡大家族が多くみられたが、再定住地では核家族が主な世帯形態となっている(表6-3)。再定住地においても生活の様々な面で居住者の共同が必要であると予想されるが、知り合いや親族が少ないことに不安を覚える者や、経済状況やカーस्टが異なる者との接触を避ける者も再定住地Gにはおり、コミュニティ形成が困難となっている。

第2項 調査内容－マイクロクレジットの効果に関する調査

1 マイクロクレジット提供機関-GMSL

再定住地Gでは2006年12月の入居開始以来、第4章、第5章でも取り上げた、グリーン・ムーブメント・オブ・スリランカ(Green Movement of Sri Lanka; GMSL)という環境保全と貧困緩和に取り組む現地のNGOが活動しており、女性職員5名が中心となって居住者の生活を支援している。

2 調査内容－貯蓄・融資記録の閲覧とヒアリング

GMSLが提供するマイクロクレジットの効果を把握する上でまず、再定住地GにおけるGMSLの活動について職員へのヒアリングと参与観察を2008年11月、2009年10月、2010年10月に実施し、再定住地Gのマイクロクレジットの特色を把握した。その上で2008年5月から2010年4月までのマイクロクレジットのメンバー46人の貯蓄と融資利用を記録した帳簿、申請書、領収書の調査とメンバーへのヒアリングを2010年10月に実施した。調査はGMSL職員の補助を得て行い、言語は英語とシンハラ語を併用した。なお、社会関係の再編実態のデータは、第5章で述べた2008年11月、2009年10月に実施した調査によって得たものである。

第3節 再定住地におけるマイクロクレジットの活動経緯とその特色

1 再定住地におけるマイクロクレジットの活動経緯

表6-4に示したように、2010年4月現在、GMSLが提供するマイクロクレジットには46人のメンバーが参加しており、6つの貯蓄グループが活動している。図6-4に再定住地GにおいてGMSLが提供してきたマイクロクレジットを含む生活支援活動の経緯を示した。

GMSLは2007年1月上旬に居住者全員に対してモニタリングと説明会を実施し、2007年1月下旬からは希望者に対して機材や材料を配布し、家庭ごみの再利用や家庭菜園などの奨励・指導を行った。これらは、居住者に住宅敷地空間の整備と活用を促す活動の一つである。と同時に、居住者が住宅周辺の資源を有効に活用することで支出を節約しマイクロクレジットに参加するための資金を捻出しやすくするという狙いがあり、貯蓄グループの運営を開始するための準備段階の活動の一つでもある。

2007年6月からはGMSL職員が中心となって子供会や婦人会などの住民組織を結成し、各種の活動を通じて居住者間の交流を促すとともに、職員が居住者どうしの相性やマイクロクレジットへの適性を把握した。

2007年12月に貯蓄グループが結成され運営を開始した。メンバーは原則として同じ街区の居住者で構成され、さらにリーダーと書記が選ばれる。メンバーやリーダーは居住者どうしの話し合いで選出されるが、GMSL

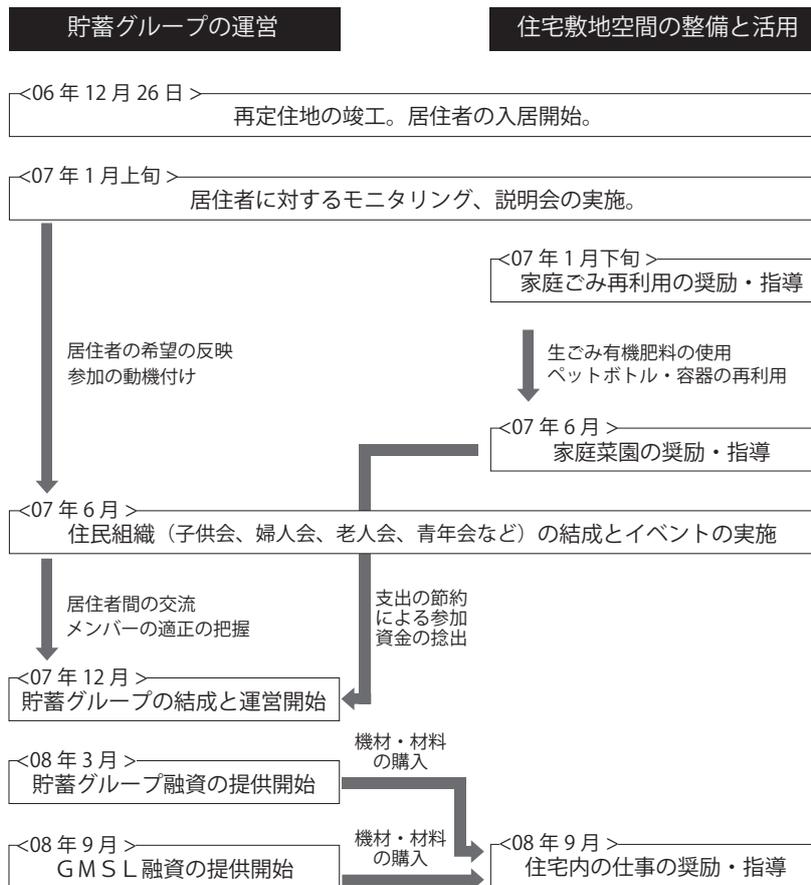


図 6-4 再定住地 G におけるマイクロクレジットの活動経緯
(筆者作成)



写真 6-2 (左) マイクロクレジットの集会：毎週誰かの家にグループのメンバーと NGO 職員が集まる
写真 6-3 (右) 家庭菜園の講習会：野菜・果物の栽培や調理の方法などについて NGO 職員が指導する

職員が適宜、居住者の相性や適性をみて選出を手助けする。なお、選ばれたメンバーは全て女性であった^{注13)}。

貯蓄グループは毎週誰かの家で集会を行い、メンバーは毎回出席する義務がある。集会では貯蓄や融資の手続きのほか、グループ運営の議論や生活情報の交換が行われる。メンバーは毎回最低 10Rs. をグループに支払う義務があり、それは後述する貯蓄グループ融資の資金となる。また、個人的に任意の金額を貯蓄してもよい。なお、GMSL 職員が集会に毎会同席し、運営の手助けや不正の監視を行う。

貯蓄グループ結成以降も住宅敷地空間の整備と活用を促す活動は継続しており、マイクロクレジットを通じて得られた資金や知識を活かして住宅敷地内の仕事を指導・奨励するなど、充実化を図っている。

2 再定住地におけるマイクロクレジットの特色

再定住地 G のマイクロクレジットのグループは 10 人以上のものもあり、原則 5 人とするグラミン銀行など一般的なマイクロクレジットのグループに比べると規模が大きい。グループの規模が大きくなると融資の返済率が低下する傾向があるが、再定住地 G におけるマイクロクレジットでは、初期グラミン銀行の連帯責任制のような融資の返済を強制する手段は実質備えておらず、後で詳しく述べるように、関係者の相互の認識にもとづいて自主的に融資を返済するような仕組みが採用されているという特色がある^{注14)}。

また、既往研究^{注15)}ではマイクロクレジットの実施にあたって地理的条件を考慮する必要性が指摘されているが、再定住地 G のマイクロクレジットは貯蓄グループの運営が住宅敷地空間の整備・活用と共に進められており、生活利便性の低い再定住地の居住環境の特徴が考慮されているという特色もある。

第4節 融資・貯蓄の利用と生活・仕事の継続の関連性

第1項 貯蓄グループごとの融資の借入・返済と貯蓄の実績

表 6-4 に再定住地 G のマイクロクレジットにおける融資の借入・返済と資金調達状況を貯蓄グループごとに示した。融資の種類には GMSL 融資と貯蓄グループ融資がある。後で詳しく述べるように、前者は GMSL の資金による融資であり、後者は貯蓄グループの資金による融資である。

融資の返済率は全体的に高く、貯蓄グループ融資の返済率はグループ F を除いて 90% 以上であり、GMSL 融資の返済率は全てのグループにおいて 100% である。一方、融資の借入額はグループ間で差があり、貯蓄グループ融資の一人あたり借入額はグループ A とグループ B が突出している。GMSL 融資の一人あたり借入額は貯蓄グループ融資に比べてグループ間の差が小さい^{注16)}。

注 13) マイクロクレジットのメンバーを女性に限るという規定は特には存在しないが、結果的に全て女性となっている。その背景には、男性は漁や仕事に出ていて居住地を不在にしていることが多いこと、家庭運営に責任を持つ妻がお金を管理することを前提として融資が行われることなどの事情があると考えられる。

注 14) 連帯責任制は、バングラデシュ・グラミン銀行の初期のスキーム（グラミン・クラシック・システム）の代表的手法として知られる（岡本真理子、吉田秀美、栗野晴子編：マイクロファイナンス読本 - 途上国の貧困緩和と小規模金融、明石書店、1999）。再定住地 G の MC も融資の返済責任は最終的にグループにあるが、実際には借り手の返済が困難になった場合に連帯責任が適用されることはないという。本文中で後述するように、再定住地 G の MC では高い返済率を確保する手段として、返済パフォーマンスを次の融資条件に反映させるしくみ（利率、貸付限度額など）や職員による頻繁な声かけなどが実施されている。

注 15) 藤田幸一：農村開発におけるマイクロクレジットと小規模インフラ整備、佐藤寛：開発援助とバングラデシュ、pp.281-304、アジア経済研究所、1998

注 16) 本文中で後述するように、貯蓄グループ融資はメンバー自身が貸し手になるしくみであり、メンバーが自分たちの裁量で融資を増やしていくことができる。一方、GMSL 融資は GMSL が貸し手であり、できるだけ全てのメンバーおよびグループに均等に融資が行われるように管理されている。

貯蓄グループの資金調達、融資の利子の還元とメンバーの貯蓄によって行われる。融資の借入が多いグループほど利子の還元は必然的に多くなる。また、融資の借入が多いグループほどメンバーの貯蓄額が多くなる傾向がある。ただし、グループCは融資の借入は多いが一人当たり貯蓄額は最も少ない^{注17)}。

第2項 GMSL 融資の仕組みとその利用の実態

1 GMSL 融資の仕組み

GMSL 融資の希望者はまず、融資の利用目的と希望金額を記載した申請書を GMSL 職員に提出する。審査を経て申請が認められると、ルール遵守の誓約、他のメンバーの同意の署名、返済計画を記載した同意書を提出する。1回の融資額は3千ルピー（Sri Lanka Rupee ; Rs.）から1万Rs.程度であり、借り入れの翌月から返済を始め、半年から1年かけて返済を完了する。融資の利率は10%であり、そのうち7%が本部に支払われ、3%が各貯蓄グループの資金に均等に配分される。返済の遅延や貸し倒れを防ぐために毎週の返済が奨励され、また、GMSL 職員が借り手に頻繁に声をかけ、返済が滞っている場合は家まで訪ねて行って催促したり相談に応じたりする。

表6-4 貯蓄グループごとの融資の借入・返済
(2008年5月から2010年4月までの期間の記録。2010年10月の調査をもとに作成)

グループ番号	メンバー人数	融資の借入・返済							
		貯蓄グループ融資				GMSL 融資			
		借入回数	借入総額 (Rs.)	一人あたり借入額 (Rs.) [順位]	返済率 (%)	借入回数	借入総額 (Rs.)	一人あたり借入額 (Rs.) [順位]	返済率 (%)
A	9	101	420,750	46,750 [1]	100.0	5	23,000	2,556 [4]	100.0
B	6	40	122,100	20,350 [2]	100.0	4	10,450	1,742 [6]	100.0
C	12	84	128,550	10,713 [3]	100.0	12	66,500	5,542 [1]	100.0
D	5	28	41,400	8,280 [4]	92.3	3	15,000	3,000 [3]	100.0
E	9	24	44,250	4,917 [5]	96.0	5	24,000	2,111 [5]	100.0
F	5	18	23,900	4,780 [6]	68.2	5	24,500	4,900 [2]	100.0

1Rs. (スリランカ・ルピー) = 約0.9円 (2010年4月現在)

表6-5 貯蓄グループごとの資金調達
(2008年5月から2010年4月までの期間の記録。2010年10月の調査をもとに作成)

グループ番号	メンバー人数	資金の調達			
		融資利子の還元		メンバーの貯蓄	
		還元総額 (Rs.)	一人あたり還元額 (Rs.) [順位]	貯蓄総額 (Rs.)	一人あたり貯蓄額 (Rs.) [順位]
A	9	23,150	2,572 [1]	55,290	6,143 [2]
B	6	12,838	2,140 [2]	49,765	8,294 [1]
C	12	13,124	1,094 [4]	34,920	2,910 [6]
D	5	9,220	1,844 [3]	24,545	4,909 [3]
E	9	不明 (*)	不明 (*) [-]	33,845	3,761 [5]
F	5	4,798	960 [5]	20,607	4,121 [4]

*グループEでは記録の一部に不正があったことがGMSLの調べによりわかったため融資利子還元額は「不明」としている。

注17) グループFはメンバーの融資に対するニーズが高いが、メンバーの数が13人と多いため貯蓄グループ融資の順番が回って来るまで時間がかかる。このことがメンバーの貯蓄に対する消極性に関連していると考えられる。

表 6-6 メンバーごとにみた融資の利用実態
(2010年10月の調査をもとに作成)

グループ番号	メンバー番号	世帯番号	融資利用実態					
			グループ融資			GMSL 融資		
			借入回数	借入総額 (RS.)	主な用途	借入回数	借入総額 (RS.)	用途
A	1	44	14	77,200	干魚業 漁業 食費 交通費	0	0	-
	2	61	13	67,700	雑貨店業 食品業 漁業 食費 医療費	1	5,000	雑貨店業
	3	49	13	57,300	衣類仕立て業 干魚業 漁業	1	4,500	衣類仕立て業
	4	59	13	48,000	漁業 医療費 仕送り	0	0	-
	5	54	11	46,500	干魚業 食費 交通費 教育費	0	0	-
	6	58	10	43,650	漁業	0	0	-
	7	47	13	37,000	ヤシ殻繊維業 食品業 医療費 教育費	1	4,500	ヤシ殻繊維業
	8	42	7	30,400	手芸 香辛料販売業 雑貨店業	1	4,000	手芸
	9	-	7	13,000	雑貨流通業	1	5,000	雑貨流通業
B	10	25	9	37,500	漁業 教育費 食費 交通費	1	5,000	漁業
	11	28	7	26,500	食品業 漁業	1	2,450	食品業
	12	24	10	20,500	干魚業 漁業	1	1,500	干魚業
	13	27	5	16,000	干魚業 漁業 食費 交通費	1	1,500	ヤシ殻繊維業
	14	3	5	14,000	干魚業 家庭菜園	0	0	-
	15	23	4	7,600	教育費 食費 交通費	0	0	-
	16	12	6	15,000	手芸 干魚業 漁業 医療費 食費	2	16,000	手芸 干魚業
	17	4	9	14,000	雑貨店業 石工業 教育費	1	5,000	石工業
	18	6	8	13,500	漁業 食費 交通費 光熱費	1	6,500	漁業
C	19	13	7	13,500	ココナッツ販売業 医療費 交通費	1	4,000	ココナッツ販売業
	20	11	8	12,000	漁業 食費 光熱費 交通費	1	5,000	漁業
	21	19	7	11,500	干魚業 漁業 教育費	1	5,000	漁業
	22	10	8	10,750	漁業 食費 交通費	1	5,000	漁業
	23	2	8	10,000	ココナッツ販売業 漁業 医療費	1	5,000	ココナッツ販売業
	24	14	7	10,000	衣類仕立て業 食費 交通費	1	5,000	衣類仕立て業
	25	1	7	8,700	石工業 教育費	0	0	-
	26	9	5	5,100	漁業	1	5,000	漁業
	27	17	4	4,500	漁業 食費 衣類費	1	5,000	漁業
D	28	78	8	21,100	干魚業 漁業 教育費 医療費	0	0	-
	29	79	7	5,200	医療費 食費 交通費	1	5,000	手芸 (準備中)
	30	81	5	5,100	-	0	0	-
	31	94	5	5,000	家庭菜園 教育費	1	5,000	家庭菜園
	32	76	3	5,000	漁業 教育費 交通費	1	5,000	漁業
	33	29	5	13,950	雑貨店業 織物販売業 教育費	1	4,000	雑貨店業
	34	33	4	6,000	漁業	0	0	-
	35	30	2	6,000	漁業	0	0	-
	36	7	4	5,500	漁業 食費 交通費	1	5,000	漁業
E	37	16	4	5,000	教育費 医療費	1	5,000	漁業
	38	21	2	4,000	雑貨店業 医療費	1	5,000	雑貨店業
	39	36	3	3,800	食費 交通費 医療費	1	5,000	干魚販売業
	40	31	0	0	-	0	0	-
	41	32	0	0	-	0	0	-
	42	91	7	10,500	織物販売業 手芸 医療費	1	5,000	織物販売業
	43	100	3	5,500	漁業 医療費 教育費	1	5,000	漁業
	44	82	2	4,000	手芸 教育費	0	0	-
	45	99	2	2,500	ヤシ殻繊維業 食品業	2	11,500	ヤシ殻繊維業 漁業
F	46	101	4	1,400	ヤシ殻繊維業	1	3,000	ヤシ殻繊維業

(凡例) 融資の用途 : 本人の仕事に利用 : 本人以外の仕事に利用
 : 仕事以外の生活に利用 - : 該当しない

表 6-7 メンバーごとの世帯構成と仕事
(2008年11月,2009年10月,2010年10月の調査をもとに作成)

グループ番号	メンバー番号	基本属性			世帯構成と仕事			
		性別	年齢	世帯番号	世帯		仕事	
					人数	世帯形態	本人の仕事	本人以外の仕事
A	1	女	41	44	4	核	干魚業	漁業(動力あり漁船) 漁業(動力なし漁船)
	2	女	30	61	3	核	食品業 雑貨店業	漁業(流通)
	3	女	34	49	6	核(幼)	衣類仕立て業	漁業(動力なし漁船)
	4	女	40	59	2	他	なし	漁業(動力なし漁船)
	5	女	33	54	4	核(幼)	干魚業	漁業(動力なし漁船)
	6	女	55	58	6	拡大	なし	漁業(流通) 工場勤務 漁業(動力あり漁船)
	7	女	47	47	7	拡大	ヤシ殻繊維業 食品業	漁業(動力なし漁船) 工場勤務 工場勤務
	8	女	25	42	2	核	雑貨店業 手芸 食品業	三輪タクシー運転手
	9	女	55	-	4	核	雑貨流通業	なし
B	10	女	26	25	4	核(幼)	なし	漁業(動力なし漁船)
	11	女	35	28	4	核(幼)	食品業	漁業(流通)
	12	女	42	24	5	拡大	干魚業	漁業(流通)
	13	女	55	27	4	核	ヤシ殻繊維業 ココナッツ販売業	漁業(動力なし漁船) 干魚業 工場勤務
	14	女	39	3	5	核	干魚業	漁業(動力あり漁船)
	15	女	44	23	3	核	なし	漁業(動力なし漁船) ホテル勤務
	16	女	39	12	5	核	干魚業	漁業(動力あり漁船) 手芸
	17	女	47	4	4	核	雑貨店業	石工 工場勤務 漁業(動力なし漁船)
	18	女	32	6	4	核(幼)	ココナッツ販売業 家庭菜園	漁業(動力あり漁船)
C	19	女	28	13	5	核(幼)	ココナッツ販売業	漁業(動力なし漁船)
	20	女	34	11	5	核(幼)	なし	漁業(動力なし漁船)
	21	女	28	19	4	核(幼)	干魚業	漁業(動力あり漁船)
	22	女	32	10	5	核(幼)	なし	漁業(動力なし漁船)
	23	女	46	2	7	拡大	ココナッツ販売業	漁業(動力あり漁船) 漁業(動力なし漁船)
	24	女	36	14	3	核(単)	衣類仕立て業	なし
	25	女	40	1	3	核	なし	石工
	26	女	29	9	4	核(幼)	なし	漁業(動力なし漁船)
	27	女	27	17	4	拡大	なし	漁業(動力あり漁船)
D	28	女	42	78	5	核	干魚業	漁業(動力なし漁船) 工場勤務
	29	女	62	79	4	核	なし	工場勤務
	30	女	*	81	*	*	*	*
	31	女	37	94	4	核	家庭菜園	漁業(動力なし漁船)
	32	女	60	76	3	核	なし	漁業(動力なし漁船)
E	33	女	40	29	7	核(幼)	雑貨店業 衣類販売業	漁業(動力あり漁船) 工場勤務
	34	女	40	33	6	核(幼)	なし	漁業(流通)
	35	女	25	30	4	核(幼)	なし	漁業(動力あり漁船)
	36	女	38	7	4	核(幼)	なし	漁業(動力あり漁船)
	37	女	32	16	4	核(幼)	なし	商店勤務 漁業(動力なし漁船)
	38	女	58	21	2	核	雑貨店業	なし
	39	女	39	36	6	核(幼)	なし	漁業(動力あり漁船)
	40	女	26	31	4	拡大	なし	漁業(動力なし漁船)
	41	女	22	32	2	核	なし	漁業(流通)
F	42	女	51	91	5	核(単)	手芸 織物販売業	漁業(動力あり漁船)
	43	女	37	100	5	核(幼)	なし	漁業(動力なし漁船)
	44	女	40	82	6	核	手芸	漁業(動力あり漁船)
	45	女	37	99	4	核(幼)	ヤシ殻繊維業 食品業	漁業(流通)
	46	女	75	101	5	拡大	女中	工場勤務

(凡例) 世帯形態 核：夫婦と未婚子女(幼児含まない) もしくは夫婦のみ 核(幼)：夫婦と未婚子女(幼児含む)
核(単)：父または母と未婚子女 拡大：拡大家族 他：その他
仕事 □：住宅および住宅敷地を活用する仕事 なし：住宅および住宅敷地を活用しない仕事
(*メンバー番号30は年齢、世帯形態、仕事不明、メンバー番号9は再定住地Gの居住者ではないが参加している)

表 6-8 メンバーの社会関係
(2008年11月,2009年10月,2010年10月の調査をもとに作成)

グループ番号	メンバー番号	基本属性			社会関係		
		性別	年齢	世帯番号	地縁 (従前村と従前ワッタ)	血縁 (グループ内の家族・親族)	マイクロクレジットの関係 (再定住地 G 以外での参加の有無)
A	1	女	41	44	ミリッサ村 ワッタH	なし	○
	2	女	30	61	ミリッサ村 ワッタI	なし	△
	3	女	34	49	ミリッサ村 ワッタK	なし	△
	4	女	40	59	ミリッサ村 ワッタI	なし	○
	5	女	33	54	ミリッサ村 ワッタI	7は姉	○
	6	女	55	58	ミリッサ村 ワッタI	なし	-
	7	女	47	47	ミリッサ村 ワッタH	5は妹	-
	8	女	25	42	その他	9は母	△
	9	女	55	-	その他	8は娘	-
B	10	女	26	25	ペラナ村 ワッタB	13は母 11は義妹	○
	11	女	35	28	ペラナ村 ワッタB	10は義姉 13は義母	○
	12	女	42	24	ペラナ村 ワッタB	なし	-
	13	女	55	27	ペラナ村 ワッタB	11は義娘	○
	14	女	39	3	ペラナ村 ワッタA	15は姪	△
	15	女	44	23	ペラナ村 ワッタB	14は叔母	△
	16	女	39	12	ペラナ村 ワッタA	18は義妹	△
	17	女	47	4	ペラナ村 ワッタA	27は娘 21は義娘 25は義妹	-
	18	女	32	6	ペラナ村 ワッタA	16は義姉	△
C	19	女	28	13	ペラナ村 ワッタA	なし	-
	20	女	34	11	ペラナ村 ワッタA	なし	-
	21	女	28	19	ペラナ村 ワッタA	17は義母	○
	22	女	32	10	ペラナ村 ワッタA	なし	△
	23	女	46	2	ペラナ村 ワッタA	なし	△
	24	女	36	14	ペラナ村 ワッタA	なし	△
	25	女	40	1	ペラナ村 ワッタA	17は義姉	△
	26	女	29	9	ペラナ村 ワッタA	なし	-
	27	女	27	17	ペラナ村 ワッタA	17は母	○
D	28	女	42	78	ミリッサ村 ワッタI	なし	△
	29	女	62	79	ミリッサ村 ワッタI	なし	△
	30	女	*	81	ミリッサ村 ワッタI	なし	-
	31	女	37	94	ミリッサ村 ワッタJ	なし	△
	32	女	60	76	ミリッサ村 ワッタI	なし	○
E	33	女	40	29	ペラナ村 ワッタC	なし	○
	34	女	40	33	ペラナ村 ワッタC	なし	○
	35	女	25	30	ペラナ村 ワッタC	37は義姉	△
	36	女	38	7	ペラナ村 ワッタA	なし	△
	37	女	32	16	ペラナ村 ワッタA	35は義妹	○
	38	女	58	21	ペラナ村 ワッタG	なし	-
	39	女	39	36	ペラナ村 ワッタD	なし	○
	40	女	26	31	ペラナ村 ワッタC	なし	-
F	41	女	22	32	ペラナ村 ワッタC	なし	-
	42	女	51	91	ミリッサ村 ワッタJ	なし	△
	43	女	37	100	ペラナ村 ワッタG	なし	○
	44	女	40	82	ミリッサ村 ワッタH	なし	△
	45	女	37	99	ペラナ村 ワッタF	なし	○
	46	女	75	101	ミリッサ村 ワッタH	なし	-

(凡例) マイクロクレジットの関係 ○：従前居住地においてもマイクロクレジットに参加している
 △：従前居住地において以前はマイクロクレジットに参加していた
 -：これまでマイクロクレジットに参加したことがない

2 GMSL 融資の利用の実態

表 6-4 に示したように、GMSL 融資は 2008 年 9 月から 2010 年 4 月までに計 33 人が計 34 回、総額 163,450Rs. 利用している。

また、表 6-6 に示したように、メンバーごとの GMSL 融資の利用実態をみると、メンバー本人の仕事に利用したのは、計 20 人・計 21 回であり、その内訳はヤシ殻繊維業（4 回）、雑貨店（3 回）、手芸（3 回）、衣類仕立て（2 回）、干魚加工・販売（3 回）、ココナッツ販売（2 回）、食品加工（1 回）、家庭菜園（1 回）、織物販売（1 回）、雑貨流通（1 回）であった。

また、本人以外の仕事に利用したのは、計 13 人・計 13 回であり、その内訳は漁業（12 回）、石工業（1 回）であった。

メンバー本人の仕事は、小額であるが安定した収入が見込めるものが多く、特に収入が不安定な漁業世帯にとっては重要である。表 6-6 に示したように、マイクロクレジットのメンバー 46 人のうち 26 人が仕事に従事しており、そのうち 24 人が再定住地の住宅を活用した仕事を行っている。

第 3 項 貯蓄グループ融資の仕組みとその利用の実態

1 貯蓄グループ融資の仕組み

貯蓄グループの資金がある程度の額に達すると、貯蓄グループ融資が開始される。借入を希望する者は、毎週行われる集会の際に申し出て他のメンバーの合意を得る必要がある。融資は貯蓄グループの資金から貸し出され、融資が返済されてグループに資金が戻ると次の希望者が融資を受ける。希望者が重なった場合はメンバーの話しあいで順番を決める。借入額は、初回は 1 千 Rs. 程度と少額であるが、完済すると次回以降徐々に高額な借入が可能になる。利率は原則として週 5% であり、利子は全てグループの資金に還元される。返済の遅延や貸し倒れを防ぐために先述した GMSL 融資の方法に加え、上述した返済状況に応じた利子の設定や借入上限額の設定といった方法によって確実な返済を促している。

2 貯蓄グループ融資の利用の実態

表 6-4、表 6-5 に示したように、貯蓄グループ融資は 2008 年 9 月から 2010 年 4 月までに計 43 人が計 295 回、総額 780,950Rs. 利用した。

ヒアリングに対して、融資を本人の仕事に利用したと答えたのは 25 人であり^{注 18)}、その内訳は、表 6-5 に示したように、干魚加工・販売（9 人）、雑貨店（5 人）、食品加工・販売（4 人）、手芸（4 人）、ヤシ殻繊維（3 人）、衣類仕立て（2 人）、家庭菜園（2 人）、ココナッツ販売（2 人）、織物販売（2 人）、香辛料販売（1 人）、雑貨流通（1 人）であった。

また、本人以外の仕事に利用したと答えたのは 25 人であり、その内訳は漁業（23 人）、石工（2 人）であった。また、仕事以外の生活に利用したと答えたのは 31 人であり、その内訳は食費（15 人）、交通費（14 人）、教育費（14 人）、医療費（13 人）、光熱費（2 人）、仕送り（1 人）であった。

注 18) 貯蓄グループ融資には GMSL 融資と違って用途に関する公式の記録がないため、メンバー自身の記録や記憶を頼りにヒアリングによって用途を把握した。メンバーは融資ごとの正確な用途と金額を記録・記憶していない場合もあるため、表 4 には回答があった用途の項目のみを記載している。

表 6-9 融資の使途の分類

パターン	使途の組み合わせ	該当するメンバーの番号 (□:事例分析対象世帯)
A	①	8 9 14 46
B	①③	5 7 19 24 <input checked="" type="checkbox"/> 31 33 38 39 42 44
C	①②	3 11 12 45
D	①②③	1 2 13 <input checked="" type="checkbox"/> 16 17 20 21 23 28
E	②	6 26 34 35
F	②③	4 <input checked="" type="checkbox"/> 10 18 22 25 27 32 36 37 43
G	③	15 29

使途①メンバー本人の仕事に利用 ②本人以外の世帯員の仕事に利用 ③仕事以外の生活に利用

第4項 メンバーごとにみた融資利用の事例分析

表 6-9 は融資の使途の組み合わせによってメンバーを 7 パターンに分類したものである。以下、生業への投資を含む 3 事例を取り上げる。

1 本人の仕事への利用を含む事例 (メンバー番号 31)

表 6-10 に示したように、メンバー番号 31 (no.31) は融資を中学校に通う長男の教材の購入や、家庭菜園の肥料や苗木・種の購入などに利用している。家庭菜園ではキャッサバ、バナナ、マンゴーなどの食用作物と、香辛料、生花などの換金作物を栽培している。no.31 のように動力なしの漁船を使用する昔ながらの漁業を営む世帯は、漁獲量が季節や天候に左右されやすく収入が不安定である。彼らにとって家庭菜園は収入の安定化や不漁期の食糧確保の手段であり、生活利便性の低い再定住地では特に重要である。再定住地 G の住宅は敷地が狭く土壌も家庭菜園に不向きであるとみられていたが、GMSL が提供する経済的・技術的支援によって肥料や品種などの工夫を行うことで実現した。

なお、マイクロクレジットのメンバーである女性の仕事には他にヤシ殻繊維業、干魚業、雑貨店営業などがあり、これらの多くは、図 6-5 に例を示したように、再定住地 G の住宅や住宅敷地の空間を活用して行われている。

2 本人と本人以外の世帯員の仕事への利用を含む事例 (メンバー番号 16)

表 6-11 に示したように、メンバー番号 16 (no.16) は、融資を主に干魚の材料の購入に利用していた。干魚の加工・販売はスリランカ南岸の一般的な家内産業であり、庭先で 5 日ほど天日干した小魚を販売したり不漁期の保存食とする。no.16 は従前居住地では干魚の加工・販売を行っていなかったが、再定住地では始めた理

表 6-10 本人の仕事への利用の事例 (no.31)

家族構成 本人 (37 才) - 夫 (44 才) - 長女 (19 才) - 長男 (14 才)
 仕事 本人: 家庭菜園 夫: 漁業 (動力なし漁船)
 平均世帯月収 8,000 Rs. ~ 10,000 Rs.

回数	融資の種類	金額 (Rs.)	借入日	返済完了日	使途
1	グループ	1,000	08.10.3	08.10.17	教育費 (教材の購入)
2	グループ	500	08.12.5	-	
3	GMSL	5,000	08.12.19	09.10.18	家庭菜園 (肥料の購入)
4	グループ	2,500	09.4.3	09.5.1	家庭菜園 (肥料、苗木・種の購入)
5	グループ	500	09.8.21	09.10.9	家庭菜園 (苗木・種の購入)
6	グループ	500	09.9.11	10.1.15	教育費 (教材の購入)

(凡例) : 本人の仕事に利用 : 本人以外の仕事に利用 : 仕事以外の生活に利用

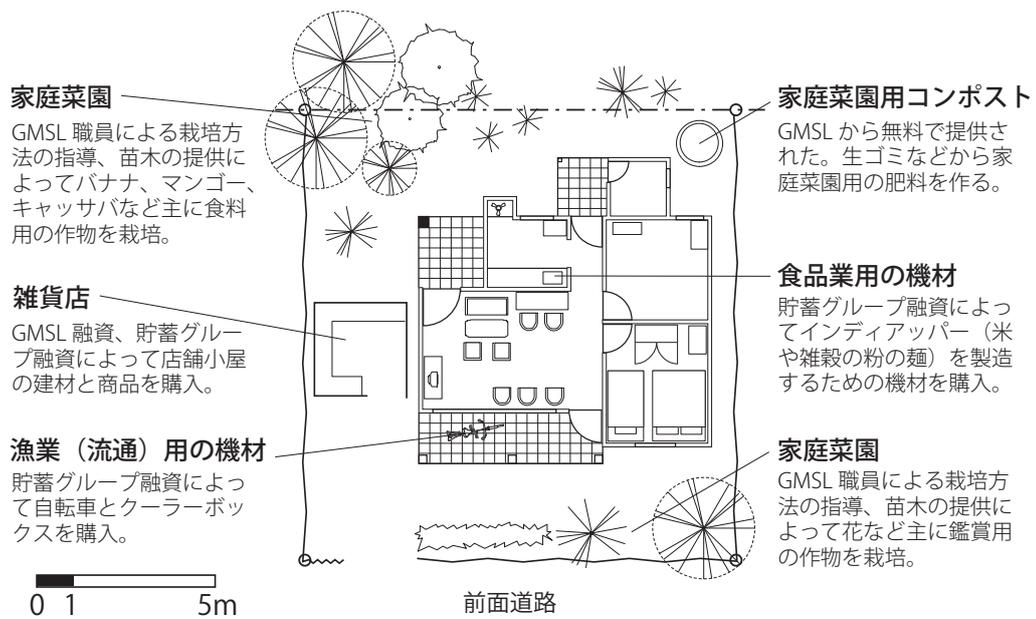


図 6-5 住宅と住宅敷地を活用した仕事の例（メンバー no.2）



写真 6-4 融資によって得られた生活手段や仕事道具の例

（上段・左）家庭菜園 （上段・右）ココナツの殻の繊維からロープをつくるための機材

（中段・左、右）雑貨店 （下段・左）自転車と鮮魚用クーラーボックス （下段・右）投網漁に用いる漁網

表 6-11 本人と本人以外の仕事への利用の事例 (no.16, 凡例は表 6-10 と共通)

家族構成 本人 (39 才) - 夫 (38 才) - 長男 (25 才) - 長女 (19 才) - 次男 (14 才)
 仕事 本人：干魚加工業 夫：漁業 (動力あり漁船) 長女：手芸
 平均世帯月収 10,000 Rs. ~ 15,000 Rs.

回数	融資の種類	金額 (Rs.)	借入日	返済完了日	用途
1	グループ	1,000	08.7.11	08.8.15	干魚加工業 (材料の購入) 教育費 交通費
2	グループ	1,000	08.10.10	09.2.20	
3	グループ	2,000	09.3.13	09.5.15	
4	GMSL	6,000	09.7.1	10.6.11	干魚加工業 (材料の購入)
5	グループ	2,000	09.8.14	09.10.16	医療費 (父の病気の治療)
6	グループ	7,000	09.11.27	10.2.12	夫の漁業 (漁具の購入)
7	グループ	2,000	10.2.12	10.3.31	長女の手芸 (材料、機材の購入)
8	GMSL	10,000	10.6.25	-	長女の手芸 (ミシンの購入)

由として、夫が津波の後に体調不良となりしばらく働けなくなったこと、住む場所が海から離れて収入や食料確保が不安定になったこと、従前居住地では高利貸しに対して多額の借金を抱えてしまう者もいたが再定住地ではマイクロクレジットが利用可能となり資金源が改善されたことを挙げている。no.16 は夫が仕事に復帰した後も干魚の加工・販売を続けているが、融資は主に父の病気の治療、夫の漁業のための漁具や燃料の購入、長女の手芸のための材料やミシンの購入などに利用している。

3 本人以外の世帯員の仕事への投資を含む事例

表 6-12 に示したように、メンバー番号 10 (no.10) は食費や交通費、小学校に通う長男の教材の購入に融資を利用していた。借入と返済を繰り返し、より高額な融資を受けられるようになると、夫の漁業機材の購入にも利用した。貯蓄グループ融資は GMSL 融資と異なり手間がかかる申請手続きがなく、現金が必要なときに即座に、かつ小額でも借りられる。そのこともあり、貯蓄グループ融資は GMSL 融資に比べると融通が利くものとメンバーに認識されており、仕事以外の生活にも利用されている。no.10 は男の子が 2 人いて食費や教育費がかかることや、生活に不便な再定住地 G に移住したことで買物や子供の送迎に必要な交通費が増えたこともあり、貯蓄グループ融資を利用することで生活費を賄っている。

表 6-12 本人以外の仕事への利用の事例 (no.10, 凡例は表 6-10 と共通)

家族構成 本人 (26 才) - 夫 (31 才) - 長男 (7 才) - 次男 (2 才)
 仕事 本人：主婦 夫：漁業 (動力なし漁船)
 平均世帯月収 10,000 Rs. ~ 13,000 Rs.

回数	融資の種類	金額 (Rs.)	借入日	返済完了日	用途
1	グループ	1,000	08.5.23	08.6.20	食費 交通費
2	グループ	1,000	08.6.27	08.7.14	
3	グループ	2,000	08.7.4	08.8.8	
4	グループ	4,000	08.8.8	08.11.21	長男の教育費 (教材などの購入)
5	グループ	8,000	08.11.21	09.3.27	夫の漁業 (漁具の購入)
6	グループ	2,500	09.4.3	09.7.3	食費 交通費 教育費
7	GMSL	5,000	09.7.1	10.5.14	夫の漁業 (漁具の購入)
8	グループ	3,000	09.7.3	09.9.25	食費 交通費
9	グループ	6,000	09.9.25	10.2.5	夫の漁業 (漁具の購入)
10	グループ	10,000	10.2.5	-	

第5節 貯蓄グループへの参加と社会関係の継続・再編の関連性

1 貯蓄グループへの参加の動機と負担

子供がいる世帯は、食費や教育費がかさむため、マイクロクレジットのニーズが特に高い。一方、子供（特に幼児）をもつ母親には毎週の集会に参加したりや自ら仕事を行う時間的・体力的余裕が少なく、そのことがマイクロクレジットに参加することのハードルとなっている。

表 6-7 に示したようにマイクロクレジットのメンバーの世帯形態をみると、核家族（幼児を含む）が 18 世帯（40%）、核家族（幼児を含まない、夫婦のみ）が 17 世帯（38%）、核家族（父または母と未婚子女）が 2 世帯（5%）、拡大家族が 7 世帯（15%）、その他が 1 世帯（2%）と、表 6-3 に示したように再定住地 G 全体の世帯形態の割合とほぼ同じであり、結果的に偏りはみられない。

これは、再定住地 G において住宅周辺の空間や資源の活用を促すことで、メンバーがマイクロクレジットに参加する上での負担を軽減してきたことの成果であると考えられる。

また、GMSL 職員によると漁業世帯の男性には女性がマイクロクレジットの活動に参加して貯蓄や融資の借入を行うことに非協力的な者もいるという。例えば、従前居住地においては、メンバーの女性がマイクロクレジットに参加するための資金を稼ぎ手である男性が与えなかったり、マイクロクレジットで得た融資を男性が飲食代などで無駄遣いすることも多かったという。

再定住地 G でもこういった問題が完全には解消されていないが、表 6-6、表 6-7 で示したように全世帯の半数近くの世帯の女性がマイクロクレジットに参加し、そのほぼ全員が融資を仕事に利用し、さらに半数が自らの仕事に利用するなどして、マイクロクレジットに積極的に参加している。このことは、メンバーである女性がマイクロクレジットへの参加に対して世帯員からの支援や協力を得られていることの表れであると考えられる。

2 貯蓄グループへの参加と社会関係の継続・再編

表 6-8 に示したように、再定住地 G における貯蓄グループのメンバー間の社会関係には、従前居住地から継続する社会関係（地縁、血縁、マイクロクレジットの関係）が含まれる。

これは貯蓄グループの結成の際に既存の社会関係が活用されたことと関連する。具体的にみるとまず、地縁については、再定住地 G では従前村・従前ワッタが同じ者になるべく同じ街区に入居するように配慮されているが、貯蓄グループもなるべく同じ従前村・従前ワッタの者で構成されている。この理由として従前村によって経済状況が異なること、従前ワッタが同じ者の多くは元々知り合いであること、カーストの単位でもあるワッタの混在を避けたことがある。

また、血縁については、ワッタが血族・親族の居住地であったこともあり、貯蓄グループにも血縁関係にあるメンバーが多く含まれる。

さらに、マイクロクレジットの関係については、メンバーには従前居住地においてマイクロクレジットに参加した経験がある者や現在も参加している者が含まれる。従前居住地におけるマイクロクレジットへの参加の経験が貯蓄グループの形成やリーダーの選定の際に考慮された。表 6-8 に示したように、6 つの貯蓄グループのうちグループ B は特に既存の社会関係が多く含まれており、表 6-4、表 6-5 に示したように、なおかつ融資や資金調達において高い実績をあげている。

一方、表 6-8 に示したように、貯蓄グループにおける社会関係には、従前居住地から継承された社会関係以外の関係も含まれる。GMSL 職員によると、再定住地 G の居住者には従前居住地が異なる者、すなわち経済状況が

異なる者や、もともと知り合いでなかった者、カーストが異なる者と同じ貯蓄グループに参加することに不安を覚える者もいたという。

しかし、例えば、表 6-8 に示したようにグループ A には従前村が異なる者や従前村は同じだが従前ワッタが異なる者も含まれているが、表 6-4、表 6-5 に示したように融資や資金調達は高い実績をあげている。このことは、マイクロクレジットにおける貯蓄グループの活動への参加を通じて居住者が相互の関係を認識し、既存の社会関係を越えた関係が形成されたことの表れであると考えられる。

第6節 小結

本章では、再定住地における津波被災者の生活再建に対してマイクロクレジットには効果があったのか、あったとすればどのような内容の効果があったのかを明らかにした。調査対象は、第5章でも取り上げた再定住地・事例 G であり、マイクロクレジットなどの生活支援を提供する NGO の職員とマイクロクレジットのメンバー 46 人を対象として調査を行った。

(1) 調査事例におけるマイクロクレジットの特色

まず、調査対象である再定住地・事例 G におけるマイクロクレジットの特色を、融資・貯蓄制度と生活・仕事の関連付けの方法や、貯蓄・融資の規範、ルールの分析を通じて明らかにした（第3節）。

その結果、再定住地 G におけるマイクロクレジットにはまず、住宅敷地内での仕事（漁業関連の作業、家庭菜園、雑貨店など）の指導・奨励をあわせて行うことで貯蓄・融資を促進していることが明らかになった。

また、マイクロクレジットにおいて一般的とされる連帯責任制度のような強制的返済手段は備えていないが、借主に対する職員の頻繁な声かけ、毎週の返済の奨励・指導、融資金額の漸次的拡大といった貸し手と借り手の相互の認識にもとづいて自発的な返済を促すことで、融資の返済率を高めていること、といった特色があることも明らかになった。

(2) 津波被災者の生活・仕事の継続に対するマイクロクレジットの効果

次に、生活と仕事の継続に対するマイクロクレジットの効果の有無とその内容を明らかにした（第4節）。

まず、メンバー・全 46 人の貯蓄・融資記録の分析から、被災者の生活と仕事に融資が利用されていることが明らかになった。また、融資利用の事例分析から、漁業などの主な仕事の継続、家庭菜園や干魚加工など主でないが生活の安定に役立つ仕事の継続・開始、医療費など不測の生活費への対応など、生活利便性の低い再定住地においても融資によって生活と仕事が成立していることが明らかになった。このことから、マイクロクレジットには生活と仕事の継続に対する効果があったと言える。

上記を踏まえ、メンバー・全 46 人（全員女性）の融資利用の実態を改めて見ると、自ら仕事を行う 26 人のうち 24 人が融資を仕事に利用しており、また 31 人が食費、交通費、教育費、医療費といった生活費に融資を利用している。このことから、家庭生活の管理者である女性の生活と仕事を支援したという点でマイクロクレジットは被災世帯の生活再建に対して特に効果的であったと言える。

(3) 既存の社会関係の継続・再編に対するマイクロクレジットの効果

さらに、マイクロクレジットの貯蓄グループに所属するメンバー間の社会関係の分析をもとに、社会関係の継続・再編に対するマイクロクレジットの効果の有無とその内容を明らかにした（第5章）。

その結果、まず、マイクロクレジットの貯蓄グループのメンバー間の社会関係には、従前からの社会関係（地縁、血縁、マイクロクレジットの関係）が含まれており、それらが再定住地における貯蓄グループの形成において活用されたことが明らかになった。

また、マイクロクレジットの主な担い手である女性の中には世帯・家族の事情によりマイクロクレジットへの参加の負担が大きい者や、従前の地縁以外の世帯と同じ貯蓄グループに参加することを経済状況やカーストの違いから避ける者もいた。しかし、実際には、女性の参加や従前の地縁以外の世帯の参加がみられ、かつ高い実績をあげているグループがみられた。このことはマイクロクレジットを通じて既存の関係を超越して居住者が相互の関係を認識していることの表れである。

このように、再定住地 G ではマイクロクレジットを通じて既存の社会関係が継続・再編されており、コミュニティ形成はマイクロクレジットの成立の条件であり、効果でもあったことが明らかになった。また、コミュニティ形成において女性が果たす役割の大きさも明らかになった。

以上のように再定住地 G におけるマイクロクレジットには、被災世帯の生活・仕事の継続に対する効果があり、また、社会関係の継続および再編に対する効果もあったことが明らかになった。

（４）マイクロクレジットが効果を発揮するための物的・空間的条件

再定住地 G にみられた被災者の生活と仕事の継続やコミュニティ形成という課題は、自然災害後に建設される再定住地一般においても発生することが予想される。

再定住地 G のマイクロクレジットが上記のような効果を発揮し得た要因としては、住宅敷地内での仕事が可能である庭付き戸建ての住宅形式や、既存の地縁・血縁を反映できる住宅配置、居住者が相互の関係を認識しやすい 101 戸という住宅地規模といった、物的・空間的条件がある。

上記のような固有の要因に留意する必要があるが、本章の分析結果は、再定住地の住宅地計画において、住宅形式や住宅配置といった物理的・空間的手法だけでなく、マイクロクレジットのような社会的・経済的手法が、再定住地における居住の継続性を高める方法として活用できる可能性を示唆している。

第6章 参考文献

- ・北後明彦,樋口大介,室崎益輝:阪神・淡路大震災からみた住宅再建支援のあり方ー被災市街地における住宅再建と災害復興公営住宅団地の比較,都市住宅学,第53号,pp.86-97,2006
- ・檜谷美恵子,谷元ゆきえ,平田延明,高田光雄,柴田和子,篠田美紀:住宅管理制度、管理の実態と共同意識-震災復興大規模団地におけるコミュニティ形成に関する研究(1),都市住宅学,第33号,pp.75-81,2001
- ・柴田和子,檜谷美恵子,篠田美紀:復興住宅団地における高齢居住者のパーソナル・ネットワークと同居住意識,都市住宅学,第39号,pp.111-116,2002
- ・佐々木伸子,上野勝代,村谷絵美:コレクティブ住宅のコミュニティ形成効果とその要因ー再開発受皿公営住宅におけるコレクティブ棟と一般棟の比較より,日本建築学会計画系論文集,第580号,pp.1-8,2004
- ・塩崎賢明,田中正人,堀田祐三子:被災市街地における住宅・市街地特性の変化と居住者の「孤立化」に関する研究ー尼崎市築地地区の市街地復興事業を通して,日本建築学会計画系論文集,第605号,pp.119-126,2006
- ・三浦研,牧紀男,小林正美:雲仙岳災害に伴い建設された災害復興住宅におけるコミュニティの変化実態-地域防災力形成から見た構築環境の役割を視点として,都市計画論文集,第31巻,pp.811-816,1996
- ・浦野正樹,吉井忠寛,大矢根淳編:復興コミュニティ論入門,弘文堂,2007
- ・園田恭一:現代コミュニティ論,東京大学出版会,1978
- ・高倉節子:住民の意識構造とコミュニティ形成,ぎょうせい,1993
- ・R.M. マッキーヴァー著,中久郎,松本通晴訳:コミュニティ 社会学的研究-社会生活の性質と基本法則に関する一試論,ミネルヴァ書房,1975
- ・G.Delanty: Community, Routledge, 2002 (山之内靖訳,伊藤茂訳:コミュニティ-グローバル化と社会理論の変容,NTT出版,2006)
- ・広井良典編著,小林正弥編著:コミュニティ-公共性・モモンズ・コミュニタリアニズム,勁草書房,2010
- ・金子郁容,玉村雅敏,宮垣元編集:コミュニティ科学-技術と社会のイノベーション,勁草書房,2009
- ・M.Yunus, A.Jolis: Banker to the Poor -The Autobiography of Muhammad Yunus, Founder of Grameen Bank, Oxford University Press, 1997 (猪熊弘子訳:ムハマド・ユヌス自伝-貧困なき世界をめざす銀行家,早川書房,1998)
- ・M.Yunus: Building Social Business -The New Kind of Capitalism That Serves Humanity's Most Pressing Needs, Public Affairs, 2010 (岡田昌治監修,千葉敏生訳:ソーシャル・ビジネス革命-世界の課題を解決する新たな経済システム,早川書房,2010)
- ・岡本真理子,吉田秀美,栗野晴子編:マイクロファイナンス読本-途上国の貧困緩和と小規模金融,明石書店,1999
- ・三重野文晴:マイクロファイナンスの金融メカニズム,絵所秀紀,野上裕生,穂坂光彦編:開発と貧困,pp.139-158,日本評論社,2004
- ・K.Datta, G.Jones (ed.): Housing and Finance in Developing Countries,Routledge,2000
- ・高野久紀,高橋和志:マイクロファイナンスの現状と課題-貧困層へのインパクトとプログラム・デザイン,アジア経済,第52巻,第6号,pp.36-74,2011
- ・M.Kamruzzaman,小倉暢之:小規模融資による住宅供給の可能性-バングラデシュのグラミン銀行による住宅供給のケーススタディ,日本建築学会計画系論文集 644号,pp.2149-2155,2009
- ・栗野晴子:小口金融活動から住民参加による地域開発へ-ジンバブエに見るその可能性と限界,斎藤文彦編:参加型開発-貧しい人々が主役となる開発へ向けて,日本評論社,pp.107-134,2002
- ・藤田幸一:農村開発におけるマイクロクレジットと小規模インフラ整備,佐藤寛:開発援助とバングラデシュ,pp.281-304,アジア経済研究所,1998

- ・高桑史子：スリランカ海村の民族誌 - 開発・内戦・津波と人々の生活, 明石書店, 2008
- ・穂坂光彦：住民によるスラムの改善（スリランカ）, 斎藤千宏編著：NGO 変える南アジアー経済成長から社会発展へ, コモンズ, pp.44-83, 1998

補章

津波被災地における住宅再建の実態と居住地移転を前提とした復興計画の課題

第1節 はじめに

スリランカにおいてインド洋津波による甚大な被害が生じた背景として、スリランカでは沿岸に人口・資本の分布が集中しており、かつそれらが津波に対して無防備であったことが挙げられる。特にスリランカ南西岸は国内最大の都市・コロンボを中心とする人口稠密地帯であり^{注1)}、砂浜や道路・鉄道などの公有地を不法に占拠する人々や零細な漁業に従事する人々の居住地が広く分布しており、それらの人々の住居は廃材を用いたバラックなど津波に対してきわめて脆弱なものであった。

スリランカ政府による復興計画では、海岸線から100m（東岸では200m）以内をバッファゾーンと定め、バッファゾーン内の住宅再建を含む建設行為が規制された。このような土地利用規制を伴う復興計画は確かに、スリランカ沿岸部が抱えてきた防災や環境保全といった課題に対する、被災以前からの一貫性を持った対応であったと言える^{注2)}。

しかし、第2章でみたように、バッファゾーン内で被災した人々の移住先として建設される再定住地には制度上、沿岸部に生活基盤を持つ人々（特に漁業従事者や都市雑業層）の仕事の継続に対する配慮が欠如しているという問題がある。また、再定住地の建設自体が、建設用地の不足やドナーの事情によって遅延するという問題があった。このような事情もあり、バッファゾーン規制が緩和され、元の場所での住宅再建が可能となったが^{注3)}、既に再定住地で住宅の提供を受けた被災者から不満の声が上がるなど、バッファゾーン規制と居住地移転をともなう復興計画は、被災地により一層の混乱を招いている。

以上のように、スリランカにおけるインド洋津波からの復興計画は、バッファゾーン規制にもとづく居住地移転を前提としたものであるが、移転先である再定住地だけでなく、移転元である被災地においてもその影響が表れている。本研究ではここまで、主に再定住地の実態と課題に焦点を当ててきたが、居住地移転の問題をより正確に把握するためには、被災地における住宅再建の実態、および被災地における居住地移転を前提とした復興計画の影響について把握する必要がある。

以上を踏まえ、本章では、スリランカ南西岸の津波被災居住地为対象として、平常時の居住環境との連続性に着目して、住宅再建の実態を明らかにし、それを踏まえて居住地移転を前提とした復興計画の問題について考察することを目的とする。

なお、スリランカ南西岸の研究対象としての位置づけであるが、南西岸は、沿岸部に生活基盤を持つ漁業従事者や都市雑業従事者が多く分布しており、住宅復興における被災者の仕事の継続の問題が顕在化する地域である。

また、「平常時の居住環境との連続性に着目する」とは、被災居住地の復興における被災以前の居住環境の影響に着目することを意味する。すなわち、被災前の居住地における物的基盤や社会関係のうち、どのようなものが被災後も存続し、復興において役立ったかに着目する。

注1) スリランカ西岸・コロンボの北にあるチラウという都市から南岸のマータラまでの沿岸部はスリランカで最も人口稠密な地帯である。特に、1970年代以降急激に拡大したコロンボ市の人口は現在約80万人、そこロンボ大都市圏と呼ばれる周辺を含めた地域の人口は約300万人に達し、これはスリランカの人口の約17%にあたる。

注2) スリランカにおいて沿岸資源の保護・活用は1980年代以降政府の課題であり、政府は被災地復興にあたり、沿岸域管理計画を改正した。緩衝地帯は西部・南部州の県（キリノチチ、マナー、プタラム、ガンパハ、コロンボ、カルタラ、ゴール、マータラ、ハンバントタ）では100m以内、それ以外の北西部・北部・東部州の県（ジャフナ・ムラティヴ、トリンコマリ、パッティカロア、アンパラ）では200m以内と定められている（UDA Ministry of Urban Development and Water Supply: Policy Guidelines for Reconstruction, 2005.1）。

注3) 政府はそれぞれの地域の沿岸部の特性に応じてバッファゾーンを縮小した。南部は30m～50m、北部・東部は50m～80mに縮小した。これにより被災住宅の75%の修復・再建が可能になると見込まれている。

第2節 調査と分析について

第1項 調査対象地—スリランカ南西岸の二つの被災居住地

本章における分析は、2005年4月30日～5月18日、2005年8月12日～9月7日の2回に渡り実施した実地調査で得られた資料をもとにしている。

調査対象として、国内最大の都市・コロンボから南に約20kmにあるモラトゥワ（Moratuwa）、コロンボから南に約90km、スリランカ南部の中心都市・ゴールから北に約20kmにあるヒッカドゥワ（Hikkaduwa）という、スリランカ南西岸の2つの都市を選定した。

1 ヒッカドゥワ—大都市近郊村落の居住地

ヒッカドゥワはスリランカ南西岸では人口密度が比較的低い地域である。沿岸に砂浜とココヤシの林が続き、ココヤシの林の間に漁業や観光関連業に従事する人々の集落が点在する。ヒッカドゥワでは津波によって南西岸でも特に大きな被害が生じており^{注4)}、ある地点では津波の高さは10mに達し、他の場所でも平均4mの津波が到来した。被災者の多くは、零細な漁業や観光関連産業など、やはり海との関わりの深い仕事に就く人々であった。復興においては国際機関や海外NGOなど、外部からの支援が入り、急ピッチで住宅再建が進められた。

2 モラトゥワ—大都市周縁の不法占拠居住地

モラトゥワの沿岸には市街地がほぼ途切れなく続いており、被災前、砂浜や道路・鉄道などの公有地を不法占拠して建てられた住居が密集していた。津波による人的被害の程度は比較的低いが、低所得者を中心として多くの人々が住居を失った^{注5)}。それらの住居はほぼ全てバッファゾーン内に立地していたため、復興計画において移転の対象となったことが特徴である。また、被災者の多くは零細な漁業のほか、日雇い労働や廃品回収、露天商などの都市雑業に従事しており、沿岸の資源との関わりの深い人々であったことも特徴である。

第2項 分析の視点—平常時の居住環境との連続性

先述したように、被災居住地における住宅再建の実態を、平常時の居住環境との連続性に着目して分析する。すなわち、被災前の居住地における物的基盤や社会関係のうち、どのようなものが被災後も存続し、復興において役立ったかに着目して分析する。

そのために、実地調査ではまず、津波による被害（死傷者、建物・インフラ被害など）を目視調査や被災者に対する聞き取り調査をもとに明らかにする。また、被災者の証言などをもとに、被災前の居住地における建物・インフラの分布や社会関係を可能な限り把握した。

そのうえで、被災者が復興において、地域外部からの支援や、平常時から居住地に備わっていた物的基盤や社

注4) ヒッカドゥワではゴール県の全被災家屋の45%にあたる、5,696戸の家屋が被害を受けた。そのうち1,981戸は緩衝地帯内に立地する。被災者の総数は21,013人に上り、その内訳は負傷者1204人、死亡者1053人、行方不明者498人である（Department of Census and Statistics:Final Report - Census on the buildings and people affected by the Tsunami disaster 2004,2005）。

注5) モラトゥワではコロンボ県の被災家屋14,451戸の56.9%にあたる8,220戸が被災し、そのうち76.5%（2,159戸）が全壊家屋である。また、コロンボ県では9,647世帯、61,672人が津波被害の影響を受けたが、その約半数にあたる34,852人がモラトゥワ市内の被災者である。DCS.:Preliminary Statistics of the Census of Population and Buildings of the Census Blocks Affected by the Tsunami 2004 -Colombo District,2005.2

会関係など、どのような資源を拠所として住宅再建を行ったのかを被災者への聞き取り調査や目視調査をもとに明らかにした。

以上のような分析の枠組みにもとづいて、第3節ではまず、ヒッカドウワにおける住宅再建の実態を明らかにし、続く第4節では、モラトウワにおける住宅再建の実態を明らかにする。そして、最後に両都市における住宅再建の特徴を整理し、それを踏まえて居住地移転を前提とした復興計画の問題について考察している。

第3節 ヒッカドウワにおける住宅再建の実態

第1項 津波被害と住宅復興の概要

1 津波被害

ヒッカドウワはコロンボから南へ約90kmに位置する人口約9.8万人の都市である。図補-1にヒッカドウワの位置と地図を示した。ヒッカドウワは1960年代以降、沿岸の観光産業を中心として急速に発展し、リゾート地として国内外に知られるようになった^{注6)}。近年はコロンボ都市圏の拡大と交通網の発達によりコロンボとの経済的な繋がりがより緊密になり、発展が予想されていた^{注7)}。

インド洋津波によって、ヒッカドウワではゴール県内で最大の被害が発生した。ヒッカドウワ郡の被害を小区^{注8)}ごとに集計した統計によると、ヒッカドウワでは沿岸のほぼ全ての建物が被害を受けた。被災者数、被災建物が特に多いのは中心市街地のヒッカドウワ・タウン(Hikkaduwa Town)とその周辺居住地であるシーニガマ(Seenigama)、ダルワトウムツラ(Daluwatumulla)、カハワ(Kahawa)、ゴダガマ(Godagama)である。また、漁業従事者が多い集落であるモダラ(Modara)、トタガムワ(Totagamuwa)、テルワッタ(Telwatta)、ペラリア(Peraliya)、アクララ(Akurala)、ウラワッタ(Urawatta)においても被害が大きかった。

2 バッファージョンの設定

スリランカの他の沿岸地域と同じく、ヒッカドウワの沿岸ではインド洋津波後、海岸から100m以内の地域がバッファージョンに指定された。バッファージョンでは、商業・観光など一部の用途を除いて、住宅の修復・再建を含むほぼすべての建設行為が禁止された。なお、バッファージョン規制は2005年10月に緩和され、ヒッカドウワでは海岸線から35mに縮小された。

3 住宅復興の進捗

インド洋津波被災後、ヒッカドウワ郡が位置するゴール県では国際機関、国内外のNGO/NPO、政府機関など、86の援助団体が復興支援活動を開始した^{注9)}。ヒッカドウワ郡でもそれら援助団体が地元行政とともに復興事業を推進した。その甲斐もあり、ヒッカドウワの中心市街地はいち早く再建され、周辺の集落でも被災から5ヶ月後の2005年6月には恒久住宅の供給が開始されている。なお、バッファージョンによる規制があるため、恒久住宅の再建に対する支援はバッファージョン外の被災者に対して優先的に行われた。

注6) K.Nakatani, A.Rajasuriya, A. Premaratne and A.T.White : The Coastal Environmental Profile of Hilladuwa, Sri Lanka, Department of Wildlife Conservation, Coast Conservation Department, 1994

注7) 近年ヒッカドウワでは観光産業が需要を伸ばし、また、交通網の発達により遠隔地にも関わらずコロンボの通勤圏内となり、さらに、周辺部の海村もコロンボへの鮮魚の供給地となりつつある。

注8) 第3章第2節でも述べたように、スリランカの行政区は、県(District)の下に郡(DS division)があり、内務省から任命された行政官が治めている。各郡はさらに小区(Grama Sevaka division)に分かれており、各小区ごとに区長が任命されている。



図補-1 ヒッカドゥワ郡の地図
(筆者作成)



写真補-1 (左) ヒッカドゥワ沿岸：国内有数のリゾート地であり、沿岸に宿泊施設や観光施設が並ぶ。
写真補-2 (右) ヒッカドゥワ市街地：バス・ターミナルを中心として行政施設や商業施設が集まる

第2項 住宅再建の実態

1 居住地構成と被害状況

図補-1に示したように、調査対象であるパラリア集落はヒッカドウワの中心市街地の北西約2.5kmに位置する。図補-2にパラリアの建物被害とその修復・再建状況を示した。パラリアは、平地にある集落であり、海岸から背後にある湖に向かって延びる道に沿って家屋が点在しており、集落は全体がココヤシの林に覆われている。図補-2の範囲外であるが、集落の背後にある湖の畔には仏教の寺院がある。沿岸の幹線道路から寺院へ向かう参道とそれに平行する道を単位として住民のまとまりがみられる。また、集落内の各住戸に井戸があり、被災前は飲料水としても利用されていた。後述するように住民の大半が漁業に従事しており、沿岸の砂浜を護岸用の岩で囲み、漁船を停泊させていた。

パラリア集落の被害状況を概観する。集落の全人口の約3分の1にあたる458人が被害を受け、その内訳は死者173人、負傷者144人、行方不明141人であった^{注10)}。

津波到来時に集落内に停車していた電車が津波で押し流され、内陸の家屋を200m近くに渡ってなぎ倒した。図補-2に示したように2005年8月時点で、その電車は線路脇に置かれており、津波被害のモニュメントのようになっている。休日には観光客が訪れ、周辺には土産物や食べ物の露店が出されている。

また、被災前の住宅数は約400戸であり、ほぼ全て恒久的な構造であった^{注11)}。津波による被害を受けたのは367戸であり、その内訳は、全壊家屋312戸、半壊家屋(居住不可)14戸、半壊(居住可)41戸であった。

さらに、海水が浸入したため津波後は全ての井戸が使用不可能となり、被災直後は395家族・1494人が集落外に避難した。沿岸にあった漁船や漁具も全て流失・損壊した。また、海岸線とその約160m内陸を並行する鉄道の間エリアには被災前は漁師の住宅や店舗、小学校があったが、それらもほぼ全てが倒壊した。

表補-1にパラリア集落の居住者の基本属性および住宅被害・再建状況を示した。被災前、パラリア集落の沿岸(線路より海側の地域)には漁業やココヤシ繊維業^{注12)}といった、スリランカ南岸の伝統産業に従事する者



写真補-3(左) ヒッカドウワ・パラリア集落:ココヤシで覆われた沿岸の平地に家屋が点在する(写真は再建後)
写真補-4(右) 津波で流された列車:多数の集落住民を巻き込んだ。線路脇に戻され、観光地になっている。

注9) ヒッカドウワではUNHCR、UNDP、UNICEF、UNV、OCHA、the Salvation Armyの他、現地NGOのSEWALANKA、海外NGOではDanish People's Aid、Italian NGO Consortiumがとくに積極的に活動している。被災直後は主に食料の配給、負傷者の治療、犠牲者の埋葬、仮設シェルターの建設、井戸の洗浄などの救護活動を行い、続いて仮設住宅供給、医療施設の設置、コミュニティ・センターの建設、ボランティア教師による教育の再開、精神的障害のケアなどの仮設的な処置を実施した。さらには以下のような支援を提案している。恒久住宅供給、防災情報センターの設立、小学校再建、銀行によるローン計画、警報システムの確立、運動場の建設、植栽・排水設備の再生、土地の埋め立て、漁船の寄付、自営業の再開援助、寺院の修復など。Hikkaduwa Aid Information Center HP (<http://www.hikkaduwa-info.com>)

注10) 2005年8月現在、最終的な死者数は365人と確認されている(村長への聞き取り)。

注11) 被災家屋295件中、恒久的な建材でできた家屋は275件であった。

注12) ココヤシの殻の繊維からロープを生産する繊維業はスリランカでは女性の仕事である。計画的な収入を見込めるため、収入の不安定な漁家にとって重要である。

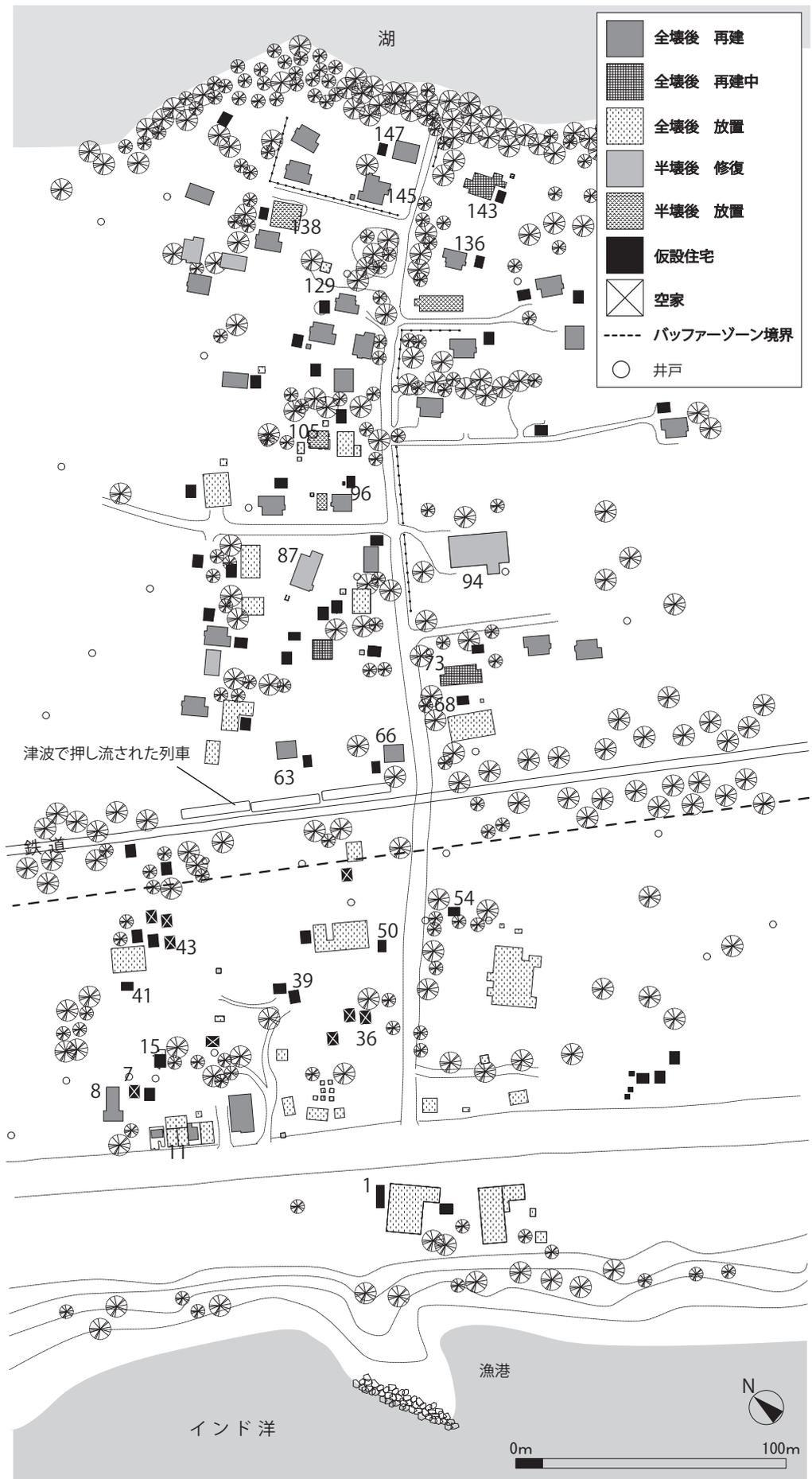


図 補-2 ヒッカドウ郡バラリア集落の住宅被害・再建状況
 (2005年8月現在、実地調査をもとに筆者作成)

表補-1 ヒツカドウワ郡バラリア集落の居住者の基本属性および津波被害・住宅再建状況
(2005年8月現在、実地調査をもとに筆者作成)

No.	住宅供給主体	世帯				津波被害				現在の状況				
		世帯主の年齢	世帯主の出生地	世帯主の職業 (津波前→津波後)	世帯月収 (津波前→津波後)	世帯人数 (前→後)	子供人数 (前→後)	家族形態 (前→後)	死傷者	家屋被害	建設年	建設年月	家屋状態	再建・修復費
1	DEN	50才	PEL	漁師→漁師	15,000Rs.→無	5人	3人	核家族	なし	全壊	1990	05年6月	再建	15,000Rs.
8	DEN	47才	PEL	漁師→漁師	6,000Rs.→寄付	4人→3人	2人→1人	核家族	1人死亡	全壊	不明	05年6月	放置	不明
11	FRA	30才	PEL	漁師→無	5,000Rs.→無	9人→5人	0人→1人	拡大家族	4人死亡	全壊	1940年	05年6月	放置	15,000Rs.
15	FRA	62才	PEL	漁師→漁師	12,000Rs.→寄付	6人→4人	4人→3人	核家族	2人死亡	全壊	1971年	05年4月	放置	35,000Rs.
17	他	52才	PEL	商売	3,000Rs.	3人→2人	1人	核家族→他	なし	全壊	1980年	05年5月	再建	40,000Rs.
39	DEN	56才	PEL	漁師→漁師手伝い	10,000Rs.→3,000Rs.	5人	3人	核家族	なし	全壊	1990年	05年2月	放置	800,000Rs.必要
41	DEN	43才	HKK	漁師(菓子)→無	4,500Rs.→1,500Rs.	6人→5人	4人	核家族→他	1人死亡	半壊(居住可)	1982年	05年2月	放置	35,000Rs.
50	DEN	57才	HKK	電気工	15,000Rs.→無	6人→3人	3人→1人	核家族	3人死亡	全壊	1900年	05年2月	放置	500,000Rs.必要
54	DEN	53才	PEL	漁師→商売・店舗	10,000Rs.→無	4人	1人	拡大家族	なし	全壊	1990年	05年2月	放置	不明
63	GOSL	55才	GAL	小売業	8,000Rs.→無	5人→3人	2人→1人	拡大家族→他	3人死亡	半壊(居住可)	1950年	05年6月	建替	250,000Rs.
66	GOSL	38才	THL	労働者	4,000Rs.	5人→3人	1人	拡大家族	2人死亡	半壊(居住可)	不明	05年6月	建替	250,000Rs.
68	DEN	50才	BTP	事務員→店舗経営	6,000Rs.	5人	3人	核家族	なし	全壊	1983年	05年2月	放置	不明
73	GER	54才	HKK	商売→無	5,000Rs.	5人→4人	3人	核家族	なし	全壊	1983年	05年3月	再建	250,000Rs.
88	GOSL	64才	PEL	漁師	15,000Rs.→15,000Rs.	7人	4人	拡大家族	なし	全壊	2003年	建設中	放置	500,000Rs.
87	GER	47才	BTP	漁師、商売→漁師	10,000Rs.→6,000Rs.	7人→6人	4人	拡大家族	1人死亡	半壊(居住可)	1980年	05年6月	修復	寄付
94	既存	68才	MTA	公務員退職	15,000Rs.	6人	3人	核家族	なし	半壊(居住可)	1969年	1969年	修復	150,000Rs.
96	GOSL	42才	PEL	漁師	10,000Rs.→5,000Rs.	4人	2人	核家族	なし	全壊	2000年	05年6月	放置	250,000Rs.
105	GOSL	84才	PEL	漁師→無	3,000Rs.→無	6人→5人	4人	核家族	1人死亡	全壊	1997年	05年6月	再建	250,000Rs.
129	GER	37才	PEL	漁師→漁師	5,000Rs.→3,000Rs.	3人	1人	核家族	なし	全壊	1990年	05年5月	再建	210,000Rs.
136	AUS	28才	GAL	公務員	10,000Rs.	4人	2人	核家族	なし	全壊	1900年	05年2月	解体	200,000Rs.
138	既存	63才	PEL	労働者→労働者	7,000Rs.→無	4人	2人	核家族	精神障害	半壊(居住可)	1984年	建設中	修理	100,000Rs.
143	既存	29才	PEL	漁師	4,000Rs.→無	3人	1人	核家族	なし	半壊(居住可)	2003年	建設中	修復	150,000Rs.
145	既存	57才	PEL	公務員	10,000Rs.	3人	1人	核家族	なし	半壊(居住不可)	1975年	05年5月	再建	500,000Rs.
147	GER	40才	GAL	漁師	5,000Rs.→3,000Rs.	5人	3人	核家族	なし	全壊	2002年	05年6月	放置	250,000Rs.
149	他	43才	THL	大工→無	3,500Rs.→無	4人→3人	2人	核家族→他	1人死亡	全壊	不明	建設中	再建	不明
151	他	35才	THL	労働・商売→労働	3,000Rs.→1,000Rs.	5人	3人	核家族	なし	全壊	2003年	建設中	再建	不明
A	AUS	52才	GAL	海外出稼ぎ	12,000Rs.	4人	2人	核家族	なし	半壊(居住不可)	2003年	05年5月	放置	200,000Rs.
B	AUS	67才	THL	漁師→無	8,000Rs.→4,000Rs.	6人	4人	核家族	なし	全壊	1945年	05年6月	再建	150,000Rs.
C	AUS	44才	THL	大工	15,000Rs./2,000Rs.	6人	4人	核家族	なし	全壊	1992年	05年4月	再建	210,000Rs.
D	AUS	72才	THL	商売(魚)→無	1,500Rs./無	9人→4人	7人→3人	他	なし	全壊	1950年	05年4月	再建	210,000Rs.
E	AUS	45才	GAL	衣服仕立て→無	3,500Rs.→2,000Rs.	5人	3人	核家族	なし	全壊	2002年	05年1月	再建	100,000Rs.
F	AUS	59才	THL	店舗経営	4,000Rs.	6人→5人	4人→3人	核家族	1人死亡	全壊	1985年	05年5月	放置	200,000Rs.
G	AUS	54才	MAN	灌漑省退職→無	4,000Rs.→6,000Rs.	5人	3人	核家族	なし	全壊	2003年	05年4月	再建	250,000Rs.

(凡例) ・家屋タイプ DEN:デンマークNGO仮設住宅 FRA:フランスNGO仮設住宅 GOSL:スリランカ政府復興住宅 GER:ドイツ援助団体復興住宅 AUS:オーストラリア・エアライン復興住宅
・出生地 PEL:Pereliya HKK:Hikkaduwa THL:Thelwatta BTP:Batapola MTA:Mekeygoda GAL:Galle MAN:Manawatta

が多く、100年以上この地で漁業を営む家族もいた^{注13)}。彼らの多くは津波により住宅だけでなく漁船、機材なども失っており、生活基盤のほぼ全てを失ったと言える。さらに被災後に指定されたバッファゾーンに位置していた被災住宅は修復・再建することが禁止されたため、調査を実施した2005年8月現在、多くの居住者が被災前の住宅の跡地に設置した仮設住宅や集落近辺の仮設住宅地で避難生活を送っていた^{注14)}。

なお、本来ならば、バッファゾーンは海岸線から100m以内の範囲であるが、パラリア集落とその周辺では、被災直後、行政が海岸線から鉄道までの範囲をバッファゾーンと定めた。その後、行政が修正したバッファゾーンの境界線も海岸から正確に100mの位置ではない。図補-2に示したバッファゾーンの境界線は行政が集落内に設置した目印にもとづいている。

一方、パラリア集落の内陸側はバッファゾーンの範囲外であり、公的な支援により元の場所で住宅再建が行われた^{注15)}。パラリア集落の内陸側には、表補-1に示したように、漁業従事者だけでなく、観光産業従事者や公務員などもみられる。内陸側の被災者は、被災直後は自宅の跡地に建てた仮設住宅や集落近辺の仮設住宅地で避難生活を送っていたが、その後は、公的な補助金により家屋を自力で修復・再建する^{注16)}、NGOや民間企業などの寄付による復興住宅の提供を受けている。2008年8月現在、集落の内陸側には様々なタイプの住宅がみられ、仮設住宅、居住者が自力で修復・再建した住宅、政府やNGOなどが提供した復興住宅^{注17)}などがある。

2 バッファゾーン内の住宅再建の実態

図補-2に示した調査対象範囲には、2005年8月現在、約150件の構造物（仮設住宅、恒久住宅、トイレ、住宅跡など）があることが確認された。

仮設住宅は62戸あることが確認された。バッファゾーン外では既に修復・再建された住宅もあり、仮設住宅が台所や倉庫として転用されている事例がみられた（no.63, no.96, no.145など）。

一方、バッファゾーン内の被災者は、元の場所での住宅再建に対する公的支援の対象外であり、被災後半年が経過しても仮設住宅に住み続けている（図補-2のno.11, no.39, no.41など）。

仮設住宅は、幅4.2m、奥行き2.8mほどの大きさで、部屋は一室のみという簡素な木造の小屋であり、屋外に共用のトイレと水道が設置されている。床はコンクリートの布基礎であり、屋根にはトタンやアスベスト・シートが用いられており、室内にいと特に昼間は暑い。仮設住宅は、被災家族が住み続けるには適さない規模・質であり、被災者の中には自力で増改築する者（図補-2のno.11, no.50, no.54など）や、昼間のみ利用して夜は親戚の家などに寝泊りする者（no.39など）などがみられた。しかし、飲み水やトイレの数が不足するなど、仮設住宅の劣悪な居住環境に耐えかねて、親戚や友人の家などに転出する被災者も多く、パラリア集落では空き家となった仮設住宅が多数みられた（図補-2のno.7, no.36, no.43など）。

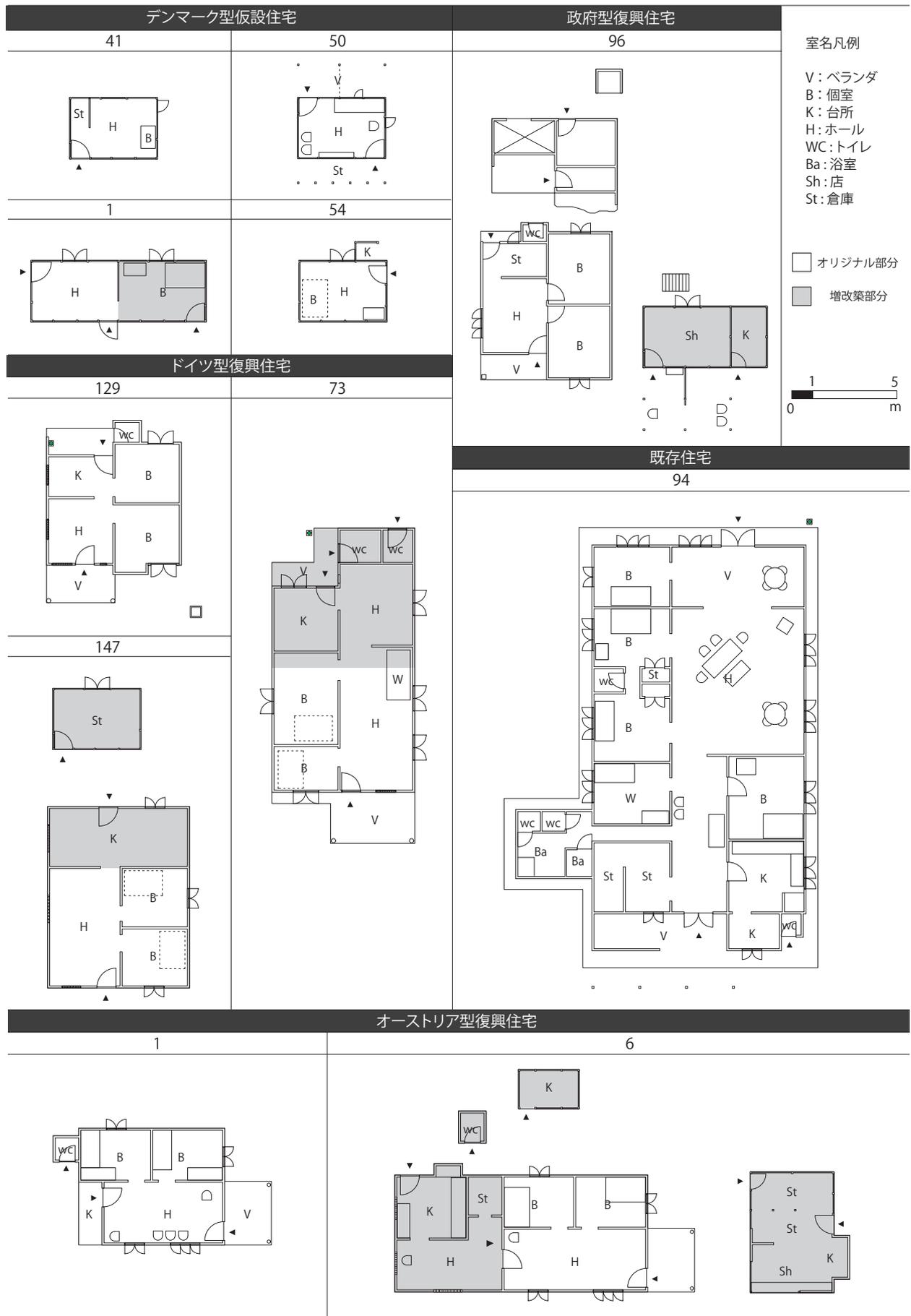
注13) 被災前のパラリアの職業構成は漁業96人、漁業関連産業44人、ココヤシ繊維業89人、観光産業6人、政府関連職員99人、その他の職業189人である（Department of Census and Statistics:Final Report - Census on the buildings and people affected by the Tsunami disaster 2004,2005）。

注14) バッファゾーン内の構造物57件に関して、現況の内訳は、「全壊後再建」1件（no.1,17）、「仮設住宅」27件（no.8,9,10など）、「全壊後放置」21件（no.2,4,19,51など）である。仮設住宅はほとんどがデンマークの復興援助NGO（Danish People'Aid）が津波被災後の2月に寄付したもので、住宅がもとあった直接基礎の上に建設された。ただし現在は空き家になっている住宅も目立ち（no.9,16,35など計10件）、それらは倉庫やNGOの仮事務所として利用されている場合もある（no.30,31など）。また、パラリアには寺院の門前に人民解放戦線（JVP,Janatha Vimukthi Peramuna）とSEWALANKAが提供した仮設居住地がある。

注15) バッファゾーン外には92件の構築物がある。内訳は、「全壊後再建」25件（no.73,92,105など）、「半壊後修復もしくは建替」9件（no.94,132,148など）、「半壊後放置」2件（no.97,128）、「全壊後放置・解体」12件（no.69,85,97,104など）、「再建・修復中」3件（no.73,76,14）、「仮設住宅」35件となっている（実地調査による）。

注16) 第2章第3節で概要を述べたように、バッファゾーン外の被災者は全壊（修理費用が再建費用の40%以上）の場合は4回にわけて、計250,000Rs.の補助金を受け取り、半壊（修理費用が再建費用の40%未満）の場合は2回にわけて、計100,000Rs.の補助金を受け取る。なお、バッファゾーンの内外を問わず、全被災者に対して生活補助金として10,000Rs.と食糧が支給された。NHDA,Ministry of Housing and Construction:Guidelines for Housing Development in Coastal Sri Lanka,2005

注17) 主にNGO、民間企業、個人などの寄付を資金として、政府が住宅再建ガイドラインで示した定型平面に基づいて地元の建設業者が建設するケースが多い。



図補-3 ヒッカドウワ郡パラリア集落の復興住宅平面図
(2005年8月現在、実地調査をもとに筆者作成)

3 バッファゾーン外の住宅再建の実態

バッファゾーン外では、公的な補助金を受け、居住者が自力建設により修復・再建した住宅（no.94, no.138, no.143 など）などがある。その他に、NGO や民間企業などから提供された復興住宅が建設されている。

図 補-3 にパラリア集落における復興住宅の例を示した。全部で 10 戸ある復興住宅の構造は、コンクリート・ブロックの組積造であり、屋根は木造の小屋組みにアスベスト・シートがかけられ、瓦葺きである。復興住宅は原則として、政府の住宅再建ガイドラインで示された、居間、2つの個室、台所、トイレから構成される定型平面の通りに建設されるが、提供主体によっては定型平面の通りではない場合もある。

図 補-3 に示したように、スリランカ政府が提供した復興住宅は定型平面の通りに建設されているが（no.96, no.63 など）、海外の援助団体が寄付した住宅は間取りが変更されていることが多い。

例えば、ドイツの援助団体が寄付した住宅には、建設費を追加して本来の 2 倍の規模で建設されたものがある（no.73）。また、廃材を再利用することで建設費を約 40,000Rs. 安く抑えたもの（no.129）や、バルコニーを室内化することで居間と台所の空間を拡張したもの（no.147）などがあり、住民のニーズに応じて住宅の間取りが変更されている。

また、オーストリアの民間企業が寄付した住宅に関しても同様に間取りの変更が行われているが、建設業者の不正が問題となっている。施工を請け負った地元の建設業者が不当に建設費用を安く抑え、余った寄付金を持ち逃げするという事件があった^{注18)}。住宅を提供した組織の関係者が建設後に視察して低水準な施工^{注19)}を確認し建設業者に工事を完了するよう指導したが、改善されず、住民は自費で建設・修理するか、やむを得ず放置しているという。

また、居住者の中には、津波被災時の恐怖心が消えない者や再度被災の不安が大きいもの者もあり、そういった人々は集落外へと転出しているケースが多い。そのため、図 補-3 にも示したように、集落には修復・再建されずに放置された住宅や、修復・再建された放棄されている住宅がみられる。

第3項 バッファゾーン内外の復興格差の問題

以上のように、パラリア集落では、津波により多くの人命が失われ、住宅やインフラ、漁船・漁具など、生活に必要な物的基盤の大部分が失われた。その後、NGO/NPO や民間企業など主に地域外部のアクターが支援を主導して、急ピッチで住宅の修復・再建が行われた。しかし、同じ集落であってもバッファゾーンの内外で住宅再建に対する支援の内容やスピードに差が生じていることが明らかになった。

バッファゾーン外では、元の場所での住宅再建に対する公的な支援が行われ、建設業者の不正など、外部者主導の住宅供給に起因する問題もみられたが、被災から約 8 か月という比較的短い期間で住宅再建の目途が立



写真補-5（左）パラリア集落の仮設住宅：バッファゾーン内の住宅跡地に設置された

写真補-6（中）パラリア集落の住宅跡地：バッファゾーン内の住宅再建不可の土地が売りに出されている

写真補-7（右）パラリア集落の復興住宅：バッファゾーン外のもともと住宅があった場所に建設された

注 18) 住民の証言によると、オーストリアの民間企業は 1 戸あたりの建設費として 500,000Rs. を寄付したが、地元の建設業者はそれよりも大幅に少ない 100,000 ~ 200,000Rs. で建設したという。

とうとしており、その意味では、政府による住宅再建支援プログラムは成功であったと言える。

一方、バッファゾーン内では、元の場所での住宅再建に対する支援が受けられず、また、他の場所での住宅再建の目途も被災後半年が経っても立っていないため、バッファゾーン外の被災者とは対照的に、被災者は復興から取り残されていると感じている。バッファゾーン外の被災者の復興進度との間に著しい格差が生じており、不満の声を挙げる住民もいる^{注20)}。

第4節 モラトゥワにおける住宅再建の実態

第1項 津波被害と住宅復興の概要

1 津波被害

図補-4にモラトゥワの位置と地図を示した。モラトゥワはコロomboの南・約20kmに位置する人口約17.7万人の都市である。コロombo近郊の都市として古い歴史を持ち、英国統治期にはラグーンや湖沼が都市の富裕層の遊興地として親しまれていた^{注21)}。また漁場や木材などの天然資源に恵まれ、「漁師と家具職人の町」としてコロomboに製品と労働力を提供しながら発展してきたという歴史を持つ^{注22)}。

1970年代以降、コロomboの都市域の拡大に伴いモラトゥワはコロomboの通勤圏となり、急増する人口の受け皿として都市的な性格を強めていった^{注23)}。それとともに、沿岸に低所得者の不法占拠による居住地が形成されるなど、様々な問題も発生している。

被害が発生したのはモラトゥワ郡の42区のうち沿岸の15区である。なかでも、モラトゥワ駅以南のパナドゥラ川と海岸に挟まれた帯状の地域、すなわちコロラウェラ (Koralawella) 地区、カトゥクルンダ (Katukurunda) 地区、エゴダ・ウヤナ (Egoda Uyana) 地区の沿岸には、被災以前に低所得者による密集市街地が形成されており、特に大きな住宅被害が生じた。

2 住宅復興事業の停滞

インド洋津波による被災の後、コロombo県では26の援助団体が活動しており、モラトゥワ郡では国内NGOであるセワランカ (SEWA LANKA) などが活動している^{注24)}。

被災から約8ヶ月が経過した2005年8月現在も郡内10ヶ所の仮設居住地において約6,000人が避難生活を

注19) トイレの排水管が形だけのもので、地下の排水溝につながっていない (no.A)、建設規模が極端に縮小されている (no.E)、質の低い施工と家具の不備 (no.F) などが確認された。

注20) パラリアのバッファゾーン内の被災者の一部が「パラリア100m規制難民による組織 Peraliya 100 meter Tsunami refugees organization」という組織を結成し、沿岸部建築規制の理不尽さと住宅再建支援の必要性を訴えている。

注21) I.Munasinghe:the Colonial Economy on Track -Roads and Railways in Sri Lanka (1800-1905),the Social Studies Association,Homagama,Sri Lanka,2002

注22) モラトゥワの漁業従事者はモンスーンの影響などにより海域での漁業が行えない時期も、パナドゥラ川の河口やラグーン、湖沼で漁業が行えるため、古くから漁業がおこなわれてきた。また、かつてモラトゥワには内陸の産地からパナドゥラ川によって木材が運搬されてきていたことから、製材や木工が産業として発達した。現在も町中には製材所や木工所、家具店などが多く、コロomboやスリランカの他の都市に製品を供給している。Ministry of Labour,Industry and Commerce:Report on the economic survey of Moratuwa and its Carpentry industry,Ceylon Government Press,1974

注23) モラトゥワの人口の推移を示す。括弧内は年平均増加率。1946年50,698人、1953年60,215人(2.5)、1963年77,833人(2.6)、1971年96,658人(2.7)、1981年134,826人(3.4)、2001年177,190人(1.4)。(スリランカ統計局の資料を参照)

注24) 波直後、米やダール豆などの食料、衣類、粉ミルク、薬の配布を行い、ポンプで井戸の洗浄も行った。また、結婚証明、土地の所有証書、津波による死亡証明などの発行手続きの支援を行った(セワランカ事務所での聞き取り調査による)。



図補-4 モラトゥワ郡の地図
(筆者作成)



写真補-8 (左) モラトゥワの沿岸：公有地に零細漁業や都市雑業に従事する人々の住居が建てられている
写真補-9 (右) パナドゥラ河の河口：モンスーンの影響を受けにくい漁場として重宝されている

送っている。仮設住宅は、狭小な土地に家屋が密集して建てられており、水道やトイレを数十世帯で共有し、電気や水の供給が頻繁に停止するなど、劣悪な居住環境である。

2005年5月の時点においてモラトゥワ郡では仮設住宅の建設がほぼ完了し、復興事業は恒久住宅供給の段階に移行しようとしていた。政府は内陸に再定住地を建設する予定であったが、建設用地の不足やドナーの事情等により建設の目途が立っておらず、復興事業は停滞している^{注25)}。

第2項 住宅再建の実態

1 居住地構成と被害状況

図補-5に調査対象であるコロラウェラ集落とその周辺を示した。コロラウェラ集落は1980年代ごろから、沿岸を低所得者が不法に占拠して形成された居住地である。コロラウェラ集落の内陸の住宅地には家具工房や製材所といったモラトゥワに古くからある産業に関連する施設が分布している^{注26)}。図補-6に示したように、コロラウェラ集落は、幹線道路と海岸の間の幅60mほどの細長い敷地に立地しており、鉄道の線路の両側に平屋



図補-5 コロラウェラ集落とその周辺
(筆者作成)



写真補-10 (左) モラトゥワ・コロラウェラ集落の陸側：幹線道路沿いに大工工房や雑貨店が分布する
写真補-11 (右) モラトゥワ・コロラウェラ集落の海側：線路の両側に不法占拠によるバラックが並ぶ

注25) 都市計画局は、被災後1ヶ月後にモラトゥワとその周辺に計20ヶ所、約3000世帯を収容できる再定住地の建設用地を獲得したと発表したが、2005年8月現在、どれも建設には至っていない。

注26) コロラウェラはコロラウェラ東、同西、同南、同北の4つの小区に分かれている。内陸側では、仏教徒の祭礼であるウェサック祭が毎年5月に行われており、津波被災後の5月にも開催された。内陸側には大工を中心としたコミュニティが形成されており、ウェサック祭においても近隣の子供が蠟燭を作成し、大人は大工が中心となって櫓を建設した。



図補-6 コロラウェア集落の連続平面図と物的基盤の分布
(筆者作成)

表補-2 モラトゥワ郡コロラウエラ集落の居住世帯の基本属性および津波被害・住宅再建状況
(2005年8月現在、実地調査をもとに筆者作成)

No.	世帯					津波被害					家屋・土地						
	世帯主の年齢	世帯主の宗教	世帯主の出生地	世帯主の職業(被災前→後)	世帯月収(被災前→後)	世帯人数(前→後)	子供人数(前→後)	家族形態(前→後)	死傷者	家屋被害	被災前の構造	家屋の建設年	家屋所有権	土地所有権	家屋現況	家屋構造	水道
1	32才	仏教	KRL	不明	不明	7人	3人	拡大家族	なし	半壊(居住可)	木造	1995年	自己	自己	木造	無	無
4	30才	カトリック	KTB	不明	7,000Rs.	8人	3人	拡大家族	なし	半壊(居住可)	木造	不明	自己	自己	木造	無	共同
8	49才	カトリック	MRT	清掃業(市)	7,000Rs.	6人	3人	拡大家族	なし	半壊(居住可)	木造	1970年	自己	教会	木造	専有	共同
10	46才	仏教	LNW	漁師→無職	3,000Rs.→寄付	10→2人	6→0人	拡大→夫婦のみ	なし	半壊(居住不可)	木造	2005年	自己	公有	木造	無	無
16	47才	仏教	LNW	漁師	不明	4人	2人	核家族	けが	半壊(居住可)	木造	不明	自己	自己	木造	共同	共同
19	39才	カトリック	KRL	大工	3,000Rs.	4人	2人	核家族	なし	半壊(居住可)	木造	1994年	自己	自己	木造	共同	共同
30	49才	カトリック	CMB	漁師	不明	2人	0人	夫婦のみ	なし	半壊(居住可)	木造	1999年	自己	自己	木造	無	共同
33	59才	仏教	KRL	漁師	9,000Rs.	7人	5人	拡大家族	なし	半壊(居住可)	木造	不明	自己	教会	木造	無	無
34	75才	仏教	KRL	無職	5,000Rs.→なし	3人	2人	他	なし	半壊(居住可)	木造	2002年	自己	教会	修復	無	無
35	39才	仏教	LNW	無職	無	5人	2人	拡大家族	なし	半壊(居住可)	木造	不明	自己	教会	建替	専有	無
36	42才	仏教	CMB	漁師→無職	4,000Rs.→なし	4人	2人	核	なし	全壊	木造	1990年	自己	教会	修繕	共同	共同
37	38才	カトリック	KRL	レンガ職人	5,000Rs.	4人	2人	拡大家族	なし	半壊(居住可)	木造	不明	賃貸	教会	修繕	共同	共同
38	26才	仏教	KRL	食品製造	2,000Rs.→なし	4人	2人	核家族	けが	半壊(居住可)	木造	1997年	自己	教会	修繕	共同	無
39	34才	仏教	LNW	市役所	3,500Rs.	4人	2人	核家族	なし	半壊(居住可)	木造	2001年	賃貸	教会	修繕	共同	無
40	42才	仏教	LNW	無職	不明	7人	5人	核家族	なし	半壊(居住不可)	木造	2004年	他	教会	修繕	専有	無
41	55才	仏教	KRL	小売業	2,000Rs.	3人	0人	他	なし	半壊(居住可)	木造	1988年	自己	教会	修繕	共同	共同
42	28才	仏教	ABL	無職	2,500Rs.	5人	3人	核家族	なし	半壊(居住可)	木造	1980年	自己	教会	修繕	共同	共同
43	34才	仏教	DHW	漁師	4200Rs.	5人	3人	核家族	なし	半壊(居住可)	木造	1995年	自己	教会	修繕	共同	共同
44	23才	仏教	PND	三輪タク運転手	不明	9人	1人	拡大家族	なし	半壊(居住可)	木造	1998年	自己	教会	修繕	共同	無
46	32才	カトリック	DHW	漁師	4,000Rs.	5人	0人	拡大家族	なし	半壊(居住可)	組積造	2004年	自己	教会	修繕	専有	専有
47	21才	仏教	KRL	大工	8,000Rs.	3人	1人	核家族	なし	半壊(居住可)	木造	不明	自己	教会	修繕	共同	共同
49	38才	仏教	MRT	漁師	5,000Rs.	4人	2人	核家族	なし	半壊(居住可)	木造	不明	自己	教会	修繕	専有	専有
50	43才	カトリック	LNW	調理	不明	4人	3人	他	なし	半壊(居住可)	木造	2004年	自己	教会	修繕	共同	共同
51	40才	仏教	PND	不明	6,000Rs.	4人	2人	核家族	なし	半壊(居住可)	木造	1999年	自己	教会	修繕	共同	共同
68	49才	仏教	KRL	果実売	2,000Rs.	3人	1人	核家族	なし	半壊(居住可)	木造	1995年	自己	教会	修繕	無	無
70	31才	仏教	KRL	無職	3,000Rs.→なし	5人	3人	核家族	なし	半壊(居住可)	木造	不明	自己	教会	修繕	無	無
71	21才	仏教	KRL	大工	6,000Rs.	3人	1人	核家族	なし	半壊(居住可)	木造	1995年	自己	教会	修繕	無	専有
84	30才	カトリック	KRL	労働者	3,000Rs.	5人	3人	核家族	なし	全壊	木造	2002年	自己	教会	再建	木造	共同
85	18才	カトリック	KRL	不明	4,000Rs.	2人	0人	夫婦のみ	なし	被害なし	組積造	2001年	自己	私有	修繕	組積造	共同
90	40才	カトリック	KRL	清掃業	3,500Rs.	5人	2人	拡大	病気	半壊(居住可)	木造	1983年	自己	私有	修繕	組積造	共同
92	64才	仏教	RTP	不明	不明	2人	0人	夫婦のみ	なし	半壊(居住可)	木造	1995年	自己	私有	修繕	木造	無
95	27才	仏教	DHW	漁師、大工	不明	4人	3人	他	なし	半壊(居住不可)	木造	1998年	自己	私有	修繕	テント	無
96	30才	仏教	KRL	漁師→漁師手伝い	3,000Rs.	3人	1人	核家族	なし	半壊(居住不可)	木造	1995年	自己	私有	修繕	木造	無
97	31才	仏教	LNW	大工	9,000Rs.	6人	4人	核家族	なし	半壊(居住可)	木造	1998年	自己	公有	修繕	木造	無

(凡例) ・出生地 KTB: Katubedda KRL: Korlawella MRT: Moratuwa LNW: Lunawa CMB: Colombo ABL: Ambalangoda DHW: Dehiwala PND: Panadura RTP: Ratnapura
・家屋所有権 自己: 自己所有 賃貸: 賃貸 他: その他
・土地所有権 自己: 自己所有 私有: 他人が所有 教会: モラトゥワ市内の教会が所有 公有: 政府が所有

の木造家屋が密集している。実地調査ではコロラウェラ集落の住宅・全 97 戸について津波被害やその後の修復・再建状況について聞き取り調査や目視調査を行い、世帯主 30 人に対して住宅再建過程についての聞き取り調査を行った。

政府の統計によると、コロラウェラ集落を含むコロラウェラ西区沿岸の住宅 184 戸のうち被害があったのは 162 戸であり、その内訳は、全壊が 79 戸、半壊（居住不可）が 13 戸、半壊（居住可）が 70 戸であり、それらは全てバッファゾーン内の住宅であった。

2005 年 8 月時点において、コロラウェラ集落では全壊家屋の半数以上は放棄・解体されているが、半壊家屋はほぼ元通りの状態に修復・再建されている。つまり同集落では、全体のうち 4 割強の住宅が居住可能な半壊状態で残され、その後、半壊住宅を中心として住宅の修復・再建が行われた^{注 27)}。

ただし、バッファゾーン内の住宅の修復・再建は、公的な支援の対象外であり、バッファゾーンの規制を無視して住民の自力建設によって達成されたものである。

2 住民間の相互扶助による住宅再建

2005 年 5 月現在、コロラウェラ集落には 72 世帯・約 360 人が居住する。表 補-2 に調査対象集落の居住者の基本的な特徴、津波被害および住宅の修復・再建状況を示した。同集落の住民は全てシンハラ人であり、55 世帯が仏教徒、17 世帯がカトリックであった^{注 28)}。

世帯の収入に関する質問を行ったところ、20 世帯から回答が得られた。被災前の平均月収は 5,000Rs. 前後であり、内訳を見ると、月収 5,000Rs. 未満が 11 世帯、5,000Rs. 以上 10,000Rs. 未満が 9 世帯であった^{注 29)}。この結果から、コロラウェラ集落の居住世帯はスリランカの中でも特に貧しい層にあたることがわかる。

居住者の主な職業は漁業（10 世帯）と大工（8 世帯）であった。集落は浜辺のすぐそばにあり、漁業従事者たちは被災前は小型のボートで漁へ出ていた。津波被災後半年経過時点においても、漁船や漁具を津波により失ったため漁業を中止している者もいるが（no.10、no.36、no.88 など）、一時的に近隣の漁師仲間を手伝うか、行商をするなどして、何らかの形で仕事を続けている者もいる^{注 30)}。

また、工房や機材を失った大工も、周辺の工房で雇われて収入を得る者（no.14、no.19）や、その後、工房を修復・再建している者（no.38、no.88、no.90）がみられた。なかには、津波後に自分の工房を新設した者もみられた（no.43、no.71）。

さらに、その他の職業としてモラトゥワの中心市街地やコロンボで働く清掃婦（3 人）、石工、工場労働者、小売業、三輪タクシー運転手、調理師、果実売（各 1 人）等のいわゆる都市雑業従事者がみられた。

また、図 補-6 に示したように、コロラウェラ集落には専用住宅だけでなく、店舗兼住宅（no.41、no.59、no.88）や家具工房兼住宅（no.38、no.43、no.67、no.88、no.90）などが、主に幹線道路沿いにみられる。

このようにコロラウェラでは大都市や海への近接性を前提として、職住一体的な居住形態と職業を中心とした住民間のネットワークがみられ、それが津波後の生活と仕事の継続においても拠り所となった。

図 補-7 にコロラウェラ集落における住宅再建と居住者の入れ替わりの例を示した。住宅再建の過程を通じて、住む場所を失った被災者が、血縁者や親戚の住宅や部屋を借りるケースが多数みられた。また、一度は仮設住宅

注 27) 調査集落には被災前、約 96 戸の住宅があったが、被災の約半年後における現況の内訳は、解体・放置により居住不可 23 戸（24.0%）、修繕・立替により居住可 73 戸（76.0%）であった。

注 28) スリランカの西岸は北上するほどタミル人が多くなり、南下するほどシンハラ人が多くなる。モラトゥワからチラウに至る地帯は仏教徒とカトリック、シンハラ語を母語とする人とタミル語を母語とする人の混住地帯である。

注 29) スリランカ政府は 2004 年、貧困線 poverty line として世帯月収 1423Rs. を基準としている。また、国民の平均収入は 2002 年現在、12,803RS. である（DCS:Official Poverty Line for Sri Lanka,2004,DCS:Household Income and Expenditure Survey 2002）。

注 30) スリランカでは水揚げ後の魚の流通に関わる人々を一般にシンハラ語でムダラーリと呼ぶ。漁師とムダラーリは柔軟な信頼関係で結ばれ、政府により組織された漁業共同組合よりも重視されることが多いという（S.Fernando:the Marketing System of the Small-Scale Fishery of Sri Lanka,MARGA Special Issue Fisheries Vol.7 No.2&3,Marga Institute,1984）。

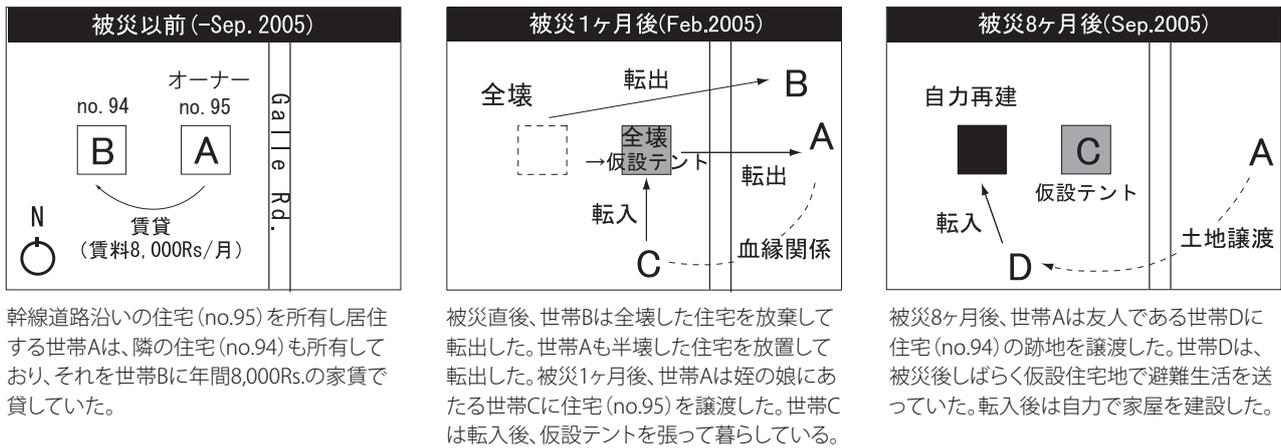


図 補-7 住宅再建と居住者の入れ替わりの事例
(筆者作成)

に入居したが、劣悪な居住環境に耐えかねて、集落外の親戚や友人の住宅や部屋を借りる者がみられた^{注31)}(no.6, no.10, no.20など)。図 補-9、図 補-10に例を示したように、他地区から同集落に転入した被災者が住宅を間借りするか、土地だけを借りて家屋は自力で建設する例(no.35, no.36, no.94など)もみられた。このように、住宅再建過程を通じて住民の入れ替わりと家屋の共同利用化が行われた^{注32)}。

コロラウェラ集落の居住者には、結婚して独立したり、家族の増加によって世帯分離した後、同集落に転入した者が多いと推測される^{注33)}。ただ、集落や近隣においても血縁・親族関係が多くみられ(no.10とno.13, no.14とno.48, no.23とno.89とno.90, no.35とno.38など)、集落内外に広範な血縁・親族のネットワークが形成されている。このような血縁・親族の関係もまた、被災後の生活と仕事の継続において拠り所となった。

以上のように、職業や血縁・親族による居住者間の関係が、被災後の生活と仕事の継続の拠り所となっており、住民の自力建設による住宅再建において大きな役割を果たした。

3 既存の建物・空間の利用による住宅再建

コロラウェラ集落では幹線道路沿いの上水道から水道管が引かれており、図 補-6に示したように、集落内の外部空間に水道栓が分布している。水道栓には一つの世帯によって利用されているものだけでなく、複数の世帯によって利用されているものがある。水道栓には津波によって破壊されることなく、利用できる状態で残されたものもある。また、集落内に煉瓦やコンクリートブロックの組積造で建てられた共用の便所があり、そのほとんどが津波で破壊されたが、一部は修復・再建されている^{注34)}。また、ほとんどの住宅に幹線道路脇の送電線から電気が供給されており、給電ありは68戸、給電なしは5戸であった。

注 31) 南アジア社会において婚姻時に娘が実家から受け取る生前財産をダウリーといい、スリランカでは金銭や生活財などの動産のみならず土地などの不動産も含まれる。日本でいう持参金や持参財の概念に近いが、夫婦に住む家がない場合は妻方が家を提供したり、妻の実家に同居することもあり、より広義の有形無形のサポートと捉えられている。[高桑 2004,p105]

注 32) 「家屋の共同利用」とは、土地と家屋の所有権をもつ家主が親類や他人の世帯に対して家の一部を間貸しするケースを指す。同居住地は不法占拠居住地であるため、家主が主張する土地所有権とは慣習的なものであり、法的根拠があるものではない。

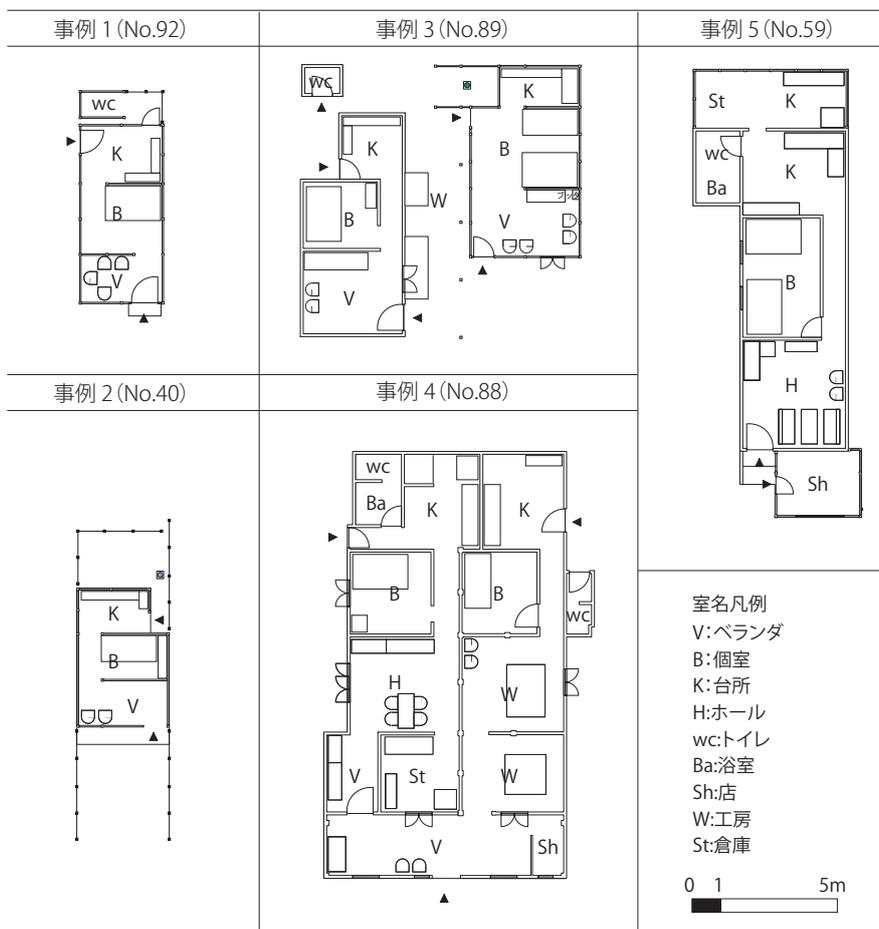
注 33) 集落の一世帯あたりの平均家族員数は4.3人で、世帯の構成で最も多く見られたのは構成員4.5人ほどの核家族(世帯主とその配偶者、子供)で、30世帯のうち17世帯が該当する。その他には核家族にその父母、兄弟、いとこなどの血縁者を含めた拡大家族が8世帯、世帯主とその配偶者のみの家族が3世帯、その他が1世帯みられた。

また、30人の世帯主について、その出生地の内訳はコロラウェラ13人、モラトウワ市内9人、デヒワラ3人、パナドウラ2人、コロポ1人、アンバランゴダ1人、ラトナプラ1人である。

注 34) 水道栓の利用形態は、1世帯により専有(専有)、数世帯により共有(共同)、半公共的に不特定多数の人間が利用(公共)と、所有形態により分類できる。その内訳は専有15世帯、共同24世帯、公共34世帯である。また、各世帯のトイレ利用の内訳は専有15世帯、共同29世帯、公共29世帯と、やはり専有世帯は少ない。



写真補-12 (上段左) パラリア集落の住宅：前後に庭があり、前庭は主に接客、作業などに利用される
 写真補-13 (上段右) パラリア集落の沿岸の住居：沿岸の公有地を占拠し、廃材などを用いて建てられている
 写真補-14 (下段左) 住宅と家具工房：家具工房や雑貨店など仕事場を兼ねた住宅がみられる
 写真補-15 (下段中) 共同の水道栓：近隣の10～20世帯に利用されている。日中は頻繁に断水がある。
 写真補-16 (下段右) 共同のトイレ：家屋と家屋の間に建てられた浸透式のトイレ。



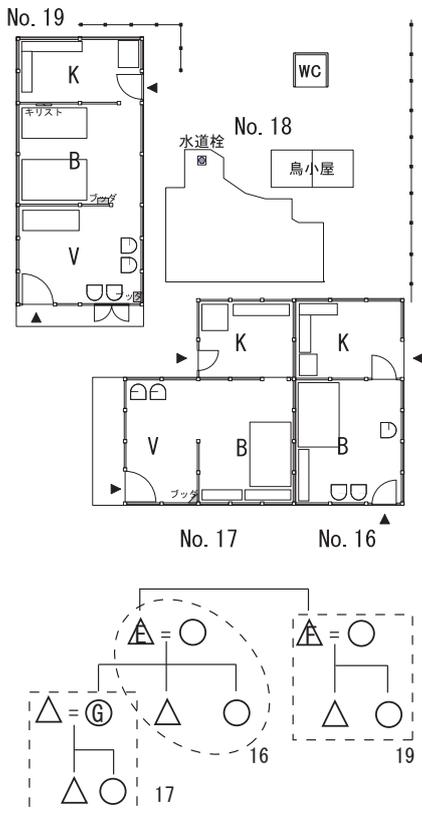
図補-8 コロラウェラ集落の住宅平面図
 (筆者作成)

このように、コロラウェラ集落は被災前、水道・電気・トイレといった、生活に最低限必要なインフラを備えていた。

また、同集落とその周辺には共同墓地（跡地）、仏教寺院（跡地）の他に、仏陀やキリスト教の聖人を祀った小祠がみられる。これらの小祠は津波によって破壊されたが、2005年5月の時点で同じ位置で修復・再建されている。津波被災以前、これらの宗教施設を中心として、住民のまとまりがあったと推測される^{注35)}。

2005年8月現在、居住可能な住宅73戸の構造は、木造が54戸、組積造が16戸、木造と組積造の混構造が3戸、津波被災者用の仮設テントが2戸であった。木造住宅はコンクリート直接基礎の上に廃材や安価な材で建てられた仮設的な構造物であり、津波によってほぼ全てが全壊あるいは半壊した。住民は残された直接基礎を再利用して被災前と同じ位置に家屋を修復・再建するかテントを設置している（no.14, no.28, no.95）。

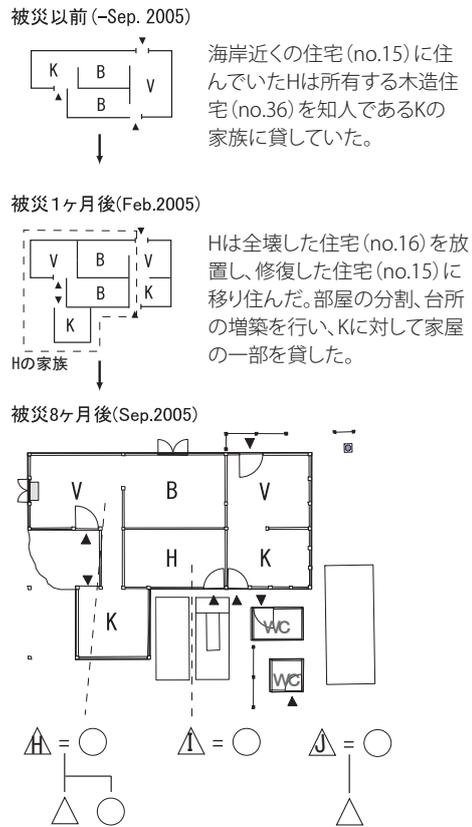
図補-8に示した事例1（no.92）のように、住宅はベランダ（Veranda;V）、寝室（Bed room;B）、台所（Kitchen



上図のような血縁関係にある3世帯が2棟に分かれて住み、ひとつの水道栓とトイレを共有している。Eとその家族は被災後2ヶ月間を仮設キャンプで暮らしたが、その後、半壊した家屋no.16を修復した。EはFの兄であり、Eの娘Gの家族と家屋を共有している。

事例6 No. 16, 17, 19

図補-9 家屋の共同利用の例1
(筆者作成)



被災後半年が経ち、Kとその家族は地区外へと転出した。その後、Hは家屋を間仕切りなどで再び分割し、他の地区から転入してきた親戚の2家族（IとJ）に無償で貸し与えた。

事例7 No. 36

図補-10 家屋の共同利用の例2
(筆者作成)

注 35) 居住者にとって、集落内に分布する少祠は、日々の祈祷のために欠かせない存在である。小祠は心理的な拠所やコミュニティの中心として、水道、便所などのインフラと同様に、その再建状況は集落の復旧・復興進捗の指標になると考えられる。

また、集落には図補-6で示したように、ヒンズー教の小祠もあり、現在それは仏教徒の管理下にあることが確認された。しかし、かつて同集落にヒンズー教徒が住んでいたかどうかは不明である。

注 36) スリランカの伝統的な民家にはもともとベランダとよく似た性質の空間が存在し、シンハラ人のあいだではイスプートウワ（未発達なものをピラという）、タミル人ではティンナイと呼ばれる。関根康正：ジャフナ・タミルの民家とその変容，南アジア・東南アジア島嶼部における宗教と分化の共存とその社会基盤の比較研究 1 p.53-91、1982、p.54

；K) の各室が一直線に並ぶ平面構成を基本型とする。どれだけ小さな住宅であれ上記の3室は備えており、寝食の場所 (B,K) と外部をつなぐ中間領域 (V) という構成に図式化される^{注36)}。

また、図 補-8 に示した事例 2 (no.40) のように、家屋の前後には庭がある。庭は水道栓・便所や小祠を備えたものが多く、沐浴や調理、接客、作業などの場として利用されている。前方の庭は、シンハラ人特有の住様式を表していると言われており、状況に応じて使い分けられる開放的で無機能的な空間である^{注37)}。住宅再建の過程において、前方の庭は、生活や仕事の必要に応じて工房や店舗、車庫、付属家屋などのためのスペースとして利用された (事例 3 no.89, no.43, no.44, no.57 など)。

また、先述したように、住宅再建を通じて、居住者の入れ替わりと家屋の共同利用化が行われた。その際、図 補-9、図 補-10 に示した事例 (no.16, no.36) のように、間仕切りを設けて室構成を変更する、廃材や安価な木材を利用して住宅を修復するといった、木造住宅の仮設性を活かした柔軟な対応が取られている。

また住宅どうしの関係に着目すると、被災後、損傷を免れた水道栓や便所の周辺ではその共同利用関係が再編されている。例えば、鉄道と幹線道路の間の家屋が密集する場所では、被災後は約 10 世帯がひとつの水道栓を共同で利用している (図 6 の no.59, no.61, no.65 など)。被災前、この水道栓は、ある世帯によって単独で利用されていたものであったが、被災後は前方の庭の柵が取り払われて、周辺の被災者にも利用されるようになった。この事例も木造住宅の仮設性と前庭空間の開放性を活かした対応であると言える。

一方、沿道や海岸に分布する組積造住宅の多くは、居住者への聞き取り調査によると、過去に木造住宅から建て替えられたものである。組石造のような、恒久的な構造の住宅は、同集落に何年か住み続けて財産を蓄えた住民の成果であり、集落への定住の意思の表れでもある。組石造住宅は、木造住宅に比べて大規模で室数が多く、水道やトイレも室内にあり、一世帯によって利用されている。そのため同じシンハラ人の住居であっても、木造住宅は開放的だが、組積造住宅は閉鎖的になる傾向がある。住宅再建の過程においても組積造住宅の世帯は周囲の被災世帯とインフラの共同利用などは行わなかった (図 補-8・事例 4, 事例 5 など)。

第3項 不法占拠および脆弱性の問題

コロラウェラ集落は、バッファゾーン内に位置する居住地であるため住宅再建に対する公的支援の対象外であったが、被災後約 5 カ月という短期間で、住民の自力建設によって住宅再建が達成された。住宅再建の際、以下に挙げる平常時から同集落にみられた物的基盤、居住空間および社会関係が拠所となった。

まず、職住近接を特徴とする居住形態、および職業や血縁・親族による関係が、被災後の生活と仕事の継続を支え、それによって元の場所での住宅再建を可能にした。また、同集落には、生活に最低限必要なインフラや宗教施設などの物的基盤が被災前から整備されており、それらが津波災害後も残されていたことも、元の場所での住宅再建を促進した要因であった。さらに、木造住宅の仮設性、前庭空間の開放性を活かして、住宅の仕事場としての利用や、空間の共同利用が積極的に行われており、こういった居住空間の特性もまた住宅再建を支えた。

一方、上記のような住民の自力建設による住宅再建を支えた仮設的な住宅構造や柔軟な土地利用といった居住空間の特性は、居住地が被災前から抱えてきた不安定性の表れでもある。コロラウェラ集落では、土地の不法占拠や、脆弱な構造の家屋の密集といった、津被被害の要因が何ら解消されないまま住宅再建が行われたという問題があることも事実である。

注 37) 多民族国家であるスリランカでは、民族性の違いが住様式に表れてると言われている。特に住居の開放性に対する意識の相違が指摘されている。シンハラ人の住居は開放性が高く、各住戸の境界が曖昧であるのに対し、タミル人の住居は屋敷構を高い塀で囲み、各々の住居が閉鎖的だと言われる。D.G. Robson:Aided-selp-help housing in Sri Lanka 1977 to 1982-a report for the overseas development administration of the United Kingdom 1984,p.66

第5節 小結

本章では、スリランカ南西岸の津波被災地居住地における住宅再建の実態を明らかにした。本節では、住宅再建の実態を踏まえて、スリランカにおける居住地移転を前提とした復興計画の問題について考察する。

調査対象としたのは、スリランカ南西岸のヒッカドゥワとモラトゥワという2ヶ所の被災地居住地である。モラトゥワ郡の不法占拠居住地居住者34世帯とヒッカドゥワ郡の都市近郊居住地居住者33世帯に対して、津波による被害や住宅再建に関する質問を中心としたヒアリング調査を行った。

(1) 政府・ドナー主導による住宅再建の実態と社会的環境に対する影響

まず、津波被災地居住地における住宅再建の実態を明らかにした。表補-3は、調査によって明らかになった住宅再建の特徴を整理したものである。

ヒッカドゥワ郡の被災居住地では、津波による甚大な被害が生じたという事もあり、被災直後から多数の団体が支援活動を行い、政府や支援団体といった外部者主導で住宅再建が達成されたことが明らかになった。一方、こういった外部者主導の住宅再建は、バッファゾーン内外で著しい復興進捗の格差を生じさせ、従前のコミュニティが分断されたこと、再建された住宅を津波再発への恐怖から放棄する者がいるなど、住民の意向とは必ずしも一致しない住宅再建であったことが明らかになった。

表補-3 調査地における住宅再建の実態の整理

		モラトゥワ郡 コロラウエラ集落	ヒッカドゥワ郡パラリア集落	
			バッファゾーン外	バッファゾーン内
立地と成立年代		大都市周縁部沿岸（1970年代）	都市近郊の村落部沿岸（1900年以前）	
被災前の 居住環境	人口密度	高	低	
	住民の所得階層	低 (平均世帯月収 5000Rs.)	中 (平均世帯月収 7200Rs.)	中 (平均世帯月収 7300Rs.)
	土地所有権	なし (沿岸の公有地を不法占拠)	あり	あり (一部沿岸の公有地を不法占拠)
	主な住宅構造	木造（木造率81%）	組積造（組石造率93%）	
	インフラ	水道栓、便所（共有）、電気	井戸、便所（専有）、電気	
	その他施設	共同墓地跡、祠、店舗、家具工房	仏教寺院	小学校、商業施設、漁港
	主な職業と 社会関係の特徴	職業（大工、漁師、都市雑業）、血縁・ 親族、宗教、近隣などによる 相互扶助的な関係性	職業：漁師、大工、会社員、公務員、 その他の都市雑業従事者	職業：漁師、小売業など
被災後（再建過程） の居住環境	住宅	全壊43%、半壊45%	全壊78%、半壊13%	
	死傷者	少ない	多い	多い
	支援体制	非公的支援（隣接する大工コミュニティからの雇用、機材の貸出し）	公的支援（援助団体による復興住宅供給、インフラ建設など）	公的支援（援助団体による仮設住宅供給、インフラ建設など）
	復興の達成度 (05年8月現在)	住民の自力建設により ほぼ元通りに復旧	援助団体による復興住宅 がほぼ完了	内陸に建設予定の再定住地 への移住を待機
	土地所有権	なし (緩衝地帯内の公有地を占拠)	あり	なし (05年10月以降は一部で合法化)
	住宅構造	木造（木造率73%）	組石造	木造（仮設住宅）、テント
	インフラ	水道栓（共有率79%）、 便所（共有率79%）、電気	給水タンク、便所（専有）、電気	給水タンク、便所（共同）、電気
	その他施設	被災前と同様に修復・再建	仏教寺院は再建	ほぼ全て喪失
	住民の社会関係	住民が入替わりコミュニティ再編。 相互扶助的な関係は持続。	一部の住民は転出	一部の住民がバッファゾーン 規制に抗議する団体を組織
	問題	家屋構造の脆弱性 土地の不法占拠	復興住宅における不正と 低水準な施工	避難生活の長期化、 劣悪な居住環境、 バッファゾーン規制による混乱
バッファゾーン内外での復興進捗の格差				

(2) 居住者主導による住宅再建の実態と既存の建物・空間の影響

モラトゥワ郡の被災居住地では、被災者が、血縁・親族や近隣、職業の関係による相互扶助や被害を免れたインフラや住宅、外部空間などを活用することで、住宅再建が禁止されているバッファゾーン内であるにも関わらず、住宅再建が行われたことが明らかになった。一方、こういった居住者主導の住宅再建の実現の背景には、土地の不法占拠や仮設的な構造の住宅といった、居住地が従前から抱えていた不安定性があるということを指摘した。それゆえに、住宅が再建された後も、自然災害に対する脆弱性や土地所有の不法性といった従前からの問題が何も解決されずに残されているという問題があることが明らかになった。

(3) 居住地移転を前提とする復興計画の問題

上記を踏まえて、居住地移転を前提とした復興計画の問題について考察する。

まず、ヒッカドゥワにみられたように、居住者の生活・仕事を支えてきた既存の集落形態やコミュニティの構造を無視して住宅が再建されることによって、被災者の生活・仕事の継続が困難になるという問題があると考えられる。

また、居住地移転を前提とすることによって、モラトゥワの被災居住地にみられたように、被災した場所で住宅を再建する人々が支援から取り残され、生活と仕事の継続が困難となるという問題がある。また、当面の生活と仕事が可能であったとしても、従前の問題が何ら解決されま住宅が再建され将来における生活と仕事の継続が困難になるという問題がある。

このように、補章における分析結果は、居住地移転を前提とした復興計画は、再定住地における生活再建だけでなく、従前居住地における生活再建も困難にするという問題を孕んでいることを示唆する。このように考えると、本章において対象とした2ヶ所の居住地はいずれも居住地移転の「失敗」と位置付けられる事例であったと言える。

補章 参考文献

- Urban Development Authority (UDA) , Ministry of Urban Development and Water Supply : Policy Guidelines for Reconstruction, 2005.1
- Department of Census and Statistics : Final Report - Census on the buildings and people affected by the Tsunami disaster 2004, 2005
- Department of Census and Statistics : Preliminary Statistics of the Census of Population and Buildings of the Census Blocks Affected by the Tsunami 2004 -Colombo District, 2005.2
- Taskforce for Rebuilding the Nation (TAFREN) : Assistance policy & Implementation Guidelines- Housing & Town Development, 2005
- K. Nakatani, A. Rajasuriya, A. Premaratne and A.T.White : The Coastal Environmental Profile of Hilladuwa, Sri Lanka, Department of Wildlife Conservation, Coast Conservation Department, 1994
- National Housing Development Authority (NHDA) , Ministry of Housing and Construction : Guidelines for Housing Development in Coastal Sri Lanka, 2005
- I.Munasinghe : the Colonial Economy on Track -Roads and Railways in Sri Lanka (1800-1905), the Social Studies Association, Homagama, Sri Lanka, 2002
- Ministry of Labour, Industry and Commerce : Report on the economic survey of Moratuwa and its Carpentry industry, Ceylon Government Press, 1974
- Department of Census and Statistic : Official Poverty Line for Sri Lanka, 2004
- Department of Census and Statistic : Household Income and Expenditure Survey, 2002
- S. Fernando : the Marketing System of the Small-Scale Fishery of Sri Lanka, MARGA Special Issue Fisheries Vol.7 No.2&3, Marga Institute, 1984
- P. Alexander: Sri Lankan fishermen -rural capitalism and peasant society, Australian National University monographs on South Asia no. 7, 1982
- R. L. Stirrat: On the Beach -Fishermen Fisherwives and Fishtraders in Post Colonia Lanka, South Asia Books, 1988
- 高桑史子：スリランカ海村の民族誌 - 開発・内戦・津波と人々の生活, 明石書店, 2008
- 高桑史子：スリランカ海村社会の女性たち - 文化人類学的考察, 八千代出版, 2004
- 関根康正：ジャフナ・タミルの民家とその変容, 南アジア・東南アジア島嶼部における宗教と分化の共存とその社会基盤の比較研究 1 p.53-91, 1982
- 穂坂光彦：住民によるスラムの改善 (スリランカ), 斎藤千宏編著 : NGO が変わる南アジアー経済成長から社会発展へ, コモンズ, pp.44-83, 1998
- D.G. Robson : Aided-selp-help housing in Sri Lanka 1977 to 1982-a report for the overseas development administration of the United Kingdom, 1984

第 7 章

結論

第1節 各章で得られた知見

本研究は、津波災害後に建設された再定住地における被災者の生活再建の実態を、被災者の生活と仕事を取り巻く、社会関係や権利関係といった社会的環境、および土地・自然や建物・空間といった物的環境との関連に着目して明らかにした。

それにもとづいて、本研究は、津波被災者の再定住地への移住の「失敗」と「成功」の意味を探求するとともに、再定住地への移住は本当に必要であるか、必要であるのはどのような場合か、移住する必要がある場合にどのような社会的・物的環境があればよいかといった、居住地移転計画の条件を明確化することを試みた。

なお、既往研究において、津波災害後に建設される再定住地では、特に漁業従事者など海との関わりの深い人々の生活・仕事が困難となり、被災後しばらく経つと被災者は従前居住地に徐々に戻って行き、その後再び被災する傾向が強いことが指摘されている。このことから、再定住地は「失敗」することが定説とされてきた。

本研究の対象であるスリランカのインド洋津波からの復興において建設された再定住地には、被災者の生活と仕事の継続に対する配慮が制度上欠如しており、過去の津波災害における居住地移転の事例と同じく「失敗」することが危惧された。しかし、本研究が対象とする再定住地の事例（スリランカ南部ウェリガマ郡・事例G）は、そのような状況下にあつて、被災者の生活と仕事が継続しており、「成功」とみなせる事例である。本研究では、一事例であるが、再定住地の「成功」事例を見つけ出し、それがどのような条件を備えているかを明らかにした。

本節では、各章で得られた知見を述べ、次節において本研究の結論を述べる。図7-1に、各章で得られた主な知見を第1章第1節で示した個人の生活・仕事、社会的環境、物的環境を捉える枠組みを用いて示した。

第2章で得られた知見

第2章では、スリランカにおける津波被災者の再定住地への移住と生活再建の実態を通じて、津波被災者の生活・仕事の継続に関わる物的環境の要素を明らかにした。

(1) 津波災害および居住地移転にともなう物的環境の変化

スリランカでは、国土の沿岸ほぼ全域が被災し、死者・行方不明者 36,603 人、全半壊住宅数 88,544 戸という甚大な被害が生じた。被災した沿岸の全域で海岸線から 100m 以内（東部・北部は 200m）がバッファゾーンに指定され、バッファゾーン内で被災した被災者は住宅の修復・再建が禁止されるとともに、再定住地への移住が誘導された。計画された再定住地（全 351 ヶ所・計 33,760 戸）の立地（海岸からの距離）は平均・約 1.8km、規模（戸数）は平均・約 105 戸であり、全体戸数のうち約 8 割が戸建住宅形式であることが明らかになった。被災者の多くを占める漁業従事者とその家族は被災前、海岸のすぐ近くに住み海と関わりの深い生活を送っていたこと、親族、カースト、職業などを単位とする 50 世帯程度の小規模な集落に居住していたこと、慣習的な土地所有・利用権にもとづいて複数の家族が広い敷地を住居や仕事場として共同利用していたことを踏まえ、居住地移転によって被災者の生活・仕事を取り巻く物的環境が大きく変化したことを指摘した。

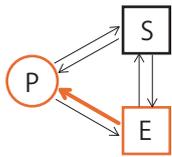
(2) 被災者の生活・仕事の継続に係る物的環境の要素

被災者の生活・仕事の継続に影響する物的環境の要素は、何よりもまず「立地」（海岸からの距離）であることが明らかになった。被災者の多くを占める漁業従事者が仕事を継続するうえで、海岸からの距離が強い制約と

第一課題 津波被災者の生活・仕事に関する物的環境の要素の解明

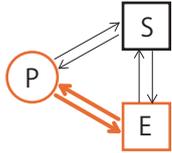
第2章

- 津波被災者の再定住地への移住と生活再建の実態
- (1) 住宅立地の影響 (P←E)
 - (2) 住宅地規模の影響 (S←E)
 - (3) 住宅形式の影響 (P←E, S←E)
 - (4) 被災者の居住地選択の特徴 (P→E, P→S)



補章

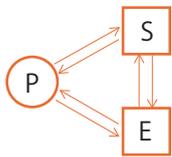
- 被災地における住宅再建の実態と復興計画の問題
- (1) 既存の建物・空間の影響 (P→E, P←E)
 - (2) 建物・空間の急激な変化の影響 (S←E)
 - (3) 居住地移転を前提とした復興計画の問題



第二課題 個人の生活・仕事、社会的環境、物的環境の関係を捉える枠組みの構築

第3章

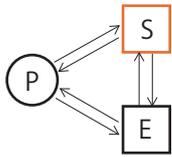
- 社会関係および権利関係からみた生活再建の分析枠組み
- (1) 個人の生活・仕事に関わる社会関係 (P↔S)
 - (2) 社会的環境と物的環境の関係 (S↔E) の検証方法
 - (3) 個人の生活・仕事と環境の関係 (P↔S↔E) の検討



第三課題 津波被災者を取り巻く社会的環境に対する物的環境の規定性の解明

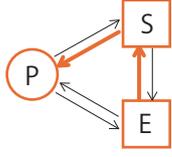
第4章

- 既存の社会関係および権利関係とその再編可能性
- (1) 従前居住地における社会関係の蓄積 (S)
 - (2) 社会関係の継続を可能にする再編パターン



第5章

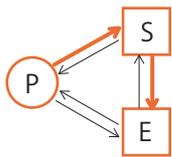
- 社会関係および権利関係の継続・再編とその重層性
- (1) 再定住地における社会関係の継続・再編 (S)
 - (2) 社会関係に対する血縁・地縁の規定性 (P or P←S or P←S←E)



第四課題 津波被災者の生活・仕事を支える社会的環境とその役割の解明

第6章

- 被災者の生活再建を支える社会関係とその役割
- (1) 社会関係を通じた物的環境への働きかけ (P→S→E)
 - (2) 個人の選択にもとづく社会関係の継続・再編 (P→S)
 - (3) 被災世帯の生活再建に果たす女性の役割



P : Person' s Life & Work (個人の生活・仕事)
 S : Social Environment (社会的環境)
 E : Physical Environment (物的環境)

図 7-1 各章で得られた主な知見

なっており、絶対的な数値ではないが、海岸から約2km以内が適応限界であることが、ウェリガマ郡における再定住地の実態調査から明らかになった。

また、「住宅形式」の変化も被災者の生活・仕事の継続に影響していることが明らかになった。漁業従事者の生活は、海での仕事だけでなく、漁具の手入れや魚の加工、野菜・果物の栽培といった陸地での仕事によっても支えられており、被災前それらは主に住宅周辺の庭で行われていた。しかし、再定住地の計画には、積層型のよな庭を持たない住宅形式や十分な面積の庭を持たない住宅が含まれていることが明らかになった。

また、物的環境の変化が被災者を取り巻く社会的環境に対しても影響を与えている可能性があることが明らかになった。再定住地には適正な「規模」があると考えられ、絶対的な数字ではないが、住宅地や街区の規模が50戸を超えると居住者が相互の関係を認識することが困難となり、被災者の生活・仕事の継続に影響が出ることが再定住地の実態調査から明らかになった。

以上のように、再定住地の「立地」（海岸からの距離）と「規模」（住宅戸数）、「住宅形式」が被災者の生活・仕事の継続と関係する物的環境の要素であること、特に漁業従事者にとって「立地」が強い制約となっていることが明らかになった。

（3）再定住地の立地決定および被災者による選択の経緯

なお、スリランカ政府による住宅復興ガイドラインでは、再定住地は被災居住地のなるべく近くの土地に建設し、また、従前の集落単位で入居することが奨励されていた。しかし、建設用地の不足やドナーの資金の制約といった要因により、被災地の近くにまとまった規模の土地を確保することが現実的に困難であったこと、また、それにより、遠くの土地に建設せざるを得なかったことが、行政へのヒアリングから明らかになった。また、被災者自身も、立地の近さや集落単位での入居よりも早期の住宅取得を希望する傾向があり、既に建設が完了し、かつ、生活と仕事が成り立ちそうな再定住地へと個別に移住する傾向があったことも明らかになった。

第3章で得られた知見

第3章では、「個人の生活・仕事」、「社会的環境」、「物的環境」の相互の関係を捉える枠組みを構築した。具体的には、第2章で明らかになった、物的環境の著しい変化、および被災者の生活・仕事の継続の困難化、という問題を踏まえ、被災者の生活・仕事を取り巻く社会関係や権利関係といった社会的環境の継続に着目し、津波災害後の居住地移転の問題をより正確に把握するとともに、社会的環境を手掛かりとして問題を緩和する方法を探るための枠組みを構築した。

（1）被災者の生活・仕事と関わる社会関係および権利関係の抽出

まず、研究対象であるスリランカ海村の社会構造について、社会人類学分野の既往研究や文献資料をもとに整理を行った。それを踏まえて、津波被災者の生活・仕事の継続に関わると考えられる社会関係として「地縁」、「血縁」、地縁・血縁以外の関係としての「マイクロクレジットの関係」を抽出した。また、シンハラ人社会の家族構造と居住形態の特徴を踏まえ、権利関係として「住宅敷地の所有・利用関係」を抽出した。

また、「人を介した関係」と「空間を介した関係」、「選択的關係」と「非選択的關係」という結合原理にもとづいて上記の社会関係を分類した。

（2）居住地移転における社会関係および権利関係の変化を捉える枠組みの構築

次に、「平常時」と「非常時」の関係、および「従前居住地」と「再定住地」の関係を踏まえ、居住地移転における社会関係および権利関係の変化を体系的に捉えるための枠組みを構築した。

(3) 地縁・血縁以外の関係に対する地縁・血縁の規定性を検証する方法の考案

さらに、上記の枠組みをもとに、「人を介した関係」かつ「選択的關係」であるマイクロクレジットの関係に対する、「空間を介した関係」かつ「非選択關係」である地縁、および「人を介した関係」かつ「非選択關係」である血縁の規定性を検証する方法を考案した。この方法によって、平常時の居住地では観察しづらい社会的環境と物的環境の相互規定性を検証することが可能になった。

第4章で得られた知見

第4章では、津波被災居住地における既存の社会関係および権利関係の実態を明らかにするとともに、それらの再編可能性について検討した。調査対象とした津波被災居住地は、再定住地の「成功」事例と位置付けられるスリランカ南部ウェリガマ郡の再定住地・事例Gの従前居住地・ワッタCである。再建された津波被災居住地に居住し続ける49世帯に以前に居住していた17世帯を加えた計66世帯に対面式アンケート調査を行った。

(1) 津波被災地における既存の社会関係および権利関係の実態

まず、住宅移転以前の従前居住地には被災者の生活・仕事の継続を支えとされる社会関係および権利関係が豊富に蓄積されていたことが明らかになった（血縁：66世帯中57世帯、マイクロクレジットの関係：同47世帯、住宅敷地の共同所有：同19世帯、住宅敷地の共同利用：43世帯）。また、居住地移転後も従前居住地においてそれらが継続していることが明らかになった（血縁：49世帯中41世帯、マイクロクレジットの関係：同36世帯、住宅敷地の共同所有：同15世帯、住宅敷地の共同利用：29世帯）。そして、このような実態を踏まえ、居住地移転において既存の社会関係および権利関係を継続させることが重要であることを指摘した。

(2) 社会関係および権利関係の再編可能性の検討

さらに、津波災害後の居住地移転における既存の社会関係および権利関係を継続させる上で想定される、「従前居住地完結型」、「再定住地完結型」、「従前居住地 - 再定住地補完型」という3つの再編パターンそれぞれの特徴と課題をワッタCの実態に即して整理した。

それを踏まえて、災害後の居住地移転において既存の社会関係および権利関係を継続させることは確かに重要であるが、それらを再定住地の範囲だけで継続すること（「再定住地完結型」の再編）は現実的ではなく、再定住地だけでなく従前居住地も含めた範囲で継続すること（「従前居住地 - 再定住地補完型」の再編）が必要であることを指摘した。そして、「従前居住地 - 再定住地補完型」の再編を実現するためには、マイクロクレジットの関係のような居住地の範囲を超えて維持・形成される関係が重要であることを指摘した。

第5章で得られた知見

第5章では、再定住地における社会関係および権利関係の継続・再編の実態を明らかにするとともに、社会的環境と物的環境の相互の規定性を明らかにした。特に、居住地の範囲を超えて維持・形成され、被災者の生活・仕事を支えていると予想されるマイクロクレジットの関係の継続・再編に着目し、それに対する血縁、地縁、権利関係の規定性を検証した。調査対象は、入居から約2年経過時点で90%以上という高い定住率を維持していることから、「成功」事例とみなせる再定住地（ウェリガマ郡の再定住地・事例G）であり、居住者86世帯に対して対面式アンケート調査を行った。

(1) 再定住地における社会関係および権利関係の継続・再編の実態

まず、再定住地Gの居住者86世帯のうち59世帯が居住地移転前にマイクロクレジットのグループに参加していたこと、また、30世帯はそれぞれの従前居住地におけるマイクロクレジットのグループにも参加しており、

さらに、49世帯が再定住地Gにおけるマイクロクレジットのグループに参加していることが明らかになった。すなわち、マイクロクレジットの関係は居住地の範囲を超えて維持・形成されていることが明らかになった。

(2) 地縁・血縁以外の関係としてのマイクロクレジットの関係に対する地縁・血縁の規定性の検証

次に、マイクロクレジットの関係の維持・形成に対する地縁および血縁の規定性を、その他の変数（住宅敷地の所有・利用関係、世帯の経済状況）の影響を考慮して厳密に検証した。その結果、再定住地Gの居住者にとってマイクロクレジットの関係は、「空間を介した関係」である地縁や、「非選択的關係」である血縁の関係にはない者との間でも維持・形成されていることが明らかになった。マイクロクレジットの関係は原理上は、地縁・血縁以外の関係であり、土地に規定さない選択的な関係である。しかし、伝統地域においては個人間の互助的な金融組織が、地縁・血縁関係者によって占められることが多いように、マイクロクレジットの関係が実際上は、他の関係によって規定されているということは十分に想定される。上述した検証結果は、再定住地Gにおいてマイクロクレジットの関係は実際上、空間に規定されない選択的な関係であることを示している。

さらに、上記の結果を踏まえ、再定住地Gにおける社会的環境の継続上、地縁・血縁といった既存の関係を維持するだけでなく、それらを補完する地縁・血縁によらない関係としてのマイクロクレジットの関係の維持・形成が重要であったことを指摘している。

第6章で得られた知見

第6章では、再定住地・事例Gにおける被災者の生活再建に対するマイクロクレジットの効果の有無とその内容の把握を通じて、被災者の生活再建を支える社会的環境とその役割を明らかにしている。調査対象は第5章と同じく再定住地Gであり、マイクロクレジットのグループのメンバー46人の貯蓄・融資記録の調査とヒアリング、およびマイクロクレジットを提供するNGOの職員に対するヒアリングを行った。

(1) 再定住地におけるマイクロクレジットの特色

まず、再定住地Gのマイクロクレジットには、以下の2つの特色があることが明らかになった。

① 貯蓄・融資といった金銭的サポートだけでなく、住宅敷地内での仕事（漁業関連の作業、家庭菜園、雑貨店など）の指導・奨励といった技術的サポートも行っており、住宅敷地内での仕事の指導・奨励によって、貯蓄・融資を促進している。

② マイクロクレジットにおいて一般的とされる連帯責任制度のような強制的返済手段は実質的に備えておらず、借り手に対する職員の頻繁な声かけ、毎週の返済の指導・奨励、返済能力に応じた融資上限額の拡大といった、貸し手と借り手の相互の認識にもとづく自発的返済手段によって、融資の返済率を高めている。

(2) 津波被災者の生活・仕事の継続に対するマイクロクレジットの効果

次に、融資の使途、および世帯構成と仕事の分析を通じて、融資は漁業など、男性が従事する仕事の継続、家庭菜園や雑貨店といった主に女性が従事する仕事の継続、および食費や医療費など生活上の出費に融資が利用されていることが明らかになった。このことから、生活・仕事の継続に対するマイクロクレジットの効果が明らかになった。なお、マイクロクレジットのメンバーは全員女性であり、マイクロクレジットは家庭管理者である女性の生活・仕事を支えたという点で被災世帯の生活再建に対して特に効果的であったことも明らかになった。

(3) 既存の社会関係の継続・再編に対するマイクロクレジットの効果

さらに、マイクロクレジットのメンバー間の社会関係およびグループの貯蓄・融資実績の分析を通じて、マイクロクレジットのグループでは、従前の地縁や血縁以外からもメンバーが選ばれているが、高い融資返済率を維持していることが明らかになった。このことは、マイクロクレジットを通じて既存の社会関係を超越してメンバー

がお互いの関係を認識していることの表れであると考えられ、このことから既存の社会関係の継続・再編に対するマイクロクレジットの効果が明らかになった。なお、先述したように、マイクロクレジットのメンバーは全員女性であり、居住地移転における社会関係の継続・再編において女性が果たす役割も明らかになった。

(4) マイクロクレジットが効果を発揮するための物的・空間的条件

なお、マイクロクレジットが上記のような効果を発揮することができた再定住地 G の物的・空間的条件として、従前の仕事場に通うことができる立地（海岸から 1.2km）、居住者が相互の関係を認識しやすい規模（一街区 50 戸程度）、住宅敷地内で仕事ができる住宅形式（空地を備えた接地型住宅）を挙げることができる。

被災者の生活・仕事の継続や社会関係の継続・再編といった課題は、自然災害後の居住地移転において一般的であり、本章の分析結果は、再定住地の住宅地計画において、住宅形式や住宅配置といった物的・空間的手法だけでなく、マイクロクレジットのような社会的・経済的手法が、再定住地における居住の継続性を高める方法として活用できる可能性を示唆している。

補章で得られた知見

補章では、津波被災地における住宅再建の実態を明らかにし、それを踏まえて居住地移転を前提とした復興計画の問題について考察した。調査対象は、ヒッカドウワとモラトウワという南西岸における 2 つの都市の被災居住地である。ヒッカドウワは政府・ドナー主導の住宅再建、モラトウワは居住者主導の住宅再建というように、両者は対照的な住宅再建プロセスを辿った事例である。

(1) 政府・ドナー主導による住宅再建の実態と社会的環境に対する影響

まず、ヒッカドウワでは、甚大な被害が生じたこともあり、被災直後から多くの団体が支援活動を開始し、政府・ドナー主導で住宅再建が達成されたことが明らかになった。一方で、こういった外部者主導の住宅再建では、バッファゾーン内外での復興格差、従前のコミュニティの分断、再度被災の不安による被災者の転出といった問題が起きており、被災者の生活・仕事の継続に対する配慮が必ずしも十分ではなかったことが明らかになった。

(2) 居住者主導による住宅再建の実態と既存の建物・空間の影響

一方、モラトウワでは、被災者が、血縁・親族、近隣、職業上の関係による相互扶助や、被害を免れたインフラや建物・空間を利用することによって、住宅再建を達成したことが明らかになった。一方、こういった居住者主導の住宅再建の実現の背景には、土地の不法占拠や仮設的な構造の住宅といった、居住地が従前から抱えていた不安定性があることから、居住者の生活・仕事の継続性は必ずしも高くないことが明らかになった。

(3) 居住地移転を前提とした復興計画の問題

以上のような住宅再建の実態と踏まえ、居住地移転を前提とした復興計画は、再定住地だけでなく、従前居住地における被災者の生活・仕事の継続も困難にするという問題を孕んでいることを指摘した。また、上記の 2 ケ所の被災居住地の住宅再建のプロセスは対照的であったが、上述したように被災者の生活・仕事の継続性を考慮すると、結果的にはいずれも居住地移転の「失敗」事例であったと位置づけられることを指摘した。

第2節 結論

(1) 津波災害後の居住地移転の「失敗」と「成功」の意味

津波災害後の居住地移転は、平常時に個人の生活・仕事を支えていた物的環境に対する変化を引き起こし、津波によって多くのものを失った被災者の生活・仕事の継続をより一層困難にする。

本研究はスリランカにおける再定住地の「成功」事例に学ぶものであるが、「成功」事例においても居住者は決して元通りの生活を送っているわけではない。また、本研究でいう「成功」とは、あくまで、「被災者の生活・仕事が成り立っている」という、最低限の状態を意味するものであるが、そのような広い意味で捉えたとしても再定住地の「成功」事例は稀であった。むしろ、そこでの生活・仕事が成り立たないため放棄される「失敗」事例が数多くみられた。このような事実を踏まえると、津波災害後の居住地移転には慎重な判断が必要であり、再定住地の計画のあり方についても議論のさらなる充実が不可欠であるということが指摘できる。

以下に述べる、本研究で明らかになった再定住地の「成功」事例が備えていた条件は、計画理論が未だ成熟しているとは言い難い、津波災害後の居住地移転に対して基礎的な知見を与えるものである。

(2) 「成功」事例において被災者の生活・仕事の継続を支えた環境の要件

図7-2は、本研究において「成功」事例と位置付けた再定住地Gにおいて被災者を取り巻く環境が備えていた条件を整理したものである。

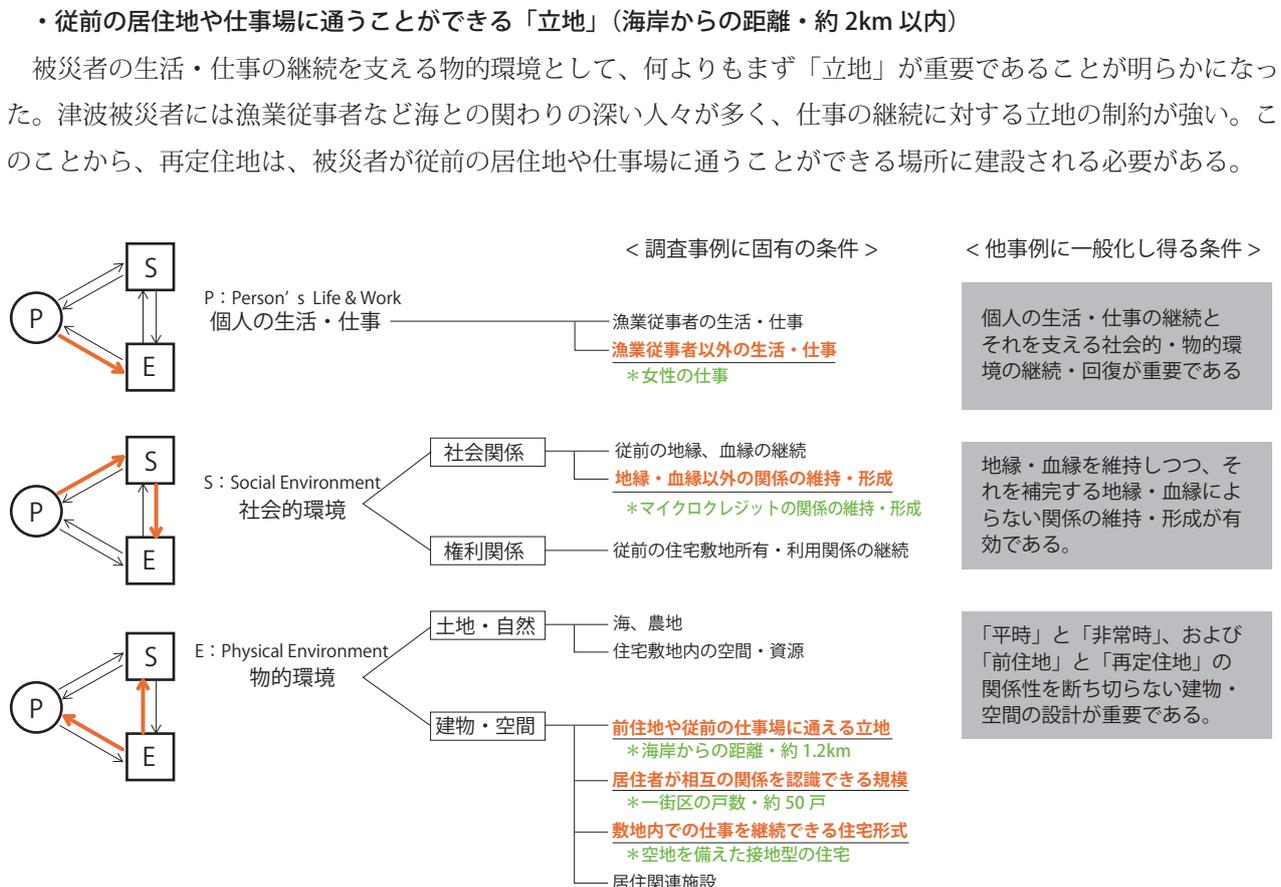


図7-2 再定住地の「成功」事例が備えていた条件とそこから一般化し得る知見

なお、絶対的な数値ではないが、スリランカにおいては海岸から約 2km 以内が被災者が生活・仕事を継続できる再定住地の立地の限界であることが明らかになった。居住地移転の「成功」事例である再定住地・事例 G も海岸から約 1.2km の丘陵地に建設されており、被災者が従前の仕事場に通うことができる立地であった。

・既存の地縁や血縁を補完する「地縁・血縁以外の関係」（マイクロクレジットの関係）

次に、被災者の生活・仕事の継続を支える社会的環境として、地縁・血縁といった従前の社会関係を維持しつつ、それらを補完する、マイクロクレジットの関係のような、「地縁・血縁以外の関係」を維持・形成することが有効であることが以下に述べる検証の結果、明らかになった。

まず、再定住地・事例 G では、再定住地におけるマイクロクレジットのグループだけでなく、それぞれの従前居住地におけるマイクロクレジットのグループにも居住者が参加していることから、居住地の範囲を超えてマイクロクレジットの関係が維持・形成されていることが明らかになった。

また、マイクロクレジットの関係の維持・形成に対する地縁・血縁の規定性を厳密に検証した結果、マイクロクレジットの関係は、地縁・血縁によらない関係であることが明らかになった。

さらに、マイクロクレジットは、再定住地における家庭菜園や雑貨店、従前の居住地や仕事場における漁業といった物的環境に対する被災者の働きかけを支えており、仕事の継続に対する効果があることが明らかになった。また、グループのメンバーは、従前の地縁や血縁といった既存の社会関係以外の関係からも選ばれており、マイクロクレジットには既存の社会関係の継続・再編に対する効果があることも明らかになった。

なお、こういった、物的環境および社会的環境に対する被災者の働きかけにおいて、家庭管理者として女性が果たす役割や、地域外部の主体として NGO/NPO 職員が果たす役割が大きいことも明らかになった。

・住宅敷地内での仕事が可能な「住宅形式」（空気を備えた接地型の住宅）および居住者が相互の関係を認識しやすい「住宅地規模」（一街区・50 戸程度）

最後に、被災者の生活・仕事の継続を支えた物的環境について整理する。

まず、先述したように、被災者が従前の居住地や仕事場に通える立地であることが重要であり、再定住地・事例 G は、海岸から約 1.2km 内陸の斜面地という立地であった。

また、住宅近辺で行う仕事を継続できる住宅形式であることが重要であり、再定住地・事例 G は、住宅の敷地内にオープンスペースがある接地型の住宅形式であった。

さらに、居住者が相互の関係を認識しやすい住宅地規模であることが重要であり、再定住地・事例 G は、一街区が約 50 戸という従前の集落に近い戸数規模であった。

（3）災害後の居住地移転計画において考慮すべき条件

本研究で明らかになった再定住地の「成功」条件は、あくまで一事例の分析にもとづく知見であり、一般化のためにはさらなる事例蓄積と研究間比較が必要である。ただし、本研究を通じて抽出される、以下の知見は、スリランカにおける津波災害後の居住地移転だけでなく、他地域における災害後の居住地移転や、開発途上地域や衰退地域といった物的資産に乏しい地域の再編に対しても示唆を与えるものであると考えられる。

- ① 個人の生活・仕事とそれを取りまく社会的環境および物的環境を継続・回復させる。
- ② 従前の地縁や血縁を維持しつつ、それらを補完する地縁・血縁によらない社会関係を維持・形成する。
- ③ 「平時」と「非常時」、および「前住地」と「再定住地」の関係性を維持できる建物・空間を設計する。

居住地移転の計画において、居住者の生活・仕事の継続性を高めるためには、上記の条件を考慮すべきである。逆に、上記の条件が考慮されていない場合、居住者の生活・仕事の継続が困難となり、「失敗」に終わる可能性が高くなる。以上をもって本研究の結論とする。

第3節 提言と研究成果の応用

第1項 提言：災害後の居住地移転計画の原則^{注1)}

本項では、本研究の結論を踏まえ、災害後の居住地移転計画のあり方に対する提言を行う。

なお、本提言は、災害後の住宅供給において、元の場所での住宅再建が困難であるケース、あるいは望ましくないケースがあることを想定したものである。多くの既往研究において指摘されているように、居住地移転は、家族や住まい、仕事などを失った被災者に、さらなる環境の変化と適応の負担を生じさせ、生活・仕事の継続をより一層困難にする。そのため災害後の居住地移転は極力避けるべきであるという認識が必要である。

また、本提言において示す原則は、あくまでも復興にむけた協議のプロセスの出発点である。居住地移転に関する意思決定は、中央政府、地方自治体、住民、企業、NGO/NPO、市民など、多様な主体に開かれた議論、協議のなかで行われる必要がある。

原則1：集落・市街地の被災前の状態を可能な限り維持・回復する

第一目標として、集落・市街地の被災前の状態を、良かった面、改善が必要であった面に関わらず、可能な限り維持・回復することを目指す。また、居住地移転が必要となる場合として、①地盤の崩壊などにより住宅再建が物理的に困難である、②地形や地盤の条件などにより被害の防止が困難である、などが想定されるが、やむを得ず居住地移転を実施する場合であっても、被災前の状態からの変化を可能な限り緩和する必要がある。

住民、地元行政の余力がない地域や、普段から地域づくりの活動が活発ではない地域、あるいは積極的な活動主体が不足・不在の地域であっても、これが第一目標であれば、復興に向けた取り組みを始めるきっかけになる。

上記の原則を実行に移すためには、集落・市街地の被災前の状態が把握されていることが最低限必要であり、普段からの集落・市街地の記録・資料づくりや、被災後の有志によるモニタリングなどが有効である。

原則2：「平常時」と「非常時」の関係に留意する

「非常時」に備えて居住地が充たすべき条件（安全性の確保など）だけでなく、「平常時」において居住地が当然充たすべき条件（生活・仕事の成立など）についても考慮し、両者の関係に留意する。

原則3：「前住地」と「再定住地」の相互の関係に留意する

「再定住地」へと移住する人々の生活・仕事が成り立つかどうかだけでなく、「前住地」に残された人々の生活・仕事が成り立つかどうかということも考慮し、両者の関係に留意する。

原則4：個人の生活・仕事の継続を支える社会的・物的環境を優先的に整備する

個人の生活・仕事の継続を支える社会関係や権利関係といった社会的環境、および住宅立地、住宅地規模、住宅形式、居住関連施設といった物的環境を優先的に整備する。生活施設や、産業施設、インフラといった都市・

注1) 本提言は、日本建築学会住まいづくり支援建築会議主催・東日本大震災における住まいの復興のあり方に関する連続ワークショップ第2回（2011年7月）において講演した「住宅復興の研究事例のレビューとスリランカにおける津波被災地居住地の再定住事業の成功法則」、および、日本不動産学会、都市住宅学会連携シンポジウム「東日本大震災とまちづくり」（2011年5月）に対する提案「地域の生活とコミュニティを維持できる復興まちづくりの原則」の内容に加筆・修正を加えたものである。

地域の全体に関わる計画を即座に準備することは難しく、私権のぶつかり合いも予想される。そのため、まずは個人の生活・仕事を最低限成り立たせることを優先し、そのために必要な社会的・物的環境を整備する。以下に、その具体的なメニューを示す。

- ・従前の居住地や仕事場との関係を維持できる住宅立地

例：漁民が海の様子を常に視認できる立地、従前の居住地に徒歩で通える立地、など

- ・住宅周辺での仕事ができる住宅形式および施設

例：敷地内に空地を備えた住宅、共用の作業スペース、住宅地内の貸店舗・貸事務所、など

- ・居住者が相互の関係を認識しやすい住宅地規模および住宅配置

例：50戸程度から成る街区、明確な街区境界、水平の住宅配置、対面式の住宅配置、など

- ・生活・仕事の変化に対応できる住宅形式および住宅配置

例：コアハウス、SI型住宅、サイト・アンド・サービスなど、適正技術による可変性のある住宅

- ・個人の生活・仕事の継続を支える社会関係

例：マイクロファイナンス、キャッシュ・フォー・ワーク、その他ソーシャル・ビジネス、など

- ・個人の生活・仕事の継続を支える権利関係

例：共有資源に対する利用権、従前の住宅の跡地に対する権利、など

原則5：土地・空間に規定されない選択的な社会関係を維持・形成する

従前の地縁や血縁を維持しつつも、それらを補完する地縁・血縁によらない関係を維持・形成する。物的な資産がほとんど破壊された地域、物的環境の変化が大きい地域、あるいは普段から物的な資産が乏しい地域においては、社会関係が復興に向けた資産となる。

特に、NGO/NPO、大学、有志の個人、企業といった地域外部の主体とつながる関係、およびマイクロ・ファイナンス、キャッシュ・フォー・ワークといった金銭的・技術的サポートを提供する関係が有効である。

第2項 研究成果の応用

(1) 「成功」する居住地移転の経験法則の探究

地域性や文化の違いを考慮して適宜修正する必要があるが、本研究で構築した分析枠組みや分析項目を用いて、今後、さらなる事例蓄積と研究間比較を行うことによって、災害後の居住地移転が、「成功」するのはどのような条件が整った場合であるか、経験法則を導きだすことができる。

本研究では、一事例を対象として質的な研究を行ったが、今後は、複数事例を対象とした量的な研究によって個人の生活・仕事、社会的環境、物的環境の関係の法則性を解明することや、それをもとにして再編の方向性を模索することも必要である。

こういった作業を続けることは、災害時における居住地の計画技術の質水準を向上させることにつながる。また、それだけでなく、持続可能な住宅地とは何か、という本質的な問いへの応えを探ることにもつながる。

(2) 「個」からする被災都市・地域の将来像の展望

本研究では、個人の生活・仕事を支える社会的・物的環境の要件を、比較的小規模な地域社会空間において見出した。一方、本研究の結果として明らかになった、居住地の立地の重要性や、外部主体の役割の重要性を踏まえ、初めからこういった外部との関連性を前提とした研究枠組みの設定も必要である。

個人の生活・仕事や小規模な地域社会空間にこだわりつつ、より大きなスケールにおける居住立地論、産業配置論、市民参加論へと議論の対象を拡大することによって、「個」の実態にもとづく都市・地域の将来像を展望することができる。

(3) 個人の生活・仕事を支える技術の実践的検討

実証的研究の結果、計画条件や将来像が明確化されたとしても、それを実現する具体的な技術が用意される必要がある。本研究を通じて、再定住地を機能させる社会的・経済的手法としてマイクロクレジットの役割を再発見することができた。マイクロクレジットが世界中から注目を浴びているのは、それが途上国の「現場」から自発的に生まれ、広がりをもせていった稀なイノベーションだからである。

今後は、研究者自身が「現場」に深く関わり、個人の生活・仕事を支える技術をハード（建物・空間）とソフト（雇用創出、小規模金融、能力開発など）の両面について検討する必要がある。さらに、プログラム・デザインの仮説形成、実証・実験、提案・実装を行うという、いわゆる実践的研究も必要である。

こういった検討を行うためには、研究環境上の多くの条件を整える必要がある。本研究がそうであったように様々な関係者による多大な支援と協力が必要であるが、特に、市民の立場に近い存在である NPO/NGO や地方自治体との協働が重要であると考えられる。

既報論文・著作一覽

関係論文

- ・前田昌弘：スリランカにおける居住地移転をともなう住宅再建事業の現状と課題 - 南西沿岸を事例に，林勲男編：自然災害と復興支援，明石書店，pp.87-108,2010（本論文の関連章：第2章）
- ・Masahiro MAEDA, Mitsuo TAKADA and Kiyoko KANKI：Regional Characteristics of Household Movement in the South Western Coast of Sri Lanka after the Indian Ocean Tsunami in 2004, Proceedings of the 6th Conference of Asian City Planning 2007, pp.1-9, 2007（本論文の関連章：第2章）
- ・前田昌弘，高田光雄，神吉紀世子：スリランカ漁業世帯の菜園付戸建再定住地における居住状況－居住地移転前後の世帯間関係の変化と継続性に着目して－，住宅系研究報告会論文集4, pp.177-186, 2009(本論文の関連章：第3章)
- ・Masahiro MAEDA, Mitsuo TAKADA and Kiyoko KANKI：Design Principles for Sustainable Resettlement Area in terms of Reorganization of Community Network, Proceedings of 10th International Congress of Asian Planning Schools Association, 2009（本論文の関連章：第3章）
- ・前田昌弘，高田光雄，神吉紀世子：世帯間関係と住宅敷地所有・利用関係による再定住の類型化－インド洋津波後のスリランカにおける住宅移転をともなう再定住に関する研究 その1－，日本建築学会計画系論文集，第75巻，第652号，pp.1441-1448，2010年6月（本論文の関連章：第3章、第4章）
- ・前田昌弘，高田光雄，神吉紀世子：世帯間関係の組み合わせパターンと住宅敷地所有・利用関係の分析－インド洋津波後のスリランカにおける住宅移転をともなう再定住に関する研究 その2－，日本建築学会計画系論文集，第76巻，第661号，pp.617-624，2011年3月（本論文の関連章：第5章）
- ・前田昌弘，高田光雄：再定住地における生活再建とコミュニティ形成に対するマイクロクレジットの効果－インド洋津波後のスリランカにおける住宅移転をともなう再定住に関する研究 その3－，日本建築学会計画系論文集，第76巻，第668号，pp.1859-1866，2011年10月（本論文の関連章：第6章）
- ・前田昌弘，中川雄輔，山田協太，布野修司：インド洋スマトラ島沖地震津波後のスリランカ南西沿岸居住地における復興の実態と問題点に関する考察－平常時の居住環境との連続性に着目して－，日本建築学会計画系論文集，第72巻，第614号，pp.183-190，2007年4月（本論文の関連章：補章）

既報論文等一覧

1. 著書

No.	書籍名	著者	出版社	執筆題目	掲載頁	年月
1	世界住居誌	布野修司（共著）	昭和堂	家の口 身体としての住居— シング、ブラジル	pp.336-337	2005 12
2	自然災害と復興支援 （みんぱく実践人類学 シリーズ9）	林勲男（共著）	明石書店	スリランカにおける居住地 移転をともなう住宅再建事 業の現状と課題	pp.87-108	2010 1
3	持続可能な都市・地域 デザイン（環境ガバナ ンス叢書4）	高田光雄（共著）	ミネルヴァ 書房	居住ネットワークの再編か らみた持続可能な再定住地 の設計条件	全 12 頁	2012 （予定）

2. 学術論文（審査付き）

No.	執筆題目	著者	掲載誌	発行機関	巻・号・頁	年月
1	インド洋スマトラ沖地震津波後の スリランカ南西沿岸居住地にお ける復興の実態と問題点に関する考 察—平常時の居住環境との連続性 に着目して—	前田昌弘 中川雄輔 山田協太 布野修司	日本建築学会 計画系論文集	日本建築学会	第 72 巻 第 614 号 pp.183-190	2007 4
2	Design Principles for Sustainable Resettlement Area in terms of Reorganization of Community Network	Masahiro MAEDA, Mitsuo TAKADA and Kiyoko KANKI	Proceedings of 10th International Congress of Asian Planning Schools Association	Asian Planning Schools Association	全 12 頁	2009 11
3	スリランカ漁業世帯の菜園付戸建 再定住地における居住状況—居住 地移転前後の世帯間関係の変化と 継続性に着目して	前田昌弘 高田光雄 神吉紀世子	住宅系研究報 告会論文集 4	日本建築学会	pp.177-186	2009 12
4	世帯間関係と住宅敷地所有・利用 関係による再定住の類型化 - インド 洋津波後のスリランカにおける住 宅移転をともなう再定住に関する 研究 その 1-	前田昌弘 高田光雄 神吉紀世子	日本建築学会 計画系論文集	日本建築学会	第 75 巻 第 652 号 pp.1441 -1448	2010 6
5	世帯間関係の組み合わせパターンと 住宅敷地所有・利用関係の分析 - イ ンド洋津波後のスリランカにお ける住宅移転をともなう再定住に 関する研究 その 2	前田昌弘 高田光雄 神吉紀世子	日本建築学会 計画系論文集	日本建築学会	第 76 巻 第 661 号 pp.617-624	2011 3
6	再定住地における生活再建とコ ミュニティ形成に対するマイクロ クレジットの効果—インド洋津波 後のスリランカにおける住宅移転 をともなう再定住に関する研究 そ の 3	前田昌弘 高田光雄	日本建築学会 計画系論文集	日本建築学会	第 72 巻 第 614 号 pp.183-190	2011 10

3. 学術論文（アブストラクト審査付き）

No.	執筆題目	著者	掲載誌	発行機関	巻・号・頁	年月
1	Consideration on Actual Conditions and Issues of Settlements in South West Coast of Sri Lanka Damaged by Sumatra Earthquake and Indian Ocean Tidal Wave in 2004	Masahiro MAEDA, Yusuke NAKAGAWA, Kyota YAMADA, and Shuji FUNO	Proceedings of 6th International Symposium on Architectural Interchanges in Asia	Architectural Institute of Japan	pp.252-257	2006 10
2	Regional Characteristics of Household Movement in the South Western Coast of Sri Lanka after the Indian Ocean Tsunami in 2004	Masahiro MAEDA, Mitsuo TAKADA and Kiyoko KANKI	Proceedings of the 6th Conference of Asian City Planning 2007	The City Planning Institute of Japan	pp.1-9	2007 12

4. 学術論文（学術誌論説）

No.	執筆題目	著者	掲載誌	発行機関	巻・号・頁	年月
1	津波被災者の再定住地への移住と生活再建におけるコミュニティの役割ースリランカ南部沿岸集落の多様な関係の持続性	前田昌弘	都市住宅学	都市住宅学会	第 72 号 pp.24-30	2011 1
2	東日本大震災後の応急居住と遠隔地避難ー関西圏における居住支援の現状と位置づけー	関川華 前田昌弘 宮野順子 菅井牧子	住宅会議	日本住宅会議	第 83 号 pp.28-30	2011 10

5. 研究報告（依頼講演）

No.	講演題目	発表者	講演会名	主催	年月
1	スリランカにおける再定住事業による災害復興の現状と課題 - 持続的な沿岸域管理の可能性	前田昌弘	国立民族学博物館研究フォーラム「2004 年インド洋地震津波災害被災地復興の現状と課題」	国立民族学博物館	2008 1
2	災害復興を通じて考えるスリランカと日本、そして上町台地	前田昌弘	上町台地・100 人のチカラ! 第 86 回	上町台地からまちを考える会	2010 4
3	住宅復興の研究事例のレビューとスリランカにおける津波被災地居住地の再定住事業の成功法則	前田昌弘	東日本大震災における住まいの復興のあり方に関する連続ワークショップ第 2 回	日本建築学会住まいづくり支援建築会議	2011 7
4	津波災害後の居住地移転の「成功」と「失敗」について考えるースリランカから東日本へー	前田昌弘	集合住宅研究会・震災自主研究会	集合住宅研究会	2011 12

6. 研究報告 (学会発表)

No.	執筆題目	著者	掲載誌	発行機関	巻・号・頁	年月
1	歴史的建造物の現状と調査プログラムの概要—ブータンの歴史的建造物に関する調査報告その1	中島伸 久世啓司 鈴木敬雄 前田昌弘	日本建築学会 学術講演 梗概集 (近畿)	日本建築学会	F-2. 分冊 pp.439-440	2005 9
2	Lhakahng(ラカン)の調査と結果—ブータンの歴史的建造物に関する調査報告その2	鈴木敬雄 前田昌弘 久世啓司 中島伸	日本建築学会 学術講演 梗概集 (近畿)	日本建築学会	F-2. 分冊 pp.441-442	2005 9
3	平面構成からみた寺院建築の諸事例—ブータンの歴史的建造物に関する調査報告その3	前田昌弘 鈴木敬雄 中島伸 久世啓司	日本建築学会 学術講演 梗概集 (近畿)	日本建築学会	F-2. 分冊 pp.443-444	2005 9
4	増改築と劣化の現状および歴史的建造物の維持に関する今後の展望—ブータンの歴史的建造物に関する調査報告その3	久世啓司 中島伸 鈴木敬雄 前田昌弘	日本建築学会 学術講演 梗概集 (近畿)	日本建築学会	F-2. 分冊 pp.445-446	2005 9
5	スリランカにおける居住政策の変遷と津波復興政策の位置づけ - コロンボ近郊における津波被災シャントィ・セツルメントの復興過程その1	中川雄輔 前田昌弘 布野修司	日本建築学会 学術講演 梗概集 (関東)	日本建築学会	E-2. 分冊 pp.195-196	2006 8
6	沿岸居住地の被害状況と復興の実態 - コロンボ近郊における津波被災シャントィ・セツルメントの復興過程その2	前田昌弘 中川雄輔 布野修司	日本建築学会 学術講演 梗概集 (関東)	日本建築学会	E-2. 分冊 pp.197-198	2006 8
7	再定住事業のプロセス - スリランカにおける津波被災地居住地の再定住事業の実態に関する研究その1	中川雄輔 前田昌弘 布野修司 高田光雄	日本建築学会 学術講演 梗概集 (九州)	日本建築学会	E-1. 分冊 pp.5-6	2007 8
8	入居経緯からみた事業初期の住民動態 - スリランカにおける津波被災地居住地の再定住事業の実態に関する研究その2	前田昌弘 中川雄輔 布野修司 高田光雄	日本建築学会 学術講演 梗概集 (九州)	日本建築学会	E-1. 分冊 pp.7-8	2007 8
9	居住者アンケートから見る袋路内の住宅の改修実態と居住性の評価—袋路空間における住宅の実態と居住者の意識に関する研究 その1	小林彩子 高田光雄 神吉紀世子 安枝英俊 森重幸子 韓勝旭 前田昌弘 柴崎耕平 繪本啓太	日本建築学会 学術講演 梗概集 (中国)	日本建築学会	F-1. 分冊 pp.69-70	2008 9

No.	執筆題目	著者	掲載誌	発行機関	巻・号・頁	年月
10	居住者アンケートと外観調査から見る袋路の管理状況と居住者の付き合いの実態—袋路における住宅の実態と居住者の意識に関する研究 その2	柴崎耕平 高田光雄 神吉紀世子 安枝英俊 森重幸子 韓勝旭 前田昌弘 柴崎耕平 小林彩子 繪本啓太	日本建築学会 学術講演 梗概集（中国）	日本建築学会	F-1. 分冊 pp.71-72	2008 9
11	現地機関が作成・提供する資料からのデータ構築と分析の方法に関する検討— GIS を用いた 2004 年インド洋津波後のスリランカに建設された再定住地の立地環境分析 その1	前田昌弘 中川雄輔 神吉紀世子 高田光雄	日本建築学会 学術講演 梗概集（中国）	日本建築学会	F-1. 分冊 pp.327-328	2008 9
12	再定住地の類型化と居住地移転の実態と課題に関する考察— GIS を用いた 2004 年インド洋津波後のスリランカに建設された再定住地の立地環境分析 その2	中川雄輔 前田昌弘 神吉紀世子 高田光雄	日本建築学会 学術講演 梗概集（中国）	日本建築学会	F-1. 分冊 pp.329-330	2008 9
13	ワッタの離散と支援格差の発生—インド洋津波後のスリランカ南西沿岸居住地移転事業におけるワッタの再生と変異その1	前田昌弘 高田光雄 神吉紀世子	日本建築学会 学術講演 梗概集（東北）	日本建築学会	E-2. 分冊 pp.333-334	2009 8
14	再定住地におけるマイクロクレジットを通じた生活再建とコミュニティ形成—インド洋津波後のスリランカ南西沿岸居住地移転事業におけるワッタの再生と変異その2	前田昌弘 高田光雄	日本建築学会 学術講演 梗概集（関東）	日本建築学会	E-2. 分冊 pp.91-92	2011 8
15	有隣学区における各町内の地藏盆の運営状況—京都市都心部における地藏盆の役割に関する研究その1	片岡勇人 高田光雄 安枝英俊 前田昌弘 伊東俊亮	日本建築学会 学術講演 梗概集（関東）	日本建築学会	F-1. 分冊 pp.443-444	2011 8
16	有隣学区地藏めぐりイベントにおける町内と学区の関係—京都市都心部における地藏盆の役割に関する研究その2	伊東俊亮 高田光雄 安枝英俊 前田昌弘 片岡勇人	日本建築学会 学術講演 梗概集（関東）	日本建築学会	F-1. 分冊 pp.445-446	2011 8

7. 報告書、雑誌論考など

No.	執筆題目	著者	掲載誌	発行機関	巻・号・頁	年月
1	猪突猛進！久多集落 - 連載企画「通りゃせん」第1回	前田昌弘	京都げのむ	京都 Community Design League	第5号 pp.90-93	2005 4
2	水没注意！東一口集落 - 連載企画「通りゃせん」第2回	前田昌弘	京都げのむ	京都 Community Design League	第6号 pp.84-87	2006 6
3	住宅一特集・みやこきわめぐり「きわめぐる都市編」	前田昌弘	京都げのむ	京都 Community Design League	第6号 pp.37-40	2006 6
4	住む「かたち」から創発される新しい建築と風景	渡辺菊眞 前田昌弘 中川雄輔 内藤多加志	LANDSCAPE DESIGN	マルモ出版	第52号 pp.116-121	2007 2
5	京都市の景観政策と景観コントロールの空間的展開	前田昌弘	LANDSCAPE DESIGN	マルモ出版	第61号 p.121	2008 8
6	ローカルとグローバルをつなぐ糸口 - 書評：室武編著「グローバル時代のローカル・コモンズ」	前田昌弘	持続可能な発展の重層的環境ガバナンス Newsletter	環境ガバナンスプロジェクト推進室	第3号 p.15	2010 4
7	[学会ニュース] 2009年度都市住宅学会関東支部・関西支部合同企画「ネパール都市住宅事情視察調査」報告	森重幸子 サキヤ・ラタ 前田昌弘	都市住宅学	都市住宅学会	第69号 pp.101-107	2010 4
8	再定住地における持続的居住とコミュニティの役割	前田昌弘	持続可能な発展の重層的環境ガバナンス Newsletter	環境ガバナンスプロジェクト推進室	第6号 p.10	2011 2
9	津波災害とどのように向き合うか	前田昌弘	持続可能な発展の重層的環境ガバナンス Newsletter	環境ガバナンスプロジェクト推進室	第7号 p.16	2011 5

8. その他

No.	題目	著者	年月
1	仮設住宅 内部断熱作業マニュアル「仮設すまいるマニュアル」(12月6日版)	前田昌弘 (特定非営利活動法人アプカス、および京都工芸繊維大学・阪田弘一研究室と共同執筆)	2011 12

謝辭

謝辞

本論文は筆者が京都大学大学院工学研究科建築学専攻修士課程および同研究科都市環境工学専攻博士後期課程に在籍中の研究成果をまとめたものである。

京都大学大学院工学研究科教授・高田光雄先生には指導教員として本研究の実施の機会を与えて頂き、その遂行にあたって終始、ご指導を頂いた。先生には研究室内での指導だけでなく、研究室外での様々な調査や研究会、学会等への参加の機会を与えて頂いた。また、先生の研究に対する取り組み方を通じて、研究者としての心構えを学ばせて頂いた。ここに深謝の意を表す。

京都大学大学院地球環境学学術教授・小林正美先生、並びに、同大学院工学研究科教授・林康裕先生には副査として助言を頂くとともに、本論文の細部にわたりご指導を頂いた。各先生との議論を通じて本論文の意義を明確にすることができた。ここに深謝の意を表す。

京都大学大学院工学研究科教授・神吉紀世子先生には、先生が准教授として研究室に在籍しておられた当時、ご指導を頂いた。本論文の研究対象地であるスリランカにもご足労くださり、研究の遂行にあたって終始、的確なご指摘・ご意見を頂いた。ここに深謝の意を表す。

滋賀県立大学大学院環境科学研究科教授・布野修司先生には、先生が京都大学大学院工学研究科助教授として在籍しておられた当時、ご指導をいただいた。当時、修士課程一回生であった筆者にアジア地域研究の魅力をご教示頂き、またスリランカのフィールドに関わるきっかけを与えてくださった。ここに深謝の意を表す。

モラトウワ大学建築学部教授サミタ・マナワドウ先生には、スリランカの現地調査にあたって公的機関での文献資料収集やインタビュー調査の仲介、宿泊場所の手配、調査補助員の調整など、様々な面で多大なるご支援とご協力を頂いた。ここに深謝の意を表す。

京都大学名誉教授・高橋康夫先生、並びに京都大学大学院工学研究科准教授・山岸常人先生には、当時、修士課程二回生進級とともに研究室を移動することとなった筆者の指導を引き受けて頂いた。やむを得ない事情があったとはいえ、無理なお願いを聞き入れて頂いた。ここに深謝の意を表す。

国立民族学博物館民族社会研究部准教授・林勲男先生、首都大学東京社会人類学研究室教授・高桑史子先生、京都大学防災研究所巨大災害研究センター准教授・牧紀男先生、奈良女子大学生活環境学部准教授・山本直彦先生、関西学院大学災害復興制度研究所研究員・青田良介氏、阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター主任研究員・阪本真由美氏には、国立民族学博物館での研究会を通じて、他のスマトラ島沖地震津波被災地の経験や、災害復興に対する他分野（人類学、社会学、防災工学、情報工学、地理学）における研究アプローチについて学ぶ機会を与えて頂いた。ここに深謝の意を表す。特に、高桑史子先生にはご専門であるスリランカ海村社会研究に関する文献資料をご提供頂くとともに、背景知識についてご教示頂いた。ここに深謝の意を表す。

立命館大学共通教育推進機構准教授・山口洋典先生、和歌山大学システム工学部准教授・宮川智子先生、大阪大学大学院工学研究科准教授・小浦久子先生、同研究科准教授・松村暢彦先生、同研究科助教・猪井博登先生には、「居住文化育成の視点から見た持続可能な都市・地域デザイン」研究会（代表・高田光雄教授）において、的確なご指摘・ご意見を頂いた。先生方それぞれのご専門の立場からのフィールドへの携わり方を通じて、実践的研究の方法と心構えを学ばせて頂いた。ここに深謝の意を表す。

また、同研究会が所属する研究プロジェクトである「平成 18 年度発足特定領域研究・持続可能な発展の重層的環境ガバナンス」に参加させて頂いたことは筆者の貴重な財産となっている。同プロジェクトにおいて議論を

積み重ねる中で、社会科学分野（経済学、社会学、政策学）における最新の研究成果に触れるとともに、ローカルだけでなく、リージョナル、グローバルといったスケールを横断的に議論する姿勢が身に付いた。研究代表者である京都大学大学院経済学研究科教授・植田和弘先生をはじめ関係者の方々に深謝の意を表す。

京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科助教・山田協太先生には、筆者が修士一回生当時、研究室の先輩であった先生のスリランカの現地調査に同行させて頂くとともに、修士論文の執筆などにあたり、有益なご助言を頂いた。また、滋賀県立大学大学院環境科学研究科博士前期課程（当時）・中川雄輔氏には、現地調査にご協力頂くとともに、調査結果の取りまとめなどを手伝って頂いた。ここに深謝の意を表す。

グリーン・ムーブメント・オブ・スリランカ代表・スランジャン・コディトゥワック氏、同職員（当時）・ダグラス・チャンダナ・クマラ氏、同職員・プリヤンタ・ニローシャニ氏、同職員・ニマル・クマラ・トゥンガ氏には、彼らの活動地に筆者を快く受け入れて頂くとともに、実地調査の補助、宿泊場所の手配、シンハラ語の学習補助、その他日常生活まで多大なるご支援とご協力を頂いた。ここに深謝の意を表す。

特定非営利活動法人アプカス代表理事・石川直人氏、同事務局長・伊藤俊介氏には、協働団体であるグリーン・ムーブメント・オブ・スリランカを紹介して頂くとともに、実地調査の遂行にあたって終始、多大なるご支援とご協力を頂いた。また、両氏が携わっているスリランカ各地の現場に同行させて頂いたことは筆者にとって貴重な機会であり、途上国開発問題において住宅・住宅地計画が果たすべき役割について考える契機となった。

国連地域開発センター防災計画兵庫事務所研究員・斎藤容子氏には、協働団体である特定非営利法人アプカスおよびグリーン・ムーブメント・オブ・スリランカをご紹介頂いた。同氏にはその後も、同所が主催する研究会やシンポジウムにお招き頂いた。ここに深謝の意を表す。

筆者が博士後期課程において在籍した高田研究室のメンバーおよび関係者には、研究遂行にあたり日頃より有益な討論ご助言を頂いた。京都大学大学院工学研究科助教・安枝英俊先生、京都大学研究員・森重幸子氏、韓国建築都市空間研究所センター長・ヨム・チョルホ氏、京都大学大学院医学研究科助教・孔相権先生、鹿児島大学大学院理工学研究科助教・境野健太郎先生、韓国済州大学専任講師・イ・ヨンキュ氏、赤崎盛久氏、増淵昌利氏、韓国国土海洋部事務官・リ・ヒョンサン氏、釜山発展研究院研究員・ハン・スンウク氏、京都大学研究員・関川華氏、ティティン・ファティマ氏、サキヤ・ラタ氏、本塚智貴氏、宮野順子氏、キム・ヘリ氏から、多くのご協力とご支援を頂いた。ここに深謝の意を表す。

特に安枝英俊先生には、研究を遂行する上で終始、的確なご指摘・ご意見を頂くとともに、先生が携わっておられる研究から非常に大きな影響を受けた。また特に、森重幸子氏、ハン・スンウク氏、関川華氏には日頃から、有益なご助言を頂くとともに、励ましの言葉をかけて頂いた。また、研究室秘書である長谷川直子氏には、複雑な事務処理や研究費運用についてのご教示を含め、研究遂行をサポートして頂いた。ここに深謝の意を表す。

なお、本論文の一部は、日本学術振興会科学研究費補助金（特別研究員奨励費、課題番号 207522）、並びに松下国際財団研究助成金（現・財団法人松下幸之助記念財団研究助成金）の助成を受けた。海外渡航を前提とした研究を、上記の助成によって円滑に遂行することができた。ここに記して謝意を表す。

最後に、私事で恐縮ではあるが、長い学生生活を温かく見守り、全面的にサポートしてくれた父、母、姉に深謝の意を表し、この論文を捧げたい。

2011年12月
前田 昌弘